△

○

ロ　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する通院対象者又はその家族等に対して医療観察訪問看護を行う場合であって、次のいずれにも該当する場合

⑴　最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護事業型指定通院医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が30分以上である通院対象者に医療観察訪問看護を行う場合

⑵　最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護事業型指定通院医療機関の所在地から患家までの往復にかかる時間及び医療観察訪問看護の実施に要した時間の合計が２時間30分以上である場合

注８・注９　（略）

注10　注１及び注２に規定する場合であって、夜間又は早朝に医療観察訪問看護を行った場合は、医療観察夜間・早朝訪問看護加算として、同一日に、当該加算を算定する通院対象者（同一建物等居住者に限る。）の数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ　同一建物内１人又は２人　210点

ロ　同一建物内３人以上９人以下

⑴　月15日目まで　210点

⑵　月16日目以降　190点

ハ　同一建物内10人以上19人以下

⑴　月15日目まで　180点

⑵　月16日目以降　130点

ニ　同一建物内20人以上49人以下

⑴　月15日目まで　120点

⑵　月16日目以降　95点

ホ　同一建物内50人以上

⑴　月15日目まで　100点

⑵　月16日目以降　80点

注11　注１及び注２に規定する場合であって、深夜に医療観察精神科訪問看護を行った場合は、医療観察深夜訪問看護加算として、同一日に、当該加算を算定する通院対象者（同一建物等居住者に限る。）の数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ　同一建物内１人又は２人　420点

ロ　同一建物内３人以上９人以下

⑴　月15日目まで　420点

⑵　月16日目以降　400点

ハ　同一建物内10人以上19人以下

⑴　月15日目まで　390点

⑵　月16日目以降　230点

ニ　同一建物内20人以上49人以下

⑴　月15日目まで　210点

⑵　月16日目以降　150点

ホ　同一建物内50人以上

⑴　月15日目まで　180点

⑵　月16日目以降　130点

注12・注13　（略）

○

ロ　別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が別に厚生労働大臣が定める地域に居住する通院対象者又はその家族等に対して医療観察訪問看護を行う場合

（新設）

（新設）

注７・注８　（略）

注９　注１及び注２に規定する場合であって、夜間又は早朝に医療観察訪問看護を行った場合は、医療観察夜間・早朝訪問看護加算として所定点数に210点を加算し、深夜に医療観察訪問看護を行った場合は、医療観察深夜訪問看護加算として所定点数に420点を加算する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

注10・注11　（略）

2　医療観察訪問看護管理料	
イ　月の初日の訪問の場合	
⑴　医療観察機能強化型訪問看護管理料１	1,376点
⑵　医療観察機能強化型訪問看護管理料２	1,046点
⑶　医療観察機能強化型訪問看護管理料３	903点
⑷　医療観察機能強化型訪問看護管理料４	903点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合	771点
ロ　月の２日目以降の訪問の場合（１日につき）	
⑴　単一建物居住利用者が20人未満	301点
⑵　単一建物居住利用者が20人以上50人未満	
①　月15日目まで	251点
②　月16日目以降24日目まで	231点
③　月25日目以降	221点
⑶　単一建物居住利用者が50人以上	
①　月15日目まで	241点
②　月16日目以降24日目まで	221点
③　月25日目以降	201点
注１　医療観察訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護事業型指定通院医療機関（イの⑴から⑷までについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事業型指定通院医療機関に限る。）が、通院対象者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書を法第106条による精神保健観察を担当している保護観察所及び通院対象者通院医学管理を実施している指定通院医療機関に対して提出するとともに、当該通院対象者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度、所定点数を算定する。	
注２・注３　（略）	
注４　訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、通院対象者又はその家族等の同意を得て、訪問診療を実施している指定通院医療機関（病院及び診療所に限る。）を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している指定通院医療機関（薬局に限る。）と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、医療観察在宅患者連携指導加算として、月１回に限り、所定点数に300点を加算する。	
注５　（略）	
3　（略）	
4　訪問看護物価対応料（１日につき）	
イ　月の初日の訪問の場合	６点
ロ　月の２日目以降の訪問の場合	２点
注１　イ及びロについては、医療観察訪問看護管理料を算定している通院対象者１人につき、区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。	
注２　イ及びロについては、令和９年６月以降は、所定点数の100分の200に相当する点数を算定する。	

2　医療観察訪問看護管理料	
イ　月の初日の訪問の場合	767点
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
ロ　月の２日目以降の訪問の場合（１日につき）	300点
（新設）	
（新設）	
（新設）	
注１　医療観察訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護事業型指定通院医療機関が、通院対象者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書を法第106条による精神保健観察を担当している保護観察所及び通院対象者通院医学管理を実施している指定通院医療機関に対して提出するとともに、当該通院対象者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度、所定点数を算定する。	
注２・注３　（略）	
注４　訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、通院対象者又はその家族等の同意を得て、訪問診療を実施している指定通院医療機関（病院及び診療所に限る。）を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第３項第１号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）又は訪問薬剤管理指導を実施している指定通院医療機関（薬局に限る。）と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、医療観察在宅患者連携指導加算として、月１回に限り、所定点数に300点を加算する。	
注５　（略）	
3　（略）	
（新設）	

第４章　特定治療料

1　医科診療報酬点数表第１章及び第２章、診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科診療報酬点数表」という。）並びに別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤報酬点数表」という。）において、保険医療機関又は健康保険法第63条第３項第１号に規定する保険薬局が行った場合に点数が算定される行為（第１章基本診療料及び第２章医療観察精神科専門療法に掲げる診療を除く。）を行った場合に、当該行為に係る医科診療報酬点数表第１章及び第２章、歯科診療報酬点数表並びに調剤報酬点数表に定める点数

2　訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表区分番号０７に定める額

○厚生労働省告示第百四十七号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）に基づき、基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成十七年厚生労働省告示第三百六十六号。以下「施設基準等」という。）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日において現に指定入院医療機関である医療機関について、この告示による改正後の施設基準等第三の一の三に規定する医療観察地域移行支援病棟入院料を適用する場合においては、この告示の適用の日から令和九年五月三十一日までの間に限り、施設基準等第三の一の三の⑹中「作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計は、当該病棟の入院対象者の数が四又はその端数を増すごとに一以上」とあるのは「社会復帰期の入院対象者の看護に一定の経験のある看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計は、当該病棟の入院対象者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計は、当該病棟の入院対象者の数が五又はその端数を増すごとに一以上」とする。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１・第二　（略）	第１・第二　（略）
第三　基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等	第三　基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等
一　医療観察法病棟入院料の注１に規定する医療観察一般病棟入院料の施設基準	一　入院対象者入院医学管理料の施設基準
(1)　次に掲げる病棟を単位として行うものであること。	(1)　次に掲げる病棟を単位として行うものであること。
(一)　法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者であって、主として集中的な治療を要するものを入院させる病棟	(一)　法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者であって、集中的な治療を要するものを入院させる病棟
(二)　(一)に掲げるもののほか、病院の病棟の一部であって、法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者であって集中的な治療を要するものを入院させるための精神病床（十四床を超えないものに限る。）により構成される病棟（以下「小規格病棟」という。）	(二)　(一)に掲げるもののほか、病院の病棟の一部であって、法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者であって集中的な治療を要するものを入院させるための精神病床（十四床を超えないものに限る。）により構成される病棟（以下「小規格病棟」という。）
(2)　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第二項第一号に定める薬剤師の員数以上の員数が配置されていること。	(2)　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第二項第一号に定める薬剤師の員数以上の員数が配置されていること。
(3)　当該病棟における医師の数は、当該病棟の法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受け現に入院している者（以下「入院対象者」という。）の数が八又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、当該病棟に勤務する医師の過半数は常勤の医師であること。	(3)　当該病棟における医師の数は、当該病棟に法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受け現に入院している者（以下「入院対象者」という。）の数が八又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、当該病棟に勤務する医師の過半数は常勤の医師であること。
(4)　当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されており、かつ、当該病棟を有する指定入院医療機関に常勤の精神保健指定医が二名以上配置されていること。	(4)　当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されており、かつ、当該病棟を有する指定入院医療機関に常勤の精神保健指定医が二名以上配置されていること。
(5)　当該病棟において、一日に看護を行う常勤の看護師の数は、常時、当該病棟の入院対象者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う常勤の看護師の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、	(5)　当該病棟における常勤の看護師の数は、四に、当該病棟の入院対象者の数に一・三を乗じた数を加えた数以上であること。ただし、その一部に小規格病棟を有している病院の病棟にあっては、当該病院の病棟における看護職員の数が当該病院の病棟の入院患者の数が

当該病棟における夜勤を行う常勤の看護師の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であること。また、その一部に小規格病棟を有している病院の病棟にあっては、当該病院の病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病院の病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、その最小必要数の四割以上が看護師であって、当該小規格病棟について入院対象者の入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(6)　当該病棟において、作業療法士、精神保健福祉士及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百十七号）第二条第四号ホの臨床心理技術者（以下「臨床心理技術者」という。）の数の合計は、当該病棟の入院対象者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(7)　入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(8)　入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な構造設備を有していること。

一の二　医療観察法病棟入院料の注2及び注4に規定する厚生労働大臣が定める入院対象者

次の(1)及び(2)に該当する入院対象者であること。

(1)　特別医学管理加算を算定している入院対象者

(2)　過去六月の間に、指定入院医療機関運営ガイドライン（平成十七年七月十四日付け障精発第〇七一四〇〇一号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知別紙）に規定する外部評価会議において当該指定入院医療機関の医師及び当該指定入院医療機関以外の複数の医師により治療内容等に係る評価を行った入院対象者

一の三　医療観察法病棟入院料の注3に規定する医療観察地域移行支援病棟入院料の施設基準

(1)　次に掲げる病棟を単位として行うものであること。

(一)　法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者であって、主として地域移行支援を要するものを入院させる病棟

(二)　(一)に掲げるもののほか、小規格病棟

(2)　医療法施行規則第十九条第二項第一号に定める薬剤師の員数以上の員数が配置されていること。

(3)　当該病棟における医師の数は、当該病棟の入院対象者の数が八又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、当該病棟に勤務する医師の過半数は常勤の医師であること。ただし、社会復帰期の入院対象者の看護に一定の経験のある看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計が、当該病棟の入院対象者の数が三又はその端数を増すごとに一以上である場合、当該病棟における医師の数は、当該病棟の入院対象者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上で差し支えないこと。

(4)　当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されており、かつ、当該病棟を有する指定入院医療機関に常勤の精神保健指定医が二名以上配置されていること。ただし、当該病棟のみを有する指定入院医療機関である場合であって、社会復帰期の入院対象者の看護に一定の経験のある看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計が、当該病棟の入院対象者の数が三又はその端数を増すごとに一以上である場合、当該指定入院医療機関の常勤の精神保健指定医は一名以上配置されていれば差し支えないこと。

三又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、その最小必要数の四割以上が看護師であって、当該小規格病棟について入院対象者の入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(6)　当該病棟における常勤の作業療法士、精神保健福祉士及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百十七号）第二条第四項ホの臨床心理技術者の数の合計は、一に当該病棟の入院対象者の数が五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上であること。ただし、百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院であって、入院対象者の状態に応じた入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されているものにあってはこの限りでない。

(7)　入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(8)　入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な構造設備を有していること。

（新設）

（新設）

(5)　当該病棟において、一日に看護を行う常勤の看護師の数は、常時、当該病棟の入院対象者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う常勤の看護師の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う常勤の看護師の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であること。また、その一部に小規格病棟を有している病院の病棟にあっては、当該病院の病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病院の病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、その最小必要数の四割以上が看護師であって、当該小規格病棟について入院対象者の入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(6)　当該病棟において、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計は、当該病棟の入院対象者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(7)　入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(8)　入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な構造設備を有していること。

一の四　医療観察法病棟入院料の注６に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

(1)　イの(1)の看護体制特定減算１の施設基準

当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院対象者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2)　イの(2)の看護体制特定減算２の施設基準

一の(5)及び(1)を満たさないものであること。

(3)　ロの(1)の看護体制特定減算１の施設基準

一の三の(5)を満たさないものであること。

一の五　医療観察看護師７対１配置加算の施設基準

(1)　医療観察地域移行支援病棟入院料を算定する病棟であること。

(2)　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院対象者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。

一の六　医療観察看護師夜間６対１配置加算の施設基準

(1)　当該病棟において、夜勤を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院対象者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2)　当該指定入院医療機関において、入院対象者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置していること。

(3)　夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

(4)　看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

一の七　医療観察法病棟入院料の注10に規定する厚生労働大臣が定める日

当該病棟における夜勤を行う看護師の数が四未満である日

一の八　医療観察多職種協働加算の施設基準

(1)　医療観察一般病棟入院料を算定する病棟であること。

(2)　当該病棟において、社会復帰に係る支援を行う作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数は、当該病棟の入院対象者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

二・三　（略）

三の二　退院実績評価加算の施設基準

入院対象者の社会復帰について、十分な実績があること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

二・三　（略）

（新設）

三の三　特別医学管理加算の対象者

次のいずれかの入院対象者であること。

(1)　過去二年の間に、当該指定入院医療機関において暴力行為、著しい迷惑行為等が認められる者であって、当該行為等による被害の届出をされたことがあるもの

(2)　法第四十三条第四項の規定により指定入院医療機関の変更の通知を受けた対象者（身体合併症の治療及び転居等に伴う変更を除く。）であって、地方厚生局が転院調整を行い、別の指定入院医療機関から当該指定入院医療機関に転院したもの

三の四　医療観察薬剤管理指導料の施設基準

(1)　当該指定入院医療機関内に薬剤管理指導を行うにつき必要な薬剤師が配置されていること。

(2)　薬剤管理指導を行うにつき必要な医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有していること。

(3)　入院対象者に対し、入院対象者ごとに適切な薬学的管理（副作用に関する状況の把握を含む。）を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。

三の五　医療観察薬剤管理指導料の対象者

特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）別表第三の三に掲げる医薬品が投薬又は注射されている入院対象者

三の六　医療観察精神科身体合併症管理加算の施設基準

(1)　当該病棟に専任の内科又は外科の医師が配置されていること。

(2)　精神障害者であって身体合併症を有する入院対象者の治療が行えるよう、精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟であること。

三の七　医療観察精神科身体合併症管理加算の対象者

基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第七の二に掲げる身体合併症を有する入院対象者

三の八　医療観察精神科慢性身体合併症管理加算の施設基準

(1)　当該病棟に内科の医師が配置されていること。

(2)　身体合併症を有する入院対象者の治療を行うにつき十分な体制を有していること。

四　（略）

四の二　急性増悪包括管理料２の施設基準

(1)　診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する精神病棟入院基本料の十対一入院基本料、十三対一入院基本料若しくは十五対一入院基本料、特定機能病院入院基本料（精神病棟の場合に限る。）、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料又は地域移行機能強化病棟入院料を算定する精神病棟であること。

(2)　集中的な精神医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

四の三　急性増悪包括管理料２及び急性増悪時等受入調整加算の対象者

精神保健指定医の診察の結果、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第二十条、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項から第三項まで又は第三十三条の六第一項若しくは第二項の規定により入院している者

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

四　（略）

（新設）

（新設）

五～五の三　（略）	五～五の三　（略）
五の四　医療観察心理支援加算の施設基準	五の四　医療観察心理支援加算の対象者
当該指定通院医療機関内に専任の常勤の精神保健指定医が一名以上配置されていること。	心的外傷に起因する症状を有する患者
五の五　医療観察療養生活継続支援加算の施設基準	（新設）
療養生活を継続するための支援を行うにつき十分な体制が確保されていること。	
六　（略）	六　（略）
七　医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準	七　医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　医療観察認知療法・認知行動療法ハにあっては、(1)の基準に加え、当該指定通院医療機関内に認知行動療法的アプローチに基づく心理支援に係る経験等を有する専任の常勤公認心理師が一名以上配置されていること。	（新設）
八・九　（略）	八・九　（略）
九の二　医療観察訪問看護基本料の注３に規定する厚生労働大臣が定める通院対象者	（新設）
精神保健福祉法第二十条、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項から第三項まで又は第三十三条の六第一項若しくは第二項の規定により入院している者であって、在宅療養に備えて一時的に外泊している通院対象者	
十　医療観察訪問看護管理料の施設基準	十　（略）
(1)　医療観察機能強化型訪問看護管理料１の施設基準	（略）
訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三号。以下「訪問看護基準告示」という。）の第一の六の(1)に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出ていること。	
(2)　医療観察機能強化型訪問看護管理料２の施設基準	
訪問看護基準告示の第一の六の(2)に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出ていること。	
(3)　医療観察機能強化型訪問看護管理料３の施設基準	
訪問看護基準告示の第一の六の(3)に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出ていること。	
(4)　医療観察機能強化型訪問看護管理料４の施設基準	
訪問看護基準告示の第一の六の(4)に規定する施設基準に適合していること。	
十の二　（略）	
十一　（略）	十一　（略）

○厚生労働省告示第百四十八号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第六十八号）の施行に伴い、並びに医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の十四の二第二項第一号及び第五条の十四の三第三項（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療法施行令第五条の十四の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額及び同令第五条の十四の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が認める場合等を次のように定め、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から適用する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法施行令第五条の十四の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額及び同令第五条の十四の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が認める場合等

1　医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第５条の14の２第２項第１号の厚生労働大臣が定める額は、０円とする。

2　令第５条の14の３第３項の厚生労働大臣が認める場合は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第69条の３の規定により厚生労働大臣に委託をする者が、令第５条の14の３第２項第２号若しくは第３号に掲げる者又はこれらの者のみにより構成されている団体である場合とする。

3　令第５条の14の３第３項の規定により同条第２項の規定による減額後の手数料の額（以下この３において「減額後の手数料の額」という。）について更なる減額をするときは、減額後の手数料の額から、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を減額することができることとする。

イ　ロに掲げる者以外の者	次の⑴に定める額から⑵に定める額を控除した額（当該額が０を下回る場合には、０とする。） ⑴　減額後の手数料の額 ⑵　1,000,000円と、令第５条の14の２第１項の規定により算定した手数料の額（その額が2,000,000円に満たないときは、2,000,000円）から2,000,000円を控除した額に100分の10を乗じて得た額との合算額
ロ　イの右欄に掲げる額について更なる減額をしないこととすれば、その業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると厚生労働大臣が認める者	次の⑴に定める額から⑵に定める額を控除した額（当該額が０を下回る場合には、０とする。） ⑴　減額後の手数料の額 ⑵　500,000円と、令第５条の14の２第１項の規定により算定した手数料の額（その額が1,000,000円に満たないときは、1,000,000円）から1,000,000円を控除した額に100分の５を乗じて得た額との合算額

4　前２項の規定は、法第69条の４第１項の規定により医療法人情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、第２項中「令第５条の14の３第３項」とあるのは「令第５条の14の３第７項において読み替えて準用する同条第３項」と、「令第５条の14の３第２項第２号若しくは第３号」とあるのは「令第５条の14の３第７項において読み替えて準用する同条第２項第２号若しくは第３号」と、前項中「令第５条の14の３第３項」とあるのは「令第５条の14の３第７項において読み替えて準用する同条第３項」と、「同条第２項」とあるのは「同条第７項において読み替えて準用する同条第２項」と、「令第５条の14の２第１項」とあるのは「令第５条の14の２第２項」と読み替えるものとする。

○厚生労働省告示第百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。ただし、別表第１の第２章の２⑶及び⑷に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第１　生活扶助基準

第１章　基準生活費

１　居宅

⑴　（略）

⑵　基準生活費の算定

ア　（略）

逓減率　（略）

期末一時扶助費

級地別	世帯人員別				
	１人	２人	３人	４人	５人
１級地－１	14,500円	23,640円	24,360円	27,410円	28,560円
１級地－２	13,850	22,560	23,270	26,170	27,270
２級地－１	13,190	21,510	22,160	24,930	25,980
２級地－２	12,550	20,450	21,080	23,720	24,710
３級地－１	11,890	19,380	19,980	22,470	23,420
３級地－２	11,240	18,310	18,880	21,230	22,140

改正前

別表第１　生活扶助基準

第１章　基準生活費

１　居宅

⑴　（略）

⑵　基準生活費の算定

ア　（略）

逓減率　（略）

期末一時扶助費

級地別	世帯人員別				
	１人	２人	３人	４人	５人
１級地－１	14,160円	23,080円	23,790円	26,760円	27,890円
１級地－２	13,520	22,030	22,720	25,550	26,630
２級地－１	12,880	21,000	21,640	24,340	25,370
２級地－２	12,250	19,970	20,580	23,160	24,130
３級地－１	11,610	18,920	19,510	21,940	22,870
３級地－２	10,970	17,880	18,430	20,730	21,620

級地別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
1級地－1	32,490円	34,500円	36,540円	38,270円	1,750円
1級地－2	31,010	32,950	34,880	36,550	1,660
2級地－1	29,550	31,400	33,240	34,820	1,580
2級地－2	28,100	29,860	31,600	33,120	1,520
3級地－1	26,640	28,300	29,970	31,390	1,420
3級地－2	25,160	26,730	28,310	29,650	1,350

経過的加算額（月額）　（略）

イ・ウ　（略）

2　救護施設等

(1)　基準生活費の額（月額）

ア　基準額

級地別	救護施設及びこれに準ずる施設	更生施設及びこれに準ずる施設
1　級　地	65,680円	69,580円
2　級　地	62,410	66,100
3　級　地	59,120	62,620

イ　（略）

(2)　基準生活費の算定

ア　基準生活費の額は、(1)に定める額とする。ただし、12月の基準生活費の額は、次の表に定める期末一時扶助費の額を加えた額とする。

級地別	期末一時扶助費
1　級　地	5,200円
2　級　地	4,720
3　級　地	4,250

イ　（略）

3・4　（略）

第2章　加算

1　妊産婦加算

(1)　加算額（月額）

級地別	妊婦		産婦
	妊娠6か月未満	妊娠6か月以上	
1級地及び2級地	9,350円	14,120円	8,690円
3　級　地	7,950	12,010	7,390

(2)～(5)　（略）

級地別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
1級地－1	31,720円	33,690円	35,680円	37,370円	1,710円
1級地－2	30,280	32,170	34,060	35,690	1,620
2級地－1	28,850	30,660	32,460	34,000	1,540
2級地－2	27,440	29,160	30,860	32,340	1,480
3級地－1	26,010	27,630	29,260	30,650	1,390
3級地－2	24,570	26,100	27,640	28,950	1,320

経過的加算額（月額）　（略）

イ・ウ　（略）

2　救護施設等

(1)　基準生活費の額（月額）

ア　基準額

級地別	救護施設及びこれに準ずる施設	更生施設及びこれに準ずる施設
1　級　地	64,140円	67,950円
2　級　地	60,940	64,550
3　級　地	57,730	61,150

イ　（略）

(2)　基準生活費の算定

ア　基準生活費の額は、(1)に定める額とする。ただし、12月の基準生活費の額は、次の表に定める期末一時扶助費の額を加えた額とする。

級地別	期末一時扶助費
1　級　地	5,070円
2　級　地	4,610
3　級　地	4,150

イ　（略）

3・4　（略）

第2章　加算

1　妊産婦加算

(1)　加算額（月額）

級地別	妊婦		産婦
	妊娠6か月未満	妊娠6か月以上	
1級地及び2級地	9,130円	13,790円	8,480円
3　級　地	7,760	11,720	7,210

(2)～(5)　（略）

2　障害者加算

⑴　加算額（月額）

		⑵のアに該当する者	⑵のイに該当する者
在宅者	１　級　地	27,460円	18,300円
	２　級　地	25,540	17,020
	３　級　地	23,620	15,750
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		22,850	15,230

㈫　（略）

⑵　（略）

⑶　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第１に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第１条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に16,560円を算定するものとする。

⑷　⑵のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に13,890円を算定するものとする。この場合においては、⑸の規定は適用しないものとする。

⑸　介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、75,820円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

3　介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であつて、障害者加算又は８に定める母子加算が算定されていないものについて行い、加算額（月額）は、10,120円の範囲内の額とする。

4　在宅患者加算

⑴　加算額（月額）

級　地　別	加　算　額
１級地及び２級地	13,590円
３　級　地	11,550

⑵　（略）

2　障害者加算

⑴　加算額（月額）

		⑵のアに該当する者	⑵のイに該当する者
在宅者	１　級　地	26,810円	17,870円
	２　級　地	24,940	16,620
	３　級　地	23,060	15,380
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		22,310	14,870

㈫　（略）

⑵　（略）

⑶　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第１に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第１条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に16,100円を算定するものとする。

⑷　⑵のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に13,490円を算定するものとする。この場合においては、⑸の規定は適用しないものとする。

⑸　介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、73,170円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

3　介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であつて、障害者加算又は８に定める母子加算が算定されていないものについて行い、加算額（月額）は、9,880円の範囲内の額とする。

4　在宅患者加算

⑴　加算額（月額）

級　地　別	加　算　額
１級地及び２級地	13,270円
３　級　地	11,280円

⑵　（略）

5　放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、⑴に該当する者にあつては月額49,120円、⑵に該当する者にあつては月額24,560円とする。

⑴・⑵　（略）

6・7　（略）

8　母子加算

⑴　加算額（月額）

		児　童　1　人	児童が２人の場合に加える額	児童が３人以上１人を増すごとに加える額
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		19,820	1,600	790

⑵・⑶　（略）

9　（略）

第３章　入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費

1　入院患者日用品費

⑴　基準額及び加算額（月額）

基　準　額	地区別冬季加算額（11月から３月まで）		
	Ⅰ区及びⅡ区	Ⅲ区及びⅣ区	Ⅴ区及びⅥ区
23,670円以内	3,690円	2,160円	1,030円

⑵～⑷　（略）

2　介護施設入所者基本生活費

⑴　基準額及び加算額（月額）

基　準　額	地区別冬季加算額（11月から３月まで）		
	Ⅰ区及びⅡ区	Ⅲ区及びⅣ区	Ⅴ区及びⅥ区
10,120円以内	3,690円	2,160円	1,030円

⑵～⑷　（略）

3　（略）

別表第２　（略）

5　放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、⑴に該当する者にあつては月額46,760円、⑵に該当する者にあつては月額23,380円とする。

⑴・⑵　（略）

6・7　（略）

8　母子加算

⑴　加算額（月額）

		児　童　1　人	児童が２人の場合に加える額	児童が３人以上１人を増すごとに加える額
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		19,350	1,560	770

⑵・⑶　（略）

9　（略）

第３章　入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費

1　入院患者日用品費

⑴　基準額及び加算額（月額）

基　準　額	地区別冬季加算額（11月から３月まで）		
	Ⅰ区及びⅡ区	Ⅲ区及びⅣ区	Ⅴ区及びⅥ区
23,110円以内	3,600円	2,110円	1,000円

⑵～⑷　（略）

2　介護施設入所者基本生活費

⑴　基準額及び加算額（月額）

基　準　額	地区別冬季加算額（11月から３月まで）		
	Ⅰ区及びⅡ区	Ⅲ区及びⅣ区	Ⅴ区及びⅥ区
9,880円以内	3,600円	2,110円	1,000円

⑵～⑷　（略）

3　（略）

別表第２　（略）

別表第３　住宅扶助基準

１　基準額

区分／級地別	家賃、間代、地代等の額（月額）	補修費等住宅維持費の額（年額）
１級地及び２級地	（略）	136,000円以内
３　級　地	（略）	

２　（略）

別表第４・別表第５　（略）

別表第６　出産扶助基準

１　基準額

区　分	基　準　額
出産に要する費用	336,000円以内

２　（略）

３　衛生材料費を必要とする場合は、6,300円の範囲内の額を基準額に加算する。

別表第７　生業扶助基準

１　基準額

区　分			基　準　額
（略）			（略）
技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）		92,000円以内
	（略）	（略）	（略）
就　職　支　度　費			35,000円以内

２・３　（略）

別表第８　葬祭扶助基準

１　基準額

級　地　別	基　準　額	
	大　人	小　人
１級地及び２級地	222,000円以内	177,600円以内
３　級　地	194,300円以内	155,400円以内

２・３　（略）

別表第９　（略）

別表第３　住宅扶助基準

１　基準額

区分／級地別	家賃、間代、地代等の額（月額）	補修費等住宅維持費の額（年額）
１級地及び２級地	（略）	135,000円以内
３　級　地	（略）	

２　（略）

別表第４・別表第５　（略）

別表第６　出産扶助基準

１　基準額

区　分	基　準　額
出産に要する費用	318,000円以内

２　（略）

３　衛生材料費を必要とする場合は、6,200円の範囲内の額を基準額に加算する。

別表第７　生業扶助基準

１　基準額

区　分			基　準　額
（略）			（略）
技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）		90,000円以内
	（略）	（略）	（略）
就　職　支　度　費			34,000円以内

２・３　（略）

別表第８　葬祭扶助基準

１　基準額

級　地　別	基　準　額	
	大　人	小　人
１級地及び２級地	219,000円以内	175,200円以内
３　級　地	191,600円以内	153,300円以内

２・３　（略）

別表第９　（略）

○厚生労働省告示第百五十号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。 一　令和七年度　年率一・一七パーセント（当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、当該確定給付企業年金を実施する事業主が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六条第二項及び第三項の規定の例により同条第二項の当該労働組合又は同項の当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た場合（企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあっては、当該加減して得た率を予定利率とすることについて当該企業年金基金の代議員会において議決した場合。次号において「労働組合等の同意を得た場合」という。）にあっては、当該加減して得た率） 二　令和八年度　年率一・六四パーセント（当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、労働組合等の同意を得た場合にあっては、当該加減して得た率）	確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。 一　令和六年度　年率〇・八六パーセント（当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、当該確定給付企業年金を実施する事業主が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六条第二項及び第三項の規定の例により同条第二項の当該労働組合又は同項の当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た場合（企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあっては、当該加減して得た率を予定利率とすることについて当該企業年金基金の代議員会において議決した場合。次号において「労働組合等の同意を得た場合」という。）にあっては、当該加減して得た率） 二　令和七年度　年率一・一七パーセント（当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、労働組合等の同意を得た場合にあっては、当該加減して得た率）

○厚生労働省告示第百五十一号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成十四年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号に規定する予定利率の下限は、計算基準日（同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。）の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とし、同令第四十三条第二項第二号に規定する基準死亡率は、男子にあっては別表第一に定める率、女子にあっては別表第二に定める率とする。 一～二十四　（略） 二十五　令和八年度　年率〇・六パーセント	確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号に規定する予定利率の下限は、計算基準日（同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。）の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とし、同令第四十三条第二項第二号に規定する基準死亡率は、男子にあっては別表第一に定める率、女子にあっては別表第二に定める率とする。 一～二十四　（略） 二十五　令和七年度　年率〇・五パーセント

○厚生労働省告示第百五十二号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の三第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成二十六年厚生労働省告示第百六十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法

等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の三第二項第一号の額の計算の基礎となる予定利率は、同号に規定する基準日の属する次の各号に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ当該各号に定める率とし、予定死亡率は、男子にあっては別表第一に定める率に〇・八四を、女子にあっては別表第二に定める率に〇・八二五を、それぞれ乗じて得た率とする。

一　令和七年度　年率一・一七パーセント
二　令和八年度　年率一・六四パーセント

〇厚生労働省告示第百五十三号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月三十一日以後に解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）について適用する。ただし、同月三十日以前に存続厚生年金基金が解散した場合における同法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出については、なお従前の例による。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	
別表第一	
（略）	（略）
令和七年度（同年度の十月から十二月までの期間に限る。）	年二十五・四九パーセント

改正前	
別表第一	
（略）	（略）
（新設）	（新設）

〇厚生労働省告示第百五十四号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の一部及び歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第六十四号）の施行に伴い、衛生管理者規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

衛生管理者規程等の一部を改正する告示

（衛生管理者規程の一部改正）

第一条　衛生管理者規程（昭和四十七年労働省告示第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
（第一種衛生管理者免許を受けることができる者）	
第二条　安衛則別表第四第一種衛生管理者免許の項第四号の厚生労働大臣が定める者は、次のとおりとする。	
一　（略）	
二　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる者	
三　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十一条第一項各号に掲げる者	
四・五　（略）	

改正前	
（第一種衛生管理者免許を受けることができる者）	
第二条　安衛則別表第四第一種衛生管理者免許の項第四号の厚生労働大臣が定める者は、次のとおりとする。	
一　（略）	
二　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十一条第二号及び第三号に掲げる者	
三　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十一条各号に掲げる者	
四・五　（略）	

（歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第二条　歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和五年厚生労働省告示第三百一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
歯科医師法第十一条第一項第一号に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準 歯科医師法第十一条第一項第一号に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和五年厚生労働省令第百三十八号。以下「共用試験省令」という。）第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。	歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準 歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和五年厚生労働省令第百三十八号。以下「共用試験省令」という。）第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

（歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令附則第三項に規定する厚生労働大臣が定めるもの一部改正）

第三条　歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令附則第三項に規定する厚生労働大臣が定めるもの（令和六年厚生労働省告示第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
歯科医師法第十一条第一項第一号に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令附則第三項に規定する厚生労働大臣が定めるもの 歯科医師法第十一条第一項第一号に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和五年厚生労働省令第百三十八号。以下「共用試験省令」という。）附則第三項の規定に基づき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものは、共用試験省令の施行前に公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第四条の規定による認定を受ける前の社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構を含む。）が実施した、大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験とする。	歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令附則第三項に規定する厚生労働大臣が定めるもの 歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和五年厚生労働省令第百三十八号。以下「共用試験省令」という。）附則第三項の規定に基づき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものは、共用試験省令の施行前に公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第四条の規定による認定を受ける前の社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構を含む。）が実施した、大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験とする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○厚生労働省告示第百五十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項（同法第六十八条の十九において準用する場合を含む。）及び第二項の規定に基づき、生物由来原料基準（平成十五年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　血液製剤総則	第２　血液製剤総則
１　輸血用血液製剤総則	１　輸血用血液製剤総則
⑴～⑺　（略）	⑴～⑺　（略）
⑻　輸血用血液製剤の原料等として用いる血液についての、品質及び安全性の確保上必要な情報が確認できるよう、次に掲げる事項が記録され、保存されていなければならない。	⑻　輸血用血液製剤の原料等として用いる血液についての、品質及び安全性の確保上必要な情報が確認できるよう、次に掲げる事項が記録され、保存されていなければならない。
ア　採血した施設	ア　採血した採血所名
イ～キ　（略）	イ～キ　（略）
２　血漿分画製剤総則	２　血漿分画製剤総則
⑴～⑺　（略）	⑴～⑺　（略）
⑻　血漿分画製剤の原料等として用いる血液及び原血漿についての、品質及び安全性の確保上必要な情報が確認できるよう、次に掲げる事項が記録され、保存されていなければならない。	⑻　血漿分画製剤の原料等として用いる血液及び原血漿についての、品質及び安全性の確保上必要な情報が確認できるよう、次に掲げる事項が記録され、保存されていなければならない。
ア　原料等を採取した施設	ア　原料等を採取した採血所名
イ～ク　（略）	イ～ク　（略）
第３　（略）	第３　（略）
第４　動物由来原料総則	第４　動物由来原料総則
１　反芻動物由来原料基準	１　反芻動物由来原料基準
⑴　医薬品等の原料等として用いる反芻動物に由来するもの（高温及びアルカリ処理により製する原料等その他の適切な処理により製するものを除く。以下「反芻動物由来原料等」という。）については、次に掲げる部位を用いてはならない。	⑴　医薬品等の原料等として用いる反芻動物に由来するもの（高温及びアルカリ処理により製する原料等その他の適切な処理により製するものを除く。以下「反芻動物由来原料等」という。）については、次に掲げる部位を用いてはならない。
ア～カ　（略）	ア～カ　（略）
キ　せき柱骨（月齢が30月以下のウシ由来のものを除く。）	キ　せき柱骨
ク　（略）	ク　（略）
ケ　頭骨（月齢が30月以下のウシ由来のものを除く。）	ケ　頭骨
コ～ツ　（略）	コ～ツ　（略）
⑵　反芻動物由来原料等の原産国は、国際獣疫事務局において、当該国における牛海綿状脳症の病原体の伝播のリスクが無視できることとされた国及び次に掲げる国でなければならない。ただし、獣毛、乳並びに骨（せき柱骨及び頭骨を除く。）及び皮由来ゼラチン（コラーゲンを含む。）（以下「低リスク原料等」という。）については、この限りでない。	⑵　反芻動物由来原料等の原産国は、国際獣疫事務局において、当該国における牛海綿状脳症の病原体の伝播のリスクが無視できることとされた国及び次に掲げる国でなければならない。ただし、羊毛、乳、骨及び皮由来ゼラチン（コラーゲンを含む。）（以下「低リスク原料等」という。）並びにカナダを原産国とする反芻動物由来原料等（以下「カナダ産原料」という。）を使用して細胞培養により製造される注射剤（セルバンクにのみカナダ産原料を使用しているものに限る。）その他これに準ずるもの、カナダ産原料を使用して製造されるワクチン（経口ワクチンに限る。）、カナダ産原料を使用して微生物培養により製造される注射剤（種培養にのみカナダ産原料を使用しているものに限る。）若しくは経口剤その他これに準ずるもの又はカナダ産原料を使用して製造される外用剤については、この限りでない。
ア・イ　（略）	ア・イ　（略）
（削る）	ウ　コスタリカ
ウ　エスワティニ（旧スワジランド）	エ　スワジランド

エ　ナイジェリア
（削る）
（削る）
オ　ニューカレドニア
カ　パキスタン
キ　パヌアツ
ク　ポツワナ
ケ　モーリシャス
(3)～(5)　（略）
２・３　（略）

オ　ナイジェリア
カ　ナミビア
キ　ニカラグア
ク　ニューカレドニア
ケ　パキスタン
コ　パヌアツ
サ　ボツワナ
シ　モーリシャス
(3)～(5)　（略）
２・３　（略）

○厚生労働省告示第百五十六号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省令第四号）第十三条第二項第九号、第十五条第一項第十三号、同条第二項第二号、第十九条第三項、第四十四条第二項及び第六十七条第二十号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき介護分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき介護分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等

（育成就労の内容の基準）

第一条　介護分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　育成就労外国人について、基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

二　育成就労の対象となっていた期間（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下この号及び第二条第三号イにおいて「法」という。）第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人にあっては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間）の合計が一年に達した日から育成就労の終了日までの間、育成就労外国人が次のイ及びロのいずれにも該当すること。ただし、育成就労外国人について、自立して日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されている場合は、この限りでない。

イ　自立して日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を修得するために日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。

ロ　育成就労を行わせる事業所において、自立して日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を修得するために必要な日本語を学ぶこと。

三　入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ　規則第十三条第二項第七号ロ(1)に掲げる科目（以下このイにおいて「日本語科目」という。）が次のいずれにも該当するものであること。

(1)　講義の総時間数が二百四十時間以上であり、かつ、別表第一の中欄に掲げる教育内容について、同表の下欄に掲げる時間数を標準として講義が行われること。ただし、育成就労外国人が入国前講習において日本語科目の講義を受講した場合にあっては、入国前講習において当該育成就労外国人が受講した日本語科目の講義の教育内容及び時間数に応じて、入国後講習における日本語科目の講義の時間数の一部を免除することができる。

(2)　(1)にかかわらず、育成就労外国人について、自立して日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されている場合にあっては、講義の総時間数が八十時間以上であり、かつ、別表第二の中欄に掲げる教育内容について、同表の下欄に掲げる時間数を標準として講義が行われること。ただし、当該育成就労外国人が入国前講習において日本語科目の講義を受講した場合にあっては、入国前講習において当該育成就労外国人が受講した日本語科目の講義の教育内容及び時間数に応じて、入国後講習における日本語科目の講義の時間数の一部を免除することができる。

(3)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において日本語教育に関する課程を修めて当該大学を卒業し、又は当該大学院の課程を修了した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者により講義が行われること。

ロ　規則第十三条第二項第七号ロ(4)に掲げる科目（以下このロにおいて「技能の修得に資する知識の科目」という。）が次のいずれにも該当するものであること。

(1)　教育内容及び時間数が別表第三に定めるもの以上であること。ただし、育成就労外国人が入国前講習において技能の修得に資する知識の科目の講義を受講した場合にあっては、入国前講習における技能の修得に資する知識の科目の講義の時間数の一部を免除することができる。

(2)　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は養成施設の教員として、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省厚生労働省令第二号）別表第四の介護の領域又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関して講義した経験を有する者その他これと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者により講義が行われること。

（育成就労を行わせる体制の基準）

第二条　介護分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　育成就労を行わせる事業所ごとに選任される育成就労指導員のうち一名以上が、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であること。

二　育成就労を行わせる事業所ごとに選任される育成就労指導員の数が育成就労外国人の数を五で除して得た数以上であること。

三　申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。第四条において同じ。）が次のいずれにも該当すること。

イ　介護分野に係る分野別協議会（法第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。ロにおいて同じ。）において、協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

ロ　介護分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

ハ　介護分野における育成就労外国人の受入れに関し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

（育成就労を行わせる事業所の設備の基準）

第三条　介護分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労を行わせる事業所が次の各号（育成就労外国人を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等（社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務に従事させない場合には、第二号を除く。）のいずれにも該当するものであることとする。

一　介護等の業務を行うものであること。

二　育成就労外国人を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事させる場合にあっては、実務経験等を有する育成就労外国人のみを当該業務に従事させ、かつ、育成就労外国人を当該業務に従事させること等について育成就労を行わせる事業所が利用者等に対する説明を行うことのほか、次に掲げる事項を遵守することとしていること。

イ　育成就労外国人に対し、利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の基本事項、生活支援技術、利用者等とのコミュニケーション並びに日本の生活様式その他当該業務に必要な知識及び技能を修得させる講習を行うこと。

ロ　育成就労外国人を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事させる際、従事し始めた時から当該育成就労外国人が当該サービスの提供を一人で適切に行うことができるものと認められるまでの一定期間、当該サービスの提供に係る責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。

ハ　育成就労外国人を従事させる利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の内容等に関して、当該育成就労外国人に対して丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、従事させる業務の具体的な内容、当該育成就労外国人の将来におけるキャリアの目標、それらに対して育成就労を行わせる事業所において行う支援の内容その他必要な事項を記載したキャリアアップ計画を作成すること。

ニ　育成就労外国人を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事させる現場において受けるハラスメント等を防止するため、当該ハラスメント等に関する相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずること。

ホ　育成就労外国人を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事させる現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他の必要な環境整備を行うこと。

三　次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。

イ　開設後三年以上経過していること。

ロ　育成就労を行わせる事業所を経営する法人において、介護等の業務を行う他の事業所の開設後三年以上経過していること。

ハ　育成就労を行わせる事業所を経営する法人が、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　当該事業所の利用者及びその家族が安心して介護等のサービスを利用することができるよう、育成就労外国人に対する研修体制及びその実施が確保されていること。

(2)　育成就労外国人並びに当該事業所の職員及び利用者等からの相談体制が確保されていること。

(3)　育成就労外国人の受入れについて、受入れ開始前に当該事業所の職員並びに当該事業所を利用する者及びその家族等に対して、説明会等が行われていること。

(4)　育成就労外国人の受入れに関して、当該事業所を経営する法人内における協議体制が確保されていること。

四　育成就労外国人に夜勤業務その他少人数の状況の下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。

（育成就労外国人の数）

第四条　介護分野に係る申請者の行わせる育成就労が単独型育成就労（次項に規定するものを除く。）に係るものである場合における規則第十九条第三項の告示で定める数は、次に掲げる数とする。

一　育成就労を行わせる事業所（以下この条において「事業所」という。）の介護等を主たる業務として行う常勤の職員（育成就労外国人並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二十一条第二号に規定するインドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人介護福祉士候補者及びベトナム人介護福祉士候補者を除く。以下この条及び附則第二項において「常勤介護職員」という。）の総数に二十分の三を乗じて得た数（その数が三未満である場合には、零とする。）

二　前号の規定にかかわらず、申請者が次のイからヘに掲げる事項を総合的に評価して技能を修得させる能力につき高い水準を満たすと認められる者である場合にあっては、事業所の常勤介護職員の総数に十分の三を乗じて得た数（その数が三未満である場合には、零とする。）

イ　技能及び日本語能力の修得に係る実績

ロ　育成就労を行わせる体制

ハ　育成就労外国人の待遇

ニ　出入国又は労働に関する法令への違反、育成就労外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

ホ　育成就労外国人からの相談に応じることその他の育成就労外国人に対する保護及び支援の体制並びに実施状況

ヘ　育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組の状況

2　介護分野に係る申請者の行わせる育成就労が単独型育成就労（同時にこの項に規定する数の育成就労外国人に育成就労を行わせる場合においても継続的かつ安定的に育成就労を実施することができる体制を有するものとして出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めたものに限る。）又は監理型育成就労に係るものである場合における規則第十九条第三項の告示で定める数は、次に掲げる数とする。ただし、事業所の育成就労外国人の総数が、当該事業所の常勤介護職員の総数を超えないものとする。

一　次の表の上欄に掲げる事業所の常勤介護職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数

事業所の常勤介護職員の総数	育成就労外国人の数
三百一人以上	事業所の常勤介護職員の総数の二十分の三
二百一人以上三百人以下	四十五人
百一人以上二百人以下	三十人
五十一人以上百人以下	十八人
四十一人以上五十人以下	十五人
三十一人以上四十人以下	十二人
二十一人以上三十人以下	九人
十一人以上二十人以下	六人
十人以下	三人

二　前号の規定にかかわらず、申請者が前項第二号の基準に適合する者である場合にあっては、前号の表の上欄に掲げる事業所の常勤介護職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数

三　前二号の規定にかかわらず、申請者が前項第二号の基準に適合する者（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援を受ける監理支援機関が、次のイからホまでに掲げる事項並びに介護分野に係るイ及びロの事項を総合的に評価して、監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものに限る。）であり、かつ、事業所の住所が指定区域（規則第十九条第二項第三号に規定する指定区域をいう。）にある場合にあっては、第一号の表の上欄に掲げる事業所の常勤介護職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数に三を乗じて得た数

イ　監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況

ロ　監理型育成就労における技能及び日本語能力の修得に係る実績

ハ　出入国又は労働に関する法令への違反、監理型育成就労外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

ニ　監理型育成就労外国人からの相談に応じることその他の監理型育成就労外国人に対する保護及び支援の体制並びに実施状況

ホ　監理型育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組の状況

第五条　介護分野に係る規則第四十四条第二項の告示で定める法人は、次のとおりとする。

一　規則第四十四条第一項第一号から第四号まで、第七号又は第八号に掲げる法人

二　当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれる全国的な団体（その支部を含む。）であって、介護又は医療に従事する事業者により構成されるもの

三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第六条　介護分野に係る規則第六十七条第二十号の告示で定める基準は、同条第九号ロの規定により修得させようとする技能について一定の経験又は知識を有する役員又は職員が次のいずれかに該当する者であることとする。

一　五年以上介護等の業務に従事した経験を有する者であって、介護福祉士の資格を有するものであること。

二　前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であること。

附　則

（適用期日）

1　この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号。次項において「改正法」という。）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

（育成就労外国人の数に係る経過措置）

2　第四条の規定の適用に当たっては、常勤介護職員には、改正法附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習を行っている者は含まないものとする。

（介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の廃止）

3　介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成二十九年厚生労働省告示第三百二十号）は、廃止する。

別表第一（第一条第三号イ(1)関係）

科目	教育内容	時間数
日本語	総合日本語	一〇〇
	聴解	二〇
	読解	一三
	文字	二七
	発音	七
	会話	二七
	作文	六
	介護の日本語	四〇
合計		二四〇

別表第二（第一条第三号イ(2)関係）

科目	教育内容	時間数
日本語	発音	七
	会話	二七
	作文	六
	介護の日本語	四〇
合計		八〇

別表第三（第一条第三号ロ(1)関係）

科目	教育内容	時間数
技能の修得に資する知識	介護の基本Ⅰ・Ⅱ	六
	コミュニケーション技術	六
	移動の介護	六
	食事の介護	六
	排せつの介護	六
	衣服の着脱の介護	六
	入浴・身体の清潔の介護	六
合計		四二

○厚生労働省告示第百五十七号

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）第七条の規定に基づき、令和八年度の単位掛金額を四万九千五百円と定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百五十八号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条第三項の規定に基づき、労働安全衛生法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める設計審査の方法を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める設計審査の方法

一　この告示は、労働安全衛生法第三十七条第三項に定める登録設計審査等機関が行う設計審査（以下単に「設計審査」という。）の方法について適用する。

二　設計審査は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十二条第一項各号に定める特定機械等ごとに、別表第一から第八までの左欄に掲げる審査項目について、同表の中欄に掲げる審査の方法による審査の結果が、同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わなければならない。

別表第１　令第12条第１項第１号に定めるボイラーの設計審査の方法

審査項目	審　査　の　方　法	判　定　基　準
1　材料	ボイラーの耐圧部分に使用される主要材料がボイラー構造規格（平成15年厚生労働省告示第197号。以下この表において「構造規格」という。）の材料の規定に適合したものであることを、ボイラーに使用する材料について記載された申請書類により確認する。	構造規格第１条及び第２条又は第88条及び第89条の規定に適合していること。
2　構造	ボイラーの構造が構造規格の規定に適合したものであることを、強度計算書、構造図その他のボイラーの構造、耐圧性能等について記載された申請書類により確認する。	構造規格第３条から第６条まで、第１編第２章及び第45条又は第90条から第92条までの規定に適合していること。
3　工作	ボイラーの溶接方法等が構造規格の規定に適合したものであることを、構造図その他のボイラーの溶接方法等について記載された申請書類により確認する。	構造規格第43条、第44条及び第57条の規定に適合していること。
4　附属品	ボイラーの安全弁又は逃がし弁に必要な吹出し量の計算が構造規格の規定に適合したものであることを、ボイラーに取り付ける附属品について記載された申請書類により確認する。	構造規格第62条、第63条及び第65条又は第94条及び第95条の規定に適合していること。
備考	構造規格第86条（鋳鉄製ボイラーにあっては構造規格第101条において準用する構造規格第86条）の規定による適用の特例の認定を受けたボイラーについては、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する審査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第２　令第12条第１項第２号に定める第一種圧力容器の設計審査の方法

審査項目	審　査　の　方　法	判　定　基　準
1　材料	第一種圧力容器の耐圧部分に使用される主要材料が圧力容器構造規格（平成15年厚生労働省告示第196号。以下この表において「構造規格」という。）第１編の材料の規定に適合したものであることを、第一種圧力容器に使用する材料について記載された申請書類により確認する。	構造規格第１条及び第２条の規定に適合していること。
2　構造	第一種圧力容器の構造が構造規格の規定に適合したものであることを、強度計算書、構造図その他の第一種圧力容器の構造、耐圧性能等について記載された申請書類により確認する。	構造規格第３条から第８条まで、第１編第２章及び第42条の規定に適合していること。
3　工作	第一種圧力容器の溶接方法等が構造規格の規定に適合したものであることを、構造図その他の第一種圧力容器の溶接方法等について記載された申請書類により確認する。	構造規格第40条、第41条、第43条、第47条及び第56条の規定に適合していること。
4　附属品	第一種圧力容器の安全弁又は逃がし弁に必要な吹出し量の計算等及びふたの急速開閉装置の構造等が構造規格の規定に適合したものであることを、第一種圧力容器に取り付ける附属品について記載された申請書類により確認する。	構造規格第64条、第66条及び第67条の規定に適合していること。
備考	構造規格第70条の規定による適用の特例の認定を受けた第一種圧力容器については、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する審査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第３　令第12条第１項第３号に定めるクレーンの設計審査の方法

審査項目		審　査　の　方　法	判　定　基　準
1　構造部分等	1.1　材料	(1)　使用する材料名を、組立図等により確認する。 (2)　強度計算に使用する定数を、強度計算の基準、強度計算書等（以下「強度計算の基準等」という。）により確認する。	クレーン構造規格（平成７年労働省告示第134号。以下この表において「構造規格」という。）第１条及び第２条の規定に適合していること。
	1.2　許容応力	強度計算に使用する許容応力を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第３条から第７条までの規定に適合していること。

	1.3　荷重	強度計算に使用する荷重を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第８条から第10条までの規定に適合していること。
	1.4　強度	⑴　強度計算時の荷重の組合せによる応力と許容応力の関係を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　各強度計算の結果を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第11条から第14条までの規定に適合していること。
	1.5　安定度	安定度の計算結果を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第15条の規定に適合していること。
	1.6　控え	ケーブルクレーンの控えの仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第16条の規定に適合していること。
2　機械部分	2.1　ブレーキ	ブレーキの仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第17条から第19条までの規定に適合していること。
	2.2　ドラム等	ドラム等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第20条から第23条までの規定に適合していること。
	2.3　安全装置等	安全装置等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第24条から第33条の２までの規定に適合していること。
	2.4　電気機器等	電気機器等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第34条から第38条までの規定に適合していること。
3　附属部分	3.1　緩衝装置等	緩衝装置等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第39条及び第40条の規定に適合していること。
	3.2　逸走防止装置等	逸走防止装置等の強度について、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第41条及び第42条の規定に適合していること。
	3.3　歩道等	歩道等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第43条から第46条までの規定に適合していること。
	3.4　運転室及び運転台	運転室及び運転台の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第47条から第49条までの規定に適合していること。
4　加工		溶接、穴あけ、緩み止め等について、組立図等により確認する。	構造規格第50条から第53条までの規定に適合していること。
5　ワイヤロープ等		ワイヤロープ等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第54条から第55条の２までの規定に適合していること。
6　雑則		表示銘板について、組立図等により確認する。	構造規格第56条の規定に適合していること。
備考		構造規格第57条の規定による適用除外の認定を受けたクレーンについては、適用しないこととされた規定に関する審査の実施に代えて、適用除外の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第４　令第12条第１項第４号に定める移動式クレーンの設計審査の方法

審査項目		審　査　の　方　法	判　定　基　準
1　構造部分等	1.1　材料	⑴　使用する材料名を、組立図等により確認する。 ⑵　強度計算に使用する定数を、強度計算の基準等により確認する。	移動式クレーン構造規格（平成７年労働省告示第135号。以下この表において「構造規格」という。）第１条及び第２条の規定に適合していること。
	1.2　構造部分の基準	構造部分の基準について、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第２条の２の規定に適合していること。
	1.3　許容応力設計法	⑴　許容応力設計法を使用する場合において、強度計算に使用する許容応力を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　許容応力設計法を使用する場合において、強度計算に使用する荷重を、強度計算の基準等により確認する。 ⑶　許容応力設計法を使用する場合において、強度計算時の荷重の組合せによる応力と許容応力の関係及び各強度計算の結果を、強度計算の基準等により確認する。	許容応力設計法を使用する場合において、構造規格第３条から第10条までの規定に適合していること。
	1.4　限界状態設計法	⑴　限界状態設計法を使用する場合において、強度計算に使用する設計限界応力を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　限界状態設計法を使用する場合において、強度計算に使用する荷重を、強度計算の基準等により確認する。 ⑶　限界状態設計法を使用する場合において、強度計算時の荷重の組合せによる応力と設計限界応力の関係及び各強度計算の結果を、強度計算の基準等により確認する。	限界状態設計法を使用する場合において、構造規格第10条の２から第10条の８までの規定に適合していること。
	1.5　安全性等	⑴　疲れ強さに対する安全性を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　剛性の保持を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第11条及び第12条の規定に適合していること。
		⑶　安定度について、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第13条から第16条までの規定に適合していること。
2　機械部分	2.1　ブレーキ等	ブレーキ等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第17条から第19条までの規定に適合していること。
	2.2　ドラム等	ドラム等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第20条から第23条までの規定に適合していること。
	2.3　安全装置等	安全装置等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第24条から第34条までの規定に適合していること。
	2.4　操作部分等	⑴　操作部分及び運転室の仕様について、組立図等により確認する。 ⑵　伸縮装置の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第35条から第37条までの規定に適合していること。

3　加工	溶接、穴あけ、緩み止め等について、組立図等により確認する。	構造規格第38条から第40条までの規定に適合していること。
4　ワイヤロープ及びつりチェーン	ワイヤロープ等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第41条及び第42条の規定に適合していること。
5　雑則	表示銘板について、組立図等により確認する。	構造規格第43条の規定に適合していること。
備考	構造規格第45条の規定による適用除外の認定を受けた移動式クレーンについては、適用しないこととされた規定に関する審査の実施に代えて、適用除外の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第５　令第12条第１項第５号に定めるデリックの設計審査の方法

審査項目		審　査　の　方　法	判　定　基　準
1　構造部分	1.1　材料	⑴　使用する材料名を、組立図等により確認する。 ⑵　強度計算に使用する定数を、強度計算の基準等により確認する。	デリツク構造規格（昭和37年労働省告示第55号。以下この表において「構造規格」という。）第１条から第３条までの規定に適合していること。
	1.2　許容応力	強度計算に使用する許容応力を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第４条から第９条までの規定に適合していること。
	1.3　荷重	強度計算に使用する荷重を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第10条から第12条までの規定に適合していること。
	1.4　強度計算等	⑴　強度計算時の荷重の組合せによる応力と許容応力の関係を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　各強度計算の結果を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第13条から第15条までの規定に適合していること。
	1.5　控え等	控え等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第16条から第19条までの規定に適合していること。
	1.6　加工	溶接、穴あけ、緩み止め等について、組立図等により確認する。	構造規格第20条から第25条までの規定に適合していること。
2　機械部分	2.1　ブレーキ	ブレーキの仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第26条の規定に適合していること。
	2.2　ドラム等	ドラム等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第27条から第29条までの規定に適合していること。
	2.3　安全装置等	安全装置等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第30条から第32条までの規定に適合していること。
	2.4　操作回路等	操作回路等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第33条及び第34条の規定に適合していること。
	2.5　回転部分等	回転部分等について、組立図等により確認する。	構造規格第35条から第37条までの規定に適合していること。
3　ワイヤロープ		ワイヤロープの仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第38条の規定に適合していること。
4　運転室及び運転台		運転室及び運転台の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第39条及び第40条の規定に適合していること。
5　雑則		表示銘板について、組立図等により確認する。	構造規格第41条の規定に適合していること。
備考		構造規格第42条の規定による適用の除外の認定を受けたデリックについては、適用しないこととされた規定に関する審査の実施に代えて、適用の除外の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第６　令第12条第１項第６号に定めるエレベーターの設計審査の方法

審査項目		審　査　の　方　法	判　定　基　準
1　構造部分	1.1　材料	⑴　使用する材料名を、組立図等により確認する。 ⑵　強度計算に使用する定数を、強度計算の基準等により確認する。 ⑶　支持はりを有するものは、その構造を、組立図等により確認する。	エレベーター構造規格（平成５年労働省告示第91号。以下この表において「構造規格」という。）第１条から第３条までの規定に適合していること。
	1.2　許容応力	強度計算に使用する許容応力を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第４条から第10条までの規定に適合していること。
	1.3　荷重	強度計算に使用する荷重を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第11条から第13条までの規定に適合していること。
	1.4　強度	⑴　強度計算時の荷重の組合せによる応力と許容応力の関係を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　各強度計算の結果を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第14条及び第15条の規定に適合していること。
	1.5　昇降路等	昇降路等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第16条から第23条までの規定に適合していること。
2　機械部分	2.1　昇降装置等	昇降装置等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第25条から第29条までの規定に適合していること。
	2.2　安全装置等	安全装置等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第30条から第34条までの規定に適合していること。
	2.3　電気機器等	電気機器等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第35条及び第36条の規定に適合していること。
3　加工		溶接、穴あけ、緩み止め等について、組立図等により確認する。	構造規格第37条から第39条までの規定に適合していること。

4　ワイヤロープ及びチェーン	ワイヤロープ等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第40条及び第41条の規定に適合していること。
5　雑則	表示銘板について、組立図等により確認する。	構造規格第42条の規定に適合していること。
備考	構造規格第43条の規定による適用除外の認定を受けたエレベーターについては、適用しないこととされた規定に関する審査の実施に代えて、適用除外の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第７　令第12条第１項第７号に定める建設用リフトの設計審査の方法

審査項目		審　査　の　方　法	判　定　基　準
1　構造部分	1.1　材料	⑴　使用する材料名を、組立図等により確認する。 ⑵　強度計算に使用する定数を、強度計算の基準等により確認する。	建設用リフト構造規格（昭和37年労働省告示第58号。以下この表において「構造規格」という。）第１条から第３条までの規定に適合していること。
	1.2　許容応力	強度計算に使用する許容応力を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第４条から第９条までの規定に適合していること。
	1.3　荷重	強度計算に使用する荷重を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第10条から第12条までの規定に適合していること。
	1.4　強度計算等	⑴　強度計算時の荷重の組合せによる応力と許容応力の関係を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　各強度計算の結果を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第13条及び第14条の規定に適合していること。
	1.5　昇降路塔等	昇降路塔等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第15条から第22条までの規定に適合していること。
	1.6　加工	溶接、穴あけ、緩み止め等について、組立図等により確認する。	構造規格第23条から第27条までの規定に適合していること。
2　機械部分	2.1　ウインチ等	ウインチ等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第28条から第30条までの規定に適合していること。
	2.2　ドラム等	ドラム等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第31条から第33条までの規定に適合していること。
	2.3　回転部分等	回転部分等について、組立図等により確認する。	構造規格第34条及び第35条の規定に適合していること。
3　ワイヤロープ		ワイヤロープの仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第36条の規定に適合していること。
4　運転室及び運転台		運転室及び運転台の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第37条及び第38条の規定に適合していること。
5　雑則		表示銘板について、組立図等により確認する。	構造規格第39条の規定に適合していること。
備考		構造規格第40条の規定による適用の除外の認定を受けた建設用リフトについては、適用しないこととされた規定に関する審査の実施に代えて、適用の除外の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第８　令第12条第１項第８号に定めるゴンドラの設計審査の方法

審査項目		審　査　の　方　法	判　定　基　準
1　構造部分等	1.1　材料	⑴　使用する材料名を、組立図等により確認する。 ⑵　強度計算に使用する定数を、強度計算の基準等により確認する。	ゴンドラ構造規格（平成６年労働省告示第26号。以下この表において「構造規格」という。）第１条及び第２条の規定に適合していること。
	1.2　許容応力	強度計算に使用する許容応力を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第３条から第７条までの規定に適合していること。
	1.3　荷重	強度計算に使用する荷重を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第８条から第13条までの規定に適合していること。
	1.4　強度	⑴　強度計算時の荷重の組合せによる応力と許容応力の関係を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　各強度計算の結果を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第14条から第16条までの規定に適合していること。
	1.5　安定度	安定度の計算結果を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第17条の規定に適合していること。
	1.6　作業床等	作業床等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第18条から第20条までの規定に適合していること。
2　機械部分	2.1　ブレーキ	ブレーキの仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第21条及び第22条の規定に適合していること。
	2.2　ドラム等	ドラム等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第23条から第26条までの規定に適合していること。
	2.3　安全装置等	安全装置等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第27条から第32条までの規定に適合していること。
	2.4　電気機器等	電気機器等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第33条から第36条までの規定に適合していること。
3　加工		溶接、穴あけ、緩み止め等について、組立図等により確認する。	構造規格第37条から第39条までの規定に適合していること。
4　ワイヤロープ等		ワイヤロープ等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第40条から第43条までの規定に適合していること。
5　雑則		表示銘板について、組立図等により確認する。	構造規格第44条の規定に適合していること。
備考		構造規格第45条の規定による適用除外の認定を受けたゴンドラについては、適用しないこととされた規定に関する審査の実施に代えて、適用除外の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

○厚生労働省告示第百五十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第三

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）						
30079	削除	削除	削除	削除	削除	削除
30080	北海道	岩見沢市立総合病院	1.0451	0.0767	0.0273	0.0000
（略）						

改正前

別表第三

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）						
30079	北海道	独立行政法人労働者健康安全機構北海道中央労災病院	1.0451	0.0683	0.0186	0.0000
30080	北海道	岩見沢市立総合病院	1.0451	0.0797	0.0304	0.0000
（略）						

○厚生労働省告示第百六十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第十九条の九第一号イ⑵の規定に基づき、令和八年度における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第十九条の九第一号イ⑵の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年度における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第十九条の九第一号イ⑵の規定に基づき厚生労働大臣が定める率

区分	率
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者	○・九七八八〇
高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	一・〇四七六一

○厚生労働省告示第百六十一号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十七条第二項の規定に基づき、令和八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び令和六年度における全保険者平均前期高齢者加入率を次のように公示する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

区分	率
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値	○・一三八六九二四
省令第十五条において読み替えて準用する省令第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率	○・一四三一四八一七

○厚生労働省告示第百六十二号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十六条第一項及び第二項並びに船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第二十八条及び附則第六条に基づき、令和八年度における健康保険法施行令第四十六条第一項等に規定する厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該控除した額が令和八年度の子ども・子育て支援納付金（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金をいう。以下同じ。）の納付に要した費用の額の十二分の一に相当する額を超える場合には、当該十二分の一に相当する額とし、当該控除した額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年度における健康保険法施行令第四十六条第一項等に規定する厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額

令和八年度における健康保険法施行令第四十六条第一項及び第二項並びに船員保険法施行令第二十八条及び附則第六条に規定する厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額は、令和八年度における健康保険法施行令第四十六条第一項等に規定する厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額について次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

一　令和八年度において徴収した子ども・子育て支援金額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条の二第一項又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百二十二条の二第二項の子ども・子育て支援金率を乗じて得た額をいう。）の総額から同年度の子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額を控除した額

二　令和八年度において健康保険法第百六十五条又は船員保険法第百二十八条に基づき前納された保険料額（子ども・子育て支援納付金の納付に充てることを予定している額

○農林水産省告示第四百六十九号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第四十三条第二項第四号及び第百四十三条第一項第四号イ並びに水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第七十条第二項第四号の規定に基づき、農業協同組合法施行規程（平成十七年農林水産省告示第五百二十八号）及び水産業協同組合法施行規程（平成二十年農林水産省告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（農業協同組合法施行規程の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規程の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（運用する財産の額が制限される債券の取得等） **第二十五条**　規則第四十三条第二項第四号の農林水産大臣の指定するものは、次に掲げるものとする。 一　無担保の債券であって、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項第六号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者（以下「適格格付業者」という。）からBBB格相当以上の格付が付与されていないものの取得（次に掲げるものを除く。） イ～ハ　（略） 二・三　（略） 2・3　（略） （部門別損益情報を開示する農業協同組合連合会） **第三十七条**　規則第百四十三条第一項第四号イの農林水産大臣が指定するものは、次に掲げる農業協同組合連合会とする。 一～四　（略） 五　（削る） 六・七　（略）	（運用する財産の額が制限される債券の取得等） **第二十五条**　規則第四十三条第二項第四号の農林水産大臣の指定するものは、次に掲げるものとする。 一　無担保の債券であって、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者（以下「適格格付業者」という。）からBBB格相当以上の格付が付与されていないものの取得（次に掲げるものを除く。） イ～ハ　（略） 二・三　（略） 2・3　（略） （部門別損益情報を開示する農業協同組合連合会） **第三十七条**　規則第百四十三条第一項第四号イの農林水産大臣が指定するものは、次に掲げる農業協同組合連合会とする。 一～四　（略） 五　和歌山県農業協同組合連合会 六　（略） 七　宮崎県経済農業協同組合連合会 八・九　（略）

（水産業協同組合法施行規程の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規程の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（運用する財産の額が制限される債券の取得等） **第二十四条**　規則第七十条第二項第四号の農林水産大臣の指定するものは、次に掲げるものとする。 一　無担保の債券であって、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項第六号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項第七号に規	（運用する財産の額が制限される債券の取得等） **第二十四条**　規則第七十条第二項第四号の農林水産大臣の指定するものは、次に掲げるものとする。 一　無担保の債券であって、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項第七号に規

定する適格格付業者（以下「適格格付業者」という。）からBBB格相当以上の格付が付与されていないものの取得（次に掲げるものを除く。）

イ～ハ　（略）

二・三　（略）

2・3　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第四百七十号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
第一　国内産農産物	
一　もみ	
(一)　(略)	
(二)　銘　柄	
イ　水稲うるちもみ	
産地品種銘柄	
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。	
道府県	品　種
（略）	（略）
岩手県	あきたこまち、いわてっこ、かけはし、きらほ、銀河のしずく、コシヒカリ、金色の風、ササシグレ、ササニシキ、たかたのゆめ、ちほみのり、つきあかり、トヨニシキ、どんぴしゃり、白銀のひかり、ひとめぼれ、ほむすめ舞、ミルキークイーン、萌えみのり及びゆみあずさ
宮城県	あきたこまち、いのちの壱、奥羽四五二号、大粒ダイヤ、かぐや姫、キヌヒカリ、金のいぶき、げんきまる、コシヒカリ、五百川、ササシグレ、ササニシキ、さち未来、春陽、たきたて、だて正夢、ちほみのり、つきあかり、つくばSD一号、つや姫、東北一九四号、トヨニシキ、にじのきらめき、はぎのかおり、花キラリ、ひとめぼれ、まなむすめ、ミルキークイーン、萌えみのり、やまのしずく、ゆうだい二一、ゆきむすび及びゆみあずさ
（略）	（略）

改正前	
第一　国内産農産物	
一　もみ	
(一)　(略)	
(二)　銘　柄	
イ　水稲うるちもみ	
産地品種銘柄	
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。	
道府県	品　種
（略）	（略）
岩手県	あきたこまち、岩手一四一号、いわてっこ、かけはし、きらほ、銀河のしずく、コシヒカリ、金色の風、ササニシキ、たかたのゆめ、ちほみのり、つきあかり、トヨニシキ、どんぴしゃり、ひとめぼれ、ほむすめ舞、ミルキークイーン、萌えみのり及びゆみあずさ
宮城県	あきたこまち、いのちの壱、大粒ダイヤ、かぐや姫、キヌヒカリ、金のいぶき、げんきまる、コシヒカリ、五百川、ササシグレ、ササニシキ、さち未来、春陽、たきたて、だて正夢、ちほみのり、つきあかり、つくばSD一号、つや姫、東北一九四号、トヨニシキ、にじのきらめき、はぎのかおり、花キラリ、ひとめぼれ、まなむすめ、ミルキークイーン、萌えみのり、やまのしずく、ゆきむすび及びゆみあずさ
（略）	（略）

山形県	あきたこまち、いのちの壱、金のいぶき、きんのめぐみ、コシヒカリ、ササニシキ、里のゆき、さわのはな、ちほみのり、つきあかり、つくばＳＤ一号、つくばＳＤ二号、つや姫、出羽きらり、どまんなか、はえぬき、花キラリ、はなの舞い、ひとめぼれ、ふじゆたか、瑞穂黄金、ミルキークイーン、萌えみのり、山形九五号、ゆうだい二一、ゆきまんてん、雪若丸、夢いっぱい及び夢ごこち
福島県	あきたこまち、あきだわら、笑みの絆、ＬＧＣソフト、大粒ダイヤ、コシヒカリ、五百川、さいこううち、ササニシキ、里山のつぶ、たかねみのり、ちほみのり、チヨニシキ、つきあかり、つくばＳＤ一号、つくばＳＤ二号、天のつぶ、にじのきらめき、はえぬき、ひとめぼれ、福笑い、ふじゆたか、ほむすめ舞、まいひめ、瑞穂黄金、ミルキーオータム、ミルキークイーン、ミルキープリンセス、ゆうだい二一及び夢ごこち
茨城県	ＩＣＳ六号、あきたこまち、あきだわら、あさひの夢、一番星、いのちの壱、笑みの絆、エルジーシー潤、ＬＧＣソフト、華麗舞、キヌヒカリ、コシヒカリ、チヨニシキ、つきあかり、つくばＳＤ一号、つくばＳＤ二号、とねのめぐみ、とよめき、和みリゾット、にじのきらめき、日本晴、はいごころ、ハイブリッドとうごう三号、はえぬき、はるみ、ひとめぼれ、姫ごのみ、ふくまる、ほしじるし、ほむすめ舞、ミルキークイーン、萌えみのり、ゆうだい二一、夢ごこち及びゆめひたち
栃木県	あきだわら、あさひの夢、いのちの壱、縁結び、大粒ダイヤ、亀の尾、恋の予感、コシヒカリ、ササニシキ、新生夢ごこち、とちぎの星、とねのめぐみ、なすひかり、にこまる、にじのきらめき、日本晴、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ほしじるし、ミルキークイーン、ゆうだい二一及び夢ごこち
埼玉県	（略）
千葉県	あきたこまち、あきだわら、いただき、いのちの壱、恋の予感、コシヒカリ、五百川、つきあかり、つくばＳＤ一号、粒すけ、とねのめぐみ、とよめき、和みリゾット、にこまる、にじのきらめき、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ふさおとめ、ふさこがね、ほしじるし、ミルキークイーン、ミルキーサマー、萌えみのり、ゆうだい二一、ゆめかなえ及び夢ごこち
神奈川県	キヌヒカリ、コシヒカリ、さとじまん、てんこもり、にじのきらめき及びはるみ

山形県	あきたこまち、いのちの壱、金のいぶき、きんのめぐみ、コシヒカリ、ササニシキ、里のゆき、さわのはな、ちほみのり、つきあかり、つくばＳＤ一号、つくばＳＤ二号、つや姫、出羽きらり、どまんなか、はえぬき、花キラリ、はなの舞い、ひとめぼれ、ふじゆたか、瑞穂黄金、ミルキークイーン、萌えみのり、山形九五号、ゆうだい二一、雪若丸、夢いっぱい及び夢ごこち
福島県	あきたこまち、あきだわら、笑みの絆、ＬＧＣソフト、大粒ダイヤ、おきにいり、コシヒカリ、五百川、さいこううち、ササニシキ、里山のつぶ、たかねみのり、ちほみのり、チヨニシキ、つきあかり、つくばＳＤ一号、つくばＳＤ二号、天のつぶ、にじのきらめき、はえぬき、ひとめぼれ、ふくのさち、福笑い、ふじゆたか、ほむすめ舞、まいひめ、瑞穂黄金、みつひかり、ミルキーオータム、ミルキークイーン、ミルキープリンセス、ゆうだい二一及び夢ごこち
茨城県	ＩＣＳ六号、あきたこまち、あきだわら、あさひの夢、一番星、いのちの壱、笑みの絆、エルジーシー潤、ＬＧＣソフト、華麗舞、キヌヒカリ、コシヒカリ、チヨニシキ、つきあかり、つくばＳＤ一号、つくばＳＤ二号、とねのめぐみ、とよめき、和みリゾット、にじのきらめき、日本晴、はいごころ、ハイブリッドとうごう三号、はえぬき、はるみ、ひとめぼれ、姫ごのみ、ふくまる、ほしじるし、ほむすめ舞、みつひかり、ミルキークイーン、萌えみのり、ゆうだい二一、夢ごこち及びゆめひたち
栃木県	あきだわら、あさひの夢、いのちの壱、縁結び、大粒ダイヤ、亀の尾、恋の予感、コシヒカリ、ササニシキ、新生夢ごこち、とちぎの星、とねのめぐみ、なすひかり、にこまる、にじのきらめき、日本晴、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ほしじるし、みつひかり、ミルキークイーン、ゆうだい二一及び夢ごこち
埼玉県	（略）
千葉県	あきたこまち、あきだわら、いただき、いのちの壱、恋の予感、コシヒカリ、五百川、つきあかり、つくばＳＤ一号、粒すけ、とねのめぐみ、とよめき、和みリゾット、にこまる、にじのきらめき、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ふさおとめ、ふさこがね、みつひかり、ミルキークイーン、ミルキーサマー、萌えみのり、ゆうだい二一、ゆめかなえ及び夢ごこち
神奈川県	キヌヒカリ、コシヒカリ、さとじまん、てんこもり及びはるみ

新潟県
ＩＣＳ六号、あきあかね、あきたこまち、あきだわら、いのちの壱、えみのあき、笑みの絆、縁結び、華麗舞、キヌヒカリ、恋初めし、こしいぶき、越路早生、越のかおり、コシヒカリ、五百川、春陽、新之助、千秋楽、ちほみのり、つきあかり、つくばＳＤ一号、つくばＳＤ二号、トドロキワセ、どんとこい、和みリゾット、なごりゆき、新潟一三五号、にじのきらめき、農林一号、はえぬき、はたはったん、葉月みのり、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、みずほの輝き、ミルキークイーン、やまだわら、ゆきの精、ゆきん子舞及び夢ごこち

富山県
赤むすび、あきさかり、あきたこまち、あきだわら、縁結び、おわら美人、黒むすび、コシヒカリ、春陽、つきあかり、つくばＳＤ一号、つくばＳＤ二号、てんこもり、てんたかく、とがおとめ、どんとこい、にこまる、にじのきらめき、日本晴、ハナエチゼン、花キラリ、ひとめぼれ、フクヒカリ、富富富、ミルキークイーン、ゆうだい二一及び夢ごこち

石川県
あきたこまち、あきだわら、笑みの絆、コシヒカリ、コシヒカリ環一号、五百川、春陽、つきあかり、とよめき、どんとこい、にこまる、にじのきらめき、日本晴、農林二一号、能登ひかり、ハナエチゼン、ひとめぼれ、ひゃくまん穀、ほむすめ舞、ミルキークイーン、ゆうだい二一、夢ごこち及びゆめみづほ

福井県
ＩＣＳ六号、あきさかり、イクヒカリ、いちほまれ、縁結び、キヌヒカリ、コシヒカリ、五百川、シャインパール、つきあかり、つくばＳＤ一号、とよめき、にこまる、にじのきらめき、日本晴、ハイブリッドとうごう三号、ハイブリッドとうごう四四号、はえぬき、はたはったん、ハナエチゼン、ピカツンタ、ひとめぼれ、フクヒカリ、ふくむすめ、ほむすめ舞、ミルキークイーン、ゆうだい二一及び夢ごこち

（略）　（略）

岐阜県
あきさかり、あきたこまち、あさひの夢、いのちの壱、ＬＧＣソフト、縁結び、キヌヒカリ、金光、コシヒカリ、こなゆきひめ、清水一号、清水二号、清流のめぐみ、つや姫、にじのきらめき、日本晴、ハイブリッドとうごう三号、ハイブリッドとうごう四四号、ハツシモ、はなの舞い、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ほしじるし、ミネアサヒ、みのにしき、ミルキークイーン及び夢ごこち

静岡県
あいちのかおり、あきたこまち、あさひの夢、いのちの壱、ＬＧＣソフト、縁結び、歓喜の風、キヌヒカリ、きぬむすめ、きんのめぐみ、吟おうみ、コシヒカリ、つくばＳＤ一号、なつしずか、にこまる、にじのきらめき、はいごころ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ふくのいち、ミルキークイーン及びゆめみしま

愛知県
あいちのかおり、あいちのこころ、あきたこまち、あきだわら、あさひの夢、いのちの壱、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、大地の風、チヨニシキ、豊橋一号、なつきらり、にこまる、にじのきらめき、はいごころ、ハツシモ、ひとめぼれ、ほしじるし、ミネアサヒ、みねはるか、ミルキークイーン及びゆめまつり

新潟県
ＩＣＳ六号、あきたこまち、あきだわら、いのちの壱、えみのあき、笑みの絆、縁結び、華麗舞、キヌヒカリ、恋初めし、こしいぶき、越路早生、越のかおり、コシヒカリ、五百川、春陽、新之助、千秋楽、ちほみのり、つきあかり、つくばＳＤ一号、つくばＳＤ二号、トドロキワセ、どんとこい、和みリゾット、なごりゆき、にじのきらめき、農林一号、はえぬき、はたはったん、葉月みのり、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、みずほの輝き、みつひかり、ミルキークイーン、やまだわら、ゆきの精、ゆきん子舞及び夢ごこち

富山県
赤むすび、あきさかり、あきたこまち、あきだわら、縁結び、おわら美人、黒むすび、コシヒカリ、春陽、つきあかり、つくばＳＤ一号、つくばＳＤ二号、てんこもり、てんたかく、とがおとめ、どんとこい、にこまる、日本晴、ハナエチゼン、花キラリ、ひとめぼれ、フクヒカリ、富富富、みつひかり、ミルキークイーン、ゆうだい二一及び夢ごこち

石川県
あきたこまち、あきだわら、笑みの絆、コシヒカリ、コシヒカリ環一号、五百川、春陽、つきあかり、とよめき、どんとこい、にこまる、にじのきらめき、日本晴、農林二一号、能登ひかり、ハナエチゼン、ひとめぼれ、ひゃくまん穀、ほむすめ舞、みつひかり、ミルキークイーン、ゆうだい二一、夢ごこち及びゆめみづほ

福井県
ＩＣＳ六号、あきさかり、イクヒカリ、いちほまれ、縁結び、キヌヒカリ、コシヒカリ、五百川、シャインパール、つきあかり、つくばＳＤ一号、とよめき、にこまる、にじのきらめき、日本晴、ハイブリッドとうごう三号、はえぬき、はたはったん、ハナエチゼン、ピカツンタ、ひとめぼれ、フクヒカリ、ふくむすめ、ほむすめ舞、みつひかり、ミルキークイーン、ゆうだい二一及び夢ごこち

（略）　（略）

岐阜県
あきさかり、あきたこまち、あさひの夢、いのちの壱、ＬＧＣソフト、縁結び、キヌヒカリ、金光、コシヒカリ、こなゆきひめ、清水一号、清流のめぐみ、つや姫、にじのきらめき、日本晴、ハイブリッドとうごう三号、ハツシモ、はなの舞い、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ほしじるし、みつひかり、ミネアサヒ、みのにしき、ミルキークイーン及び夢ごこち

静岡県
あいちのかおり、あきたこまち、あさひの夢、いのちの壱、ＬＧＣソフト、縁結び、歓喜の風、キヌヒカリ、きぬむすめ、きんのめぐみ、吟おうみ、コシヒカリ、つくばＳＤ一号、なつしずか、にこまる、にじのきらめき、はいごころ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ふくのいち、みつひかり、ミルキークイーン及びゆめみしま

愛知県
あいちのかおり、あいちのこころ、あきたこまち、あきだわら、あさひの夢、いのちの壱、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、大地の風、チヨニシキ、豊橋一号、なつきらり、にこまる、にじのきらめき、はいごころ、ハツシモ、ひとめぼれ、ほしじるし、みつひかり、ミネアサヒ、みねはるか、ミルキークイーン及びゆめまつり

三重県	あきたこまち、イクヒカリ、うこん錦、えみだわら、縁結び、大粒ダイヤ、キヌヒカリ、きぬむすめ、黄金晴、コシヒカリ、しふくのみのり、つきあかり、つくばＳＤ一号、どんとこい、なついろ、にじのきらめき、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ほしじるし、三重二三号、みえのえみ、みえのゆめ、みつひかり、みのりの郷、みのりの穂、ミルキークイーン、ヤマヒカリ及び夢ごこち
滋賀県	ＩＣＳ六号、あきたこまち、あきだわら、秋の詩、亜細亜のかおり、笑みの絆、縁結び、大粒ダイヤ、キヌヒカリ、きぬむすめ、きらみずき、吟おうみ、コシヒカリ、ササニシキ、滋賀八二号、しふくのみのり、つきあかり、つくばＳＤ一号、にこまる、にじのきらめき、日本晴、ハイブリッドとうごう三号、ハナエチゼン、ハイブリッドとうごう四四号、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ほしじるし、ほむすめ舞、みずかがみ、みどり豊、ミルキークイーン、ゆうだい二一、ゆめおうみ、夢ごこち、夢の華、夢みらい及びレーク六五
京都府	いのちの壱、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、京式部、京の輝き、コシヒカリ、つきあかり、どんとこい、にこまる、日本晴、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ほむすめ舞、祭り晴、ミルキークイーン及び夢ごこち
（略）	（略）
兵庫県	あきたこまち、あきだわら、いのちの壱、かぐや姫、歓喜の風、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、コノホシ、たちはるか、ちほみのり、つきあかり、とよめき、どんとこい、中生新千本、にこまる、にじのきらめき、日本晴、ハナエチゼン、ぴかまる、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ほむすめ舞、みどり豊、ミルキークイーン、ゆうだい二一、夢ごこち及び夢の華
奈良県	あきたこまち、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、にじのきらめき、ひとめぼれ及びヒノヒカリ
（略）	（略）
鳥取県	あきたこまち、あきだわら、縁結び、きぬむすめ、コシヒカリ、つきあかり、日本晴、ハナエチゼン、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、プリンセスかおり、星空舞、ミルキークイーン、ヤマヒカリ及びゆうだい二一
島根県	あきだわら、ＬＧＣソフト、縁結び、きぬむすめ、越のかおり、コシヒカリ、春陽、つきあかり、つやきらり、つや姫、にこまる、にじのきらめき、ハナエチゼン、ヒノヒカリ、ほむすめ舞、ミルキークイーン及び夢の華

三重県	あきたこまち、イクヒカリ、うこん錦、えみだわら、縁結び、大粒ダイヤ、キヌヒカリ、きぬむすめ、黄金晴、コシヒカリ、しふくのみのり、つくばＳＤ一号、どんとこい、なついろ、にじのきらめき、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ほしじるし、三重二三号、みえのえみ、みえのゆめ、みつひかり、みのりの郷、みのりの穂、ミルキークイーン、ヤマヒカリ及び夢ごこち
滋賀県	ＩＣＳ六号、あきたこまち、あきだわら、秋の詩、亜細亜のかおり、笑みの絆、縁結び、大粒ダイヤ、キヌヒカリ、きぬむすめ、きらみずき、吟おうみ、コシヒカリ、ササニシキ、しふくのみのり、つくばＳＤ一号、にこまる、にじのきらめき、日本晴、ハイブリッドとうごう三号、ハナエチゼン、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ほむすめ舞、みずかがみ、みつひかり、みどり豊、ミルキークイーン、ゆうだい二一、ゆめおうみ、夢ごこち、夢の華、夢みらい及びレーク六五
京都府	いのちの壱、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、京式部、京の輝き、コシヒカリ、どんとこい、にこまる、日本晴、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ほむすめ舞、祭り晴、ミルキークイーン及び夢ごこち
（略）	（略）
兵庫県	あきたこまち、あきだわら、いのちの壱、かぐや姫、歓喜の風、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、たちはるか、ちほみのり、つきあかり、とよめき、どんとこい、中生新千本、にこまる、日本晴、ハナエチゼン、ぴかまる、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ほむすめ舞、みつひかり、みどり豊、ミルキークイーン、ゆうだい二一、夢ごこち及び夢の華
奈良県	あきたこまち、キヌヒカリ、コシヒカリ、ひとめぼれ及びヒノヒカリ
（略）	（略）
鳥取県	あきたこまち、あきだわら、縁結び、きぬむすめ、コシヒカリ、つきあかり、日本晴、ハナエチゼン、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、プリンセスかおり、星空舞、ミルキークイーン及びヤマヒカリ
島根県	あきだわら、ＬＧＣソフト、縁結び、きぬむすめ、越のかおり、コシヒカリ、春陽、つきあかり、つやきらり、つや姫、にこまる、ハナエチゼン、ヒノヒカリ、ほむすめ舞、ミルキークイーン及び夢の華

岡山県	あきたこまち、あきだわら、アキヒカリ、アケボノ、朝日、キヌヒカリ、きぬむすめ、吉備の華、金のいぶき、恋の予感、コシヒカリ、つやきらり、中生新千本、にこまる、にじのきらめき、日本晴、はいごころ、ヒカリ新世紀、ぴかまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ミルキークイーン及び夢の華
（略）	（略）
山口県	あきたこまち、あきまつり、きぬむすめ、金のいぶき、恋の予感、コシヒカリ、せとのにじ、中生新千本、にこまる、にじのきらめき、日本晴、晴るる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ミルキークイーン及びやまだわら
（略）	（略）
高知県	あきたこまち、アキツホ、イクヒカリ、キヌヒカリ、きぬむすめ、黄金錦、コシヒカリ、さわかおり、たちはるか、十和、土佐錦、とよめき、ナツヒカリ、南国そだち、にこまる、にじのきらめき、汁ノ川一号、ヒエリ、ぴかまる、ヒカリ新世紀、ヒカリッコ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ミルキークイーン及びよさ恋美人
福岡県	元気つくし、コシヒカリ、ツクシホマレ、つやおとめ、とくだわら、にこまる、ヒノヒカリ、姫ごのみ、ふくのこ、実りつくし、ミルキークイーン、恵つくし、夢一献、夢つくし及びレイホウ
（略）	（略）
熊本県	あきげしき、あきだわら、秋音色、あきまさり、キヌヒカリ、くまさんの輝き、くまさんの力、コシヒカリ、たちはるか、とよめき、にこまる、にじのきらめき、ぴかまる、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、北陸一九三号、ほむすめ舞、ミズホチカラ、ミルキークイーン、森のくまさん、やまだわら及びわさもん
大分県	あきだわら、あきまさり、恋の予感、コシヒカリ、たちはるか、つや姫、なつほのか、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ及びミルキークイーン
宮崎県	あきげしき、あきたこまち、あきだわら、おてんとそだち、黄金錦、コシヒカリ、さきひかり、つや姫、夏の笑み、南海一八九号、にこまる、ひとめぼれ、ひなたみのり、ヒノヒカリ、ほしじるし、まいひかり、み系三五八、宮崎五二号及びミルキークイーン
（略）	（略）

岡山県	あきたこまち、あきだわら、アキヒカリ、アケボノ、朝日、キヌヒカリ、きぬむすめ、吉備の華、金のいぶき、恋の予感、コシヒカリ、中生新千本、にこまる、にじのきらめき、日本晴、はいごころ、ヒカリ新世紀、ぴかまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、みつひかり、ミルキークイーン及び夢の華
（略）	（略）
山口県	あきたこまち、あきまつり、きぬむすめ、金のいぶき、恋の予感、コシヒカリ、せとのにじ、中生新千本、にこまる、にじのきらめき、日本晴、晴るる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、みつひかり、ミルキークイーン及びやまだわら
（略）	（略）
高知県	あきたこまち、アキツホ、イクヒカリ、キヌヒカリ、きぬむすめ、黄金錦、コシヒカリ、さわかおり、たちはるか、十和、土佐錦、とよめき、ナツヒカリ、南国そだち、にこまる、汁ノ川一号、ヒエリ、ぴかまる、ヒカリ新世紀、ヒカリッコ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ミルキークイーン及びよさ恋美人
福岡県	元気つくし、コシヒカリ、ツクシホマレ、つくしろまん、つやおとめ、つやきらり、とくだわら、にこまる、ヒノヒカリ、姫ごのみ、ふくのこ、実りつくし、ミルキークイーン、恵つくし、夢一献、夢つくし及びレイホウ
（略）	（略）
熊本県	あきげしき、あきだわら、秋音色、あきまさり、縁結び、歓喜の風、キヌヒカリ、くまさんの輝き、くまさんの力、コシヒカリ、たちはるか、つくばSD一号、とよめき、にこまる、にじのきらめき、ぴかまる、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、北陸一九三号、ほむすめ舞、ミズホチカラ、みつひかり、ミルキークイーン、森のくまさん、やまだわら及びわさもん
大分県	あきだわら、あきまさり、恋の予感、コシヒカリ、たちはるか、つや姫、なつほのか、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、みつひかり、ミルキークイーン及びユメヒカリ
宮崎県	あきげしき、あきたこまち、あきだわら、おてんとそだち、黄金錦、コシヒカリ、さきひかり、つや姫、夏の笑み、にこまる、ひとめぼれ、ひなたみのり、ヒノヒカリ、ほしじるし、まいひかり、み系三五八、宮崎五二号及びミルキークイーン
（略）	（略）

ロ　水稲もちもみ

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品種
（略）	（略）
新潟県	こがねもち、紫宝、ヒメノモチ、ゆきみのり、ゆきみらい及びわたぼうし
（略）	（略）
愛知県	（略）
三重県	ふわりもち
（略）	（略）

(三)　（略）

附　（略）

定義　（略）

二　玄米

(一)　（略）

(二)　（略）

イ　（略）

ロ　（略）

ハ　醸造用玄米

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品種
（略）	（略）
埼玉県	五百万石、酒香Ｚｅｎ、さけ武蔵及び山田錦
（略）	（略）
滋賀県	吟吹雪、滋賀酒八五号、滋賀渡船六号、玉栄及び山田錦
（略）	（略）
香川県	雄町、吟の夢及び山田錦

ロ　水稲もちもみ

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品種
（略）	（略）
新潟県	こがねもち、紫宝、ゆきみのり、ゆきみらい及びわたぼうし
（略）	（略）
愛知県	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

(三)　（略）

附　（略）

定義　（略）

二　玄米

(一)　（略）

(二)　（略）

イ　（略）

ロ　（略）

ハ　醸造用玄米

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品種
（略）	（略）
埼玉県	五百万石、さけ武蔵及び山田錦
（略）	（略）
滋賀県	吟吹雪、滋賀渡船六号、玉栄及び山田錦
（略）	（略）
香川県	雄町及び山田錦

（略）	（略）
佐賀県	西海一三四号、佐賀酒七三号、さがの華及び山田錦
（略）	（略）

(三)　（略）
附　（略）
定義　（略）
三　（略）
四　小麦
(一)　（略）
(二)　銘柄
イ　普通小麦
産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品種
北海道	キタノカオリ、きたほなみ、北見九五号、タクネコムギ、つるきち、はるきらり、ハルユタカ、春よ恋、ホクシン、みのりのちから、ゆめちから及びゆめほわいと
（略）	（略）
福島県	きぬあずま、さとのそら、夏黄金及びゆきちから
（略）	（略）
滋賀県	さちかおり、シロガネコムギ、せとのほほえみ、ニシノカオリ、農林六一号、はる風ふわり、びわほなみ、ふくさやか、ミナミノカオリ及びゆめちから
（略）	（略）
兵庫県	シロガネコムギ、せときらら、セトデュール、セトデュールR五、たつきらり、ふくほのか、ほしみらい、ミナミノカオリ及びゆめちから
（略）	（略）
大分県	チクゴイズミ及びはるみずき
（略）	（略）

ロ　（略）
(三)　（略）
附　（略）
定義　（略）

（略）	（略）
佐賀県	西海一三四号、さがの華及び山田錦
（略）	（略）

(三)　（略）
附　（略）
定義　（略）
三　（略）
四　小麦
(一)　（略）
(二)　銘柄
イ　普通小麦
産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品種
北海道	キタノカオリ、きたほなみ、北見九五号、タクネコムギ、つるきち、はるきらり、ハルユタカ、春よ恋、ホクシン、みのりのちから及びゆめちから
（略）	（略）
福島県	アブクマワセ、きぬあずま、さとのそら、夏黄金及びゆきちから
（略）	（略）
滋賀県	さちかおり、シロガネコムギ、ニシノカオリ、農林六一号、はる風ふわり、びわほなみ、ふくさやか、ミナミノカオリ及びゆめちから
（略）	（略）
兵庫県	シロガネコムギ、せときらら、セトデュール、セトデュールR五、たつきらり、ふくほのか、ミナミノカオリ及びゆめちから
（略）	（略）
大分県	チクゴイズミ、はるみずき及びミナミノカオリ
（略）	（略）

ロ　（略）
(三)　（略）
附　（略）
定義　（略）

五　大麦

(一)　（略）

(二)　銘柄

イ　普通小粒大麦

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

県	品種
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）

ロ　普通大粒大麦

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品種
（略）	（略）
岡山県	（略）
広島県	はるか二条
（略）	（略）
福岡県	くすもち二条、はるか二条、はるさやか及びはるしずく
（略）	（略）

(三)　（略）

附　（略）

定義　（略）

六　裸麦

(一)　（略）

(二)　銘柄

普通裸麦

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道県	品種
（略）	（略）

五　大麦

(一)　（略）

(二)　銘柄

イ　普通小粒大麦

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

県	品種
（略）	（略）
神奈川県	カシマゴール
（略）	（略）

ロ　普通大粒大麦

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品種
（略）	（略）
岡山県	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
福岡県	くすもち二条、はるか二条、はるさやか、はるしずく及びほうしゅん
（略）	（略）

(三)　（略）

附　（略）

定義　（略）

六　裸麦

(一)　（略）

(二)　銘柄

普通裸麦

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道県	品種
（略）	（略）

香川県
イチバンボシ、善通寺二〇二四、ダイシモチ及びハルアカネ
（略）

(三)　（略）
附　（略）
定義　（略）
七　大　豆
(一)　（略）
(二)　銘　柄
普通大豆及び特定加工用大豆
イ　大粒大豆及び中粒大豆
産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品　種
（略）	（略）
岩手県	青丸くん、シュウリュウ、スズカリ、ナンブシロメ、ミヤギシロメ、ユキホマレ、リュウホウ及びリョウユウ
（略）	（略）
鳥取県	エンレイ、サチユタカ、すずこがね、タマホマレ、はれごころ及び星のめぐみ
（略）	（略）
福岡県	ちくしＢ五号及びフクユタカ
（略）	（略）

ロ　（略）
(三)　（略）
附　（略）
定義　（略）
八～十二　（略）
補則　（略）
第二　（略）

香川県
イチバンボシ、ダイシモチ及びハルアカネ
（略）

(三)　（略）
附　（略）
定義　（略）
七　大　豆
(一)　（略）
(二)　銘　柄
普通大豆及び特定加工用大豆
イ　大粒大豆及び中粒大豆
産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品　種
（略）	（略）
岩手県	青丸くん、シュウリュウ、スズカリ、ナンブシロメ、ミヤギシロメ、ユキホマレ及びリュウホウ
（略）	（略）
鳥取県	エンレイ、サチユタカ、すずこがね、タマホマレ及び星のめぐみ
（略）	（略）
福岡県	キヨミドリ、ちくしＢ五号及びフクユタカ
（略）	（略）

ロ　（略）
(三)　（略）
附　（略）
定義　（略）
八～十二　（略）
補則　（略）
第二　（略）

附　則

１　この告示は、令和八年四月三十日から施行する。

２　令和七年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、裸麦及び大豆の銘柄については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百七十一号

独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）第二条第一項第二号及び第二項並びに第四条第二号の規定に基づき、平成十五年九月三十日農林水産省告示第千五百二十七号（独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　独立行政法人農業者年金基金法施行令（以下「令」という。）第二条第二項の農林水産大臣が定める予定利率は年率二・三〇パーセントとし、同項の農林水産大臣が定める予定死亡率は男子にあっては別表第一に定める率、女子にあっては別表第二に定める率とする。	一　独立行政法人農業者年金基金法施行令（以下「令」という。）第二条第二項の農林水産大臣が定める予定利率は年率一・三五パーセントとし、同項の農林水産大臣が定める予定死亡率は男子にあっては別表第一に定める率、女子にあっては別表第二に定める率とする。
二・三　（略）	二・三　（略）

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三

年齢	性別		年齢	性別	
	男子	女子		男子	女子
20歳	34.51951	35.40735	48歳	26.27005	27.93812
21歳	34.30555	35.21353	49歳	25.87107	27.57697
22歳	34.08662	35.01529	50歳	25.46387	27.20801
23歳	33.86273	34.81247	51歳	25.04781	26.83109
24歳	33.63373	34.60518	52歳	24.62307	26.44640
25歳	33.39952	34.39298	53歳	24.18977	26.05333
26歳	33.15990	34.17594	54歳	23.74786	25.65211
27歳	32.91474	33.95399	55歳	23.29678	25.24237
28歳	32.66399	33.72691	56歳	22.83681	24.82412
29歳	32.40755	33.49466	57歳	22.36763	24.39696
30歳	32.14521	33.25707	58歳	21.88974	23.96076
31歳	31.87694	33.01411	59歳	21.40316	23.51673
32歳	31.60258	32.76562	60歳	20.90721	23.06275
33歳	31.32202	32.51154	61歳	20.40354	22.60006
34歳	31.03496	32.25163	62歳	19.89076	22.12874
35歳	30.74145	31.98585	63歳	19.36919	21.64755
36歳	30.44131	31.71413	64歳	18.83932	21.15686
37歳	30.13432	31.43620	65歳	18.30119	20.65700
38歳	29.82036	31.15202	66歳	17.75020	20.14490
39歳	29.49941	30.86139	67歳	17.19058	19.62376
40歳	29.17122	30.56441	68歳	16.62339	19.09204
41歳	28.83571	30.26050	69歳	16.04897	18.55159
42歳	28.49260	29.95006	70歳	15.46727	18.00248
43歳	28.14196	29.63267	71歳	14.88053	17.44471
44歳	27.78352	29.30838	72歳	14.28989	16.87876
45歳	27.41731	28.97678	73歳	13.69419	16.30439
46歳	27.04296	28.63793	74歳	13.09396	15.72156
47歳	26.66062	28.29178	75歳	12.50079	15.13680

別表第四

年齢	性別		年齢	性別	
	男子	女子		男子	女子
60歳	19.84322	22.63060	90歳	5.27478	6.82540
61歳	19.38336	22.18815	91歳	4.92378	6.34771
62歳	18.91748	21.73947	92歳	4.58812	5.88579
63歳	18.44642	21.28090	93歳	4.28588	5.45994
64歳	17.97150	20.81364	94歳	4.00302	5.05503
65歳	17.49209	20.33857	95歳	3.75564	4.68106
66歳	16.99364	19.84797	96歳	3.52295	4.34495
67歳	16.48886	19.34994	97歳	3.30529	4.03254
68歳	15.97988	18.84074	98歳	3.10230	3.74214
69歳	15.46636	18.32432	99歳	2.91376	3.47258
70歳	14.94683	17.80034	100歳	2.73917	3.22314
71歳	14.42492	17.26826	101歳	2.57794	2.99344
72歳	13.90101	16.72836	102歳	2.42966	2.78342
73歳	13.37055	16.17950	103歳	2.29436	2.59346
74歳	12.83256	15.62090	104歳	2.17273	2.42486
75歳	12.30405	15.06158	105歳	2.06656	2.28036
76歳	11.77838	14.49713	106歳	1.96613	2.14613
77歳	11.24771	13.92581	107歳	1.87003	2.02091
78歳	10.72548	13.35570	108歳	1.77604	1.90315
79歳	10.19248	12.77404	109歳	1.68051	1.79066
80歳	9.66319	12.19048	110歳	1.57674	1.67997
81歳	9.17403	11.62671	111歳	1.45164	1.56485
82歳	8.69861	11.06982	112歳	1.27865	1.43310
83歳	8.21957	10.50844	113歳	1.00195	1.25960
84歳	7.75954	9.95890	（男子にあっては113歳以上）		
85歳	7.30350	9.40688			
86歳	6.86810	8.86979	114歳以上	—	0.98972
87歳	6.44776	8.34151			
88歳	6.04169	7.82454			
89歳	5.65643	7.32143			

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第三十号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十七条の二第二項の規定に基づき一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針（令和四年経済産業省告示第百五十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月三十一日から施行する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三章　レベニューキャップ制度における審査・査定方針 1　費用ごとの審査・査定の考え方 (1)～(6)　（略） (7)　事業報酬の審査・査定 一般送配電事業者が、合理的な発展を遂げるために必要な資金調達コストとして、支払利息及び株主への配当金に充てるための費用である。事業報酬は、送配電事業に投下された能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値（以下「レートベース」という。）に対して、一定の事業報酬率（自己資本報酬率及び他人資本報酬率の加重平均値を指す。以下総じて「事業報酬率」という。）を乗じて算定されているが、その具体的な算定方法について、次に掲げるとおり、一般送配電事業者の事業リスク等を踏まえて、算定方法を設定し、審査・査定を行うこととする。 ①～③　（略） ④　追加事業報酬について 追加事業報酬については、第一規制期間の参照期間における託送料金制度では、連系設備特別報酬対象額（レートベースのうち、会社間連系線（常時電気的に接続されているものに限る。）に係る設備（会社間の連系に用いることを目的として設置される設備であって、会社間の連系に用いる送電容量に相当する部分に限る。以下「連系設備」という。）及び連系設備の設置に伴い設置される設備（以下「関連周辺設備」という。）への投資について、他の発電所等の投資に比して収益性が劣後しないように事業報酬が上乗せされている（通常の事業報酬に百分の五十を乗じた額）。 今後は広域系統長期方針を踏まえ、費用便益分析を行った上で、系統増強判断がなされることから、新たに増強方針を決定する連系設備及び関連周辺設備に対しては追加事業報酬を設定しないことと「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会」において整理され、また、認定整備等計画の対象の系統整備については「総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会」において、追加事業報酬率を設定できることとし、一般送配電事業者が追加事業報酬率を適用した申請を行うことを認めることは妥当と整理されたところであり、第二規制期間以降のレベニューキャップ制度においても、この整理を踏まえた対応を行う。 一方で、広域系統長期方針の策定以前に増強方針が決定された連系設備及び関連周辺設備線のみについては、既に投資判断がなされていることも踏まえ、追加事業報酬を維持することとする。 2　(8)　（略）	**第三章**　レベニューキャップ制度における審査・査定方針 1　費用ごとの審査・査定の考え方 (1)～(6)　（略） (7)　事業報酬の審査・査定 一般送配電事業者が、合理的な発展を遂げるために必要な資金調達コストとして、支払利息及び株主への配当金に充てるための費用である。事業報酬は、送配電事業に投下された能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値（以下「レートベース」という。）に対して、一定の事業報酬率（自己資本報酬率及び他人資本報酬率の加重平均値を指す。以下総じて「事業報酬率」という。）を乗じて算定されているが、その具体的な算定方法について、次に掲げるとおり、一般送配電事業者の事業リスク等を踏まえて、算定方法を設定し、審査・査定を行うこととする。 ①～③　（略） ④　追加事業報酬について 追加事業報酬については、第一規制期間の参照期間における託送料金制度では、連系設備特別報酬対象額（レートベースのうち、会社間連系線（常時電気的に接続されているものに限る。）に係る設備（会社間の連系に用いることを目的として設置される設備であって、会社間の連系に用いる送電容量に相当する部分に限る。以下「連系設備」という。）及び連系設備の設置に伴い設置される設備（以下「関連周辺設備」という。）への投資について、他の発電所等の投資に比して収益性が劣後しないように事業報酬が上乗せされている（通常の事業報酬に百分の五十を乗じた額）。 今後は広域系統長期方針を踏まえ、費用便益分析を行った上で、系統増強判断がなされることから、新たに増強方針を決定する連系設備及び関連周辺設備に対しては追加事業報酬を設定しないことと「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会」において整理されたところであり、レベニューキャップ制度においても、この整理を踏まえた対応を行う。 一方で、広域系統長期方針の策定以前に増強方針が決定された連系設備及び関連周辺設備線のみについては、既に投資判断がなされていることも踏まえ、追加事業報酬を維持することとする。 2　(8)　（略）

改正後	改正前
第四章　（略）	**第四章**　（略）
第五章　事後調整の方針について	**第五章**　事後調整の方針について
1　（略）	1　（略）
2　事後調整を行うべき具体的な事項	2　事後調整を行うべき具体的な事項
(1)　収入上限に要する費用と、規制期間における実績費用の乖離額（外生的な要因等による乖離）	(1)　収入上限に要する費用と、規制期間における実績費用の乖離額（外生的な要因等による乖離）
i．・ii．　（略）	i．・ii．　（略）
iii．制御不能費用	iii．制御不能費用
収入上限のうち制御不能費用と、規制期間における制御不能費用の実績の累積乖離額について、翌期調整を行うこととする。	収入上限のうち制御不能費用と、規制期間における制御不能費用の実績の累積乖離額について、翌期調整を行うこととする。
なお、制御不能費用について、次に掲げる事情に該当するときは、期中調整を行うこととする。	なお、制御不能費用について、次に掲げる事情に該当するときは、期中調整を行うこととする。
①～③　（略）	①～③　（略）
④　系統整備等実施事業者が申請した系統整備回収金が経済産業大臣により承認された場合であって、一般送配電事業者が系統利用者回収金、託送回収金又は系統整備負担金として回収すべき額を経済産業大臣より通知された場合	（新設）
⑤　その他、妥当であると認められる場合	④　その他、妥当であると認められる場合
iv．～vii．　（略）	iv．～vii．　（略）
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（略）

○経済産業省告示第三十一号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十九年経済産業省告示第三十五号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件の一部を改正する告示

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件の一部改正）

第一条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	2　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　運転開始期限日　次に掲げる日をいう。	十二　運転開始期限日　次に掲げる日をいう。
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
ホ　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。）第十六条第二項第十号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が提出した整備法第十七条第一項に規定する公募占用計画（以下「公募占用計画」という。）に係る風力発電設備にあっては、選定事業者が、整備法第二十条第一項の認定を	ホ　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「促進法」という。）第十三条第二項第十号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が提出した促進法第十四条第一項に規定する公募占用計画（以下「公募占用計画」という。）に係る風力発電設備にあっては、選定事業者が、促進

受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に記載した事業の実施時期の起算日。ただし、認定公募占用計画に記載された整備法第十七条第二項第一号に掲げる占用の区域（以下「占用区域」という。）と一体的に利用される港湾及びその利用時期が、次に掲げるいずれかの港湾及びその利用時期と重複した場合は、経済産業大臣及び国土交通大臣が認定公募占用計画に記載された事業の実施時期の起算日の調整を行ったときに限り、選定事業者が、整備法第二十一条第一項の規定に基づき変更の認定を受けた公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日。

(1)　（略）

(2)　整備法第二十条第一項の認定を受けた他の選定事業者が占用区域と一体的に利用する港湾及びその利用時期

十三～十五　（略）

十六　発電側託送供給料金に相当する額　イに掲げる額にロに掲げる額を加えて得た額に、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額をいう。

イ　全ての一般送配電事業者の発電側託送供給料金のうち発受電等量にかかわらず支払うべき料金の一キロワット当たりの単価（電気事業法第十八条第一項の規定により経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款において一般送配電事業者が定めたものをいう。）を平均した額に八千七百六十分の十二を乗じて得た額に、次の(1)から(5)までの各表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄（(2)から(4)までの各表においては、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第九条第四項の認定の日（法第四条第一項の規定による指定を受けた区分等（以下「入札対象区分等」という。）にあっては法第七条第三項又は第六項の規定による落札者（以下「落札者」という。）の決定の日とし、選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備にあっては整備法第十六条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する公募占用指針（以下「公募占用指針」という。）に基づく公募の開始の日（以下「公募開始日」という。）とする。以下この号において同じ。）が属する期間の欄）に応じて、それぞれ同表の乗じるべき率の欄に掲げる率を乗じ、これをそれぞれ同表の除すべき率の欄に掲げる率で除して得た額

(1)～(3)　（略）

(4)　地熱発電設備

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	法第九条第四項の認定の日が属する期間	乗じるべき率	除すべき率
一	出力が千キロワット未満のもの	令和六年四月一日以降	○．九〇〇	○．七四八
二	出力が千キロワット以上一万五千キロワット未満のもの	令和八年三月三十一日以前		○．七四八
		令和八年四月一日以降		○．七四四
三	出力が一万五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	令和八年三月三十一日以前		○．七三九
		令和八年四月一日以降		○．七四四
四	出力が三万キロワット以上のもの	令和六年四月一日以降		○．七三九

法第十七条第一項の認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に記載した事業の実施時期の起算日。ただし、認定公募占用計画に記載された促進法第十四条第二項第一号に掲げる占用の区域（以下「占用区域」という。）と一体的に利用される港湾及びその利用時期が、次に掲げるいずれかの港湾及びその利用時期と重複したときは、経済産業大臣及び国土交通大臣が認定公募占用計画に記載された事業の実施時期の起算日の調整を行った場合に限り、選定事業者が、促進法第十八条第一項の規定に基づき変更の認定を受けた公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日。

(1)　（略）

(2)　促進法第十七条第一項の認定を受けた他の選定事業者が占用区域と一体的に利用する港湾及びその利用時期

十三～十五　（略）

十六　発電側託送供給料金に相当する額　イに掲げる額にロに掲げる額を加えて得た額に、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額をいう。

イ　全ての一般送配電事業者の発電側託送供給料金のうち発受電等量にかかわらず支払うべき料金の一キロワット当たりの単価（電気事業法第十八条第一項の規定により経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款において一般送配電事業者が定めたものをいう。）を平均した額に八千七百六十分の十二を乗じて得た額に、次の(1)から(5)までの各表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄（(2)の表においては、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第九条第四項の認定の日（法第四条第一項の規定による指定を受けた区分等（以下「入札対象区分等」という。）にあっては法第七条第三項又は第六項の規定による落札者（以下「落札者」という。）の決定の日とし、選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備にあっては促進法第十三条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する公募占用指針（以下「公募占用指針」という。）に基づく公募の開始の日（以下「公募開始日」という。）とする。以下この号において同じ。）が属する期間の欄）に応じて、それぞれ同表の乗じるべき率の欄に掲げる率を乗じ、これをそれぞれ同表の除すべき率の欄に掲げる率で除して得た額

(1)～(3)　（略）

(4)　地熱発電設備

	再生可能エネルギー発電設備の区分等		乗じるべき率	除すべき率
一	出力が一万五千キロワット未満のもの	（新設）	（新設）	○．七四八
		（新設）	○．九〇〇	（新設）
		（新設）		（新設）
二	出力が一万五千キロワット以上のもの	（新設）		（新設）
		（新設）		（新設）
		（新設）		○．七三九

(5)　（略）

ロ　（略）

十七　（略）

十八　特定物価変動率　イに掲げる期間における次の表の各号ごとの指数等の欄に掲げる数値に対するロに掲げる期間における当該数値の比率にそれぞれ同表の乗じるべき率の欄に掲げる率を乗じて得た数値を合計して得た数値に九十八分の百を乗じて得た数値をいう。

イ　公募開始日の属する月の前月までの一年間（公募開始日が令和七年三月三十一日以前の場合であって、選定事業者が整備法第二十一条第二項の公募占用計画の変更の認定（整備法第十六条第二項第六号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）を受けたときは、当該変更の認定を申請した日の属する月の前月までの一年間）

ロ　選定事業者が認定公募占用計画に記載した電気事業法第四十八条第一項の規定による届出（海域における同法第三十八条第二項の事業用電気工作物の設置の工事に係るものに限る。）の予定日の属する月の前月までの一年間

表　（略）

十九　（略）

（太陽光発電設備に係る基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額）

第二条　（略）

2～18　（略）

19　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年四月一日から令和五年九月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項及び第十七項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格	交付期間	解体等積立基準額
一・二	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

イ～ホ　（略）

ヘ　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ基準価格の欄に掲げる価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。

(5)　（略）

ロ　（略）

十七　（略）

十八　特定物価変動率　イに掲げる期間における次の表の各号ごとの指数等の欄に掲げる数値に対するロに掲げる期間における当該数値の比率にそれぞれ同表の乗じるべき率の欄に掲げる率を乗じて得た数値を合計して得た数値に九十八分の百を乗じて得た数値をいう。

イ　公募開始日の属する月の前月までの一年間（公募開始日が令和七年三月三十一日以前の場合であって、選定事業者が促進法第十八条第二項の公募占用計画の変更の認定（促進法第十三条第二項第六号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）を受けたときは、当該変更の認定を申請した日の属する月の前月までの一年間）

ロ　選定事業者が認定公募占用計画に記載した電気事業法第四十八条第一項の規定による届出（海域における電気事業法第三十八条第二項の事業用電気工作物の設置の工事に係るものに限る。）の予定日の属する月の前月までの一年間

表　（略）

十九　（略）

（太陽光発電設備に係る基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額）

第二条　（略）

2～18　（略）

19　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年四月一日から令和五年九月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項及び第十七項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格	交付期間	解体等積立基準額
一・二	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

イ～ホ　（略）

ヘ　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ基準価格の欄に掲げる価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。

20・21　（略）

22　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項から前項までの規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一　（略）

二　法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格	交付期間	解体等積立基準額
一～三　（略）	（略）	（略）	（略）

表　（略）

23　（略）

24　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項から第二十二項までの規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格	交付期間	解体等積立基準額
一～三　（略）	（略）	（略）	（略）

備考

イ～ヘ　（略）

ト　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ基準価格の欄に掲げる価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。

チ　（略）

20・21　（略）

22　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項から前項までの規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一　（略）

二　法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる事項の変更に限る。）の日

再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格	交付期間	解体等積立基準額
一～三　（略）	（略）	（略）	（略）

表　（略）

23　（略）

24　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項から第二十二項までの規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格	交付期間	解体等積立基準額
一～三　（略）	（略）	（略）	（略）

備考

イ～ヘ　（略）

ト　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ基準価格の欄に掲げる価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。

チ　（略）

25　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで及び前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一　（略）

二　法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

表　（略）

26　（略）

27　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和七年四月一日から令和七年九月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項及び第二十五項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格	交付期間	解体等積立基準額
一～三	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

イ～ヘ　（略）

ト　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格に別表の過積載率（当該設備に係る太陽電池の合計出力を当該設備の出力で除して得た割合をいう。以下同じ。）の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を乗じて得た額に、この表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第二欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額とする。

チ　（略）

28～31　（略）

25　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで及び前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一　（略）

二　法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる事項の変更に限る。）の日

表　（略）

26　（略）

27　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和七年四月一日から令和七年九月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項及び第二十五項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格	交付期間	解体等積立基準額
一～三	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

イ～ヘ　（略）

ト　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備に従前適用されていた基準価格に別表の過積載率（当該設備に係る太陽電池の合計出力を当該設備の出力で除して得た割合をいう。以下同じ。）の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を乗じて得た額に、この表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第二欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額とする。

チ　（略）

28～31　（略）

32　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格	交付期間	解体等積立基準額
一	（略）	（略）	（略）	（略）
二	出力が五十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	九．六円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。以下この表において同じ。）前に当該設備に従前適用されていた基準価格（発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、その額を控	二十年間	○．六二円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が九．六円より低いときにあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額）

32　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格	交付期間	解体等積立基準額
一	（略）	（略）	（略）	（略）
二	出力が五十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	八．六円	二十年間	○．六二円

				除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が九．六円より低いときにあっては、変更認定前価格）
三	（略）	（略）	（略）	
（略）				

33　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの（第三号に掲げるものを除く。）	令和二年三月三十一日以前	九．六円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。以下この表において同じ。）前に当該設備に従前適用されていた調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電	二十年間	○．六二円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が九．六円より低いときにあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該設備に従前適用さ

				除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が九．六円より低いときにあっては、変更認定前価格）
三	（略）	（略）	（略）	
（略）				

33　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの（第三号に掲げるものを除く。）	令和二年三月三十一日以前	八．六円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、九．九円）	二十年間	○．六二円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、○．六○円）

					側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が九．六円より低いときにあっては、変更認定前価格）（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、九．九円）
					二十年間
					○．六二円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が九．六円より低いときにあっては、変更認定前価格）
					二十年間
					○．六二円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が九．六円より低いときにあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額）
					れていた解体等積立基準額）（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、○．六〇円）
（略）	三				
	（略）	二	出力が五十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	令和九年三月三十一日以前	
					二十年間
					○．六二円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が九．六円より低いときにあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額）
				（略）	
					二十年間
					○．六二円
					八．六円
					二十年間
					○．六二円
（略）	三				
	（略）	二	出力が五十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	令和九年三月三十一日以前	

34　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項、第十一項、第十三項、第十五項、第十八項、第二十三項、第二十六項及び第二十九項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　法第九条第四項の認定の日

二　住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格	調達期間
二十四円（調達期間が終了する日から起算して六年前の日以降にあっては、八・三円）	十年間
備考　第二十三項の表中の「備考」に同じ。	

（新設）

35　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における屋根設置太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のものに係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　法第九条第四項の認定の日

二　法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

基準価格	交付期間	解体等積立基準額
十九円（交付期間が終了する日から起算して十五年前の日以降にあっては、八・三円）	二十年間	一・一二円

備考

イ　基準価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格は、発電側託送供給料金に相当する額を加えた額とする。

ハ　交付期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ニ　当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間は、交付期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ホ　法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間から除く。

（新設）

ヘ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格は、当該複数設備に適用される基準価格のうち、最も基準価格の低いものを適用するものとし、交付期間もこれに従う。

ト　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を乗じて得た額に、この表の基準価格の欄に掲げる価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第二欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額とする。

チ　法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）を受けた場合には、増設等に係る部分以外に適用する基準価格及び解体等積立基準額は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格及び解体等積立基準額とし、当該増設等に係る部分に適用する基準価格及び解体等積立基準額は、基準価格の欄に掲げる価格及び解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

36　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における屋根設置太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで及び前項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　法第九条第四項の認定の日

二　法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

調達価格	調達期間	解体等積立基準額
十九円（調達期間が終了する日から起算して十五年前の日以降にあっては、八・三円）	二十年間	一・一二円

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

ロ　当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における調達価格は、発電側託送供給料金に相当する額を加えた額とする。

ハ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ニ　当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものであ

（新設）

る場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ホ　法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を調達期間から除く。

ヘ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

ト　法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）を受けた場合には、増設等に係る部分以外に適用する調達価格及び解体等積立基準額は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた調達価格及び解体等積立基準額とし、当該増設等に係る部分に適用する調達価格及び解体等積立基準額は、調達価格の欄に掲げる価格及び解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

37　認定発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続するための工事の申込みの内容を記載した書面（当該設備について第一号に掲げる要件を満たしており、当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電気的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限る。以下「系統連系工事着工申込書」という。）の当該一般送配電事業者等による受領（以下「系統連系工事着工申込みの受領」という。）の日が第二号に掲げる期間に属する場合における太陽光発電設備（その出力が十キロワット以上のものであって、みなし認定事業者に係るもののうち、平成二十九年三月三十一日以前に旧認定を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結されたものに限る。次項から第四十四項までにおいて同じ。）（第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで及び前二項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第七項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十年三月三十一日まで」とあるのは「令和二年三月三十一日まで」と、同項第二号イ⑴中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

一・二　（略）

38　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。）については、

34　認定発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続するための工事の申込みの内容を記載した書面（当該設備について第一号に掲げる要件を満たしており、当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電気的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限る。以下「系統連系工事着工申込書」という。）の当該一般送配電事業者等による受領（以下「系統連系工事着工申込みの受領」という。）の日が第二号に掲げる期間に属する場合における太陽光発電設備（その出力が十キロワット以上のものであって、みなし認定事業者に係るもののうち、平成二十九年三月三十一日以前に旧認定を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結されたものに限る。次項から第四十項までにおいて同じ。）（第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から前項までに掲げるものを除く。）については、第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第七項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十年三月三十一日まで」とあるのは「令和二年三月三十一日まで」と、同項第二号イ⑴中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

一・二　（略）

35　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までに掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第

第一項から第五項まで、第七項及び前項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第八項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十一年三月三十一日まで」とあるのは「令和三年三月三十一日まで」と、「二千キロワット未満のもの」とあるのは「二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二千キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

39　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項及び前二項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和二年三月三十一日まで」とあるのは「令和四年三月三十一日まで」と、「五百キロワット未満のもの」とあるのは「五百キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が五百キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

40　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び前三項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十二項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和三年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の表中「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」とする。

41　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項及び第三十七項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十四項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和四年三月三十一日まで」とあるのは「令和六年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」と、同項第二号イ中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の表中「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」とする。

七項及び前項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第八項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十一年三月三十一日まで」とあるのは「令和三年三月三十一日まで」と、「二千キロワット未満のもの」とあるのは「二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二千キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

36　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までに掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項及び前二項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和二年三月三十一日まで」とあるのは「令和四年三月三十一日まで」と、「五百キロワット未満のもの」とあるのは「五百キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が五百キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

37　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までに掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び前三項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十二項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和三年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット以上のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の表中「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」とする。

38　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までに掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項及び第三十四項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十四項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和四年三月三十一日まで」とあるのは「令和六年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット以上のもの」と、同項第二号イ中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の表中「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」とする。

42　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるもの（令和五年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）により第十九項、第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十項、第三十二項及び第三十五項の適用を受けているもの又は令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）により第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項の適用を受けているものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項及び第三十七項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十七項（当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合にあっては、第十六項）の規定を適用する。この場合において、第十六項本文中「令和五年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年三月三十一日まで」と、「（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの」と、同項第二号イ中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、第十七項本文中「令和五年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年三月三十一日まで」と、「（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とする。

43　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第二十一項、第二十二項、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるもの（令和五年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）により第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十項、第三十二項及び第三十五項の適用を受けているもの又は令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）により第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項の適用を受けているものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項及び第三十七項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第二十二項（当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合にあっては、第二十一項）の規定を適用する。この場合において、第二十一項本文中「令和六年三月三十一日まで」とあるのは「令和八年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」とする。

39　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までに掲げるもの（令和五年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）により第十九項、第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十項及び第三十二項の適用を受けているもの又は令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）により第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までの適用を受けているものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項及び第三十四項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十七項（当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合にあっては、第十六項）の規定を適用する。この場合において、第十六項本文中「令和五年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年三月三十一日まで」と、「（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの」と、同項第二号イ中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、第十七項本文中「令和五年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」とする。

40　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第二十一項、第二十二項、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までに掲げるもの（令和五年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）により第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十項及び第三十二項の適用を受けているもの又は令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）により第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までの適用を受けているものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項及び第三十四項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第二十二項（当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合にあっては、第二十一項）の規定を適用する。この場合において、第二十一項本文中「令和六年三月三十一日まで」とあるのは「令和八年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上の

もの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号中「第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とあるのは「第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、第二十二項本文中「令和六年三月三十一日まで」とあるのは「令和八年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号中「第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とあるのは「第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

44　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるもの（次の各号に掲げるものを除く。）を除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで及び第三十七項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第二十五項（当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合にあっては、第二十四項）の規定を適用する。この場合において、第二十四項本文中「令和七年三月三十一日まで」とあるのは「令和九年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号中「第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とあるのは「第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、第二十五項本文中「令和七年三月三十一日まで」とあるのは「令和九年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号中「第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とあるのは「第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

一　令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）により第二十四項、第二十七項、第三十項、第三十二項及び第三十五項の適用を受けているもの

二　令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）により第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項の適用を受けているもの

三　令和八年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定により第三十二項及び第三十三項の適用を受けているもの（出力が五十キロワット以上のものに限り、屋根設置太陽光発電設備を除く。）

四　令和八年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定により第三十三項の規定の適用を受けているもの（出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものに限り、屋根設置太陽光発電設備を除く。）（新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が令和二年三月三十一日以前であって、当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合するものに限る。）

（新設）

45　第三十七項から前項までの規定は、系統連系工事着工申込書を一般送配電事業者等に提出したみなし認定事業者が供給開始日までの間に法第十条第一項の変更の認定を申請（施行規則第九条第一項第十五号の二に基づく申請を除く。）した場合その他当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合において、当該みなし認定事業者が行った当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日について準用する。

46　（略）

47　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であって、落札者の決定の日が平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合（第四十九項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該太陽光発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

表　（略）

48　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であって、落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該太陽光発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

落札者を決定した入札の回	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
第二十回～第二十七回	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額	二十年間	○．六二円
第二十八回			
第二十九回			
第三十回			
第三十一回			
（略）			

49　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～四　（略）

41　第三十四項から前項までの規定は、系統連系工事着工申込書を一般送配電事業者等に提出したみなし認定事業者が供給開始日までの間に法第十条第一項の変更の認定を申請（施行規則第九条第一項第十五号の二に基づく申請を除く。）した場合その他当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合において、当該みなし認定事業者が行った当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日について準用する。

42　（略）

43　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であって、落札者の決定の日が平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合（第四十五項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該太陽光発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

表　（略）

44　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であって、落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該太陽光発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

落札者を決定した入札の回	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
第二十回～第二十七回	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額	二十年間	○．六二円
（新設）			
（新設）			
（新設）			
（新設）			
（略）			

45　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～四　（略）

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額（以下この表において「直近入札供給価格上限額」という。）と、法第十条第一項の変更の認定（この項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該太陽光発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（以下この表において「変更認定前価格」という。）のうち、いずれか低い額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	直近入札供給価格上限額と変更認定前価格のうち、いずれか低い額における解体等積立基準額

備考

イ～ニ　（略）

ホ　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（この項第四号に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。

50　前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額（以下この表において「直近入札供給価格上限額」という。）と、法第十条第一項の変更の認定（前項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該太陽光発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相	二十年間	直近入札供給価格上限額と変更認定前価格のうち、いずれか低い額における解体等積立基準額

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該太陽光発電設備の基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該再生可能エネルギー発電設備の基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額における解体等積立基準額

備考

イ～ニ　（略）

ホ　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第四号に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。

46　前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該太陽光発電設備の基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額	二十年間	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該再生可能エネルギー発

当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）のうち、いずれか低い額		

備考

イ～ヘ　（略）

ト　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（前項第四号に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。

チ　（略）

51　第四十九項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額（以下この表において「直近入札供給価格上限額」という。）と、法第十条第一項の変更の認定（第四十九項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該太陽光発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）のうち、いずれか低い額	二十年間	直近入札供給価格上限額と変更認定前価格のうち、いずれか低い額における解体等積立基準額

電設備の基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額における解体等積立基準額		

備考

イ～ヘ　（略）

ト　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（前項第四号に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。

チ　（略）

47　第四十五項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該太陽光発電設備の基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額	二十年間	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該再生可能エネルギー発電設備の基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相

備考 イ～ヘ　（略） ト　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第四十九項第四号に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を乗じて得た額に、この表の基準価格の欄に掲げる価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第二欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額とする。 チ　（略）		

52

（略）

（風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第三条　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　（略）

再生可能エネルギー発電設備の区分等		価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	風力発電設備（次号及び第三号に掲げるもの並びに入札対象区分等に該当するものを除く。）	（略）	（略）	二十年間
		（略）	（略）	
		令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	十四円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、法第十条第一項の変更の認定（前項第二号イからハまでに掲げる変更	

備考 イ～ヘ　（略） ト　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第四十五項第四号に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備に従前適用されていた基準価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を乗じて得た額に、この表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第二欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額とする。 チ　（略）		当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額における解体等積立基準額

48

（略）

（風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第三条　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　（略）

再生可能エネルギー発電設備の区分等		価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	風力発電設備（次号及び第三号に掲げるもの並びに入札対象区分等に該当するものを除く。）	（略）	（略）	二十年間
		（略）	（略）	
		令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	十二円	

の認定に限る。）前に当該設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が十四円より低いときにあっては、変更認定前価格）

		令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	十三・七円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三・七円より低いときにあっては、変更認定前価格）	
二	（略）	（略）	（略）	二十年間
三	特定風力発電設備	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	十三円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三円より低いときにあっては、変更認定前価格）	
（略）				

9　（略）

10　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

表　（略）

の認定に限る。）前に当該設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が十四円より低いときにあっては、変更認定前価格）

		令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	十一・八円	
二	（略）	（略）	（略）	二十年間
三	特定風力発電設備	（新設）	（新設）	
（略）				

9　（略）

10　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

表　（略）

11　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～三　（略）

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第十条第一項の変更の認定（この項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該風力発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
（略）	

12　前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第十条第一項の変更の認定（前項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該風力発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額	二十年間
（略）	

13　選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備であって、公募開始日が令和七年三月三十一日以前に属する場合における当該風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
整備法第二十条第二項の規定に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募占用計画に記載された供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
（略）	

11　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～三　（略）

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該風力発電設備の基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
（略）	

12　前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該風力発電設備の基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額	二十年間
（略）	

13　選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備であって、公募開始日が令和七年三月三十一日以前に属する場合における当該風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
促進法第十七条第二項の規定に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募占用計画に記載された供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
（略）	

14　選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備であって、次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和七年四月一日以降に属する場合における当該風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　（略）

二　選定事業者が整備法第二十一条第二項の公募占用計画（公募開始日が令和七年三月三十一日以前のものに限る。）の変更の認定（整備法第十六条第二項第六号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）を受けた日

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
整備法第二十条第二項の規定に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募占用計画に記載された供給価格の額	二十年間
（略）	

（地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第五条　（略）

２・３　（略）

４　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一～四　（略）

再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一～三	（略）	（略）
四　出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号及び第六号に掲げるものを除く。）	二十九分の千百七十四から再生可能エネルギー発電設備の出力（キロワットで表した量をいう。以下この項において同じ。）に二万九千分の十四を乗じて得た額を控除して得た額（価格決定日がこの項第二号から第四号までに掲げる日のいずれかである場合であって、法第十条第一項の変更の認定（この項第二号から第四号までに掲げる変更の認定に限る。）前に当該設備に従前適	十五年間

14　選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備であって、次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和七年四月一日以降に属する場合における当該風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　（略）

二　選定事業者が促進法第十八条第二項の公募占用計画（公募開始日が令和七年三月三十一日以前のものに限る。）の変更の認定（促進法第十三条第二項第六号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）を受けた日

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
促進法第十七条第二項の規定に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募占用計画に記載された供給価格の額	二十年間
（略）	

（地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第五条　（略）

２・３　（略）

４　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一～四　（略）

再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一～三	（略）	（略）
四　出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号及び第六号に掲げるものを除く。）	二十九分の千百七十四から再生可能エネルギー発電設備の出力（キロワットで表した量をいう。以下この項において同じ。）に二万九千分の十四を乗じて得た額を控除して得た額	十五年間

	用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が二十九分の千百七十四から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の十四を乗じて得た額を控除して得た額より低いときにあっては、変更認定前価格）	（略）	
五	第一種特定地熱発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十九分の八百八十から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の十を乗じて得た額（価格決定日がこの項第二号から第四号までに掲げる日のいずれかである場合であって、変更認定前価格が二十九分の八百八十から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の十を乗じて得た額より低いときにあっては、変更認定前価格）	（略）
六	第二種特定地熱発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十九分の五百五十八から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の七を乗じて得た額（価格決定日がこの項第二号から第四号までに掲げる日のいずれかである場合であって、変更認定前価格が二十九分の五百五十八から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の七を乗じて得た額より低いときにあっては、変更認定前価格）	（略）
七～九	（略）	（略）	（略）

五	第一種特定地熱発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十九分の八百八十から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の十を乗じて得た額	十五年間
六	第二種特定地熱発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十九分の五百五十八から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の七を乗じて得た額	十五年間
七～九	（略）	（略）	（略）

（バイオマス発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第六条　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備であって、入札対象区分等に該当するもの（木質バイオマスを用いる場合にあっては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されたものに限る。）に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～四　（略）

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第十条第一項の変更の認定（この項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該バイオマス発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
（略）	

9　前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備であって、入札対象区分等に該当するもの（木質バイオマスを用いる場合にあっては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されたものに限る。）に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第十条第一項の変更の認定（前項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該バイオマス発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額	二十年間
（略）	

（バイオマス発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第六条　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備であって、入札対象区分等に該当するもの（木質バイオマスを用いる場合にあっては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されたものに限る。）に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～四　（略）

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該バイオマス発電設備の基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
（略）	

9　前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備であって、入札対象区分等に該当するもの（木質バイオマスを用いる場合にあっては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されたものに限る。）に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該バイオマス発電設備の基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額	二十年間
（略）	

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件の一部改正）

第二条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（風力発電設備に係る基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額） **第三条**　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。 一～三　（略）	（風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等） **第三条**　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。 一～三　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	四．二七円
二	出力が二十キロワット以上のもの	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	○．八六円

備考

イ～ニ　（略）

ホ　調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

2　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一～三　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	（新設）
一	出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）
二	出力が二十キロワット以上のもの	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）

備考

イ～ニ　（略）

（新設）

2　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一～三　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	四・二七円
二	出力が二十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・八六円
三	洋上風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・〇七円
（略）				

3　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前二項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一・二　（略）

調達価格	調達期間	解体等積立基準額
五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	四・二七円

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から、当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	（新設）
一	出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）
二	出力が二十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）
三	洋上風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）
（略）				

3　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものに係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一・二　（略）

調達価格	調達期間	（新設）
五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）

備考　第一項の表中の「備考」に同じ。

ホ　調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

4　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が二十キロワット以上のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇．八六円
		平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日まで	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		〇．七二円
二	洋上風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一．〇七円
三	特定風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇．七〇円

備考
イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。
ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

4　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のものに係る調達価格等は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	出力が二十キロワット以上のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
		平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日まで	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	（新設）
二	洋上風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	特定風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

備考　第一項の表中の「備考」に同じ。

ハ　当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から、当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

ホ　調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

5　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	風力発電設備（次の各号に掲げるものを除く。）	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	二十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇．六八円
		平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		〇．六五円
		令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		〇．六三円
二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く。）	平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一．〇七円

5　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	風力発電設備（次の各号に掲げるものを除く。）	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	二十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
		平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	（新設）
		令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	（新設）
二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く。）	平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
				（新設）

三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・〇七円	
四	特定風力発電設備	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・六六円	
		平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		〇・六三円	
		令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで			〇・六一円	

備考

イ～ニ　（略）

ホ　調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

6　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が二百五十キロワット未満のもの（次号から第四号までに掲げるものを除く。）	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・六三円

三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）	
四	特定風力発電設備	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）	
		平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日まで	十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		（新設）	
		（新設）			（新設）	

備考

イ～ニ　（略）

（新設）

6　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が二百五十キロワット未満のもの（次号から第四号までに掲げるものを除く）	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間（新設）

二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く。）	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	四・二三円
三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・〇七円
四	特定風力発電設備	十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・六一円

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

ホ　調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く）	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）
三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）
四	特定風力発電設備	十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）

備考　第五項の表中の「備考」に同じ。

7　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
一	風力発電設備（次号から第四号までに掲げるもの及び入札対象区分等に該当するものを除く。）	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	十六円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	〇・五九円
		令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十五円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）		〇・五六円
二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く。）	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	二十九円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	三・六八円
三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで	三十六円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	一・〇七円
四	特定風力発電設備	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	十四円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	〇・五七円
		令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十三円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）		〇・五四円

7　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	風力発電設備（次号から第四号までに掲げるもの及び入札対象区分等に該当するものを除く。）	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	十六円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
		令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十五円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	（新設）
二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く。）	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	二十九円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで	三十六円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
四	特定風力発電設備	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	十四円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
		令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十三円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	（新設）

備考

イ～ホ　（略）

ヘ　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

8　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
一	風力発電設備（次号及び第三号に掲げるもの並びに入札対象区分等に該当するものを除く。）	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	十四円	二十年間	〇．五五円
		令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	十三円		〇．五三円
		令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	十四円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、法第十条第一項の変更の認定（前項第二号イからハまでに掲げる変更の認定に限る。以下この表において同じ。）前に当該設備に		〇．七六円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十四円より低いときにあっては、法第十条

備考

イ～ホ　（略）

（新設）

8　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	（新設）
一	風力発電設備（次号及び第三号に掲げるもの並びに入札対象区分等に該当するものを除く。）	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	十四円	二十年間	（新設）
		令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	十三円		（新設）
		令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	十四円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、法第十条第一項の変更の認定（前項第二号イからハまでに掲げる変更の認定に限る。）前に当該設備に従前適用されていた基準価格		（新設）

					二		
					浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）		
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が十四円より低いときにあっては、変更認定前価格）	第一項の変更の認定前に当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	〇・七六円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三・七円より低いときにあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	二十年間	一・〇七円	〇・五三円	三
令和六年四月一日から令和十年三月三十一日まで	十三・七円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三・七円より低いときにあっては、変更認定前価格）			三十六円		十二円	特定風力発電設備
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで				二十年間			

					二		
					浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）		
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が十四円より低いときにあっては、変更認定前価格）			二十年間	（新設）		三
令和六年四月一日から令和十年三月三十一日まで	十三・七円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三・七円より低いときにあっては、変更認定前価格）			三十六円		十二円	特定風力発電設備
令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで				二十年間	（新設）		

				令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	
			令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで		
		十三円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三円より低いときにあっては、変更認定前価格）			
	○．五一円				
	○．七六円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三円より低いときにあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額）				

備考

イ～ヘ　（略）

ト　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

9　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合（第十一項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

				（新設）	
			令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで		
		十三円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三円より低いときにあっては、変更認定前価格）			
（新設）					

備考

イ～ヘ　（略）

（新設）

9　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合（第十一項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	落札者を決定した入札の回	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
一	風力発電設備（次号に掲げるもの、浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）	第一回	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（新法第七条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあっては、指定入札機関、法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	○．五七円
		第二回			○．五五円
		第三回			○．四九円
		第三回追加入札			○．三七円
二	洋上風力発電設備（浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）	第一回			四．七九円
		第二回			四．四三円
（略）					

10　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	落札者を決定した入札の回	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
一	風力発電設備（次号に掲げるもの、浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）	第四回	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、推	二十年間	○．四五円
		第五回			○．四五円
		第六回			○．七六円
		第七回			○．七六円

（新設）	（新設）	（新設）	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（新法第七条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあっては、指定入札機関、法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	（新設）
		（新設）			（新設）
		（新設）			（新設）
	（新設）	（新設）			（新設）
		（新設）			（新設）
（略）					

10　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

（新設）	（新設）	（新設）	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、推	二十年間	（新設）
		（新設）			（新設）
		（新設）			（新設）
	（新設）	（新設）			（新設）
		（新設）			（新設）

二	洋上風力発電設備（浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）	第三回 第四回	進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額									二・六四円	
（略）													

11　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一～三　（略）

一	風力発電設備（次号に掲げるもの、浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）	第一回	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札の回	基準価格又は調達価格	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額（以下この表において「直近入札供給価格上限額」という。）と、法第十条第一項の変更の認定（この項各号に掲げる変更の認定に限る。以下この表において同じ。）前に当該風力発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（以下この表において「変更認定前価格」という。）のうち、い	交付期間又は調達期間	二十年間	解体等積立基準額	○・六三円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）○・五九円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認				
		第二回											

二	（新設）	（新設）	進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額									（新設）	
（略）													

11　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～三　（略）

	（新設）	（新設）											
	（新設）	（新設）											
	（新設）	（新設）	進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額									（新設）	
	（新設）	（新設）										（新設）	
	（新設）	（新設）		基準価格又は調達価格	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第十条第一項の変更の認定（この項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該風力発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	交付期間又は調達期間	二十年間	（新設）					
	（新設）	（新設）											

				二	
				洋上風力発電設備（浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）	
第三回		第三回追加入札		第一回	
ずれか低い額（調達価格は消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）					
定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	○．五六円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	○．五三円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	四．七九円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一		
				（新設）	
	（新設）			（新設）	
	（新設）	（新設）		（新設）	
	（新設）	（新設）		（新設）	

		第二回			
項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	四・四三円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）				

備考

イ　交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ロ　当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ハ　法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

ホ　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札の回の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

		（新設）			
					（新設）

備考　第九項の表中の「備考」に同じ。

12　前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一	風力発電設備（次号に掲げるもの、浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）	再生可能エネルギー発電設備の区分等	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札の回	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
			第四回	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額（以下この表において「直近入札供給価格上限額」という。）と、法第十条第一項の変更の認定（前項各号に掲げる変更の認定に限る。以下この表において同じ。）前に当該風力発電設備に従前適用されていた基準価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）のうち、いずれか低い額	二十年間	○．五五円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）
			第五回			
			第六回			○．五三円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）
						○．七六円（変更認定前価格が直近入札供

12　前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	（新設）
				法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第十条第一項の変更の認定（前項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該風力発電設備に従前適用されていた基準価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額	二十年間	（新設）
		（新設）	（新設）			
						（新設）

	第六回追加入札（第六回追加入札が実施された場合に限る。）	第七回
給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	○．七六円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	○．七六円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）

第七回追加入札（第七回追加入札が実施された場合に限る。）	第三回	第四回	〇・七六円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	二・六四円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）		
	二					
	洋上風力発電設備（浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）					

備考

イ～ヘ　（略）

ト　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札の回の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

13　法第二条の七第一項の規定に基づき一時調達契約を締結した風力発電設備に係る一時契約期間において適用される解体等積立基準額は、当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額と同額とする。

14・15　（略）

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）					

備考

イ～ヘ　（略）

（新設）

13・14　（略）

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年十月一日から施行する。

2　この告示の施行前に法第九条第四項の認定（法第十条第一項の変更の認定を含む。）を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、この告示の施行の際現に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和八年経済産業省令第二十九号）による改正前の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三号ニにおいて「旧規則」という。）第三条第二十七号又は第二十八号に掲げる設備の区分等に該当する場合において、当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画についてこの告示の施行後に次に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けたときは、当該変更の認定の日以後、当該設備について基準価格等及び調達価格等は適用しない。

一　当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定

二　当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における出力の変更（出力を減少させる変更を除く。）の認定

三　当該設備に係るバイオマス比率の変更（次に掲げる変更を除く。）の認定

イ　バイオマス比率（複数の種類のバイオマスを用いる場合にあっては、当該バイオマスに係るバイオマス比率の合計。ロ及びニにおいて同じ。）を減少させる変更であって当該減少が当該バイオマス比率の四十パーセント未満である場合

ロ　バイオマス比率を増加させる変更であって、バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前のバイオマス比率（ハにおいて「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（ニにおいて「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合

ハ　調達上限比率の変更（調達上限比率を増加させる変更を除く。）

ニ　旧規則第三条第二十七号若しくは第二十八号に掲げる設備の区分等ごとのバイオマス比率を減少させる変更又は旧規則第三条第二十七号若しくは第二十八号に掲げる設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更であって当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあっては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量とする。）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあっては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が二十パーセント未満である場合（バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合に限る。）

四　当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

○経済産業省告示第三十二号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条の二第一項の規定に基づき、令和四年経済産業省告示第六十九号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等は、次に掲げるとおりとする。 一　（略） 二　施行規則第三条第四号の三に掲げる設備の区分等 三　（略） 2　（略）	1　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等は、次に掲げるとおりとする。 一　（略） 二　太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの 三　（略） 2　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和九年四月一日から施行する。ただし、附則第二条第二項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和八年経済産業省令第二十九号。次項において「令和八年改正省令」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた設備の区分等に係る交付対象区分等の指定については、なお従前の例による。

2　令和八年改正省令附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた設備の区分等に係る交付対象区分等の指定については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第三十三号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第一項の規定に基づき、令和四年経済産業省告示第七十号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1～5　（略）	1～5　（略）
6　法第九条第四項の認定の日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における特定調達対象区分等は、施行規則第三条第一号、第四号の三、第五号、第七号から第八号の二まで、第九号から第十二号まで、第十七号、第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、第二十三号、第二十三号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）、第二十三号の二の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）、第二十四号、第二十四号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）、第二十六号、第二十六号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）、第二十六号の二の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）、第二十九号、第二十九号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）、第三十号、第三十号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）及び第三十号の二の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）に掲げる設備の区分等とする。	6　法第九条第四項の認定の日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における特定調達対象区分等は、施行規則第三条第七号、第九号から第十二号まで、第十七号、第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、第二十三号、第二十三号の二の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）、第二十四号、第二十四号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）、第二十四号の二の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）、第二十六号、第二十六号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）、第二十六号の二の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）、第二十九号、第二十九号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）、第二十九号の二の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）、第三十号、第三十号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）及び第三十号の二の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）に掲げる設備の区分等とする。
7・8　（略）	7・8　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第三十四号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十五条の十二第一項及び同条第八項において準用する同条第一項の規定に基づき、令和三年経済産業省告示第百三十四号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等を指定する件）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等は、次に掲げる設備の区分等（法第二条の二第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等をいう。以下同じ。）とする。 一　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三条第四号の三から第四号の六までに掲げる設備の区分等（その設備が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三十五号）附則第二条に規定する特例太陽光発電設備である場合を除く。） 二　（略） 三　施行規則第三条第五号から第八号の三までに掲げる設備の区分等（その設備が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十六条第二項第十号に規定する選定事業者が提出した同法第十七条第一項に規定する公募占用計画に係る風力発電設備である場合を除く。）	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等は、次に掲げる設備の区分等（法第二条の二第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等をいう。以下同じ。）とする。 一　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三条第三号から第四号の六までに掲げる設備の区分等（その設備が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三十五号）附則第二条に規定する特例太陽光発電設備である場合を除く。） 二　（略） （新設）

附　則

1　この告示は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第三号を加える改正規定は、令和八年十月一日から施行する。

2　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和八年経済産業省令第二十九号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた設備の区分等に係る積立対象区分等の指定については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第三十五号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第四条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、令和四年経済産業省告示第九十三号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件の一部を改正する告示

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件の一部改正）

第一条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件（令和四年経済産業省告示第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　交付対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする交付対象区分等は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三条に規定する設備の区分等（以下単に「設備の区分等」という。）のうち、同条第四号、第四号の二、第五号の二及び第六号に掲げる設備の区分等とする。	1　交付対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする交付対象区分等は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三条に規定する設備の区分等（以下単に「設備の区分等」という。）のうち、同条第三号の三、第四号、第四号の二、第五号の二及び第六号に掲げる設備の区分等とする。
2　特定調達対象区分等（法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする特定調達対象区分等は、設備の区分等のうち、施行規則第三条第三号の三、第四号、第四号の二、第五号の二及び第六号に掲げる設備の区分等とする。	2　特定調達対象区分等（法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする特定調達対象区分等は、設備の区分等のうち、施行規則第三条第三号の三、第四号、第四号の二、第五号の二及び第六号に掲げる設備の区分等とする。
（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件の一部改正）	
第二条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件の一部を次の表のように改正する。	

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　交付対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする交付対象区分等は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三条に規定する設備の区分等（以下単に「設備の区分等」という。）のうち、同条第五号の二及び第六号に掲げる設備の区分等とする。	1　交付対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする交付対象区分等は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三条に規定する設備の区分等（以下単に「設備の区分等」という。）のうち、同条第三号の三、第四号、第四号の二、第五号の二及び第六号に掲げる設備の区分等とする。
2　特定調達対象区分等（法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする特定調達対象区分等は、設備の区分等のうち、施行規則第三条第五号の二及び第六号に掲げる設備の区分等（法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号イに規定する離島等をいい、沖縄県に属するものを除く。）に属する場合に限る。）とする。	2　特定調達対象区分等（法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする特定調達対象区分等は、設備の区分等のうち、施行規則第三条第三号の三、第四号、第四号の二、第五号の二及び第六号に掲げる設備の区分等とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第二条第一項の規定は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和八年経済産業省令第二十九号。次項において「令和八年改正省令」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた設備に係る入札の対象とする交付対象区分等及び特定調達対象区分等の指定については、なお従前の例による。

２　令和八年改正省令附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた設備の区分等に係る入札の対象とする交付対象区分等及び特定調達対象区分等の指定については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第三十六号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第五条第九項において準用する同条第一項及び第三項の規定に基づき、平成二十年経済産業省告示第五十三号（入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　入札の実施に関する基本的事項 １　入札の実施についての基本的考え方 ⑴　（略） ⑵　入札における公正かつ適正な競争を促進するため、入札は入札対象区分等ごとに実施することとする。 ⑶　事業機会の分散化と入札に係る手続に要する時間を考慮し、太陽光発電設備に係る入札対象区分等の入札は、令和８年度の１年間に４回の実施とする。なお、太陽光発電設備については令和９年度以降は入札対象外となる。陸上風力発電設備に係る入札対象区分等の入札は、令和８年度の１年間に１回の実施とし、着床式洋上風力発電設備に係る入札対象区分等の入札は、令和７年度及び令和８年度の２年間に１回の実施とする。ただし、陸上風力発電設備については、応札量が1,100MWを超えた場合には、同年度内に追加入札を行うこととする。 ⑷　（略） ２　入札対象区分等 交付対象区分等のうち入札対象区分等は、出力250kW以上の太陽光発電設備（建築物の屋根に設ける場合を除く。）、出力50kW以上の陸上風力発電設備及び着床式洋上風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号。以下「整備法」という。）第16条第２項第10号に規定する選定事業者が提出した整備法第17条第１項に規定する公募占用計画に係るものを除く。以下同じ。）とする。また、特定調達対象区分等のうち入札対象区分等は、出力250kW以上の太陽光発電設備（建築物の屋根に設ける場合を除く。）、出力50kW以上の陸上風力発電設備及び着床式洋上風力発電設備とする（ただし、再生可能エネルギー発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第８号イに規定する離島等をいい、沖縄県に属するものを除く。）に属する場合にあっては、特定調達対象区分等のうち入札対象区分等に該当するものとする。）。なお、太陽光発電設備については、令和９年度以降は入札対象外となる。	第２　入札の実施に関する基本的事項 １　入札の実施についての基本的考え方 ⑴　（略） ⑵　入札における公正かつ適正な競争を促進するため、入札は入札対象区分等ごとに実施することとする。ただし、バイオマス発電設備については、これまでの入札結果の検証を踏まえ、入札の競争性を確保するため、バイオマス発電設備に係る全ての入札対象区分等の入札を合わせて実施することとする。 ⑶　事業機会の分散化と入札に係る手続に要する時間を考慮し、太陽光発電設備に係る入札対象区分等の入札は、各年度４回の実施とし、陸上風力発電設備、着床式洋上風力発電設備及びバイオマス発電設備に係る入札対象区分等の入札は、各年度１回の実施とする。ただし、陸上風力発電設備については、応札量が1,200MWを超えた場合には、同年度内に追加入札を行うこととする。 ⑷　（略） ２　入札対象区分等 交付対象区分等のうち入札対象区分等は、出力250kW以上の太陽光発電設備（建築物の屋根に設ける場合を除く。）、出力50kW以上の陸上風力発電設備、着床式洋上風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「促進法」という。）第13条第２項第10号に規定する選定事業者が提出した促進法第14条第１項に規定する公募占用計画に係るものを除く。以下同じ。）、出力10,000kW以上の一般木質バイオマス及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるもの（以下「一般木材等バイオマス」という。）によるバイオマス発電設備（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。以下同じ。）並びに農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるもの（以下「バイオマス液体燃料」という。）によるバイオマス発電設備とする。また、特定調達対象区分等のうち入札対象区分等は、出力250kW以上の太陽光発電設備（建築物の屋根に設ける場合を除く。）、出力50kW以上の陸上風力発電設備、着床式洋上風力発電設備、出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備とする（ただし、再生可能エネルギー発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第８号イに規定する離島等をいい、沖縄県に属するものを除く。）に属する場合にあっては、特定調達対象区分等のうち入札対象区分等に該当するものとする。）。

3　入札量

入札対象区分等に係る入札量は、それぞれ下記のとおりとする。

⑴　太陽光発電設備

第28回における入札量は91MWとし、第29回から第31回までの入札量は、以下のとおりとする。

ア　前回入札において、応札量が91MW未満となった場合　91MW

イ　前回入札において、応札量が91MW以上入札量未満となった場合　前回入札における応札量

ウ　（略）

⑵　陸上風力発電設備

第６回における入札量は700MWとする。ただし、追加入札を実施する場合には、入札量は、第６回入札において落札されなかった容量の40％の量とする。

⑶　（略）

（削る）

4　供給価格上限額

供給価格上限額は、太陽光発電設備については、第28回9.60円、第29回9.60円、第30回9.60円、第31回9.60円、陸上風力発電設備（第６回）については、14.00円とし、追加入札を実施する場合は、第６回入札の加重平均落札価格又は13.70円のいずれか高い額とする。着床式洋上風力発電設備（第４回）については、非公表とし、入札募集開始の日までに設定することとする。

5　（略）

6　入札対象区分等に係る交付期間又は調達期間

⑴～⑶　（略）

（削る）

3　入札量

入札対象区分等に係る入札量は、それぞれ下記のとおりとする。なお、バイオマス発電設備について入札対象区分等に該当するバイオマス燃料とそれ以外の燃料を混焼する場合は、当該設備の出力に入札対象区分等に該当する燃料の投入比率（以下「入札バイオマス比率」という。）を乗じたもの（以下「入札バイオマス比率考慮後出力」という。）を、入札に付する量とする。

⑴　太陽光発電設備

第24回における入札量は79MWとし、第25回から第27回までの入札量は、以下のとおりとする。

ア　前回入札において、応札量が79MW未満となった場合　79MW

イ　前回入札において、応札量が79MW以上入札量未満となった場合　前回入札における応札量

ウ　（略）

⑵　陸上風力発電設備

第５回における入札量は900MWとする。ただし、追加入札を実施する場合には、入札量は、第５回入札において落札されなかった容量の40％の量とする。

⑶　（略）

⑷　出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備

第８回における入札量は30MWとする。ただし、供給価格上限額を超えない供給価格の入札参加者を低価の者から順に並べた際に出力の合計が30MWを上回った場合には、最も低価の者からその最初に上回った者までの出力の合計量（当該合計量が140MWを上回る場合にあっては、140MW）とする。

4　供給価格上限額

供給価格上限額は、太陽光発電設備については、第24回8.90円、第25回8.83円、第26回8.75円、第27回8.68円、陸上風力発電設備（第５回）については、13.00円とし、追加入札を実施する場合は、第５回入札の加重平均落札価格又は12.00円のいずれか高い額とする。着床式洋上風力発電設備（第４回）及びバイオマス発電設備（第８回）については、非公表とし、各回の入札募集開始の日までに設定することとする。

5　（略）

6　入札対象区分等に係る交付期間又は調達期間

⑴～⑶　（略）

⑷　バイオマス発電設備に係る交付期間又は調達期間

入札対象でないバイオマス発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して４年を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を交付期間又は調達期間とする。

（削る）

第４　入札参加資格等

１　入札参加資格に関する基準

入札参加資格に関する基準は、事業計画が、施行規則第５条及び第５条の２（同条第１号及び第４号を除く。）並びに法第９条第４項第４号に規定する認定に係る基準に適合するものであることとする。なお、施行規則第５条の２第１号に規定する接続の同意に係る基準については、当該同意を得るために一定の期間を要することを考慮し、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。また、同条第４号に規定する許可等の処分の事前取得に係る基準については、認定の申請までの取得を求めるものとし、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。

また、施行規則第４条の２の２に規定する要件に該当し、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置が必要となる場合にあっては、当該措置の実施に係る基準を入札の参加資格に関する基準とせず、同令第４条の２の３第２項第７号イからホまで（同号第８号の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる時期に、同条に規定する措置を実施することを求めるものとする。

さらに、入札対象区分等のうち出力2,000kW以上の太陽光発電設備、出力2,000kW以上の陸上風力発電設備及び着床式洋上風力発電設備は、比較的大規模なものであることから、地域住民及びその周辺環境に対する配慮は不可欠である。よって、地域との共生を図るための取組を求めることとし、次に掲げる事項を入札参加資格に関する基準に加えることとする。

⑴・⑵　（略）

その他、入札実施機関に手数料を期限までに納付していることを入札参加資格に関する基準とする。

２　（略）

第５　入札の実施等

１　入札の実施方法

⑴　（略）

⑵　入札参加者は、供給価格及びその用いる再生可能エネルギー発電設備の出力について入札する。供給価格については、円単位で、小数点以下第２位まで定めるものとする。なお、同一の入札の回において、複数の発電設備について入札しようとする者は、発電設備ごとに入札することとする。

⑶　入札参加者が⑵の規定に基づき入札した発電設備の出力が、当該入札参加者に係る入札参加資格の審査のための事業計画に記載したものと異なる場合には、当該入札は無効とする。

⑷・⑸　（略）

７　バイオマス発電設備に係る再生可能エネルギー電気の調達の量の上限及び供給促進交付金の交付対象となる再生可能エネギー電気の量の上限

バイオマス発電設備については、落札し、認定を受けた後に入札バイオマス比率考慮後出力を増加させた場合、結果として全体の入札量を超過し、当初想定していなかった国民負担が発生することになる。このため、当該発電設備が発電し供給する電力量に、認定時の入札バイオマス比率考慮後出力を当該発電設備の出力で除して得た値を乗じて得た量を、法第２条第５項に規定する特定契約に基づき電気事業者が調達する入札対象区分等に係る再生可能エネルギー電気の量の上限及び法第２条の２第２項に規定する供給促進交付金の交付対象となる再生可能エネルギー電気の量の上限とする。

第４　入札参加資格等

１　入札参加資格に関する基準

入札参加資格に関する基準は、事業計画が、施行規則第５条及び第５条の２（同条第１号及び第４号を除く。）並びに法第９条第４項第４号に規定する認定に係る基準に適合するものであることとする。なお、施行規則第５条の２第１号に規定する接続の同意に係る基準については、当該同意を得るために一定の期間を要することを考慮し、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。また、同条第４号に規定する許可等の処分の事前取得に係る基準については、認定の申請までの取得を求めるものとし、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。

また、施行規則第４条の２の２に規定する要件に該当し、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置が必要となる場合にあっては、当該措置の実施に係る基準を入札の参加資格に関する基準とせず、同令第４条の２の３第２項第７号イからホまで（同号第８号の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる時期に、同条に規定する措置を実施することを求めるものとする。

さらに、入札対象区分等のうち出力2,000kW以上の太陽光発電設備、出力2,000kW以上の陸上風力発電設備、着床式洋上風力発電設備及び出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備は、比較的大規模なものであることから、地域住民及びその周辺環境に対する配慮は不可欠である。よって、地域との共生を図るための取組を求めることとし、次に掲げる事項を入札参加資格に関する基準に加えることとする。

⑴・⑵　（略）

その他、入札実施機関に手数料を期限までに納付していることを入札参加資格に関する基準とする。

２　（略）

第５　入札の実施等

１　入札の実施方法

⑴　（略）

⑵　入札参加者は、供給価格及びその用いる再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力）について入札する。供給価格については、円単位で、小数点以下第２位まで定めるものとする。なお、同一の入札の回において、複数の発電設備について入札しようとする者は、発電設備ごとに入札することとする。

⑶　入札参加者が⑵の規定に基づき入札した発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力）が、当該入札参加者に係る入札参加資格の審査のための事業計画に記載したものと異なる場合には、当該入札は無効とする。

⑷・⑸　（略）

⑹　入札における最後の順位の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力のうち入札量を超える分について落札がなかったものとされ、当該落札者が「２⑵イ　第２次保証金の提供期限」に規定する期限までに落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したときは、供給価格上限額を超えない供給価格で入札した非落札者（落札者以外の入札参加者をいう。以下同じ。）のうち、低価の非落札者から順次当初の最後の順位の落札者が落札した容量に達するまでの非落札者をもって、１回に限り、改めて落札者（以下「繰上げ落札者」という。）として決定するものとする。なお、同価で入札をした非落札者が２以上ある場合には、くじで繰上げ落札者の順位を決定するものとする。

２　保証金

（略）

⑴　第１次保証金

ア　第１次保証金の額

第１次保証金の単価は、500円／kWとする。したがって、入札参加者が入札実施機関に提供すべき第１次保証金の額は、当該入札参加者の当該入札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

イ・ウ　（略）

⑵　第２次保証金

ア　第２次保証金の額

第２次保証金の単価は、5,000円／kWとする。したがって、落札者が入札実施機関に提供すべき第２次保証金の額は、当該落札者が落札した再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。ただし、「⑴ウ　第１次保証金の返還及び第２次保証金への充当」の規定により、落札者が第１次保証金として提供した額が第２次保証金に充当される（落札者が第１次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、当該保証書が第２次保証金の一部に係る保証書とみなされる）ため、落札者が第２次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該落札者が提供すべき第２次保証金の額から当該落札者が第１次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

イ～エ　（略）

⑶　（略）

⑷　保証金の没収に関する事項

ア　没収事由及び没収額

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令（平成29年経済産業省令第５号）第５条に規定する入札実施指針に定める事由（以下「没収事由」という。）は次の表のとおりとし、没収事由に該当した場合に同条の規定に基づき国庫納付すべき額（以下「没収額」という。）はそれぞれ次の表のとおりとする。

⑹　入札における最後の順位の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力）のうち入札量を超える分について落札がなかったものとされ、当該落札者が「２⑵イ　第２次保証金の提供期限」に規定する期限までに落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したときは、供給価格上限額を超えない供給価格で入札した非落札者（落札者以外の入札参加者をいう。以下同じ。）のうち、低価の非落札者から順次当初の最後の順位の落札者が落札した容量に達するまでの非落札者をもって、１回に限り、改めて落札者（以下「繰上げ落札者」という。）として決定するものとする。なお、同価で入札をした非落札者が２以上ある場合には、くじで繰上げ落札者の順位を決定するものとする。

２　保証金

（略）

⑴　第１次保証金

ア　第１次保証金の額

第１次保証金の単価は、500円／kWとする。したがって、入札参加者が入札実施機関に提供すべき第１次保証金の額は、当該入札参加者の当該入札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力）に当該単価を乗じて得た額とする。

イ・ウ　（略）

⑵　第２次保証金

ア　第２次保証金の額

第２次保証金の単価は、5,000円／kWとする。したがって、落札者が入札実施機関に提供すべき第２次保証金の額は、当該落札者が落札した再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力）に当該単価を乗じて得た額とする。ただし、「⑴ウ　第１次保証金の返還及び第２次保証金への充当」の規定により、落札者が第１次保証金として提供した額が第２次保証金に充当される（落札者が第１次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、当該保証書が第２次保証金の一部に係る保証書とみなされる）ため、落札者が第２次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該落札者が提供すべき第２次保証金の額から当該落札者が第１次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

イ～エ　（略）

⑶　（略）

⑷　保証金の没収に関する事項

ア　没収事由及び没収額

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令（平成29年経済産業省令第５号）第５条に規定する入札実施指針に定める事由（以下「没収事由」という。）は次の表のとおりとし、没収事由に該当した場合に同条の規定に基づき国庫納付すべき額（以下「没収額」という。）はそれぞれ次の表のとおりとする。

	保証金の種類	没収事由	没収額
１・２	（略）	（略）	（略）
３	第１次保証金	当該入札参加者が落札したにもかかわらず、第２次保証金の提供期限までに第２次保証金の全額を提供していることが確認できなかったこと（入札における最後の順位の落札者（繰上げ落札者のうち最後の順位の者を含む。）が、入札した発電設備の出力のうち一部について落札がなかったものとされ、その結果により事業を中止した場合を除く。）。	全額
４～９	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
10～17	（略）	（略）	（略）
（略）			

	保証金の種類	没収事由	没収額
１・２	（略）	（略）	（略）
３	第１次保証金	当該入札参加者が落札したにもかかわらず、第２次保証金の提供期限までに第２次保証金の全額を提供していることが確認できなかったこと（入札における最後の順位の落札者（繰上げ落札者のうち最後の順位の者を含む。）が、入札した発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力。第５号、第15号及び備考において同じ。）のうち一部について落札がなかったものとされ、その結果により事業を中止した場合を除く。）。	全額
４～９	（略）	（略）	（略）
10	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスを用いるバイオマス発電設備であるときは、次に掲げる変更をしたこと。 ア　当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を40％以上減少させる変更 イ　当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を増加させる変更（当該合計のバイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前の当該合計のバイオマス比率（以下「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（以下「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合を除く。） ウ　調達上限比率を増加させる変更 エ　当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスに係る再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更（当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあっては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあっては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が20％以上である場合に限る。）	全額
11～18	（略）	（略）	（略）
（略）			

イ　（略）	イ　（略）
⑸・⑹　（略）	⑸・⑹　（略）
3　（略）	3　（略）
4　入札の結果の公表	4　入札の結果の公表
（略）	（略）
⑴　入札の結果	⑴　入札の結果
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
（削る）	エ　バイオマス発電設備にあっては、入札された設備の入札バイオマス比率考慮後出力の合計
⑵　落札の結果	⑵　落札の結果
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
（削る）	エ　バイオマス発電設備にあっては、落札に係るバイオマス発電設備の入札バイオマス比率及び入札バイオマス比率考慮後出力
第７　落札者決定の取消し等	第７　落札者決定の取消し等
1　落札者決定の取消事由	1　落札者決定の取消事由
（略）	（略）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を20％以上減少させたこと。	⑵　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力）を20％以上減少させたこと（バイオマス発電設備であって、バイオマス燃料の供給に係る設備の故障により入札対象区分等に係るバイオマス燃料の投入量を減らさざるを得ず、連続する２年間に満たない範囲で当該入札バイオマス比率考慮後出力が20％以上減少する場合を除く。）。
⑶～⑹　（略）	⑶～⑹　（略）
（削る）	⑺　当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスを用いるバイオマス発電設備であるときは、次に掲げる変更をしたこと。
	ア　当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を40％以上減少させる変更
	イ　当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を増加させる変更（当該合計のバイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合を除く。）
	ウ　調達上限比率を増加させる変更
	エ　当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスに係る再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更（当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあっては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあっては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が20％以上である場合に限る。）
⑺～⑮　（略）	⑻～⑯　（略）
2　（略）	2　（略）

様式第一を次のように改める。

様式第１

年　月　日

殿

（入札実施機関）

落札者決定通知書

年　月　日に実施した入札の結果、貴殿を落札者として決定したので、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第７条第７項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

なお、入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成３０年経済産業省告示第５３号）において、落札者は第２次保証金を提供することとされており、提供期限までに提供されていることが確認できない場合には、落札者決定が取り消されますのでご留意ください。

記

１．入札ＩＤ

２．落札した再生可能エネルギー発電設備の出力

３．落札価格

４．提供すべき第２次保証金の総額
（このうち、落札者が追加的に納付すべき額）

５．第２次保証金の提供期限

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　この告示の施行前に実施された入札については、なお従前の規定を適用する。

○経済産業省告示第三十七号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条の五第四号及び第十三条の三の三第三号の規定に基づき、平成二十四年経済産業省告示第百四十四号（インバランスリスク単価等を定める告示）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（インバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額） **第二条**　（略） 2～5　（略） 6　前各項の規定にかかわらず、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までに変動性発電設備から供給された電気に係るインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額は、次の表の上欄に掲げる当該変動性発電設備の運転開始日が属する期間ごとに、同表の下欄に掲げる額とする。ただし、認定事業者が、当該費用に相当する額の供給促進交付金の交付を受けることができる権利を放棄する場合は、一キロワット時当たり零銭とする。	（インバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額） **第二条**　（略） 2～5　（略） （新設）

令和六年三月三十一日以前	一キロワット時当たり一円七十銭
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一キロワット時当たり一円七十三銭
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	一キロワット時当たり一円八十三銭
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	一キロワット時当たり二円

（特定契約電気事業者が周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力を確保するための費用を追加的に負担する費用）

第四条　（略）

2～5　（略）

6　特定契約又は一時調達契約に基づき令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までに調達した電気に係る施行規則第十三条の三の三第三号に規定する経済産業大臣が定める額は、変動性発電設備にあっては次の表の上欄に掲げる電気事業者ごとに、同表の中欄に掲げる額に、同表の下欄に掲げる額を加えて得た額とし、非変動性発電設備にあっては一キロワット時当たり零銭とする。

（特定契約電気事業者が周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力を確保するための費用を追加的に負担する費用）

第四条　（略）

2～5　（略）

（新設）

北海道電力ネットワーク株式会社	一キロワット時当たり二十七銭	一月当たり零銭
東北電力ネットワーク株式会社	一キロワット時当たり十八銭	一月当たり零銭
東京電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり十銭	一月当たり零銭

中部電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり八銭	一月当たり零銭
北陸電力送配電株式会社	一キロワット時当たり零銭	一月当たり零銭
関西電力送配電株式会社	一キロワット時当たり零銭	一月当たり零銭
中国電力ネットワーク株式会社	一キロワット時当たり二銭	一月当たり零銭
四国電力送配電株式会社	一キロワット時当たり零銭	一月当たり零銭
九州電力送配電株式会社	一キロワット時当たり七銭	一月当たり零銭
沖縄電力株式会社	一キロワット時当たり八十四銭	一月当たり零銭

7　（略）

6　（略）

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、電気事業者が令和八年四月一日以後に特定契約又は一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約又は一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第三十八号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三十二条第二項の規定に基づき、平成二十四年経済産業省告示第百四十二号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1～14　（略）	1～14　（略）
15　令和八年度に係る納付金単価　一キロワット時当たり四・一八円（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）	（新設）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第三十九号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百四十九条第一項の規定に基づき、ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十四年経済産業省告示第四百三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　判断の基準等 1－1　判断の基準 (1)　［略］ (2)　製造事業者等は、目標年度（令和７年４月１日に始まり令和８年３月31日に終わる年度）から令和９年度までの各年度において国内向けに出荷するガス温水機器のエネルギー消費効率（3(2)に定める方法により測定した数値をいう。）を第２表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値又は算定式により算定し小数点以下３桁を切り捨てた小数点以下２桁で表した数値をいう。）を同表に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らないようにすること。 第２表 表　［略］ 備考 1～3　［略］ 4　「壁貫通型」とは、日本産業規格Ｓ2092（2010）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ自然給排気式（ＢＦ）の機器の給排気筒トップに置き換えて設置する機器であって日本産業規格Ｓ2092（2010）の表２―屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。以下同じ。 5　「壁組込型」とは、壁組込型取付ボックスと一体の機器としてガス機器防火性能評定試験により評定された機器であって日本産業規格Ｓ2092（2010）の表２―屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。以下同じ。 6　［略］ 7　「強制排気式」とは、日本産業規格Ｓ2092（2010）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する半密閉式かつ強制排気式（ＦＥ）の機器をいう。以下同じ。 8　「レンジフード一体型」とは、日本産業規格Ｓ2092（2010）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式の強制給排気外壁式（ＦＦ―Ｗ）の機器であって操作部がレンジフードに内蔵されており給気管及び排気管の直径が40ミリメートル以下の機器をいう。以下同じ。 9　「従来型」とは、日本産業規格Ｓ2091（2013）の4.4のａ）の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。以下同じ。 (3)　製造事業者等は、目標年度（令和10年４月１日に始まり令和11年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガス温水機器のエネルギー消費効率（3(2)に定める方法により測定した数値をいう。）を第３表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値又は算定式により算定し小数点以下３桁を切り捨てた小数点以下２桁で表した数値をいう。）を同表に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らないようにすること。	1　判断の基準等 1－1　判断の基準 (1)　［略］ (2)　製造事業者等は、目標年度（令和７年４月１日に始まり令和８年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガス温水機器のエネルギー消費効率（3(2)に定める方法により測定した数値をいう。）を第２表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値又は算定式により算定し小数点以下３桁を切り捨てた小数点以下２桁で表した数値をいう。）を同表に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らないようにすること。 第２表 表　［略］ 備考 1～3　［略］ 4　「壁貫通型」とは、日本産業規格Ｓ2092（2010）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ自然給排気式（ＢＦ）の機器の給排気筒トップに置き換えて設置する機器であって日本産業規格Ｓ2092（2010）の表２―屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。 5　「壁組込型」とは、壁組込型取付ボックスと一体の機器としてガス機器防火性能評定試験により評定された機器であって日本産業規格Ｓ2092（2010）の表２―屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。 6　［略］ 7　「強制排気式」とは、日本産業規格Ｓ2092（2010）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する半密閉式かつ強制排気式（ＦＥ）の機器をいう。 8　「レンジフード一体型」とは、日本産業規格Ｓ2092（2010）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式の強制給排気外壁式（ＦＦ―Ｗ）の機器であって操作部がレンジフードに内蔵されており給気管及び排気管の直径が40ミリメートル以下の機器をいう。 9　「従来型」とは、日本産業規格Ｓ2091（2013）の4.4のａ）の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。 ［新設］

第３表

区分			基準エネルギー消費効率又はその算定式
区分名	用途	通気方式	
Ⅰ	ガス瞬間湯沸器	自然通気式	$\eta=77.60$
Ⅱ		強制通気式	$\eta=85.60\times\alpha_{\mathrm{II}_i}$
Ⅲ	ガスふろがま		$\eta=89.80\times\alpha_{\mathrm{III}_i}$
Ⅳ	ガス暖房機器		$\eta=91.30$

備考

１　ηは次の数値を表すものとする。

η：基準エネルギー消費効率（単位　パーセント）

２　α_{II_i}は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

構造の種類		α_{II_i}
構造名	構造	
Ⅱ－１	壁貫通型	0.9981
Ⅱ－２	壁組込型	0.9928
Ⅱ－３	強制給排気式（従来型であって二重管構造であるものに限る。）	0.9814
Ⅱ－４	強制排気式（従来型に限る。）	0.9802
Ⅱ－５	レンジフード一体型（従来型に限る。）	0.8307
Ⅱ－６	その他	1.0000

３　α_{III_i}は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

構造の種類		α_{III_i}
構造名	構造	
Ⅲ－１	壁貫通型	0.9921
Ⅲ－２	壁組込型（従来型に限る。）	0.9189
Ⅲ－３	その他	1.0000

４　「強制給排気式」とは、日本産業規格Ｓ2092（2010）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式（ＦＦ）の機器をいう。

１－２　判断の基準の特例

⑴　［略］

⑵　国内向けに出荷する電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（以下「ハイブリッド給湯機」という。）を有する製造事業者等は、１－２⑴及び⑶の企業別平均熱効率の算定においてハイブリッド給湯機を加えることができる。なお、ハイブリッド給湯機のエネルギー消費効率は次の式により算出するものとする。

［略］

C_{prim}：電力の一次エネルギー換算係数（１－２⑴の算定においては9.76　メガジュール毎キロワットアワー、１－２⑶の算定においては8.64　メガジュール毎キロワットアワー）

$Q_{DHgas,\,j}$：通日jにおける推定日積算給湯ガス消費量（単位　メガジュール毎日）

［略］

⑶　１－１⑶において、未達成区分を有する場合であって、各区分の企業別平均熱効率が、各区分の基準エネルギー消費効率を出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らない場合は、当該未達成区分については、第３表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

⑷　国内向けに出荷する、燃料電池が発電する際に用いる水素及び酸素を熱源とするガス温水機器（以下「家庭用燃料電池」という。）を有する製造事業者等は、１－２⑶の企業別平均熱効率の算定において家庭用燃料電池を加えることができる。なお、家庭用燃料電池のエネルギー消費効率は次の式により算出するものとする。

$$\eta = \left[\sum_{d=1}^{365}\sum_{t=0}^{23}\left\{L_{DHW,\,d,\,t}+L_{BB,\,DHW,\,ba2,\,d,\,t}\right\}\times 100\right] \Big/ \left[\sum_{d=1}^{365}\sum_{t=0}^{23}\left\{E_{G,\,PU,\,d,\,t}+E_{G,\,BB,\,DHW,\,d,\,t}\right\} - \sum_{d=1}^{365}\sum_{t=0}^{23}E_{E,\,CG,\,h,\,d,\,t}\times f_{prim}\right]$$

この式において、η、$L_{DHW,\,d,\,t}$、$L_{BB,\,DHW,\,ba2,\,d,\,t}$、$E_{G,\,PU,\,d,\,t}$、$E_{G,\,BB,\,DHW,\,d,\,t}$、$E_{E,\,CG,\,h,\,d,\,t}$、$f_{prim}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。

η：エネルギー消費効率（単位　パーセント）

$L_{DHW,\,d,\,t}$：日付dの時刻tにおける１時間当たりの浴槽追い焚きを除く給湯熱負荷（単位　メガジュール毎時間）

$L_{BB,\,DHW,\,ba2,\,d,\,t}$：日付dの時刻tにおける１時間当たりの浴槽追い焚き時の給湯熱負荷（単位　メガジュール毎時間）

$E_{G,\,PU,\,d,\,t}$：日付dの時刻tにおける１時間当たりの発電ユニットのガス消費量（単位　メガジュール毎時間）

$E_{G,\,BB,\,DHW,\,d,\,t}$：日付dの時刻tにおける１時間当たりの給湯時のバックアップボイラーのガス消費量（単位　メガジュール毎時間）

$E_{E,\,CG,\,h,\,d,\,t}$：日付dの時刻tにおける１時間当たりの家庭用燃料電池による発電量のうち自家消費分（単位　キロワットアワー毎時間）

f_{prim}：電力の一次エネルギー換算係数（8.64　メガジュール毎キロワットアワー）

２　表示事項等

２－１　表示事項

ガス温水機器のエネルギー消費効率（１－１⑶のエネルギー消費効率をいう。以下２－１において同じ。）に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ・ロ　［略］

ハ　構造名（１－１⑶の第３表の左欄に掲げる区分名がⅡ又はⅢであるものに限る。）

ニ・ホ　［略］

２－２　遵守事項　［略］

１－２　判断の基準の特例

⑴　［略］

⑵　国内向けに出荷する電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（以下「ハイブリッド給湯機」という。）を有する製造事業者等は、１－２⑴の企業別平均熱効率の算定においてハイブリッド給湯機を加えることができる。なお、ハイブリッド給湯機のエネルギー消費効率は次の式により算出するものとする。

［略］

C_{prim}：電力の一次エネルギー換算係数（9.76　メガジュール毎キロワットアワー）

$Q_{DHgas,\,j}$：通日jにおける推定日積算給湯ガス消費量（単位　メガジュール毎年）

［略］

［新設］

［新設］

２　表示事項等

２－１　表示事項

ガス温水機器のエネルギー消費効率（１－１⑵のエネルギー消費効率をいう。以下２－１において同じ。）に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ・ロ　［略］

ハ　構造名（１－１⑵の第２表の左欄に掲げる区分名がⅡ又はⅢであるものに限る。）

ニ・ホ　［略］

２－２　遵守事項　［略］

3　エネルギー消費効率の測定方法 (1)　［略］ (2)　１－１(3)のエネルギー消費効率は、それぞれ次に定めるところによるものとする。 ①　１－１(3)の第３表の左欄に掲げる区分名がⅠ、Ⅱ又はⅢであるもののエネルギー消費効率は、日本産業規格Ｓ2075（2011）に規定する方法により測定し、同規格附属書Ｂにより算出したモード熱効率とする。 ②　１－１(3)の第３表の左欄に掲げる区分名がⅣであるもののエネルギー消費効率は、日本産業規格Ｓ2112（2019）の９試験方法に規定する温水熱源機部の熱効率試験により測定した熱効率と日本産業規格Ｓ2109（2019）の９試験方法に規定する瞬間湯沸器の定格熱効率試験により測定した熱効率を１対３の比率により加重平均した値とする。	3　エネルギー消費効率の測定方法 (1)　［略］ (2)　１－１(2)のエネルギー消費効率は、それぞれ次に定めるところによるものとする。 ①　１－１(2)の第２表の左欄に掲げる区分名がⅠ、Ⅱ又はⅢであるもののエネルギー消費効率は、日本産業規格Ｓ2075（2011）に規定する方法により測定し、同規格附属書Ｂにより算出したモード熱効率とする。 ②　１－１(2)の第２表の左欄に掲げる区分名がⅣであるもののエネルギー消費効率は、日本産業規格Ｓ2112（2019）の９試験方法に規定する温水熱源機部の熱効率試験により測定した熱効率と日本産業規格Ｓ2109（2019）の９試験方法に規定する瞬間湯沸器の定格熱効率試験により測定した熱効率を１対３の比率により加重平均した値とする。

附　則

１　この告示は令和八年四月一日から施行する。

２　令和九年三月三十一日までの間に製造事業者等が行う第二項に規定する表示事項等の表示については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第四十号

小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第五項及び小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十五年政令第三百八号）第七条の規定に基づき、小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの令和八年度に係る支給率を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの令和八年度に係る支給率は、０．００７１とする。

○経済産業省告示第四十一号

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（令和八年経済産業省令第三十号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法第二十一条の二第一項の規定に基づき革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針（令和三年経済産業省告示第百五十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
一　革新的技術研究成果活用事業活動の実施方法に関する事項 イ　革新的技術研究成果活用事業活動の定義に関する事項 (1)　（略） (2)　その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なもの 法第二条第十項のその実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なものとは、次の①～④のいずれも満たすものをいうものとする。 ①次のいずれかを満たすものであること (i)　新事業開拓事業者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）若しくは有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社若しくは合同会社であって、新事業開拓事業者に対する資金供給その他の支援又は新事業開拓事業者に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援を行うことにより、新事業開拓事業者に対する投資及び指導を行うことを業とする者から投資を受けているものであること。	一　革新的技術研究成果活用事業活動の実施方法に関する事項 イ　革新的技術研究成果活用事業活動の定義に関する事項 (1)　（略） (2)　その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なもの 法第二条第十項のその実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なものとは、次の①～④のいずれも満たすものをいうものとする。 ①新事業開拓事業者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）若しくは有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社若しくは合同会社であって、新事業開拓事業者に対する資金供給その他の支援又は新事業開拓事業者に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援を行うことにより、新事業開拓事業者に対する投資及び指導を行うことを業とする者から投資を受けているものであること。

⑵ 新事業開拓事業者が、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下、単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行する会社である場合、当該株式が金融商品取引所に上場される前に、ⅰに規定する新事業開拓事業者に対する投資及び指導を行うことを業とする者から投資を受けていたことがあるものであること。	
②～④　（略）	②～④　（略）
ロ　（略）	ロ　（略）

附　則

この告示は、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（令和八年三月三十一日）から施行する。

○国土交通省告示第四百三十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条の二第一項の規定に基づき、評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
第１～第４　（略）	第１～第４　（略）
第５　評価の方法の基準（性能表示事項別）	第５　評価の方法の基準（性能表示事項別）
１　構造の安定に関すること	１　構造の安定に関すること
１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　評価基準（新築住宅）	⑶　評価基準（新築住宅）
評価対象建築物のうち建築基準法第20条第１項第１号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからリまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定（ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。）を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第１項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。	評価対象建築物のうち建築基準法第20条第１項第１号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからリまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定（ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。）を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第１項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　保有水平耐力計算等による場合	ロ　保有水平耐力計算等による場合
次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。	次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。
①　評価対象建築物の地上部分について、次のａ又はｂのいずれかに適合し、かつ、次のｃに適合している場合を除いては、令第82条の３第１号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第２号の規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第５の１の１－１⑵ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率（以下１－１において「耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率」という。）	①　評価対象建築物の地上部分について、次のａ又はｂのいずれかに適合し、かつ、次のｃに適合している場合を除いては、令第82条の３第１号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第２号の規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第５の１の１－１⑵ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率（以下１－１において「耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率」という。）

を乗じて得た数値以上であること。この場合において、平成19年国土交通省告示第594号第４第３号ロ⑴中「地震時に柱の脚部に生ずる力」とあるのは「地震時に柱の脚部に生ずる力に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とし、同告示第４第４号の表は、Ｋの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、同告示第４第５号イ中「0.3」とあるのは「0.3に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

ａ　（略）

ｂ　建築基準法第20条第１項第２号に掲げる建築物以外の評価対象建築物については、次の⑴から⑷までのいずれかに適合していること。

⑴　（略）

⑵　鉄骨造の評価対象建築物にあっては、令第82条の６第２号及び平成19年国土交通省告示第593号第１号イ⑷に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同号イ⑷中「〇・三」とあるのは「〇・四（水平力を負担する筋かいを設けた階（地階を除く。）を含む評価対象建築物にあっては〇・五）に、評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて得た数値」とし、「確かめられたもの」とあるのは「確かめられたこと」とし、「地震力によって当該柱に生ずる力」とあるのは「地震力によって当該柱に生ずる力に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とする。

⑶・⑷　（略）

ｃ　（略）

②・③　（略）

ハ～チ　（略）

リ　木質接着パネル工法の評価対象建築物における基準

木質接着パネル工法（木質接着複合パネル（平成12年建設省告示第1446号第１第13号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）を水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法をいう。以下同じ。）の評価対象建築物については、次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

①　次のａ又はｂのいずれか（地階を除く階数が３以上の評価対象建築物、延べ面積が300㎡を超える評価対象建築物又は高さが16ｍを超える評価対象建築物にあっては、ａに限る。）に適合していること。

ａ・ｂ　（略）

②・③　（略）

⑷　（略）

１－２～１－７　（略）

２　（略）

３　劣化の軽減に関すること

３－１　劣化対策等級（構造躯体等）

⑴・⑵　（略）

を乗じて得た数値以上であること。この場合において、平成19年国土交通省告示第594号第４第３号ロ⑴中「地震時に柱の脚部に生ずる力」とあるのは「地震時に柱の脚部に生ずる力に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とし、同告示第４第４号の表は、Ｋの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、同告示第４第５号イ中「0.3」とあるのは「0.3に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

ａ　（略）

ｂ　建築基準法第20条第１項第２号に掲げる建築物以外の評価対象建築物については、次の⑴から⑷までのいずれかに適合していること。

⑴　（略）

⑵　鉄骨造の評価対象建築物にあっては、令第82条の６第２号及び平成19年国土交通省告示第593号第１号イ⑶に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同号イ⑶中「〇・三」とあるのは「〇・四（水平力を負担する筋かいを設けた階（地階を除く。）を含む評価対象建築物にあっては〇・五）に、評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて得た数値」とし、「確かめられたもの」とあるのは「確かめられたこと」とし、「地震力によって当該柱に生ずる力」とあるのは「地震力によって当該柱に生ずる力に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とする。

⑶・⑷　（略）

ｃ　（略）

②・③　（略）

ハ～チ　（略）

リ　木質接着パネル工法の評価対象建築物における基準

木質接着パネル工法（木質接着複合パネル（平成12年建設省告示第1446号第１第13号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）を水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法をいう。以下同じ。）の評価対象建築物については、次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

①　次のａ又はｂのいずれか（地階を除く階数が２以上の評価対象建築物、延べ面積が300㎡を超える評価対象建築物又は高さが16ｍを超える評価対象建築物にあっては、ａに限る。）に適合していること。

ａ・ｂ　（略）

②・③　（略）

⑷　（略）

１－２～１－７　（略）

２　（略）

３　劣化の軽減に関すること

３－１　劣化対策等級（構造躯体等）

⑴・⑵　（略）

改　正　後	改　正　前
⑶　評価基準（新築住宅） 次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。）に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。 イ　木造 ①　等級３ 次に掲げる基準に適合していること。 a　（略） b　土台 土台が次の(i)から(iii)までのいずれかに適合し、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。ただし、aの(iii)に掲げる基準に適合している場合にあっては、bに掲げる基準に適合していることを要しない。 (i)　（略） (ii)　構造用製材規格等に規定する心材の耐久性区分D_1の樹種のうち、ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ケヤキ、クリ、ベイヒバ、ウェスタンレッドシーダーその他これらと同等の耐久性を有するものに区分される製材又はこれらにより構成される集成材等が用いられていること。 (iii)　（略） c～h　（略） ②・③　（略） ロ～ニ　（略） ⑷　（略） ４～11　（略）	⑶　評価基準（新築住宅） 次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。）に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。 イ　木造 ①　等級３ 次に掲げる基準に適合していること。 a　（略） b　土台 土台が次の(i)から(iii)までのいずれかに適合し、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。ただし、aの(iii)に掲げる基準に適合している場合にあっては、bに掲げる基準に適合していることを要しない。 (i)　（略） (ii)　構造用製材規格等に規定する心材の耐久性区分D_1の樹種のうち、ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ケヤキ、クリ、ベイヒバ、タイワンヒノキ、ウェスタンレッドシーダーその他これらと同等の耐久性を有するものに区分される製材又はこれらにより構成される集成材等が用いられていること。 (iii)　（略） c～h　（略） ②・③　（略） ロ～ニ　（略） ⑷　（略） ４～11　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。ただし、第５の３の３―１⑶イ①b(ii)の改正規定は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件（令和七年農林水産省告示第千六百二十二号）の施行の日（令和八年五月二十九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の日前にされた申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。

２　次に掲げる住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

一　この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅

二　前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅

○国土交通省告示第四百三十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第一号様式備考⑶及び第十二号様式備考⑶の規定に基づき、自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示

自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示（平成二十九年国土交通省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別表第三（第三条関係）	別表第三（第三条関係）

塗　色	期　間
（略）	（略）

塗　色	期　間
（略）	（略）

別表第一第三号及び別表第二第三号下欄に定める塗色	令和四年四月十八日から
（略）	（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項の規定に基づき、確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定により公表する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

確認審査等に関する指針の一部を改正する告示

確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第一　確認審査に関する指針	第一　確認審査に関する指針
（略）	（略）
2　法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。	2　法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
一　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三第一項、第二項、第四項、第五項若しくは第八項（これらの規定を施行規則第三条の三第一項（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。以下この第一及び別表において同じ。）若しくは施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）、施行規則第二条の二第一項、第二項若しくは第五項（これらの規定を施行規則第三条の三第二項（施行規則第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。第三項第一号において同じ。）若しくは施行規則第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。）又は施行規則第三条第一項から第四項まで若しくは第七項（これらの規定を施行規則第三条の三第三項（施行規則第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。第三項第一号において同じ。）若しくは施行規則第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書の正本一通及び副本一通並びにこれらに添えた図書及び書類（第四項第三号及び第五項第三号において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。ただし、施行規則第一条の三第一項第三号の二若しくは第四項第三号の二、第二条の二第一項第三号又は第三条第一項第三号、第二項第四号若しくは第三項第三号の二に規定する誓約書（以下この号及び別表において「誓約書」という。）の提出を受けたときは、当該誓約書に係る図書の記載事項については、この限りでない。	一　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三第一項、第二項、第四項、第五項若しくは第八項（これらの規定を施行規則第三条の三第一項（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。以下この第一及び別表において同じ。）若しくは施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）、施行規則第二条の二第一項、第二項若しくは第五項（これらの規定を施行規則第三条の三第二項（施行規則第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。第三項第一号において同じ。）若しくは施行規則第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。）又は施行規則第三条第一項から第四項まで若しくは第七項（これらの規定を施行規則第三条の三第三項（施行規則第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。第三項第一号において同じ。）若しくは施行規則第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書の正本一通及び副本一通並びにこれらに添えた図書及び書類（第四項第三号及び第五項第三号において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。
二～五　（略）	二～五　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）

別表第一第三号及び別表第二第三号下欄に定める塗色	令和四年四月十八日から令和九年四月三十日まで
（略）	（略）

別表

	(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査すべき事項	(に) 判定すべき事項
(一) ～ (四)	（略）			

（備考）
一　令第八十一条第二項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめた建築物については、施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）の規定により提出された構造計算書等に基づき、それぞれこの表の各項に準じて審査するものとする。
二　誓約書の提出を受けたときは、この表の(は)欄に掲げる事項のうち同表の(ろ)欄に掲げる図書に係る記載事項（誓約書に係る部分に限る。）が相互に整合していることの確認に係る部分については、その審査を省略できるものとする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十九号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）第三条第十二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第九百四十号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　規則第三条第十二号の国土交通大臣が定める期間は、令和十三年三月三十一日までの期間とする。	二　規則第三条第十二号の国土交通大臣が定める期間は、令和八年三月三十一日までの期間とする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第九号及び第十五条第一項第十三号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき造船・舶用工業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき造船・舶用工業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準

（育成就労の内容の基準）

第一条　造船・舶用工業分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。）が造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第五条第一項各号に掲げる事業、小型船造船業（小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）第二条第一項に規定する小型船造船業をいう。）その他の造船・舶用工業分野に係る事業を営む者であることとする。

別表

	(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査すべき事項	(に) 判定すべき事項
(一) ～ (四)	（略）			

（備考）　令第八十一条第二項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめた建築物については、施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）の規定により提出された構造計算書等に基づき、それぞれこの表の各項に準じて審査するものとする。

（育成就労を行わせる体制の基準）

第二条　造船・舶用工業分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次の各号のいずれにも該当することとする。

一　造船・舶用工業分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　造船・舶用工業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三　造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他の業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

四　育成就労外国人に対し、必要な訓練又は研修を行うこととしていること。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

○国土交通省告示第四百四十一号

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和六年国土交通省告示第千百八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　鉄道分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。 二　国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れにする協議会（次号及び第四号において「協議会」という。）の構成員であること。 三　協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。 四　協議会に対し、必要な協力を行うこと。 五　（略） 六　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第二号から前号までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　鉄道分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。 二　国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。 （新設） 三　前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 四　（略） 五　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前三号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。

附　則

（適用期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　この告示の適用の際現に出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条の二第一項の規定による特定技能（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に係るものであって、その活動に係る特定産業分野が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成三十一年法務省令第六号）で定める産業上の分野のうち、鉄道分野であるものに限る。以下、この項において同じ。）の在留資格に係る在留資格認定証明書の交付を受けている者若しくは交付の申請をしている者、法第二十条第三項の規定による特定技能の在留資格への変更の許可を受けている者又は同条第二項の規定による特定技能の在留資格への変更の許可の申請をしている者に係る特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第四百四十二号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第九号及び第十五条第一項第十三号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準

（育成就労の内容の基準）

第一条　鉄道分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。）が、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。

二　業務区分が運輸係員である場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ　育成就労外国人について、他の者の部分的な支援により基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ロ　規則第十三条第二項第八号に規定する授業科目の授業時間数が百五十時間以上であること。

ただし、同号ただし書に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

（育成就労を行わせる体制の基準）

第二条　鉄道分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

一　鉄道分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　鉄道分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三　鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

○国土交通省告示第四百四十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の二の二第二項及び第三項並びに第六条の二の三第一項の規定に基づき、遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

			㈠ 検査項目	㈡ 検査事項	㈢ 検査方法	㈣ 判定基準
（略）						
九　電気設備	㈠～㈢	（略）				
	㈣	避雷設備	避雷設備の総合接地抵抗又は単独接地抵抗	（略）		
				総合接地抵抗値又は単独接地抵抗値を測定する。		総合接地抵抗値又は単独接地抵抗値が安全上支障がない抵抗値を超えていること。
	㈤～㈧	（略）				
（略）						

改正前

別表

			㈠ 検査項目	㈡ 検査事項	㈢ 検査方法	㈣ 判定基準
（略）						
九　電気設備	㈠～㈢	（略）				
	㈣	避雷設備	避雷設備の総合接地抵抗	（略）		
				総合接地抵抗値を測定する。		総合接地抵抗値が十オームを超えていること。
	㈤～㈧	（略）				
（略）						

別記（Ａ４）

検査結果表
（遊戯施設）
（略）

番号	検　査　項　目				（略）
１～８	（略）				
９	電気設備				
(1)～(3)	（略）				
(4)	避雷設備	接地	種類（総合接地抵抗値・単独接地抵抗値） 設計図書等により確認した新設時の値（　　Ω） 基準抵抗値（　　Ω）	Ω	（略）
(5)～(8)	（略）				
10・11	（略）				
特記事項	（略）				

（注意）
①～㉝　（略）
㉞　９(4)「避雷設備」の「接地」の「種類」には、設計図書等により確認した新設時の総合接地抵抗値又は単独接地抵抗値の区分に該当するものを○で選択し、「設計図書等により確認した新設時の値」には、設計図書等により確認した新設時の当該○で選択した値を記入するとともに、「基準抵抗値」には、安全上支障ない抵抗値として、「設計図書等により確認した新設時の値」に記入した数値の２倍の値を記入してください。なお、10オームを基準抵抗値として検査を行った場合にあっては「10」と記入してください。また、右欄に検査で測定した総合接地抵抗値又は単独接地抵抗値を記入してください。
㉟～㊳　（略）

別記（Ａ４）

検査結果表
（遊戯施設）
（略）

番号	検　査　項　目				（略）
１～８	（略）				
９	電気設備				
(1)～(3)	（略）				
(4)	避雷設備	接地	基準抵抗値　10Ω	Ω	（略）
(5)～(8)	（略）				
10・11	（略）				
特記事項	（略）				

（注意）
①～㉝　（略）
㉞　９(4)「避雷設備」の「接地」の「基準抵抗値」には、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
㉟～㊳　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

その他告示

○内閣府告示第二十六号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものとして指定した施設の公示した事項に変更があるので、同令第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
［略］		［同上］	
国立大学法人東京外国語大学附属図書館	東京都府中市朝日町三の一一の一	国立大学法人東京科学大学図書館御茶ノ水図書館	東京都文京区湯島一の五の四五
国立大学法人東京科学大学図書館大岡山図書館	東京都目黒区大岡山二の一二の一	国立大学法人東京科学大学図書館国府台図書館	千葉県市川市国府台二の八の三〇
国立大学法人東京科学大学図書館御茶ノ水図書館	東京都文京区湯島一の五の四五	国立大学法人東京外国語大学附属図書館	東京都府中市朝日町三の一一の一
国立大学法人東京科学大学図書館国府台図書館	千葉県市川市国府台二の八の三〇		
国立大学法人東京科学大学図書館すずかけ台図書館	神奈川県横浜市緑区長津田町四二五九		
［略］		［同上］	
国立大学法人東京芸術大学大学美術館取手館	茨城県取手市小文間五〇〇〇	国立大学法人東京芸術大学大学美術館取手館	茨城県取手市小文間五〇〇〇
		国立大学法人東京科学大学大学図書館大岡山図書館	東京都目黒区大岡山二の一二の一
		国立大学法人東京科学大学図書館すずかけ台図書館	神奈川県横浜市緑区長津田町四二五九
［略］		［同上］	
国立大学法人横浜国立大学附属図書館社会科学系研究図書館	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台七九の六	国立大学法人横浜国立大学附属図書館社会科学系研究図書館	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台七九の六
		国立大学法人横浜国立大学附属図書館理工学系研究図書館	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台七九の六
［略］		［同上］	
国立大学法人岡山大学図書館	岡山県岡山市北区津島中三の一の一	国立大学法人岡山大学附属図書館	岡山県岡山市北区津島中三の一の一
国立大学法人岡山大学図書館鹿田分館	岡山県岡山市北区鹿田町二の五の一	国立大学法人岡山大学附属図書館鹿田分館	岡山県岡山市北区鹿田町二の五の一
国立大学法人岡山大学図書館資源植物科学研究所分館	岡山県倉敷市中央二の二〇の一	国立大学法人岡山大学附属図書館資源植物科学研究所分館	岡山県倉敷市中央二の二〇の一
［略］		［同上］	
独立行政法人国立高等専門学校機構沖縄工業高等専門学校図書館	沖縄県名護市字辺野古九〇五	独立行政法人国立高等専門学校機構沖縄工業高等専門学校図書館	沖縄県名護市字辺野古九〇五
［略］		［同上］	
国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央図書室（つくばセンター中央事業所７群内）	茨城県つくば市東一の一の一	国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央図書室（つくばセンター中央事業所６群内）	茨城県つくば市東一の一の一
		国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央図書室（つくばセンター中央事業所７群内）	茨城県つくば市東一の一の一
		国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央図書室（つくばセンター中央事業所東地区内）	茨城県つくば市並木一の二の一
		国立研究開発法人産業技術総合研究所中部センター図書室	愛知県名古屋市守山区桜坂四の二〇五
［略］		［同上］	
国立研究開発法人水産研究・教育機構図書資料館	神奈川県横浜市金沢区福浦二の一二の四	国立研究開発法人水産研究・教育機構図書資料館	神奈川県横浜市金沢区福浦二の一二の四
独立行政法人男女共同参画機構情報ライブラリー	埼玉県比企郡嵐山町菅谷七二八	独立行政法人国立女性教育会館女性教育情報センター	埼玉県比企郡嵐山町菅谷七二八
［略］		［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、防衛省、告示第二号

所得税法施行令第二百十七条の二第二項及び第三項並びに法人税法施行令第七十七条の四第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件（昭和六十二年九月総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省告示第一号）は、廃止する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　所得税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十一号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十七条の二第三項及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十二号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条の四第三項に規定する主務大臣の認定に関する手続については、この告示による廃止前の告示（以下「旧告示」という。）第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧告示第三項中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第三項及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第六項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項及び第八条」と、「が所得税法施行令第二百十七条の二第三項及び法人税法施行令」とあるのは「が所得税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十一号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の所得税法施行令（以下「旧効力所得税法施行令」という。）第二百十七条の二第三項及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十二号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の法人税法施行令（以下「旧効力法人税法施行令」という。）」と、「主務大臣の所得税法施行令第二百十七条の二第三項及び法人税法施行令」とあるのは「主務大臣（旧効力所得税法施行令第二百十七条の二第三項及び旧効力法人税法施行令第七十七条の四第三項に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）の旧効力所得税法施行令第二百十七条の二第三項及び旧効力法人税法施行令」と、旧告示第四項中「所得税法施行令」とあるのは「旧効力所得税法施行令」と、「法人税法施行令」とあるのは「旧効力法人税法施行令」とする。

○国家公安委員会告示第九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和八年三月三十一日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第３章　特定小型原動機付自転車や自転車に乗る人の心得	**第３章　特定小型原動機付自転車や自転車に乗る人の心得**
第３節　安全な通行	**第３節　安全な通行**
1　［略］	1　［同左］
2　走行上の注意	2　走行上の注意
［略］	［同左］
［(1)～(13)　略］	［(1)～(13)　同左］

⑷ 特定小型原動機付自転車や軽車両以外の車両に追い抜かれる場合であつて、当該車両との間に十分な間隔がないときは、できる限り道路の左側端に寄つて通行しなければなりません。 ［⑸・⑹ 略］ ［３・４ 略］ **第５章** 自動車や一般原動機付自転車の運転の方法 **第３節** 歩行者の保護など ［１～６ 略］ ７ 特定小型原動機付自転車や自転車の保護 ⑴ ［略］ ⑵ 追越しのため特定小型原動機付自転車や自転車のそばを通るときは、特定小型原動機付自転車や自転車のふらつきなどを予想し、特定小型原動機付自転車や自転車との間に安全な間隔を空けるか、徐行しなければなりません。 ⑶ 追抜きのため特定小型原動機付自転車や自転車の右側を通過する場合であつて、当該特定小型原動機付自転車や自転車との間に十分な間隔がないときは、それらとの間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。 ［⑷・⑸ 略］ ［８～10 略］	［加える。］ ［⑷・⑸ 同左］ ［３・４ 同左］ **第５章** 自動車や一般原動機付自転車の運転の方法 **第３節** 歩行者の保護など ［１～６ 同左］ ７ 特定小型原動機付自転車や自転車の保護 ⑴ ［同左］ ⑵ 追越しなどのため特定小型原動機付自転車や自転車のそばを通るときは、特定小型原動機付自転車や自転車のふらつきなどを予想し、特定小型原動機付自転車や自転車との間に安全な間隔を空けるか、徐行しなければなりません。 ［加える。］ ［⑶・⑷ 同左］ ［８～10 同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○国家公安委員会告示第十号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があつたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日　　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

1　名簿記載者公告番号ＴＩ－１（モハンマド・ハッサン・アフンド（MOHAMMAD HASSAN AKHUND））

⑴　変更前

役職　⒜（タリバーン統治下）閣僚評議会第一副議長（First Deputy, Council of Ministers）　⒝（タリバーン統治下）外務大臣（Foreign Minister）　⒞（タリバーン統治下）カンダハール州知事（Governor of Kandahar）　⒟ムラー・モハンメド・オマル（ＴＩ－３）の政策アドバイザー

生年月日　⒜1955年―1958年頃　⒝1945年―1950年頃

旅券番号　不明

住所　不明

名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2005年12月20日、2007年７月９日、９月21日及び2011年11月29日に改訂）

その他参考となるべき事項　ムラー・モハンメド・オマル（ＴＩ－３）の親密な協力者。2009年12月現在、タリバーン最高評議会のメンバー。Kakar部族に属する。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。

⑵　変更後

役職　⒜（タリバーン統治下（1996―2001））閣僚評議会第一副議長（First Deputy, Council of Ministers under the Taliban regime （1996―2001））　⒝（タリバーン統治下（1996―2001））外務大臣（Foreign Minister under the Taliban regime（1996―2001））　⒞（タリバーン統治下（1996―2001））カンダハール州知事（Governor of Kandahar under the Taliban regime（1996―2001））　⒟ムラー・モハンメド・オマル（ＴＩ－３）の政策アドバイザー（Political Advisor of Mullah Mohammed Omar）

生年月日　⒜1955年―1958年　⒝1945年―1950年

旅券番号　アフガニスタン旅券Ｐ04581926（2024年８月７日にアフガニスタンのカンダハールで発行、2034年８月７日に失効）

住所　Kabul, Afghanistan

名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2005年12月20日、2007年７月９日、９月21日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）

その他参考となるべき事項　ムラー・モハンメド・オマル（ＴＩ－３）の親密な協力者。2009年12月現在、タリバーン最高評議会のメンバー。Kakar部族に属する。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

2　名簿記載者公告番号ＴＩ－２（アブドゥル・カビール・モハンマド・ジャン（ABDUL KABIR MOHAMMAD JAN））

⑴　変更前

別名　A・カビール（A. Kabir）

役職　（タリバーン統治下）⒜閣僚評議会第二副議長（経済問題担当）(Second Deputy, Economic Affairs, Council of Ministers)　⒝ナンガルハール州知事（Governor of Nangarhar Province）　⒞東部地域議長（Head of Eastern Zone）

生年月日　1963年頃

出生地　Pul-e-Khumri or Baghlan Jadid District, Baghlan Province, Afghanistan

旅券番号　不明

住所　不明

名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2005年12月20日、2007年７月18日、９月21日、2012年２月13日、８月13日及び2013年12月31日に改訂）

その他参考となるべき事項　アフガニスタン東部におけるテロ活動を行っている。麻薬取引から資金を集めている。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。2009年時点でタリバーン最高評議会のメンバー。家族は元々Neka District（Paktia Province, Afghanistan）出身。バグラン（Baghlan）における2007年11月のアフガニスタン国会議員への攻撃の責任者。中央バグラン州（central Baghlan Province）に土地を所有している。Zadran部族に属する。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年７月23日に終了した。

⑵　変更後

別名　⒜A・カビール（A. Kabir）　⒝アブドゥル・カビール・ムハンマド・ジャン（Abdul Kabir Muhammad Jan）

役職　⒜（タリバーン統治下（1996―2001））閣僚評議会第二副議長（経済問題担当）(Second Deputy, Economic Affairs, Council of Ministers under the Taliban regime (1996―2001))　⒝（タリバーン統治下（1996―2001））ナンガルハール州知事（Governor of Nangarhar Province under the Taliban regime (1996―2001))　⒞（タリバーン統治下（1996―2001））東部地域議長（Head of Eastern Zone under the Taliban regime（1996―2001））

生年月日　⒜1963年頃　⒝1972年１月30日

出生地　Nahrin District, Baghlan Province, Afghanistan

旅券番号　アフガニスタン外交旅券Ｄ0009925（2022年５月22日にアフガニスタンのカブールで発行、氏名の英字表記：Abdul Kabir Muhammad Jan、2027年５月22日に失効）

住所　アフガニスタン

名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2005年12月20日、2007年７月18日、９月21日、2012年２月13日、８月13日、2013年12月31日及び2026年３月10日に改訂）

その他参考となるべき事項　アフガニスタン東部におけるテロ活動を行っている。麻薬取引から資金を集めている。2009年時点でタリバーン最高評議会のメンバー。家族は元々Neka District（Paktia Province, Afghanistan）出身。バグラン（Baghlan）における2007年11月のアフガニスタン国会議員への攻撃の責任者。中央バグラン州（central Baghlan Province）に土地を所有している。Zadran部族に属する。身長は185㎝。国連安全保障理事会決議第1822号(2008年)に基づく見直しは2010年７月23日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

3　名簿記載者公告番号ＴＩ－６（アブドゥル・ラティフ・マンスール（ABDUL LATIF MANSUR））

⑴　変更前

役職　（タリバーン統治下）農業大臣（Minister of Agriculture）

生年月日　1968年頃

国籍　不明

旅券番号　不明

住所　不明

名簿に記載された年月日　2001年１月31日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、2012年２月13日、５月18日及び2013年４月22日に改訂）

その他参考となるべき事項　2007年５月現在タリバーンの「ミラーン・シャー評議会（Miram Shah Shura)」のメンバー。2012年後半時点ロガール州（Logar Province）におけるタリバーンの影の知事。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。Sahak（Ghilzai）部族に属する。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。

⑵　変更後

役職　（タリバーン統治下（1996―2001））農業大臣（Minister of Agriculture under the Taliban regime（1996―2001））

生年月日　⒜1968年頃　⒝1967年11月12日

国籍　アフガニスタン

旅券番号　⒜アフガニスタン外交旅券Ｄ0009720（2021年10月12日にアフガニスタンのカブールで発行、氏名の英字表記：Abdul Latif Mansoor、2026年10月12日に失効）　⒝アフガニスタン外交旅券Ｄ0010442（2024年11月13日発行、2029年11月13日失効）

住所　Darul Aman, Kabul, Afghanistan

名簿に記載された年月日　2001年１月31日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、2012年２月13日、５月18日、2013年４月22日及び2026年３月10日に改訂）

その他参考となるべき事項　2012年後半時点ロガール州（Logar Province）におけるタリバーンの影の知事。Sahak（Ghilzai）部族に属する。身長は170㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

4　名簿記載者公告番号ＴＩ―18（ファダル・モハンマド・マズルーム（FAZL MOHAMMAD MAZLOOM））

⑴　変更前

別名　⒜モラーフ・ファダル（Molah Fazl）　⒝ファーディル・モハンマド・マズルーム（Fazel Mohammad Mazloom）

役職　（タリバーン統治時代）陸軍副参謀長（Deputy Chief of Army Staff）

生年月日　1963年―1968年

旅券番号　不明

住所　カタール

名簿に記載された年月日　2001年２月23日（2003年９月３日、2008年10月３日、2013年12月31日及び2016年９月７日に改訂）

その他参考となるべき事項　安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月23日に終了した。

⑵　変更後

別名　⒜モラーフ・ファダル（Molah Fazl）　⒝ファーディル・モハンマド・マズルーム（Fazel Mohammad Mazloom）　⒞モハンマド・ファデル・アフンド（Mohammad Fadel Aakhund（original script : محمد فاضل آخوند））

役職　（タリバーン統治下（1996―2001））陸軍副参謀長（Deputy Chief of Army Staff of the Taliban regime（1996―2001））
生年月日　(a)1963年―1968年　(b)1971年10月24日
旅券番号　アフガニスタン外交旅券Ｄ0009726（2021年10月13日にアフガニスタンのカブールで発行、氏名の英字表記：Mohammad Fadel Aakhund、氏名のアラビア語表記：محمد فاضل آخوند、2026年10月13日に失効）
住所　Pule Mahmood Khan, PD2, 10011, Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2001年２月23日（2003年９月３日、2007年９月21日、2008年10月３日、2013年12月31日、2016年９月７日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　1996年に左足を失う。右足に重傷。身長は168㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月23日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

5　名簿記載者公告番号ＴＩ―19（アブドゥル・ガニ・バラダール・アブドゥル・アフマド・トゥルク（ABDUL GHANI BARADAR ABDUL AHMAD TURK））
(1)　変更前
役職　（タリバーン統治下）国防次官（Deputy Minister of Defence）
生年月日　1968年頃
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2001年２月23日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日及び2012年２月13日に改訂）
その他参考となるべき事項　2010年２月に逮捕され、パキスタンにおいて拘留されている。2011年６月時点でアフガニスタンへの引き渡し要請についてパキスタンのラホール高等裁判所で審理中。Popalzai部族に属する。2007年５月時点で、タリバーンの上級軍事司令官であり、タリバーンの「クエッタ評議会（Quetta Council）」の一員である。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。
(2)　変更後
役職　（タリバーン統治下（1996―2001））国防次官（Deputy Minister of Defence under the Taliban regime（1996―2001））
生年月日　(a)1968年頃　(b)1963年９月29日
旅券番号　(a)アフガニスタン外交旅券Ｄ0009751（2021年10月16日にアフガニスタンのカブールで発行、2026年10月16日に失効）　(b)アフガニスタン旅券Ｐ04999950（2025年２月４日に発行、2035年２月４日に失効）
住所　Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2001年２月23日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、2012年２月13日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　Popalzai部族に属する。2007年５月時点で、タリバーンの上級軍事司令官であり、タリバーンの「クエッタ評議会（Quetta Council）」の一員である。身長は173㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

6　名簿記載者公告番号ＴＩ―21（アミール・カーン・モタキ（AMIR KHAN MOTAQI））
(1)　変更前
別名　アミール・カーン・ムッタキ（Amir Khan Muttaqi）
役職　（タリバーン統治下）(a)教育大臣（Minister of Education）　(b)国連会議代表（Taliban representative in UN-led talks）
生年月日　1968年頃
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日及び2011年11月29日に改訂）
その他参考となるべき事項　2007年６月現在、タリバーン最高評議会のメンバー。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。Sulaimankhel部族に属する。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。
(2)　変更後
別名　(a)アミール・カーン・ムッタキ（Amir Khan Muttaqi）　(b)アミール・カーン・ムタキ（Amir Khan Mutaqi）
役職　(a)（タリバーン統治下（1996―2001））教育大臣（Minister of Education under the Taliban regime（1996―2001））　(b)（タリバーン統治下（1996―2001））国連会議代表（Taliban representative in UN-led talks under the Taliban regime（1996―2001））
生年月日　(a)1968年頃　(b)1970年12月25日　(c)1971年
旅券番号　(a)アフガニスタン外交旅券Ｄ0009716（2021年９月25日にアフガニスタンのカブールで発行、氏名の英字表記：Amir Khan Mutaqi、氏名のアラビア語表記：امیرخان متقي、2026年９月25日に失効）　(b)アフガニスタン外交旅券Ｄ0009803（2021年12月13日発行、2026年12月13日に失効）
住所　Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　2007年６月現在、タリバーン最高評議会のメンバー。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。Sulaimankhel部族に属する。身長は170㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

7　名簿記載者公告番号ＴＩ―22（アブドゥル・サラム・ハナフィー・アリ・マルダン・クル（ABDUL SALAM HANAFI ALI MARDAN QUL））
(1)　変更前
別名　(a)アブドゥッサラム・ハニフィー（Abdussalam Hanifi）　(b)ハナフィー・サヘブ（Hanafi Saheb）
役職　（タリバーン統治下）教育次官（Deputy Minister of Education）
生年月日　1968年頃
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2001年２月23日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、９月27日、2008年２月１日及び2011年11月29日に改訂）
その他参考となるべき事項　2008年まで、アフガニスタン北部のジャウズジャン州（Jawzjan Province）を管轄していたタリバーンのメンバー。麻薬取引に関与している。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。

⑵　変更後
別名　⒜アブドゥッサラム・ハニフィー（Abdussalam Hanifi）　⒝ハナフィー・サヘブ（Hanafi Saheb）　⒞アブドゥル・サラム・ハナフィー（Abdul Salam Hanafi）（original script：عبدالسلام حنفي)
役職　（タリバーン統治下（1996―2001））教育次官（Deputy Minister of Education under the Taliban regime（1996―2001））
生年月日　⒜1968年頃　⒝1969年１月１日
旅券番号　⒜アフガニスタン外交旅券Ｄ00009723　⒝アフガニスタン外交旅券Ｄ0010098（2023年４月４日にアフガニスタン・カブールで発行、氏名の英字表記：Abdul Salam Hanafi、氏名のアラビア語表記：عبدالسلام حنفي、2028年４月４日に失効）
住所　Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2001年２月23日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、９月27日、2008年２月１日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　2008年まで、アフガニスタン北部のジャウズジャン州（Jawzjan Province）を管轄していたタリバーンのメンバー。麻薬取引に関与している。身長は178㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

8　名簿記載者公告番号ＴＩ―29（アブドゥル・バキ・バシール・アワル・シャフ（ABDUL BAQI BASIR AWAL SHAH））
⑴　変更前
別名　アブドゥル・バキ（Abdul Baqi）
役職　（タリバーン統治下）⒜ホースト及びパクティカ州の知事（Governor of Khost and Paktika Provinces）　⒝情報文化副大臣（Vice-Minister of Information and Culture）　⒞外務省領事局所属（Consular Department, Ministry of Foreign Affairs）
生年月日　1960年―1962年頃
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2001年２月23日（2003年９月３日、2007年９月７日、９月21日、2011年11月29日及び2012年８月13日に改訂）
その他参考となるべき事項　アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。2008年現在、ナンガルハール州（Nangarhar Province）を管轄するタリバーンのメンバー。2007年９月７日まで国連制裁委員会の制裁対象リストの掲載番号TI. A. 48. 01. にも掲載されていた。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。
⑵　変更後
別名　⒜アブドゥル・バキ（Abdul Baqi）　⒝アブドゥル・バキ・ハッカーニ（Abdul Baqi Haqqani (original script : عبدالباقي حقاني)）
役職　⒜（タリバーン統治下（1996―2001））ホースト及びパクティカ州の知事（Governor of Khost and Paktika provinces under the Taliban regime（1996―2001））　⒝（タリバーン統治下（1996―2001））情報文化副大臣（Vice-Minister of Information and Culture under the Taliban regime（1996―2001））　⒞（タリバーン統治下（1996―2001））外務省領事局所属（Consular Department, Ministry of Foreign Affairs under the Taliban regime（1996―2001））
生年月日　⒜1960年―1962年　⒝1967年１月１日
旅券番号　アフガニスタン外交旅券Ｄ0009724（2021年10月13日にアフガニスタン・カブールで発行、氏名の英字表記：Abdul Baqi Haqqani、氏名のアラビア語表記：عبدالباقي حقاني、2026年10月13日に失効）
住所　Afshar Main road Police District 5 near Kabul Education University, Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2001年２月23日（2003年９月３日、2007年９月７日、９月21日、2011年11月29日、2012年８月13日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　2008年現在、ナンガルハール州（Nangarhar Province）を管轄するタリバーンのメンバー。2007年９月７日まで国連制裁委員会の制裁対象リストの掲載番号（TAi. 048）にも掲載されていた。身長は175㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

9　名簿記載者公告番号ＴＩ―33（ディン・モハンマド・ハニフ（DIN MOHAMMAD HANIF））
⑴　変更前
別名　⒜カリ・ディン・モハンマド（Qari Din Mohammad）　⒝イアデナ・モハンマド（Iadena Mohammad）（1969年１月１日生まれ。出生地：Badakhshan。）
役職　（タリバーン統治下）⒜計画大臣（Minister of Planning）　⒝高等教育大臣（Minister of Higher Education）
生年月日　1955年頃
旅券番号　ＯＡ　454044（アフガニスタンにて発行）
住所　不明
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年７月９日、９月21日、2011年11月29日、2012年10月25日及び2016年９月７日に改訂）
その他参考となるべき事項　タハール州及びバダフシャーン州（Takhar and Badakhshan Provinces）を管轄するタリバーン最高評議会のメンバー。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。写真はインターポール（国際警察刑事機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。
⑵　変更後
別名　⒜カリ・ディン・モハンマド（Qari Din Mohammad）　⒝イアデナ・モハンマド（1969年１月１日生）（Iadena Mohammad（born 1 Jan. 1969））　⒞イアデナモハンマド・ナズリ・モハンマド（Iadenamohammad Nazri Mohammad）
役職　⒜（タリバーン統治下（1996―2001））計画大臣（Minister of Planning under the Taliban regime（1996―2001））　⒝（タリバーン統治下（1996―2001））高等教育大臣（Minister of Higher Education under the Taliban regime（1996―2001））
生年月日　⒜1955年頃　⒝1964年１月１日
旅券番号　⒜アフガニスタン外交旅券Ｄ0009731（2021年10月13日にアフガニスタン・カブールで発行、英字表記の氏名：Iadenamohammad Nazri Mohammad、2026年10月13日失効）⒝ＯＡ454044（アフガニスタンにて発行）
住所　Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年７月９日、９月21日、2011年11月29日、2012年10月25日、2016年９月７日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　タハール州及びバダフシャーン州（Takhar and Badakhshan Provinces）を管轄するタリバーン最高評議会のメンバー。身長は172㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。写真はインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

10　名簿記載者公告番号ＴＩ―35（クドゥラトゥッラー・ジャマル（QUDRATULLAH JAMAL））
⑴　変更前
役職　（タリバーン統治下）情報大臣（Minister of Information）
旅券番号　不明
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日及び2011年11月29日に改訂）
その他参考となるべき事項　2010年現在、タリバーン最高評議会及びタリバーン文化委員会のメンバー。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。
⑵　変更後
役職　（タリバーン統治下（1996―2001））情報大臣（Minister of Information under the Taliban regime（1996―2001））
旅券番号　アフガニスタン外交旅券Ｄ00010126
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　2010年現在、タリバーン最高評議会及びタリバーン文化委員会のメンバー。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

11　名簿記載者公告番号ＴＩ―41（ヌールッディーン・トゥラビ・ムハンマド・カシム（NOORUDDIN TU RABI MUHAMMAD QASIM））
⑴　変更前
別名　⒜ヌールッディーン・トゥラビ（Noor ud Din Turabi）　⒝ハジ・カリム（Haji Karim）
役職　（タリバーン統治下）司法大臣（Minister of Justice）
生年月日　⒜1963年頃　⒝1955年頃　⒞1956年
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日、2010年４月12日及び2011年11月29日に改訂）
その他参考となるべき事項　ムラー・モハンメド・オマル（ＴＩ―３）の副官。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。
⑵　変更後
別名　⒜ヌールッディーン・トゥラビ（Noor ud Din Turabi）　⒝ムラー・ヌールディーン・トラビ（Mullah Noordin Torabi）　⒞ハジ・カリム（Haji Karim）
役職　（タリバーン統治下（1996―2001））司法大臣（Minister of Justice under the Taliban regime（1996―2001））
生年月日　⒜1963年頃　⒝1956年　⒞1955年頃　⒟1969年７月30日
旅券番号　アフガニスタン旅券Ｐ00429243（2021年12月15日にアフガニスタン・カブールで発行、英字表記の氏名：Mullah Noordin Torabi、2031年８月15日失効）
住所　Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日、2010年４月12日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　ムラー・モハンメド・オマル（ＴＩ―３）の副官。身長は165㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

12　名簿記載者公告番号ＴＩ―42（モハンマド・イーサ・アフンド（MOHAMMAD ESSA AKHUND））
⑴　変更前
別名　不明
役職　（タリバーン統治下）水・公衆衛生・電気大臣（Minister of Water, Sanitation and Electricity）
生年月日　1958年頃
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日及び2011年11月29日に改訂）
その他参考となるべき事項　Nurzai部族に属する。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。
⑵　変更後
別名　モハンマド・エイサ・サニ（Mohammad Eisa Sani）
役職　（タリバーン統治下（1996―2001））水・公衆衛生・電気大臣（Minister of Water, Sanitation and Electricity under the Taliban regime（1996―2001））
生年月日　⒜1958年頃　⒝1957年２月22日
旅券番号　アフガニスタン外交旅券Ｄ0010402（2024年８月４日にアフガニスタンのカブールで発行、英字表記の氏名：Mohammad Eisa Sani、2029年８月４日に失効）
住所　Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　Nurzai部族に属する。身長は185㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

13　名簿記載者公告番号ＴＩ―50（ナジブッラー・ハッカーニ・ヒダーヤトゥッラー（NAJIBULLAH HAQQANI HIDAYATULLAH））
⑴　変更前
別名　ナジブッラー・ハカニ（Najibullah Haqani）
役職　（タリバーン統治下）財務次官（Deputy Minister of Finance）
生年月日　1971年
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2001年２月23日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、９月27日及び2011年11月29日に改訂）
その他参考となるべき事項　ヌール・ジャラル・グル・ジャンの従兄弟。祖父の名前はサラム（Salam）。2010年末現在、タリバーンの一員であり、ラグマン州（Laghman Province）を管轄している。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。アフガニスタン国民ＩＤカード（tazkira）番号：545167（1974年発行）。

⑵　変更後
別名　⒜ナジブッラー・ハカニ（Najibullah　Haqani）　⒝ナジブッラー・ハヤト（Najeebullah Hayat）
役職　（タリバーン統治下（1996―2001））財務次官（Deputy Minister of Finance under the Taliban regime（1996―2001））
生年月日　⒜1971年　⒝1972年10月24日
旅券番号　アフガニスタン外交旅券Ｄ0009871（2022年２月６日にアフガニスタンのカブールで発行、英字表記の氏名：Najeebullah Hayat、2027年２月６日に失効）
住所　Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2001年２月23日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、９月27日、2011年11月29日、2014年５月16日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　マウラヴィ・ヌール・ジャラルの従兄弟。祖父の名前はサラム。2010年末現在、タリバーンの一員であり、ラグマン州（Laghman Province）を管轄している。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals。アフガニスタン国民ＩＤカード（tazkira）番号：545167（1974年発行）。

14　名簿記載者公告番号ＴＩ―58（アブドゥル・ハック・ワシーク（ABDUL-HAQ WASSIQ））
⑴　変更前
別名　⒜アブドゥル・ハック・ワーシク（Abdul-Haq　Wasseq）　⒝アブドゥル・ハック・ワシク（Abdul Haq Wasiq）
役職　（タリバーン統治下）諜報担当治安次官（Deputy Minister of Security (Intelligence)）
生年月日　⒜1975年頃　⒝1971年
旅券番号　不明
住所　カタール
名簿に記載された年月日　2001年１月31日（2003年９月３日、2007年９月21日、2008年10月３日、2011年11月29日、2013年12月31日、2014年２月11日及び2016年９月７日に改訂）
その他参考となるべき事項　安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。
⑵　変更後
別名　⒜アブドゥル・ハック・ワーシク（Abdul-Haq　Wasseq）　⒝アブドゥル・ハック・ワシク（Abdul Haq Wasiq）　⒞アブドゥルハック・ワスィーク（Abdulhaq Waseeq）
役職　（タリバーン統治下（1996―2001））諜報担当治安次官（Deputy Minister of Security (Intelligence) under the Taliban regime (1996―2001)）
生年月日　⒜1971年　⒝1975年頃　⒞1968年９月20日
旅券番号　アフガニスタン外交旅券Ｄ0009755（2021年10月23日にアフガニスタンのカブールで発行、英字表記の氏名：Abdulhaq Waseeq、2026年10月23日失効）
住所　Afghanistan
名簿に記載された年月日　2001年１月31日（2003年９月３日、2007年９月21日、2008年10月３日、2011年11月29日、2013年12月31日、2014年２月11日、2016年９月７日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　身長は168㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

15　名簿記載者公告番号ＴＩ―67（ハイルッラー・ハイルハワー（KHAIRULLAH KHAIRKHWAH））
⑴　変更前
別名　⒜ムラー・ハイルッラー・ハイルハワー（Mullah Khairullah Khairkhwah）　⒝ハイルッラー・サイード・ワリ・ハイルハワ（Khirullah Said Wali Khairkhwa）（1967年１月１日にカンダハールで出生）
役職　（タリバーン統治下）⒜ヘラート州知事（Governor of Herat Province）　⒝広報官（Spokesperson）　⒞カブール州知事（Governor of Kabul Province）　⒟内務大臣（Minister of Internal Affairs）
生年月日　1963年頃
旅券番号　不明
住所　カタール
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日、2008年10月３日、2010年４月12日、2011年11月29日、2013年12月31日及び2016年９月７日に改訂）
その他参考となるべき事項　Popalzai部族に属する。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月23日に終了した。
⑵　変更後
別名　⒜ムラー・ハイルッラー・ハイルハワー（Mullah Khairullah Khairkhwah）　⒝ハイルッラー・サイード・ワリ・ハイルハワ（Khirullah Said Wali Khairkhwa）（1967年１月１日にカンダハールで出生）　⒞ハイルッラー・ハイルハワ（Khirullah Khairkhwa (original script : خیرالله خیرخواه)）
役職　⒜（タリバーン統治下（1996―2001））ヘラート州知事（Governor of Herat Province under the Taliban regime (1996―2001)）　⒝（タリバーン統治下（1996―2001））広報官（Spokesperson of the Taliban regime (1996―2001)）　⒞（タリバーン統治下（1996―2001））カブール州知事（Governor of Kabul province under the Taliban regime (1996―2001)）　⒟（タリバーン統治下（1996―2001））内務大臣（Minister of Internal Affairs under the Taliban regime (1996―2001)）
生年月日　⒜1963年頃　⒝1969年６月４日
旅券番号　アフガニスタン外交旅券Ｄ0009770（2021年10月31日にアフガニスタンのカブールで発行、氏名の英字表記：Khirullah Khairkhwa、氏名のアラビア語表記：خیرالله خیرخواه、2026年10月31日に失効）
住所　Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日、2008年10月３日、2010年４月12日、2011年11月29日、2013年12月31日、2016年９月７日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　Popalzai部族に属する。身長は176㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月23日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

16　名簿記載者公告番号ＴＩ―84（ヌール・モハンマド・サキーブ（NOOR MOHAMMAD SAQIB））
⑴　変更前
別名　不明
役職　（タリバーン統治下）最高裁判所長官（Chief Justice of Supreme Court）
生年月日　1958年頃

旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日及び2011年11月29日に改訂）
その他参考となるべき事項　タリバーン最高評議会のメンバー及びタリバーン宗教委員会の委員長。Ahmadzai部族に属する。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月23日に終了した。
⑵　変更後
別名　ヌール・モハンマド・サキブ（Noor Mohammed Saqeb（original script：نور محمد ثاقب））
役職　（タリバーン統治下（1996―2001））最高裁判所長官（Chief Justice of Supreme Court under the Taliban regime（1996―2001））
生年月日　⒜1958年頃　⒝1963年９月18日
旅券番号　アフガニスタン外交旅券Ｄ0009914（2022年５月10日にアフガニスタンで発行、氏名の英字表記：Noor Mohammed Saqeb、氏名のアラビア語表記：نـور محمـد ثاقـب、2027年５月10日に失効）
住所　Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　タリバーン最高評議会のメンバー及びタリバーン宗教委員会の委員長。Ahmadzai部族に属する。身長は175㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月23日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https：//www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

17　名簿記載者公告番号ＴＩ―88（ハミドゥッラー・アフンド・シェル・モハンマド（HAMIDULLAH AKH UND SHER MOHAMMAD））
⑴　変更前
別名　⒜ジャナート・グル（Janat Gul）　⒝ハミドゥッラー・アフンド（Hamidullah Akhund）
役職　（タリバーン統治下）アリアナ・アフガン航空社長（Head of Ariana Afghan Airlines）
生年月日　1972年―1973年
出生地　⒜Sarpolad village, Washer District, Helmand Province, Afghanistan　⒝Arghandab District, Kandahar Province, Afghanistan
旅券番号　不明
住所　アフガニスタン
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年７月９日、９月21日、2011年11月29日及び2012年８月13日に改訂）
その他参考となるべき事項　Ghilzai部族に属する。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。
⑵　変更後
別名　⒜ジャナート・グル（Janat Gul）　⒝ハミドゥッラー・アフンド（Hamidullah Akhund）　⒞サイード・ハミドゥッラー（Saeed Hamidullah）
役職　（タリバーン統治下（1996―2001））アリアナ・アフガン航空社長（Head of Ariana Afghan Airlines under the Taliban regime（1996―2001））
生年月日　⒜1972年―1973年　⒝1973年３月22日
旅券番号　アフガニスタン外交旅券Ｄ0009721（2021年10月12日発行、氏名の英字表記：Hamidullah Saeed、氏名のアラビア語表記：حميدالله سعيد、2026年10月12日に失効）
住所　Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年７月９日、９月21日、2011年11月29日、2012年８月13日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　Ghilzai部族に属する。身長は175㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

18　名簿記載者公告番号ＴＩ―106（アジジラフマン・アブドゥル・アハド（AZIZIRAHMAN ABDUL AHAD））
⑴　変更前
別名　不明
役職　在アラブ首長国連邦大使館三等書記官（Third Secretary, Taliban Embassy, Abu Dhabi, United Arab Emirates）
生年月日　1972年
出生地　Shega District, Kandahar Province, Afghanistan
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日及び2011年11月29日に改訂）
その他参考となるべき事項　Hotak部族に属する。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月29日に終了した。アフガニスタン国民ＩＤカード（tazkira）番号：44323。
⑵　変更後
別名　アジズラフマン・アブドゥル・アハド（Azizurahman Abdul Ahad）
役職　（1996―2001）在アラブ首長国連邦大使館三等書記官（Third Secretary, Taliban Embassy, Abu Dhabi, United Arab Emirates（1996―2001））
生年月日　⒜1972年　⒝1971年５月23日
出生地　Kandahar Province, Afghanistan
旅券番号　アフガニスタン旅券Ｐ02504168（2019年11月12日にアラブ首長国連邦のドバイで発行、氏名の英字表記：Azizurahman Abdul Ahad、2029年11月12日に失効）
住所　Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　Hotak部族に属する。身長は169㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月29日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

19　名簿記載者公告番号ＴＩ―108（シラージュッディーン・ジャラールッディーン・ハッカーニ（SIR AJUDDIN JALLALOUDINE HAQQANI））
⑴　変更前
別名　⒜シラージ・ハッカーニ（Siraj Haqqani）　⒝セラージュッディーン・ハカニ（Serajuddin Haqani）　⒞シラージ・ハカニ（Siraj Haqani）　⒟サラージ・ハカニ（Saraj Haqani）　⒠ハリーファ（Khalifa）

役職　副司令官（Na' ib Amir（Deputy Commander））
旅券番号　不明
住所　(a)Kela neighborhood/Danda neighborhood, Miramshah, North Waziristan, Pakistan　(b)Manba' ul uloom Madrasa, Miramshah, North Waziristan, Pakistan　(c)Dergey Manday Madrasa, Miramshah, North Waziristan, Pakistan
名簿に記載された年月日　2007年９月13日（2013年４月22日に改訂）
その他参考となるべき事項　2012年後半の時点でハッカーニ・ネットワーク（ＴＥ－３）を率いている。ジャラールッディーン・ハカニ（ＴＩ－31）の息子。アフガニスタンのパクティア（Paktia）州ガルデサライ（Garda Saray）郡Zadran部族のスルターンヘール（Sultan Khel）支族に所属する。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。

(2)　変更後
別名　(a)シラージ・ハッカーニ（Siraj Haqqani）　(b)セラージュッディーン・ハカニ（Serajuddin Haqani）　(c)シラージ・ハカニ（Siraj Haqani）　(d)サラージ・ハカニ（Saraj Haqani）　(e)アブドゥル・サタール・アブドゥッラー（Abdul Satar Abdullah）　(f)ハリーファ（Khalifa）
役職　（1996―2001）副司令官（Na' ib Amir（Deputy Commander）（1996―2001））
旅券番号　アフガニスタン旅券Ｐ00032260（2022年１月30日にアフガニスタンのカブールで発行、氏名の英字表記：Abdul Satar Abdullah、2032年６月30日に失効）
住所　Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2007年９月13日（2013年４月22日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　2012年後半の時点でハッカーニ・ネットワーク（Haqqani Network）（ＴＥ－３）を率いている。ジャラールッディーン・ハッカーニ（ＴＩ―31）の息子。アフガニスタンのパクティア（Paktia）州ガルデサライ（Garda Saray）郡Zadran部族のスルターンヘール（Sultan Khel）支族に所属する。身長は187㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

20　名簿記載者公告番号ＴＩ―111（グル・アーガー・イシャークザイ（GUL AGHA ISHAKZAI））

(1)　変更前
別名　(a)ムラー・グル・アーガー（Mullah Gul Agha）　(b)ムラー・グル・アーガー・アフンド（Mullah Gul Agha Akhund）　(c)ヒダーヤトゥッラー（Hidayatullah）　(d)ハッジ・ヒダーヤトゥッラー（Haji Hidayatullah）　(e)ハヤダトゥッラー（Hayadatullah）
生年月日　1972年頃
国籍　不明
旅券番号　不明
住所　パキスタン
名簿に記載された年月日　2010年７月20日（2011年11月29日及び2013年12月31日に改訂）
その他参考となるべき事項　パキスタンのバロチスタン州からのザカート（イスラム税）の徴収を調整しているタリバーン評議会の一員。2013年中期時点でタリバーン財務委員長。ムラー・モハンメド・オマル（ＴＩ－３）と関係がある。オマルの主要な財務官であり、最も緊密なアドバイザーの一人。Ishaqzai部族に属する。

(2)　変更後
別名　(a)ムラー・グル・アーガー（Mullah Gul Agha）　(b)ムラー・グル・アーガー・アフンド（Mullah Gul Agha Akhund）　(c)ヒダーヤトゥッラー・バドリー（Hidayatullah Badri）　(d)ヘダーヤトゥッラ・ヘダヤット（Hedayatullah Hedayat）　(e)ヘダーヤトゥッラ・バドリー（Hedayatullah Badri（original script : هدايت الله بدري））　(f)ヒダーヤトゥッラー（Hidayatullah）　(g)ハッジ・ヒダーヤトゥッラー（Haji Hidayatullah）　(h)ハヤダトゥッラー（Hayadatullah）
生年月日　(a)1972年頃　(b)1976年７月27日
旅券番号　(a)アフガニスタン外交旅券Ｄ0010408（2024年８月26日にアフガニスタン・カブールで発行、氏名の英字表記：Hedayatullah Badri、氏名のアラビア語表記：هدايت الله بدري2029年８月26日に失効）　(b)アフガニスタン旅券Ｐ03318995（2020年７月29日発行、氏名の英字表記：Hedayatullah Hedayat、2025年７月29日に失効）
住所　Ibni-Sina Watt, Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2010年７月20日（2011年11月29日、2013年12月31日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　パキスタンのバロチスタン州からのザカート（イスラム税）の徴収を調整しているタリバーン評議会の一員。2013年中期時点でタリバーン財務委員長。ムラー・モハンメド・オマル（ＴＩ－３）と関係がある。オマルの主要な財務官であり、最も緊密なアドバイザーの一人。Ishaqzai部族に属する。身長は156㎝。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

21　名簿記載者公告番号ＴＩ―116（マリク・ヌールザイ（MALIK NOORZAI））

(1)　変更前
旅券番号　パキスタン旅券　ＦＡ0157612（2009年７月23日発行、2014年７月22日失効、2013年時点で公式に失効措置済み。アラー・ムハンマドの名義で発行されている。）
名簿に記載された年月日　2011年10月４日（2011年11月29日、2012年６月１日及び2014年２月11日に改訂）
その他参考となるべき事項　タリバーンへの資金提供者。日本でビジネスを行い、アラブ首長国連邦のドバイ及び日本に頻繁に旅行する。2009年、リクルートやロジスティック支援を通じてタリバーンの活動に便宜を提供した。アフガニスタン・パキスタン国境地域にいると考えられている。Noorzai部族に属する。ファイズッラー・カーン・ヌールザイ（ＴＩ―115）の兄弟。父親の名前はハッジ・アフタール・ムハンマド。パキスタン国民ＩＤ番号：54201―247561―５（2013年時点で公式に失効措置済み）。

(2)　変更後
旅券番号　不明
名簿に記載された年月日　2011年10月４日（2011年11月29日、2012年６月１日、2014年２月11日及び2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　タリバーンへの資金提供者。日本でビジネスを行い、アラブ首長国連邦のドバイ及び日本に頻繁に旅行する。2009年、リクルートやロジスティック支援を通じてタリバーンの活動に便宜を提供した。Noorzai部族に属する。ファイズッラー・カーン・ヌールザイ（ＴＩ―115）の兄弟。父親の名前はハッジ・アフタール・ムハンマド。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals。パキスタン国民ＩＤ番号：54201―247561―５（2013年時点で公式に失効措置済み）。

22　名簿記載者公告番号ＴＩ―118（アフマド・ジア・アガ（AHMAD ZIA AGHA））

(1)　変更前
別名　(a)ジア・アガ（Zia Agha）　(b)ヌール・アフマド（Noor Ahmad）　(c)ヌール・アフメド（Noor Ahmed）　(d)シア・アガ・サイード（Sia Agha Sayeed）
生年月日　1974年
国籍　不明

旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2012年１月６日
その他参考となるべき事項　2011年時点でタリバーンの幹部で、軍部と財務の責任者。2010年時点でタリバーン軍事評議会の指導者。2008年及び2009年に財務担当官として務め、アフガニスタンとパキスタンの国境地帯でタリバーンの司令官に対して資金を提供した。
(2)　変更後
別名　(a)ジア・アガ（Zia Agha）　(b)ヌール・アフマド（Noor Ahmad）　(c)ヌール・アフメド（Noor Ahmed）　(d)ヌール・アフマド・アガ（Noor Ahmad Agha）　(e)シア・アガ・サイード（Sia Agha Sayeed）
生年月日　(a)1974年　(b)1979年６月25日
国籍　アフガニスタン
旅券番号　アフガニスタン外交旅券D0010409（2024年８月29日にアフガニスタンのカブールで発行、氏名の英字表記：Noor Ahmad Agha、2029年８月29日に失効）
住所　Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2012年１月６日（2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　2011年時点でタリバーンの幹部で、軍部と財務の責任者。2010年時点でタリバーン軍事評議会の指導者。2008年及び2009年に財務担当官として務め、アフガニスタンとパキスタンの国境地帯でタリバーンの司令官に対して資金を提供した。身長は180cm。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

○デジタル庁告示第五号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和八年度福井県勝山市１１５（こいこ）みらい応援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度勝山市一般会計当初予算における、福井県勝山市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和七年度京都府福知山市物価高騰対策定額給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度福知山市一般会計補正予算における、京都府福知山市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁総務省告示第二十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

一　令和八年度福井県勝山市１１５（こいこ）みらい応援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度勝山市一般会計当初予算における、福井県勝山市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）を含む。）の管理に関する事務

二　令和七年度京都府福知山市物価高騰対策定額給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度福知山市一般会計補正予算における、京都府福知山市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。）、障害者関係情報（身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳及び知的障害者福祉法による更生援護に関する情報をいう。）、令和二年度特別定額給付金等（令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和二年法律第二十七号）第三項に規定する令和二年度特別定額給付金等をいう。）の支給に関する情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和七年度京都府福知山市住民税非課税世帯等臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度福知山市一般会計補正予算における、京都府福知山市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁総務省告示第二十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事　務	情　報
一　令和八年度福井県勝山市１１５（いいこ）みらい応援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度勝山市一般会計当初予算における、福井県勝山市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）の管理に関する事務	令和八年度福井県勝山市１１５（いいこ）みらい応援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

二　令和七年度京都府福知山市物価高騰対策定額給付金（原油価格や物価高騰等の影響を緩和し、一般会計補正予算における地域住民税非課税世帯等に対する給付を実施するための基礎とする情報（令和七年度福知山市から支給する情報をいう。）、令和七年度京都府福知山市物価高騰対策定額給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

令和七年度京都府福知山市物価高騰対策定額給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第百三十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第三号の規定に基づき、日本赤十字社が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、日本赤十字社に対して支出された当該寄附金のうち、令和八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については令和九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和九年一月一日から同年三月三十一日までの間に支出された寄附金については令和十年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、採血受入機関の整備、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備並びに支部国際活動基金に充てるための寄附金

○総務省告示第百四十号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第四項の規定に基づき、令和七年に発生した災害に係る同条第一項の地方公共団体を次のように告示する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

都道府県名	郡名	市町村名
岩手県	大船渡市	
東京都	八丈町	
静岡県	牧之原市	
熊本県	八代市、上天草市	
	下益城	美里町
	玉名	玉東町
	上益城	甲佐町
	八代	氷川町

○総務省告示第百四十一号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第四十三条第二項、第四十四条第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、令和七年に発生した災害に係る令第四十三条第一項の地域、令第四十四条第一項の市町村及び令第四十五条第一項の地域を次のように告示する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

一　令第四十三条第一項の地域

(一)　同項第一号に該当する地方公共団体の区域

都道府県名	郡名	市町村名
熊本県	下益城	美里町
	上益城	甲佐町

(二)　同項第二号に該当する地方公共団体の区域

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	中川	豊頃町
東京都	八丈町	
熊本県	宇城市、天草市	
	八代	氷川町

二　令第四十四条第一項の市町村

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	爾志	乙部町
秋田県		仙北市
	南秋田	五城目町
山形県		鶴岡市
新潟県		村上市、糸魚川市、上越市、佐渡市
富山県		富山市、小矢部市
石川県		金沢市、かほく市
島根県		浜田市、出雲市
	邑智	邑南町
山口県		柳井市
高知県		香美市
福岡県		北九州市、行橋市、宗像市、福津市、朝倉市、糸島市
	遠賀	岡垣町
佐賀県		唐津市、小城市
熊本県		熊本市、八代市、玉名市、菊池市、宇城市、天草市、合志市
	下益城	美里町
	玉名	玉東町、和水町
	上益城	益城町、甲佐町
	八代	氷川町
大分県		中津市、日田市、佐伯市
宮崎県		日南市
鹿児島県		曽於市、霧島市、志布志市

三　令第四十五条第一項の地域

㈠　農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	爾志	乙部町
秋田県		仙北市
	南秋田	五城目町
新潟県		村上市、糸魚川市、上越市、佐渡市
富山県		富山市、小矢部市
石川県		金沢市、かほく市
島根県		浜田市、出雲市
	邑智	邑南町
山口県		柳井市
高知県		香美市
福岡県		北九州市、行橋市、宗像市、福津市、朝倉市、糸島市
	遠賀	岡垣町
佐賀県		唐津市、小城市
熊本県		熊本市、八代市、玉名市、菊池市、宇城市、天草市、合志市
	下益城	美里町
	玉名	玉東町、和水町
	上益城	益城町、甲佐町
	八代	氷川町
大分県		日田市、佐伯市
宮崎県		日南市
鹿児島県		曽於市、霧島市、志布志市

㈡　林道に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	爾志	乙部町
秋田県		仙北市
	南秋田	五城目町
山形県		村上市、佐渡市
新潟県		北九州市、宗像市、福津市
福岡県		八代市
熊本県	下益城	美里町
	玉名	和水町
	上益城	甲佐町
大分県		日田市
鹿児島県		霧島市

○総務省告示第百四十二号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第四十四条第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、令和七年総務省告示第九十二号（令和六年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　［略］	一　［同上］
二　令第四十四条第一項の市町村	二　［同上］
都道府県名　郡名　市町村名	都道府県名　郡名　市町村名
岩手県　宮古市、一関市	岩手県　宮古市、一関市
秋田県　湯沢市、由利本荘市、大仙市	秋田県　湯沢市、由利本荘市、大仙市
山形県　鶴岡市、酒田市、新庄市、長井市、尾花沢市	山形県　鶴岡市、酒田市、新庄市、長井市、尾花沢市
最上　金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村	最上　金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村
西置賜　飯豊町	西置賜　飯豊町
飽海　遊佐町	飽海　遊佐町
新潟県　新潟市、村上市、糸魚川市	新潟県　新潟市、村上市、糸魚川市
岩船　関川村	岩船　関川村
富山県　富山市、高岡市、小矢部市	富山県　富山市、高岡市、小矢部市
石川県　金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市	石川県　金沢市、七尾市、珠洲市
羽咋　志賀町	
鹿島　中能登町	鹿島　中能登町
鳳珠　穴水町、能登町	鳳珠　穴水町
岐阜県　郡上市	岐阜県　郡上市
鳥取県　鳥取市	鳥取県　鳥取市

島根県	出雲市、雲南市
邑智	邑南町
鹿足	古賀町
山口県	萩市、柳井市
高知県	香美市
福岡県	豊前市、うきは市、朝倉市
大分県	別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、由布市、国東市
宮崎県	宮崎市
北諸県	三股町
鹿児島県	霧島市、志布志市
熊毛	屋久島町
大島	徳之島町

三　令第四十五条第一項の地域

(一)　農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
岩手県		一関市
秋田県		由利本荘市、大仙市
山形県		鶴岡市、酒田市、新庄市
最上		最上町、舟形町、真室川町、鮭川村
西置賜		飯豊町
飽海		遊佐町
新潟県		新潟市
富山県		富山市、高岡市、小矢部市
石川県		金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市
	羽咋	志賀町
	鹿島	中能登町
	鳳珠	穴水町、能登町
島根県		出雲市、雲南市
	邑智	邑南町
山口県		萩市、柳井市
高知県		香美市
福岡県		豊前市、うきは市、朝倉市
大分県		別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、由布市、国東市
宮崎県		北諸県
		三股町
鹿児島県		霧島市、志布志市
熊毛		屋久島町
大島		徳之島町

三　［同上］

(一)　［同上］

都道府県名	郡名	市町村名
岩手県		一関市
秋田県		由利本荘市、大仙市
山形県		鶴岡市、酒田市、新庄市
最上		最上町、舟形町、真室川町、鮭川村
西置賜		飯豊町
飽海		遊佐町
新潟県		新潟市
富山県		富山市、高岡市、小矢部市
石川県		金沢市、七尾市、珠洲市
	鹿島	中能登町
	鳳珠	穴水町
島根県		出雲市、雲南市
	邑智	邑南町
山口県		萩市、柳井市
高知県		香美市
福岡県		豊前市、うきは市、朝倉市
大分県		別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、由布市、国東市
宮崎県		北諸県
		三股町
鹿児島県		霧島市、志布志市
大島		徳之島町

(二)　林道に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
岩手県		宮古市
秋田県		湯沢市、由利本荘市、大仙市
山形県		鶴岡市、酒田市
	最上	最上町、真室川町、鮭川村
	西置賜	飯豊町
	飽海	遊佐町
石川県		金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市
	羽咋	志賀町
	鹿島	中能登町
	鳳珠	穴水町、能登町
岐阜県		郡上市
山口県		萩市
高知県		香美市
大分県		別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、由布市、国東市
鹿児島県		霧島市
熊毛		屋久島町

備考　表中の［　］の記載は注記である。

(二)　［同上］

都道府県名	郡名	市町村名
岩手県		宮古市
秋田県		湯沢市、由利本荘市、大仙市
山形県		鶴岡市、酒田市
	最上	最上町、真室川町、鮭川村
	西置賜	飯豊町
	飽海	遊佐町
石川県		金沢市、七尾市、珠洲市
	鹿島	中能登町
	鳳珠	穴水町
岐阜県		郡上市
山口県		萩市
高知県		香美市
大分県		別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、由布市、国東市
鹿児島県		霧島市
熊毛		屋久島町

○総務省告示第百四十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があったので、平成二十三年総務省告示第四百八十八号（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があった件）の一部を次のように改正し、同条第三項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

届出をした指定県の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県	［略］	［略］
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第六条第一項、第二項及び第四項、第七条、第八条、第九条の三、第九条の四及び第五十二条並びに予防接種法施行令第五条の規定により都道府県が処理することとされている事務（予防接種法第六条第三項の規定による予防接種に係る事務を除く。）
［略］	［略］	

改正前

届出をした指定県の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県	［同上］	［同上］
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第六条第一項、第二項及び第四項、第七条、第八条、第九条の三、第九条の四及び第二十八条並びに予防接種法施行令第五条の規定により都道府県が処理することとされている事務（予防接種法第六条第三項の規定による予防接種に係る事務を除く。）
［同上］	［同上］	

届出をした指定市の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 いわき市 田村市 南相馬市	［略］	［略］
	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）	児童福祉法第二十一条の十の二（妊婦等包括相談支援事業に係る部分に限る。）、第二十四条及び第五十六条の規定により市町村が処理することとされている事務
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条、第九条の三、第九条の四、第五章及び第五十二条並びに予防接種法施行令第五条、第六条及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務（予防接種法第六条第三項の規定による予防接種に係る事務を除く。）
	［略］	［略］
	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）	子ども・子育て支援法第十条の四、第十条の五、第十条の九、第十条の十、第十条の十二第一項、第十条の十三、第二十条、第二十七条、第二十九条、第三十条の五、第三十条の十一、第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の十八、第三十条の二十第一項、第五項及び第七項、第四十二条、第四十三条、第五十四条並びに附則第六条の規定により市町村が処理することとされている事務

届出をした指定町村の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 川俣町 広野町 楢葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯舘村	［略］	［略］
	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）	児童福祉法第二十一条の十の二（妊婦等包括相談支援事業に係る部分に限る。）、第二十四条及び第五十六条の規定により市町村が処理することとされている事務
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条、第九条の三、第九条の四、第五章及び第五十二条並びに予防接種法施行令第五条、第六条及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務（予防接種法第六条第三項の規定による予防接種に係る事務を除く。）

届出をした指定市の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 いわき市 田村市 南相馬市	［同上］	［同上］
	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）	児童福祉法第二十四条及び第五十六条の規定により市町村が処理することとされている事務
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条、第九条の三、第九条の四、第五章及び第二十八条並びに予防接種法施行令第五条、第六条及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務（予防接種法第六条第三項の規定による予防接種に係る事務を除く。）
	［同上］	［同上］
	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）	子ども・子育て支援法第二十条、第二十七条、第二十九条、第三十条の五、第三十条の十一、第四十二条、第四十三条、第五十四条及び附則第六条の規定により市町村が処理することとされている事務

届出をした指定町村の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 川俣町 広野町 楢葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯舘村	［同上］	［同上］
	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）	児童福祉法第二十四条及び第五十六条の規定により市町村が処理することとされている事務
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条、第九条の三、第九条の四、第五章及び第二十八条並びに予防接種法施行令第五条、第六条及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務（予防接種法第六条第三項の規定による予防接種に係る事務を除く。）

［略］	［略］	［同上］	［同上］
子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）	子ども・子育て支援法第十条の四、第十条の五、第十条の九、第十条の十、第十条の十二第一項、第十条の十三、第二十条、第二十七条、第二十九条、第三十条の五、第三十条の十一、第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の十八、第三十条の二十第一項、第五項及び第七項、第四十二条、第四十三条、第五十四条並びに附則第六条の規定により市町村が処理することとされている事務	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）	子ども・子育て支援法第二十条、第二十七条、第二十九条、第三十条の五、第三十条の十一、第四十二条、第四十三条、第五十四条及び附則第六条の規定により市町村が処理することとされている事務
［略］	［略］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　本則の表中子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に係る改正規定中「第四十二条」を「第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の十八、第三十条の二十第一項、第五項及び第七項、第四十二条」に改める部分及び「及び」を「並びに」に改める部分　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）

二　本則の表中予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）に係る改正規定中「第二十八条」を「第五十二条」に改める部分　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定を除く。）の施行の日（令和八年六月一日）

○外務省告示第百十二号

昭和五十一年六月十三日にローマで作成された「国際農業開発基金を設立する協定」の一部並びに同協定の附属書Ⅰから Ⅲまでは、その第十二条の規定に従い、次のように改正され、これらの改正はそれぞれ次に記載する日に効力を生じた。

（平成十一年五月二十八日付け国際連合事務総長書簡（平成九年二月二十日発効分、第三条第三項、同条第四項、第四条第二項、同条第五項、第五条第一項、第六条第二項、同条第三項、同条第五項、同条第六項、第十二条(a)、第十三条第三項、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲ）（平成九年二月二十一日発効分、第四条第一項）、平成二十一年七月二十三日付け国際連合事務総長書簡（平成十三年二月二十一日発効分、第七条第二項(a)及び同項(b)（平成十八年十二月二十二日発効分、第七条第二項(a)及び同項(b)（平成十八年二月十六日発効分、第七条第二項(g)、平成三十一年十一月一日付け国際連合事務総長書簡（平成三十年二月十三日発効分、第四条第五項）（平成三十一年九月十日発効分、第七条第一項(b)、同条第二項(a)及び同項(f)、令和五年六月二十一日付け国際連合事務総長書簡（第四条第一項、同条第五項、同条第七項、第六条第三項、第七条第一項(b)及び第十条第二項））

令和八年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

一　第三条から第七条までを次のように改める。

第三条　加盟国の地位

第一項　加盟国の地位を得る資格

(a)　基金の加盟国の地位は、国際連合若しくはそのいずれかの専門機関の加盟国又は国際原子力機関の加盟国に開放する。

(b)　基金の加盟国の地位は、国の集団であつて、その構成国により基金の管轄に属する分野の権限を委任されており、かつ、基金の加盟国としての全ての義務を履行することができるものにも開放する。

第二項　原加盟国及び非原加盟国

(a)　基金の原加盟国とは、この協定の不可欠の一部をなす附属書Ⅰに掲げる国で第十三条第一項(b)の規定に従つてこの協定の締約国となるものをいう。

(b)　基金の非原加盟国とは、第十三条第一項(c)の規定に従い総務会によつて加盟を承認された後にこの協定の締約国となる他の国をいう。

第三項　責任の限度

いずれの加盟国も、基金の加盟国であるという理由によつて、基金の行為又は義務について責任を負うものではない。

第四条　資金

第一項　基金の資金

基金の資金は、次のものから成る。

(i) 当初拠出金

(ii) 追加拠出金

(iii) 非加盟国及び他の資金源からの特別拠出金

(iv) 加盟国及び他の資金源からの借入れを含む業務から生じ、又は生ずる予定の資金その他基金が収得する資金

第二項　当初拠出

(a) 原加盟国及び非原加盟国の当初拠出金の額は、自国が第十三条第一項(b)及び(c)の規定に従つて寄託する批准書、受諾書、承認書又は加入書において指定した額及び通貨によるものとする。

(b) 各加盟国の当初拠出金の払込みは、第五項(b)及び(c)に規定する形態で、一括して、又は当該加盟国の選択により、三回の均等年賦で行う。一括払又は第一回の分割払については、この協定が当該加盟国について効力を生じた日の後三十日以内に払込みを行う。第二回及び第三回の分割払については、第一回の分割払の期限の満了の日の後それぞれ一年以内及び二年以内に払込みを行う。

第三項　追加拠出

総務会は、基金の業務の継続性を確保するため、基金が利用し得る資金が十分であるかどうかを適当と認める間隔を置いて定期的に検討するものとし、基金の業務が開始した後三年以内に最初の検討を行う。総務会は、その検討の結果必要であり又は望ましいと認める場合には、加盟国に対し、第五項の条件に合致する条件で基金の資金に追加拠出を行うよう要請することができる。この項の規定に基づく決定は、総票数の三分の二以上の多数による議決で行う。

第四項　拠出金の増額

総務会は、いつでも、加盟国がその拠出金を増額することを承認することができる。

第五項　拠出に関する条件

(a) 拠出金は、その使用について制限を付してはならず、第九条第四項の規定に従うことによつてのみ拠出加盟国に払い戻す。

(b) 拠出は、自由交換可能通貨で行う。

(c) 基金への拠出は、現金により、又は基金の業務に直ちに必要としない額の範囲内で、譲渡禁止の、取消不能かつ無利子の約束手形その他の債務証書であつて要求があり次第支払われるものによつて行う。基金は、その業務の運営を賄うため、拠出金の形態のいかんを問わず全ての拠出金について次の規則に従つて引き出す。

(i) 拠出金は、理事会が決定する合理的な期間を通じて比例的に引き出す。

(ii) 拠出金の一部が現金で払い込まれている場合には、当該払込み部分は、(i)の規定に従い、拠出金の残りの部分に先立つて引き出す。現金で払い込まれている部分のうちこのように引き出される部分以外の部分については、基金は、自己の管理費その他の費用を賄うための収入を得るため、預金し又は投資することができる。

(iii) 全ての当初拠出金及びその増額分は、追加拠出金に先立つて引き出す。この規則は、その後の追加拠出金について準用する。

(d) (c)の規定にかかわらず、基金への拠出は、譲許的パートナーローンのグラント・エレメントの形態によつても行うことができる。この目的のため、「譲許的パートナーローン」とは、加盟国又は当該加盟国に支援された組織が提供する貸付け（基金の利益のためのグラント・エレメントを含む。）をいい、理事会によつて承認された譲許的パートナーローンの枠組みと適合するものである。「加盟国に支援された組織」とは、多数国間組織を除くほか、加盟国が所有又は支配している企業及び開発金融機関をいう。

(e) (c)の規定にかかわらず、基金への拠出は、総務会により承認された制度に従い、拠出の早期の現金化から生ずる割引又は控除の形態によつても行うことができる。

第六項　特別拠出

基金の資金は、前項の条件に合致する条件であつて理事会の勧告に基づいて総務会が承認するものに従つて、非加盟国又は他の資金源から行われる特別拠出によつて増額することができる。

第七項　借入れ活動

基金は、加盟国又は他の資金源から資金を借り入れ、当該基金が発行又は保証した証券を売買し、及び当該基金の目的を達成するために必要な又は望ましい借入れ活動に伴う権限を行使することを認められる。

第五条　通貨

第一項　通貨の使用

(a) 加盟国は、基金が自由交換可能通貨を保有し又は使用することに対し、いかなる制限をも維持し又は課してはならない。

(b) 千九百九十五年一月二十六日の前に加盟国が、当初拠出金又は追加拠出金として基金に払い込んだ当該加盟国の交換不可能な通貨は、基金が、当該加盟国との協議の上、当該加盟国の領域における基金の管理費その他の費用の支払を行うため、又は当該加盟国の同意を得て、当該加盟国の領域内で生産されかつ基金から資金供与を受ける他の国における事業に必要とされる物品若しくは役務の支払を行うために使用することができる。

第二項　通貨の評価

(a) 基金の計算単位は、国際通貨基金の特別引出権とする。

(b) この協定の適用上、通貨の特別引出権表示による価値は、国際通貨基金が適用している評価方法に従つて計算する。ただし、

(i) 国際通貨基金の加盟国の通貨であつてその時点における特別引出権表示による価値を入手することができないものについては、その通貨の価値は、国際通貨基金との協議の上計算する。

(ii) 国際通貨基金の非加盟国の通貨については、その通貨の特別引出権表示による価値は、基金が、その通貨と国際通貨基金の加盟国の通貨であつてその価値が前記の方法によつて計算されるものとの間の適正な交換比率に基づいて計算する。

第六条　組織及び運営

第一項　基金の機構

基金に、次の機関を置く。

(a)　総務会

(b)　理事会

(c)　総裁及び基金の任務を遂行するために必要な職員

第二項　総務会

(a)　各加盟国は、総務会に代表者を出すものとし、総務一人及び総務代理一人を任命する。総務代理は、総務が不在である場合にのみ投票することができる。

(b)　基金の全ての権限は、総務会に属する。

(c)　総務会は、次の権限を除くほか、その権限を理事会に委任することができる。

(i)　この協定の改正を採択すること。

(ii)　加盟を承認すること。

(iii)　加盟国の資格を停止すること。

(iv)　基金の業務を終了させ及びその資産を分配すること。

(v)　この協定の解釈及び適用に関する理事会の決定に対する異議の申立てについて裁決すること。

(vi)　総裁の報酬を定めること。

(d)　総務会は、年次会期のほか、総務会が決定し、総務会の総票数の四分の一以上を有する加盟国が招集し、又は理事会が投じられた票の三分の二以上の多数による議決で要請する特別会期を開催する。

(e)　総務会は、規則を設けることにより、理事会が総務会の会合を招集することなしに特定の問題に関する総務会の表決を得ることができる手続を定めることができる。

(f)　総務会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で、基金の業務を運営するために適当な規則及び細則であつてこの協定に反しないものを採択することができる。

(g)　総務会のいかなる会合においても、全ての加盟国の総票数の三分の二以上を有する総務が出席していなければならない。

第三項　総務会における投票

(a)　総務会の総票数は、原票及び増資票から成る。全ての加盟国は、次の(i)から(iii)までの基準に従つて、これらの票への均等な機会を有する。

(i)　原票は、加盟票及び拠出票の合計千八百票から成る。

(A)　加盟票は、全ての加盟国の間で均等に配分する。

(B)　拠出票は、第四条第二項から第四項の規定に従つて千九百九十五年一月二十六日の前に総務会において承認され、各加盟国が基金の資金に対して払い込んだ累計拠出額が、全ての加盟国によつて払い込まれた拠出金の合計額に占める割合に比例して全ての加盟国の間で配分する。

(ii)　増資票は、千九百九十五年から千九百九十八年までの四回目の増資以降、第四条第三項の規定に従つて追加拠出金（以下「増資」という。）を求める際に、その都度総務会によつて決定される総票数において、加盟票及び拠出票から成る。総務会が総票数の三分の二以上の多数により別段の決定を行う場合を除くほか、各増資の票数は、総増資額に対して拠出した一億五千八百万米ドルあたり百票の割合で定め、また端数についても同様に定める。

(A)　加盟票は、(i)(A)の規定と同様に、全ての加盟国の間で均等に配分する。

(B)　拠出票は、各増資に際して加盟国が基金に拠出をした資金に対し払い込んだ各加盟国の拠出の全ての加盟国によつて当該増資に払い込まれた拠出の総計に対する割合に比例して全ての加盟国の間で配分する。

(iii)　総務会は、(i)及び(ii)の規定に従つて加盟票及び拠出票として割り当てる総票数を決定する。(i)及び(ii)の規定に従つて配分された加盟票及び拠出票は、基金の加盟国の数が変更した時に、(i)及び(ii)の規定に従つて再配分する。総務会は票の割当てにおいて、千九百九十五年一月二十六日の前に第三区分の加盟国として分類された加盟国が、加盟票としての総票数の三分の一を受け取ることを確保する。

(b)　(a)(i)(B)及び(ii)(B)の規定の適用上、譲許的パートナーローンのグラント・エレメント及び拠出の早期の現金化から生ずる割引又は控除は、「払い込まれた拠出金」とみなされ、拠出票は、これに応じて配分する。

(c)　総務会の決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、総票数の単純過半数による議決で行う。

第四項　総務会の議長

総務会は、総務のうちから議長一人を選出するものとし、議長の任期は、二年とする。

第五項　理事会

(a) 理事会は、総務会の年次会期において基金の加盟国から選ばれた十八の加盟国及び十八までの代理加盟国から成る。理事会における議席は、附属書Ⅱの規定に従つて総務会が随時配分する。理事国及び理事国が不在である場合にのみ投票することができる代理理事国は、この協定の不可分の一部を成す附属書Ⅱに規定する手続に従つて選出及び任命される。

(b) 理事国の任期は、三年とする。

(c) 理事会は、基金の業務全般を運営する責任を有し、このため、この協定によつて与えられ又は総務会から委任される権限を行使する。

(d) 理事会は、基金の業務の必要に応じて会合する。

(e) 理事及び代理理事国の代表者は、基金から報酬を受けないものとする。ただし、総務会は、理事国及び代理理事国の代表者各一人に対し相当の旅費及び滞在費を支給する基準を決定することができる。

(f) 理事会のいかなる会合においても、全ての理事国の総票数の三分の二以上を有する理事国が出席していなければならない。

第六項　理事会における投票

(a) 総務会は、第三項(a)の規定に従つて、理事国の間の票の配分を随時決定する。

(b) 理事会の決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、投じられた票の五分の三以上の多数（全ての理事国の総票数の過半数であることを要する。）による議決で行う。

第七項　理事会の議長

基金の総裁は、理事会の議長となり、投票権なしで理事会の会合に参加する。

第八項　総裁及び職員

(a) 総務会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で総裁を任命する。総裁の任期は、四年とする。総裁は、一期に限り再任されることができる。総務会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で総裁の任期を終了させることができる。

(b) 理事会の決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、投じられた票の五分の三以上の多数（全ての理事国の総票数の過半数であることを要する。）による議決で行う。

(c) 総裁は、副総裁一人を任命することができる。副総裁は、総裁によつて与えられる任務を遂行する。

(d) 総裁は、職員の長であり、総務会及び理事会の監督及び指揮の下に、基金の業務の運営について責任を負う。総裁は、理事会が採択する規則に従い、事務局を組織し及び職員を任免する。

(e) 職員の雇用及び勤務条件の決定に当たつては、最高水準の能率、能力及び誠実性を確保することの必要性並びに衡平な地理的配分についての基準を遵守することの重要性に考慮を払わなければならない。

(f) 総裁及び職員は、その職務の遂行に当たり、基金に対してのみ責任を負うものとし、職務の遂行について基金外の他の当局のいずれにも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。基金の各加盟国は、総裁及び職員の責任の国際的な性質を尊重し、これらの者に対してその責任の遂行について影響を及ぼすいかなる企図をも差し控えなければならない。

(g) 総裁及び職員は、いずれかの加盟国の政治問題にも干渉してはならない。総裁及び職員の決定は、開発政策上の考慮にのみ基づいて行うものとし、この考慮を行うに当たつては、基金の設立の目的を達成するため、公平に比較衡量を行う。

(h) 総裁は、基金を法的に代表する。

(i) 総裁又は総裁によつて指名された代理は、投票権なしで総務会の全ての会合に参加することができる。

第九項　基金の所在地

総務会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で基金の恒久的所在地を決定する。基金の暫定的所在地は、ローマとする。

第十項　管理予算

総裁は、年次管理予算を作成し、理事会に提出する。理事会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で行う総務会の承認を得るため、その年次管理予算を総務会に提出する。

第十一項　報告書の公表及び情報の提供

基金は、会計検査を了した計算書を含む年次報告を公表し、並びに適当な間隔を置いてその財務状況及び業務の結果についての概要書を公表する。これらの報告、文書及びこれらに関連がある他の刊行物は、全ての加盟国に配布する。

第七条　業務

第一項　資金の使用及び資金供与の条件

(a) 基金の資金は、第二条に定める目的を達成するために使用する。

(b) 基金による資金供与は、基金の加盟国である開発途上にある国の利益のためにのみ行う。当該資金供与は、開発途上にある加盟国若しくはその地方政府に対して直接に供与することができ、又は当該加盟国が参加している政府間機関を通じて、若しくは理事会が随時評価する国家開発銀行、民間部門機関、民間部門の企業その他の団体を通じて、供与することができる。基金は、加盟国以外の団体に対して貸付けを行う場合には、関連するリスク及び保障の十分な評価に基づいて理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、通常、政府保証その他の適当な保証を要求する。

(c) 基金は、節約、効率及び社会的公平に妥当な注意を払つた上、供与した資金が当該資金供与の行われた目的のためにのみ使用されることを確保するための措置をとる。

(d) 基金は、資金の配分に当たり、次の優先度を指針とする。

(i) 食糧が不足している最も貧しい国の食糧生産を増大させること及びそれらの国の最も貧しい人々の栄養水準を向上させることの重要性

(ii) 他の開発途上にある国の食糧生産を増大させることの可能性。それらの国の最も貧しい人々の栄養水準及び生活条件を向上させることにも重点を置くものとする。

(e) 援助を受けるための適格性は、これらの優先度のわく内において所得の低い国が必要としているもの及びそれらの国の食糧生産を増大させることの可能性に特に重点を置いた客観的な経済的及び社会的基準に基づいて決定するものとし、この場合において、資金の衡平な地理的配分にも十分な考慮を払う。

基金による資金供与は、この協定の規定に従うことを条件として、総務会が総票数の三分の二以上の多数による議決で随時定める一般的な政策、基準及び規則によつて規律する。

第二項　資金供与の形式及び条件

(a) 基金による資金供与は、貸付け、贈与、債務持続可能性制度、株式その他の形式をとるものとし、加盟国の経済の状況及び見通し並びに当該資金供与を受ける事業の性質及び要請を考慮して基金が適当と認める条件で行う。基金は、理事会の決定に従い、事業計画及び総合計画の設計及び実施に対して、貸付け、贈与、債務持続可能性制度、株式その他の形式によつて追加の資金供与を行うことができる。

(b) 各会計年度において(a)に規定するいずれかの形式によつて供与することを約束する基金の資金の割合は、基金が長期的に存続すべきであること及び基金の業務の継続性の確保が必要であることを十分に考慮した上で、理事会が随時決定する。贈与の割合は、通常、各会計年度において供与することを約束する資金の八分の一を超えないものとする。債務持続可能性制度並びにその手続及びその様式は、理事会が定めるものとし、その下で行われる資金供与は贈与上限に含まれないものとする。貸付けの多くの部分は、十分に緩和された条件で供与する。

(c) 総裁は、検討及び承認のため、事業計画及び総合計画を理事会に提出する。

(d) 理事会は、事業計画及び総合計画の選択及び承認について決定を行う。その決定は、総務会が定める一般的な政策、基準及び規則に基づいて行う。

(e) 資金供与を受けるために基金に提出された事業計画及び総合計画の評価のため、基金は、原則として、国際的機関の役務を利用するものとし、また、適当な場合には、この分野において専門的な能力を有する他の機関の役務を利用することができる。これらの機関は、理事会が当該資金供与を受ける者との協議の上選定するものとし、評価を行うに当たり直接に基金に対して責任を負う。

(f) 貸付取決めその他関連する取決めは、貸付けごとに基金と貸付けを受ける者との間で締結するものとし、貸付けを受ける者は、当該事業計画又は当該総合計画の実施について責任を負う。

(g) 理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、基金は、貸し付ける資金の支払並びに当該事業計画及び当該総合計画の実施の監督のため、能力を有する国家的、地域的、国際的機関その他の機関又は団体に貸付けの管理を委任する。当該国家的、地域的、国際的機関その他の機関又は団体は、世界的、地域的又は国家的性格を有するものとし、貸付けごとに、貸付けを受ける者の承認を得て選定される。基金は、理事会に貸付けの承認を求める前に、当該貸付けの管理を委任される機関又は団体が当該事業計画又は当該総合計画の評価の結果に同意していることを確認する。その確認は、基金と当該貸付けの管理を委任される機関又は団体並びに当該事業計画及び当該総合計画の評価を委任された機関との間で行う。

(h) (f)及び(g)の規定の適用上、「貸付け」は、「贈与」を含むものとする。

(i) 基金は、国内開発機関が貸付取決めの条件の範囲内及び基金の同意するわく内で事業計画及び総合計画に対し資金を転貸し及びその転貸を管理するため、その国内開発機関に一定のわくの信用を供与することができる。信用の供与を受ける国内開発機関及びその総合計画は、理事会がその供与を承認する前に、(e)の規定に従つて評価される。その総合計画は、(g)の規定に従つて選定される国際的機関の監督の下に実施される。

(j) 理事会は、基金から資金供与を受ける物品及び役務の調達のために適当な規則を採択する。その規則は、原則として、国際的な競争入札の原則に合致するものとし、かつ、開発途上にある国の専門家、技術者及び供給品に適切な優先権を与えるものとする。

第三項　その他の業務

基金は、この協定に定める業務のほか、基金の目的を達成するために必要な範囲内で、補助的な活動を行い及び基金の業務に伴う権限を行使することができる。

二　第十条を次のように改める。

第十条　法的地位、特権及び免除

第一項　法的地位

基金は、国際法上の法人格を有する。

第二項　特権及び免除

(a) 基金は、その任務を遂行し、及びその目的を達成するために必要な特権及び免除を各加盟国の領域において享有する。加盟国の代表者、総裁及び基金の職員は、基金に関連する任務を独立して遂行するために必要な特権及び免除を享有する。

(b) (a)の特権及び免除は、次のいずれかのものとする。

(i) 専門機関の特権及び免除に関する条約に加入した加盟国であつて同条約の規定を基金に適用することを約束したものの領域においては、同条約の基準条項であつて総務会が承認する同条約の附属書によつて修正されたものに定めるもの

(ii) 専門機関の特権及び免除に関する条約に加入した加盟国であつて同条約の規定を基金以外の機関にのみ適用することを約束したものの領域においては、同条約の基準条項に定めるもの。ただし、その加盟国が、寄託者に対し、基準条項を基金に適用しない旨を通告する場合又は通告書に明記するところに従つて修正された基準条項を基金に適用する旨を通告する場合は、この限りでない。

(iii) 基金が締結する他の協定に定めるもの

(c) 国の集団である加盟国については、この条に規定する特権及び免除が当該国の集団の全ての構成国の領域において適用されることを確保しなければならない。

(d) (a)から(c)までの規定にかかわらず、第四条第七項の権限に起因する訴えは、加盟国の領域内の補完的な管轄権を有する裁判所においてのみ、次のいずれかの場合には、基金に対して提起することができる。

(i) 訴訟手続に関する送達又は告知を受けるための代理人を任命している場合

(ii) 基金が証券の発行又は保証を行つた場合。ただし、次のことを条件とする。

(A) 加盟国、その代理人又は加盟国から請求権を与えられた者は、訴えを提起してはならない。

(B) 基金の財産及び資産は、所在地及び所有者のいかんを問わず、基金に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押収、差押え又は執行を免除されなければならない。

三　第十二条及び十三条を次のように改める。

第十二条　改正

(a)　附属書Ⅱを改正する場合を除くほか、

(i)　この協定を改正する加盟国又は理事会の提案は、総裁に送付され、総裁は、その提案を全ての加盟国に通報する。総裁は、この協定を改正する加盟国の提案を理事会に送付し、理事会は、その提案についての勧告を総務会に提出する。

(ii)　改正は、総務会が総票数の五分の四以上の多数による議決で採択する。改正は、総務会が別段の定めを行わない限り、改正の採択の後三箇月で効力を生ずる。ただし、次の事項を変更する改正は、総裁が全ての加盟国から当該改正の受諾書を受領するまで効力を生じない。

(A)　基金から脱退する権利

(B)　この協定に定める多数決の要件

(C)　第三条第三項に定める責任の限度

(D)　この協定の改正の手続

(b)　附属書Ⅱの各部の規定の改正は、当該部に定めるところに従つて提案し、採択する。

(c)　総裁は、採択された改正及び改正の効力発生の日を全ての加盟国及び寄託者に直ちに通報する。

第十三条　最終条項

第一項　署名、批准、受諾、承認及び加入

(a)　この協定は、基金を設立するための国際連合会議において附属書Ⅰに掲げる国による仮署名のために開放するものとし、同附属書に掲げる当初拠出金であつて自由交換可能通貨で拠出されるものが少なくとも十億合衆国ドル（千九百七十六年六月十日現在の価値によつて評価する。）に相当する額に達したときは、直ちにニュー・ヨークにある国際連合本部において同附属書に掲げる署名のために開放する。この要件が千九百七十六年九月三十日までに満たされない場合には、基金を設立するための国際連合会議によつて設立された準備委員会は、附属書Ⅰに掲げる国の会合を千九百七十七年一月三十一日までに招集する。その会合は、区分ごとの国の三分の二以上の多数による議決で、前記の額を減額することができるものとし、また、この協定を署名のために開放するための他の要件を定めることができる。

(b)　署名国は、批准書、受諾書又は承認書を寄託することにより締約国となることができるものとし、附属書Ⅰに掲げる国のうち非署名国は、加入書を寄託することにより締約国となることができる。第一区分及び第二区分の国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書において、自国が拠出することを約束する当初拠出金の額を明記しなければならない。附属書Ⅰに掲げる国による署名及び批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託は、この協定の効力発生の後一年以内に行うことができる。

(c)　附属書Ⅰに掲げる国であつてこの協定の効力発生の後一年以内にこの協定の締約国とならなかつたもの及び同附属書に掲げられていない国は、総務会によつて加盟を承認された後に加入書を寄託することによりこの協定の締約国となることができる。

第二項　寄託者

(a)　国際連合事務総長は、この協定の寄託者とする。

(b)　寄託者は、

(i)　この協定の効力発生の後一年以内においては附属書Ⅰに掲げる国に対し、効力発生の後においてはこの協定の全ての締約国及び総務会によつて加盟を承認された国に対し、この協定に関する通報を行う。

(ii)　基金を設立するための国際連合会議によつて設立された準備委員会が存続する限り同準備委員会に対し、その後は総裁に対し、この協定に関する通報を行う。

第三項　効力発生

(a)　この協定は、少なくとも第一区分の六の国、第二区分の六の国及び第三区分の二十四の国の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者が受領した時に効力を生ずる。ただし、これらの文書に明記された第一区分及び第二区分の国の当初拠出金の合計が少なくとも七億五千万合衆国ドル（千九百七十六年六月十日現在の価値によつて評価する。）に相当する額に達しており、かつ、これらの要件が、この協定が署名のために開放された日から十八箇月以内に満たされること又はこの期間の満了までに前記の文書を寄託した国が区分ごとの国の三分の二以上の多数による議決で決定しかつ寄託者に通告するそれよりも遅い日までに満たされることを条件とする。

(b)　この協定は、この協定が効力を生じた後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、その寄託の日に効力を生ずる。

(c)　この協定に基づいて原加盟国及び非原加盟国が千九百九十五年一月二十六日の前に承認した債務は、害されることなく存続するものとし、基金に対する各加盟国の継続的な債務とする。

(d)　この協定を通じて、区分又は第一、第二及び第三区分というときは、この協定の不可分の一部を成す附属書Ⅲの規定に基づいて千九百九十五年一月二十六日の前に行われた加盟国の区分を指すものとする。

第四項　留保

留保は、第十一条第二項の規定についてのみ行うことができる。

第五項　正文

この協定のアラビア文、英文、フランス文及びスペイン文は、ひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この協定のアラビア文、英文、フランス文及びスペイン文の原本に署名した。

四　附属書Ⅰを改正した全文は、以下のとおりである。

附属書Ⅰ

第一部　原加盟国の地位を得る資格を有する国

第一区分

オーストラリア
オーストリア
ベルギー
カナダ
デンマーク
フィンランド
フランス
ドイツ
アイルランド
イタリア
ルクセンブルク
日本国
オランダ
ニュージーランド
ノルウェー
スペイン
スウェーデン
スイス
英国
アメリカ合衆国

第二区分

アルジェリア
ガボン
インドネシア
イラン
イラク
クウェート
リビア
ナイジェリア
カタール
サウジアラビア
アラブ首長国連邦
ベネズエラ

第三区分

アルゼンチン
バングラデシュ
ボリビア
ボツワナ
ブラジル
カメルーン
カーボベルデ
チャド
チリ
コロンビア
コンゴ共和国
コスタリカ
キューバ
ドミニカ共和国
エクアドル
エジプト
エルサルバドル
エチオピア
ガーナ
ギリシャ
グアテマラ
ギニア
ハイチ
ホンジュラス
インド
イスラエル（注1）
ジャマイカ
ケニア
リベリア
マリ
マルタ
メキシコ
モロッコ
ニカラグア
パキスタン
パナマ
パプアニューギニア
ペルー
フィリピン
ポルトガル
大韓民国
ルーマニア
ルワンダ
セネガル
シエラレオネ
ソマリア
スリランカ
スーダン
エスワティニ
シリア
タイ
チュニジア
トルコ
ウガンダ
タンザニア
ウルグアイ
ユーゴースラヴィア
コンゴ民主共和国
ザンビア

注1　基金の資金を「開発途上にある国」のために使用することを規定する協定第七条第一項(b)に関し、イスラエルは、同項(b)の規定の適用を受けず、基金からの資金供与を求め又は受けるものではない。

第二部　当初拠出金の誓約額（注2）

第一区分 国名	通貨の単位	額	特別引出権（注3）相当額
オーストラリア	オーストラリア・ドル	八、〇〇〇、〇〇〇（注a）	八、六〇九、八四〇
オーストリア	合衆国ドル	四、八〇〇、〇〇〇（注a）	四、一九七、八六四
ベルギー	ベルギー・フラン	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一一、九三〇、八五五
	合衆国ドル	一、〇〇〇、〇〇〇（注a）	
カナダ	カナダ・ドル	三三、〇〇〇、〇〇〇（注a）	二九、四九七、四四六

第二区分					
国名	通貨の単位	額	特別引出権（注3）相当額	自由交換可能通貨以外の通貨	
デンマーク	合衆国ドル	七、五〇〇、〇〇〇（注a）	六、五五九、一六三		
フィンランド	フィンランド・マルカ	一二、〇〇〇、〇〇〇（注a）	二、六九二、三二〇		
フランス	合衆国ドル	二五、〇〇〇、〇〇〇	二一、八六三、八七五		
ドイツ	合衆国ドル	五五、〇〇〇、〇〇〇（注a）（注b）	四八、一〇〇、五二五		
アイルランド	スターリング・ポンド	五七〇、〇〇〇（注a）	八八三、三三五		
イタリア	合衆国ドル	二五、〇〇〇、〇〇〇（注a）	二一、八六三、八七五		
日本国	合衆国ドル	五五、〇〇〇、〇〇〇（注a）	四八、一〇〇、五二五		
ルクセンブルク	特別引出権	三二〇、〇〇〇（注a）	三二〇、〇〇〇		
オランダ	オランダ・ギルダー	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三四、五九四、二六五		
ニュージーランド	合衆国ドル	三、〇〇〇、〇〇〇	一、七二一、九九八		
ノルウェー	ニュージーランド・ドル	二、〇〇〇、〇〇〇（注a）	二〇、六一二、二二八		
スペイン	ノルウェー・クローネ	七五、〇〇〇、〇〇〇			
スウェーデン	合衆国ドル	九、九八一、八五一（注a）	一、七四九、一一〇		
スイス	スウェーデン・クローネ	二、〇〇〇、〇〇〇（注c）	二二、三二五、二六五		
英国	合衆国ドル	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇			
アメリカ合衆国	スイス・フラン	三、〇〇〇、〇〇〇	七、七二〇、七九〇		
	スターリング・ポンド	二二、〇〇〇、〇〇〇（注a）	二七、八九四、七八〇		
	合衆国ドル	一八、〇〇〇、〇〇〇	一七四、九一一、〇〇〇		
小		二〇〇、〇〇〇、〇〇〇			
計		七、五〇〇、〇〇〇（注a）	四九六、一四九、〇五九		

第三区分					
国名	通貨の単位	額	特別引出権（注3）相当額	自由交換可能通貨以外の通貨	
アルジェリア	合衆国ドル	一〇、〇〇〇、〇〇〇	八、七四五、五五〇		
ガボン	合衆国ドル	五〇〇、〇〇〇	四三七、二七八		
インドネシア	合衆国ドル	一、二五〇、〇〇〇	一、〇九三、一九四		
イラン	合衆国ドル	一二四、七五〇、〇〇〇	一〇九、一〇〇、七三六		
イラク	合衆国ドル	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一七、四九一、一〇〇		
クウェート	合衆国ドル	三六、〇〇〇、〇〇〇	三一、四八三、九八〇		
リビア	合衆国ドル	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一七、四九一、一〇〇		
ナイジェリア	合衆国ドル	二六、〇〇〇、〇〇〇	二二、七三八、四三〇		
カタール	合衆国ドル	九、〇〇〇、〇〇〇	七、八七〇、九九五		
サウジアラビア	合衆国ドル	一〇五、五〇〇、〇〇〇	九二、二六五、五五三		
アラブ首長国連邦	合衆国ドル	一六、五〇〇、〇〇〇	一四、四三〇、一五八		
ベネズエラ	合衆国ドル	六六、〇〇〇、〇〇〇	五七、七二〇、六三〇		
小					
計			三八〇、八六八、七〇四		

国名	通貨の単位	額	特別引出権（注3）相当額	自由交換可能通貨以外の通貨	
アルゼンチン	アルゼンチン・ペソ	二四〇、〇〇〇、〇〇〇（注d）		一、四九九、二三七	
バングラデシュ	タカ	五〇〇、〇〇〇（合衆国ドル相当額）		四三七、二七八	
カメルーン	合衆国ドル	一〇、〇〇〇	八、七四六		

チリ	合衆国ドル	五〇、〇〇〇	四三、七二八	
エクアドル	合衆国ドル	二五、〇〇〇	二一、八六四	
エジプト	エジプト・ポンド	三〇〇、〇〇〇（合衆国ドル相当額）		
ガーナ	合衆国ドル	一〇〇、〇〇〇	八七、四五六	
ギニア	シリー	二五、〇〇〇、〇〇〇（注ａ）	二一、八六四	
ホンジュラス	合衆国ドル	二五、〇〇〇		
インド	合衆国ドル	二、五〇〇、〇〇〇	二、一八六、三八八	
	インド・ルピー	二、五〇〇、〇〇〇（合衆国相当額）		
イスラエル	イスラエル・ポンド	一五〇、〇〇〇（合衆国ドル相当額）（注ａ）（注ｅ）		
ケニア	ケニア・シリング	一、〇〇〇、〇〇〇（合衆国ドル相当額）		
メキシコ	合衆国ドル	五、〇〇〇、〇〇〇	四、三七二、七七五	
ニカラグア	コルドバ	二〇〇、〇〇〇		
パキスタン	合衆国ドル	五〇〇、〇〇〇	四三七、二七八	
	パキスタン・ルピー	五〇〇、〇〇〇（合衆国ドル相当額）		
フィリピン	合衆国ドル（注ｆ）	二五〇、〇〇〇（注ｆ）	四三、七二八	
大韓民国	合衆国ドル	一〇〇、〇〇〇	八七、四五六	
	ウォン	一〇〇、〇〇〇（合衆国ドル相当額）		
ルーマニア	レイ	一、〇〇〇、〇〇〇（合衆国ドル相当額）		
シエラレオネ	レオン	二〇、〇〇〇		
スリランカ	合衆国ドル	五〇〇、〇〇〇	四三七、二七八	
	スリランカ・ルピー	五〇〇、〇〇〇（合衆国ドル相当額）		
シリア	シリア・ポンド	五〇〇、〇〇〇		
タイ	合衆国ドル	一〇〇、〇〇〇		
チュニジア	チュニジア・ディナール	五〇、〇〇〇	八七、四五六	
トルコ	トルコ・リラ	一〇〇、〇〇〇（合衆国ドル相当額）		
ウガンダ	ウガンダ・シリング	二〇〇、〇〇〇		
タンザニア	タンザニア・シリング	三〇〇、〇〇〇		
ユーゴースラヴィア	ユーゴースラヴィア・ディナール	三〇〇、〇〇〇（合衆国ドル相当額）		
				二六二、三六七
				一、〇一二、一四五
				二、一八六、三八八
				一三一、一八三
				八七四、五五五
				二四、八九四
				四三七、二七八
				一一一、四〇九
				一〇〇、六二一
				八七、四五六
				二〇、八三二
				三一、〇五六
				二六二、三六七
小計			七、八三六、〇一七	

自由交換可能通貨による誓約額の合計　八八四、八五三、七八〇特別引出権相当額（※）

自由交換可能通貨及び自由交換可能通貨以外の通貨による誓約額の総計　八九三、九二二、五四三特別引出権相当額

注２　必要がある場合には、立法府による必要な承認を条件とする。

注３　千九百七十六年六月十日現在の価値を有する国際通貨基金の特別引出権。特別引出権相当額は、誓約された当初拠出金が協定第四条第二項(a)の規定に従い当該国の明記する額及び通貨で支払われることとなる旨の了解の下に、協定第五条第二項(a)の規定に照らして情報のためにのみ掲げられたものである。

注ａ　三回の分割払で払い込むことができる。

注ｂ　この額は、三百万合衆国ドルの追加の誓約額（千九百七十七年会計年度において必要な予算措置がとられることを条件とする。）を含む。

注ｃ　二回の分割払で払い込むことができる。

注ｄ　基金が必要とする物品又は役務のためアルゼンチンの領域内で費消される。

注ｅ　技術援助のために使用することができる。

注ｆ　この誓約額のうち二十万合衆国ドルについては、確認（払込みの条件及び通貨の種類についての確認を含む。）されることを条件とする旨が表明された。したがつて、この額は、「自由交換可能通貨以外の通貨」の覧に記入された。

※千九百七十六年六月十日現在の価値によつて評価された十億千百七十七万六千二十三合衆国ドルに相当する。

五　附属書Ⅱを改正した全文は、以下のとおりである。

附属書Ⅱ　票の配分及び理事国の選挙

1　総務会は、この附属書の29に規定する手続に従つて、次に掲げるものを考慮の上、基金の加盟国の間における理事国及び代理理事国の議席配分に関して随時決定する。

(i)　基金のための資金の動員を強化し、及び保護する必要性

(ii)　理事国及び代理理事国の議席の衡平な地理的配分

(iii)　基金の統治における開発途上にある加盟国の役割

2　理事会の票の配分

各理事国は、自己が代表する全ての加盟国の票を投ずる資格を有する。一又は二以上の加盟国を代表する理事国は、それらの加盟国の票を個別に投ずることができる。

3　(a)　加盟国の名簿

加盟国は、この附属書の適用上、A、B及びCの名簿に随時分類する。基金に加盟する場合には、新たな加盟国は自国が望む名簿の区分を決定するものとし、当該名簿の加盟国と協議の上、当該基金の総裁に宛てた書面によりこの件に関する適切な通報を行う。加盟国は、当該加盟国が属する加盟国名簿を代表する理事国及び代理理事国の各選挙の時に、一の加盟国名簿から脱退して、別の加盟国名簿に所属することを、当該名簿の加盟国の承認を得て、決定することができる。この場合には、当該加盟国は、基金の総裁に対してこのような変更を書面により通報し、基金の総裁は、全ての加盟国に対して全ての加盟国名簿の構成を随時通報する。

(b)　理事会における議席の配分

十八の理事国及び十八までの代理理事国が、基金の加盟国から選出又は任命される。そのうち、

(i)　八の理事国及び八までの代理理事国が、随時作成される加盟国名簿Aに掲げる加盟国の中から選出又は任命される。

(ii)　四の理事国及び四までの代理理事国が、随時作成される加盟国名簿Bに掲げる加盟国の中から選出又は任命される。

(iii)　六の理事国及び六までの代理理事国が、随時作成される加盟国名簿Cに掲げる加盟国の中から選出又は任命される。

4　理事国の選挙のための手続

理事会における空席に対する理事国及び代理理事国の選挙又は任命に適用される手続は、各加盟国名簿のそれぞれの加盟国について、次に掲げるものとする。

A　理事国及び代理理事国の選挙

第一部　加盟国名簿Aの加盟国

5　加盟国名簿Aの全ての理事国及び代理理事国は、三年の任期で在任するものとする。

6　加盟国名簿Aの加盟国は、小グループを構成し、当該名簿Aの加盟国及び当該小グループが合意する手続に基づき、八の理事国及び八までの代理理事国を任命するものとする。

7　改正

加盟国名簿Aの加盟国を代表する総務は、全会一致の決定により、5及び6の規定を改正することができる。当該改正は、別段の決定を行う場合を除くほか、直ちに発効する。基金の総裁は、この部の規定の改正について通報を受ける。

第二部　加盟国名簿Bの加盟国

8　加盟国名簿Bの全ての理事国及び代理理事国は、三年の任期で在任するものとする。

9　加盟国名簿Bの加盟国は、当該名簿に割り当てられた議席数に等しい数の小グループを構成し、各小グループは一の理事国及び一の代理理事国により代表される。基金の総裁は、各小グループの構成及び当該名簿Bの加盟国によつて随時行われる変更について通報を受ける。

10　加盟国名簿Bの加盟国は、理事会における空席に対する理事国及び代理理事国の選挙又は任命に適用される手続を決定し、基金の総裁に対して、その写しを提供する。

11　改正

8から10までの規定は、加盟国名簿Bの加盟国の三分の二を代表する総務であつて、第四条第五項(c)に従つて当該名簿Bの全ての加盟国の拠出金の七十パーセントを拠出した加盟国を代表するものによる議決で改正することができる。基金の総裁は、この部の改正について通報を受ける。

第三部　加盟国名簿Cの加盟国

選挙

12　加盟国名簿Cの全ての理事国及び代理理事国は、三年の任期で在任するものとする。

13　加盟国名簿Cの加盟国が別段の決定を行う場合を除くほか、当該加盟国のうち六の理事国及び六の代理理事国を選出又は任命するに当たつては、当該加盟国の小名簿にそれぞれ記載されている以下の各地域から、それぞれ二の理事国及び二の代理理事国を選出又は任命する。

アフリカ（小名簿C1）

ヨーロッパ、アジア及び太平洋（小名簿C2）

ラテン・アメリカ及びカリブ（小名簿C3）

14　(a)　1及び27に定める規定に従つて、加盟国名簿Cの加盟国は、当該名簿全体の関心を代表する二の理事国及び二の代理理事国を当該名簿の小名簿から選出するものとし、その中には当該小名簿の中から少なくとも基金の資金に対して最大の実質的な拠出を行つている一の理事国又は一の代理理事国を含むものとする。

(b)　加盟国名簿Cの加盟国は、いつでも、遅くとも第六次増資までに、(a)の規定の実施における各小名簿の経験を考慮して当該規定を再検討することができ、必要に応じて、総務会決議第八十六／XVI号に定める関連原則を考慮して改正することができる。

投票は、まず、欠員があり、及び各小名簿に属する国が候補者を指名する各小名簿から選出された全ての加盟国に対して行う。それぞれの議席の投票は、加盟国名簿Ｃの加盟国の間で行う。全ての加盟国が選出された後、投票は、代理加盟国を選出するために15の規定に従い、同様の順序で行う。

選挙には、棄権票を算入せずに投じられた有効票の単純多数を必要とする。

17の規定に従い、第一回の投票でいかなる候補者も過半数が得られなかつた場合には、当該投票において最も少数の票を得た候補者を除き、引き続き投票を行う。

投票が可否同数の場合には、必要に応じて投票を繰り返し行い、その投票及びそれに続く投票においても可否同数であつた場合には、決定は、抽選によつて行う。

いかなる段階においても一つの空席に対する候補者が一人のみであり、かつ、総務による反対がない場合には、当該候補者は、投票を行わずに選出を宣言することができる。

加盟国名簿Ｃの加盟国の理事国及び代理理事国を選出又は任命するための会合は公開しないものとする。名簿Ｃの加盟国は、当該会合の議長を全会一致によつて任命する。

各小名簿の加盟国は、コンセンサス方式によつて各小名簿会合の議長を任命する。

選出された理事国及び代理理事国の名称は、各理事国及び代理理事国の任期並びに総務及び総務代理の名簿とともに基金の総裁に提出するものとする。

理事会における投票

理事会における投票の運用上、各小名簿の国の総投票数は、当該小名簿の加盟国間で均等に配分されなければならない。

改正

この部（12から24までの規定）は、加盟国名簿Ｃの加盟国の三分の二以上の多数による議決で随時改正することができる。基金の総裁は、この部の改正について通報を受ける。

Ｂ　加盟国名簿Ａ、Ｂ及びＣに適用される一般規定

加盟国名簿Ａ、Ｂ及びＣによつて選出又は任命された理事国及び代理理事国の名称は、それぞれ基金の総裁に提出するものとする。

５から25までの規定に抵触する場合においても、各選挙の時に、加盟国名簿の加盟国又は加盟国名簿内のある小グループの加盟国は、基金の資金に対する拠出を加盟国に奨励するために、加盟国名簿から最大の実質的な拠出を行つた一定数の加盟国を、当該名簿の理事国及び代理理事国として任命することを決定することができる。この場合には、その決定の結果は、基金の総裁に対して書面により通報するものとする。

新たな加盟国名簿に加わつた場合には、当該新たな加盟国の総務は、当該名簿の次回の選挙が行われるまでの間、当該新たな加盟国を代表し、かつ、当該新たな加盟国の票を投ずるため、現在の理事国の一を指名することができる。指名された加盟国は、当該期間中、その指名を行つた総務によつて選出又は任命されたものとみなされ、及び当該新たな加盟国は、当該指名された加盟国の小グループに加わつたとみなされる。

１から４まで、７、11及び25から29までの改正

１から４まで、７、11及び25から29までの規定に定める手続は、総務会の総票数の三分の二以上の多数による議決で随時改正することができる。別段の決定を行う場合を除くほか、１から４まで、７、11及び25から29までの改正は、採択後直ちに効力を生ずる。

六　附属書Ⅲを追加する。

附属書Ⅲ　千九百九十五年一月二十六日現在の各区分における加盟国の配分

第一区分

オーストラリア
オーストリア
ベルギー
カナダ
デンマーク
フィンランド
フランス
ドイツ
ギリシャ
アイルランド
イタリア
日本国
ルクセンブルク
オランダ
ニュージーランド
ノルウェー
ポルトガル
スペイン
スウェーデン
スイス
英国
アメリカ合衆国

第二区分

アルジェリア
ガボン
インドネシア
イラン
イラク
クウェート
リビア
ナイジェリア
カタール
サウジアラビア
アラブ首長国連邦
ベネズエラ

第三区分

アフガニスタン
アルバニア
アンゴラ
アンティグア・バーブーダ
アルゼンチン
アルメニア
アゼルバイジャン
バングラデシュ
キューバ
キプロス
朝鮮民主主義人民共和国
ジブチ
ドミニカ
ドミニカ共和国
エクアドル
エジプト
リベリア
マダガスカル
マラウイ
マレーシア
モルディブ
マリ
マルタ
モーリタニア
サントメ・プリンシペ
セネガル
セーシェル
シエラレオネ
ソロモン
ソマリア
スリランカ
スーダン

バルバドス
ベリーズ
ベナン
ブータン
ボリビア
ボスニア・ヘルツェゴビナ
ボツワナ
ブラジル
ブルキナファソ
ブルンジ
カンボジア
カメルーン
カーボベルデ
中央アフリカ
チャド
チリ
中華人民共和国
コロンビア
コモロ
コンゴ共和国
クック
コスタリカ
コートジボワール
クロアチア
エルサルバドル
赤道ギニア
エリトリア
エチオピア
フィジー
ガンビア
ジョージア
ガーナ
グレナダ
グアテマラ
ギニア
ギニアビザウ
ガイアナ
ハイチ
ホンジュラス
インド
イスラエル
ジャマイカ
ヨルダン
ケニア
キルギス
ラオス
レバノン
レソト
モーリシャス
メキシコ
モンゴル
モロッコ
モザンビーク
ミャンマー
ナミビア
ネパール
ニカラグア
ニジェール
オマーン
パキスタン
パナマ
パプアニューギニア
パラグアイ
ペルー
フィリピン
大韓民国
ルーマニア
ルワンダ
セントクリストファー・ネービス
セントルシア
セントビンセント
スリナム
エスワティニ
シリア
タジキスタン
タンザニア
タイ
北マケドニア
トーゴ
トンガ
トリニダード・トバゴ
チュニジア
トルコ
ウガンダ
ウルグアイ
ベトナム
サモア
イエメン
ユーゴースラヴィア（注1）
コンゴ民主共和国
ザンビア
ジンバブエ

注1　千九百九十年代初期、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、北マケドニア、モンテネグロ、セルビア及びスロベニアからなる基金の現加盟国であるユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国は崩壊を始めた。千九百九十一年六月、クロアチアとスロベニアは両国とも独立を宣言した。次いで北マケドニアは千九百九十一年九月、ボスニア・ヘルツェゴビナは千九百九十二年三月に独立を宣言した。千九百九十四年、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア及び北マケドニアは基金の加盟国として認められた。

○外務省告示第百十二号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和八年外務省告示第八十三号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が令和八年三月十日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（ｂ）、第千三百三十三号８（ｃ）、第千三百九十号２（ａ）、第千九百八十八号１（ａ）、第千九百八十九号１（ａ）、第二千二百五十三号２（ａ）及び第二千二百五十五号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

別表の２．、３．、７．、23．、24．、26．、27．、38．、43．、47．、58．、60．、72．、83．、94．、113．、121．、146．、517．、572．、598. 及び601. を次のように改める。

（別表）

２．モハンマド・ハッサン・アフンド

MOHAMMAD HASSAN AKHUND

(original script: محمد حسن اخوند)

国連参照番号：TAi.002

称号：ムラー；ハッジ

Mullah; Haji

役職：（タリバーン統治下（1996―2001））閣僚評議会第一副議長；（タリバーン統治下（1996―2001））外務大臣；（タリバーン統治下（1996―2001））カンダハール州知事；ムラー・モハンメド・オマル（４．に指定した個人）の政策アドバイザー

First Deputy, Council of Ministers under the Taliban regime (1996―2001); Foreign Minister under the Taliban regime (1996―2001); Governor of Kandahar under the Taliban regime (1996―2001); Political Advisor of Mullah Mohammed Omar

生年月日：1955年から1958年の間；1945年から1950年の間

出生地：Pashmul village, Panjwai District, Kandahar Province, Afghanistan

国籍：アフガニスタン

Afghanistan

旅券番号：アフガニスタン旅券P04581926（2024年８月７日にアフガニスタンのカンダハールで発行、2034年８月７日に失効）

住所等：Kabul, Afghanistan

リスト掲載日：2001年１月25日（2003年９月３日、2005年12月20日、2007年７月９日、９月21日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）

その他の情報：ムラー・モハンメド・オマル（４．に指定した個人）の親密な協力者。2009年12月現在、タリバーン最高評議会のメンバー。Kakar部族に属する。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

3．アブドゥル・カビール・モハンマド・ジャン
ABDUL KABIR MOHAMMAD JAN
（original script : عبد الکبیر محمد جان）
国連参照番号：TAi. 003
称号：マウラヴィ
Maulavi
役職：（タリバーン統治下（1996―2001））閣僚評議会第二副議長（経済問題担当）；（タリバーン統治下（1996―2001））ナンガルハール州知事；（タリバーン統治下（1996―2001））東部地域議長
Second Deputy, Economic Affairs, Council of Ministers under the Taliban regime (1996―2001); Governor of Nangarhar Province under the Taliban regime (1996―2001); Head of Eastern Zone under the Taliban regime (1996―2001)
生年月日：1963年頃；1972/ 1 /30
出生地：Nahrin District, Baghlan Province, Afghanistan
別名：A・カビール；アブドゥル・カビール・ムハンマド・ジャン
A. Kabir; Abdul Kabir Muhammad Jan
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券D0009925（2022年５月22日にアフガニスタンのカブールで発行、氏名の英字表記：Abdul Kabir Muhammad Jan、2027年５月22日に失効）
住所等：アフガニスタン
Afghanistan
リスト掲載日：2001年１月25日（2003年９月３日、2005年12月20日、2007年７月18日、９月21日、2012年２月13日、８月13日、2013年12月31日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：アフガニスタン東部におけるテロ活動を行っている。麻薬取引から資金を集めている。2009年時点でタリバーン最高評議会のメンバー。家族は元々Neka District（Paktia Province, Afghanistan）出身。バグラン（Baghlan）における2007年11月のアフガニスタン国会議員への攻撃の責任者。中央バグラン州（central Baghlan Province）に土地を所有している。Zadran部族に属する。身長は185㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月23日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
7．アブドゥル・ラティフ・マンスール
ABDUL LATIF MANSUR
（original script : عبد اللطیف منصور）
国連参照番号：TAi. 007
称号：マウラヴィ
Maulavi
役職：（タリバーン統治下（1996―2001））農業大臣
Minister of Agriculture under the Taliban regime（1996―2001）
生年月日：1968年頃；1967/11/12
出生地：Zurmat District, Paktia Province, Afghanistan; Garda Saray District, Paktia Province, Afghanistan
別名：アブドゥル・ラティフ・マンスール；ワリ・モハンマド
Abdul Latif Mansoor; Wali Mohammad
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券D0009720（2021年10月12日にアフガニスタンのカブールで発行、氏名の英字表記：Abdul Latif Mansoor、2026年10月12日に失効）；アフガニスタン外交旅券D0010442（2024年11月13日発行、2029年11月13日失効）
住所等：Darul Aman, Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2001年１月31日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、2012年２月13日、５月18日、2013年４月22日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：2012年後半時点ロガール州（Logar Province）におけるタリバーンの影の知事。Sahak（Ghilzai）部族に属する。身長は170㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
23．ファダル・モハンマド・マズルーム
FAZL MOHAMMAD MAZLOOM
（original script : فضل محمد مظلوم）
国連参照番号：TAi. 023
称号：ムラー
Mullah
役職：（タリバーン統治下（1996―2001））陸軍副参謀長
Deputy Chief of Army Staff of the Taliban regime（1996―2001）
生年月日：1963年から1968年の間；1971／10／24
出生地：Uruzgan, Afghanistan
別名：モラーフ・ファダル；ファーディル・モハンマド・マズルーム；モハンマド・ファデル・アフンド
Molah Fazl; Fazel Mohammad Mazloom; Mohammad Fadel Aakhund (original script : محمد فاضل آخوند)
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券D0009726（2021年10月13日にアフガニスタンのカブールで発行、氏名の英字表記：Mohammad Fadel Aakhund、氏名のアラビア語表記：محمد فاضل آخوند、2026年10月13日に失効）
住所等：Pule Mahmood Khan, PD2, 1001 1 , Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2001年２月23日（2003年９月３日、2007年９月21日、2008年10月３日、2013年12月31日、2016年９月７日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：1996年に左足を失う。右足に重傷。身長は168㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月23日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
24．アブドゥル・ガニ・バラダール・アブドゥル・アフマド・トゥルク
ABDUL GHANI BARADAR ABDUL AHMAD TURK
（original script : عبدالغنی برادر عبد الاحمد ترک）
国連参照番号：TAi. 024
称号：ムラー
Mullah
役職：（タリバーン統治下（1996―2001））国防次官
Deputy Minister of Defence under the Taliban regime（1996―2001）
生年月日：1968年頃；1963／９／29
出生地：Yatimak village, Dehrawood District, Uruzgan Province, Afghanistan
別名：ムラー・バラダール・アフンド；アブドゥル・ガニ・バラダール
Mullah Baradar Akhund ; Abdul Ghani Baradar

国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券Ｄ0009751（2021年10月16日にアフガニスタンのカブールで発行、2026年10月16日に失効）；アフガニスタン旅券Ｐ04999950（2025年２月４日に発行、2035年２月４日に失効）
住所等：Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2001年２月23日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、2012年２月13日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：Popalzai部族に属する。2007年５月時点で、タリバーンの上級軍事司令官であり、タリバーンの「クエッタ評議会（Quetta Council）」の一員である。身長は173㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
26. アミール・カーン・モタキ
AMIR KHAN MOTAQI
（original script : امیر خان متقی）
国連参照番号：TAi. 026
称号：ムラー
Mullah
役職：（タリバーン統治下（1996―2001））教育大臣；（タリバーン統治下（1996―2001））国連会議代表
Minister of Education under the Taliban regime (1996―2001); Taliban representative in UN―led talks under the Taliban regime (1996―2001)
生年月日：1968年頃；1970／12／25；1971
出生地：Zurmat District, Paktia Province, Afghanistan; Shin Kalai village, Nad-e-Ali District, Helmand Province, Afghanistan
別名：アミール・カーン・ムッタキ；アミール・カーン・ムタキ
Amir Khan Muttaqi; Amir Khan Mutaqi
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券Ｄ0009716（2021年９月25日にアフガニスタンのカブールで発行、氏名の英字表記：Amir Khan Mutaqi、氏名のアラビア語表記：امیرخان متقي、2026年９月25日に失効）；アフガニスタン外交旅券Ｄ0009803（2021年12月13日発行、2026年12月13日に失効）
住所等：Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：2007年６月現在、タリバーン最高評議会のメンバー。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。Sulaimankhel部族に属する。身長は170㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
27. アブドゥル・サラム・ハナフィー・アリ・マルダン・クル
ABDUL SALAM HANAFI ALI MARDAN QUL
（original script : عبدالسلام حنفی علی مردان قل）
国連参照番号：TAi. 027
称号：ムラー；マウラヴィ
Mullah; Maulavi
役職：（タリバーン統治下（1996―2001））教育次官
Deputy Minister of Education under the Taliban regime（1996―2001）
生年月日：1968年頃；1969／１／１
出生地：Darzab District, Faryab Province, Afghanistan；Qush Tepa District, Jawzjan Province, Afghanistan
別名：アブドゥッサラム・ハニフィー；ハナフィー・サヘブ；アブドゥル・サラム・ハナフィー
Abdussalam Hanifi; Hanafi Saheb; Abdul Salam Hanafi
（original script : عبدالسلام حنفي）
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券Ｄ00009723；アフガニスタン外交旅券Ｄ0010098（2023年４月４日にアフガニスタン・カブールで発行、氏名の英字表記：Abdul Salam Hanafi、氏名のアラビア語表記：عبدالسلام حنفي、2028年４月４日に失効）
住所等：Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2001年２月23日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、９月27日、2008年２月１日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：2008年まで、アフガニスタン北部のジャウズジャン州（Jawzjan Province）を管轄していたタリバーンのメンバー。麻薬取引に関与している。身長は178cm。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
38. アブドゥル・バキ・バシール・アワル・シャフ
ABDUL BAQI BASIR AWAL SHAH
（original script : عبد الباقي بصير أول شاه）
国連参照番号：TAi. 038
称号：マウラヴィ；ムラー
Maulavi; Mullah
役職：（タリバーン統治下（1996―2001））ホースト及びパクティカ州の知事；（タリバーン統治下（1996―2001））情報文化副大臣；（タリバーン統治下（1996―2001））外務省領事局所属
Governor of Khost and Paktika provinces under the Taliban regime (1996―2001); Vice-Minister of Information and Culture under the Taliban regime (1996―2001); Consular Department, Ministry of Foreign Affairs under the Taliban regime (1996―2001)
生年月日：1960年から1962年の間；1967／１／１
出生地：Jalalabad City, Nangarhar Province, Afghanistan; Shinwar District, Nangarhar Province, Afghanistan
別名：アブドゥル・バキ；アブドゥル・バキ・ハッカーニ
Abdul Baqi; Abdul Baqi Haqqani
（original script : عبدالباقي حقاني）
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券Ｄ0009724（2021年10月13日にアフガニスタン・カブールで発行、氏名の英字表記：Abdul Baqi Haqqani、氏名のアラビア語表記：عبدالباقي حقاني、2026年10月13日に失効）

住所等：Afshar Main road Police District 5 near Kabul Education University, Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2001年２月23日（2003年９月３日、2007年９月７日、９月21日、2011年11月29日、2012年８月13日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：2008年現在、ナンガルハール州（Nangarhar Province）を管轄するタリバーンのメンバー。2007年９月７日まで国連制裁委員会の制裁対象リストの掲載番号TAi.048（48. に指定していた個人）にも掲載されていた。身長は175㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
43. ディン・モハンマド・ハニフ
DIN MOHAMMAD HANIF
（original script : دین محمد حنیف）
国連参照番号：TAi. 043
称号：カリ
Qari
役職：（タリバーン統治下（1996―2001））計画大臣；（タリバーン統治下（1996―2001））高等教育大臣
Minister of Planning under the Taliban regime (1996―2001) ; Minister of Higher Education under the Taliban regime (1996―2001)
生年月日：1955年頃；1964／１／１
出生地：Shakarlab village, Yaftali Pain District, Badakhshan Province, Afghanistan
別名：カリ・ディン・モハンマド；イアデナ・モハンマド（1969年１月１日生）；イアデナモハンマド・ナズリ・モハンマド
Qari Din Mohammad ; Iadena Mohammad (born 1 Jan. 1969) ; Iadenamohammad Nazri Mohammad
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券Ｄ0009731（2021年10月13日にアフガニスタン・カブールで発行、英字表記の氏名：Iadenamohammad Nazri Mohammad、2026年10月13日失効）；ＯＡ454044（アフガニスタンにて発行）
住所等：Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2001年１月25日（2003年９月３日、2007年７月９日、９月21日、2011年11月29日、2012年10月25日、2016年９月７日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：タハール州及びバダフシャーン州（Takhar and Badakhshan Provinces）を管轄するタリバーン最高評議会のメンバー。身長は172㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。写真はインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
47. クドゥラトゥッラー・ジャマル
QUDRATULLAH JAMAL
（original script : قدرت الله جمال）
国連参照番号：TAi. 047
称号：マウラヴィ
Maulavi
役職：（タリバーン統治下（1996―2001））情報大臣
Minister of Information under the Taliban regime (1996―2001)
生年月日：1963年頃
出生地：Gardez, Paktia Province, Afghanistan
別名：ハッジ・サヒブ
Haji Sahib
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券D00010126
住所等：Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2001年１月25日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：2010年現在、タリバーン最高評議会及びタリバーン文化委員会のメンバー。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
58. ヌールッディーン・トゥラビ・ムハンマド・カシム
NOORUDDIN TURABI MUHAMMAD QASIM
（original script : نورالدین ترابی محمد قاسم）
国連参照番号：TAi. 058
称号：ムラー；マウラヴィ
Mullah; Maulavi
役職：（タリバーン統治下（1996―2001））司法大臣
Minister of Justice under the Taliban regime (1996―2001)
生年月日：1963年頃；1956年；1955年頃；1969/７/30
出生地：Spin Boldak District, Kandahar Province, Afghanistan；Chora District, Uruzgan Province, Afghanistan；Dehrawood District, Uruzgan Province, Afghanistan
別名：ヌールッディーン・トゥラビ；ムラー・ヌールディーン・トラビ
Noor ud Din Turabi ; Mullah Noordin Torabi
確定に十分でない別名：ハジ・カリム
Haji Karim
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン旅券Ｐ00429243（2021年12月15日にアフガニスタン・カブールで発行、英字表記の氏名：Mullah Noordin Torabi、2031年８月15日失効）
住所等：Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日、2010年４月12日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：ムラー・モハンメド・オマル（４．に指定した個人）の副官。身長は165㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

60. モハンマド・イーサ・アフンド
MOHAMMAD ESSA AKHUND
（original script : محمد عیسی آخوند）
国連参照番号：TAi. 060
称号：アルハッジ；ムラー
Alhaj ; Mullah
役職：（タリバーン統治下（1996―2001））水・公衆衛生・電気大臣
Minister of Water, Sanitation and Electricity under the Taliban regime (1996―2001)
生年月日：1958年頃；1957/２/22
出生地：Mial area, Spin Boldak District, Kandahar Province, Afghanistan
別名：モハンマド・エイサ・サニ
MOHAMMAD EISA SANI
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券Ｄ0010402（2024年８月４日にアフガニスタンのカブールで発行、英字表記の氏名：Mohammad Eisa Sani、2029年８月４日に失効）
住所等：Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：Nurzai部族に属する。身長は185㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
72. ナジブッラー・ハッカーニ・ヒダーヤトゥッラー
NAJIBULLAH HAQQANI HIDAYATULLAH
（original script : نجیب الله حقانی هدایت الله）
国連参照番号：TAi. 071
称号：マウラヴィ
Maulavi
役職：（タリバーン統治下（1996―2001））財務次官
Deputy Minister of Finance under the Taliban regime (1996―2001)
生年月日：1971年；1972/10/24
出生地：Shigal District, Kunar Province, Afghanistan
別名：ナジブッラー・ハカニ；ナジブッラー・ハヤト
Najibullah Haqani ; Najeebullah Hayat
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券D0009871（2022年２月６日にアフガニスタンのカブールで発行、英字表記の氏名：Najeebullah Hayat、2027年２月６日に失効）
身分登録番号：アフガニスタン国民ＩＤカード（tazkira）番号545167（1974年発行）
住所等：Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2001年２月23日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、９月27日、2011年11月29日、2014年５月16日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：マウラヴィ・ヌール・ジャラルの従兄弟。祖父の名前はサラム。2010年末現在、タリバーンの一員であり、ラグマン州（Laghman Province）を管轄している。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

83. アブドゥル・ハック・ワシーク
ABDUL-HAQ WASSIQ
（original script : عبد الحق وثیق）
国連参照番号：TAi. 082
称号：マウラヴィ
Maulavi
役職：（タリバーン統治下（1996―2001））諜報担当治安次官
Deputy Minister of Security (Intelligence) under the Taliban regime (1996―2001)
生年月日：1971年；1975年頃；1968/９/20
出生地：Gharib village, Khogyani District, Ghazni Province, Afghanistan
別名：アブドゥル・ハック・ワーシク；アブドゥル・ハック・ワシク；アブドゥルハック・ワスィーク
Abdul-Haq Wasseq ; Abdul Haq Wasiq ; Abdulhaq Waseeq
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券Ｄ0009755（2021年10月23日にアフガニスタンのカブールで発行、英字表記の氏名：Abdulhaq Waseeq、2026年10月23日失効）
住所等：Afghanistan
リスト掲載日：2001年１月31日（2003年９月３日、2007年９月21日、2008年10月３日、2011年11月29日、2013年12月31日、2014年２月11日、2016年９月７日及び2026年３月10日に改訂
その他の情報：身長は168㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
94. ハイルッラー・ハイルハワー
KHAIRULLAH KHAIRKHWAH
（original script : خیرالله خیرخواه）
国連参照番号：TAi. 093
称号：マウラヴィ；ムラー
Maulavi ; Mullah
役職：（タリバーン統治下(1996―2001)）ヘラート州知事；（タリバーン統治下(1996―2001)）広報官；（タリバーン統治下（1996―2001））カブール州知事；（タリバーン統治下（1996―2001））内務大臣
Governor of Herat Province under the Taliban regime (1996―2001) ; Spokesperson of the Taliban regime (1996―2001) ; Governor of Kabul province under the Taliban regime (1996―2001) ; Minister of Internal Affairs under the Taliban regime (1996―2001)
生年月日：1963年頃；1969/６/４
出生地：Poti village, Arghistan District, Kandahar Province, Afghanistan
別名：ムラー・ハイルッラー・ハイルハワー；ハイルッラー・サイード・ワリ・ハイルハワ（1967年１月１日にカンダハールで出生）；ハイルッラー・ヘイルフワ
Mullah Khairullah Khairkhwah ; Khirullah Said Wali Khairkhwa, born in Kandahar on 01 Jan. 1967 ; Khirullah Khairkhwa (original script : خیرالله خیرخواه)
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券Ｄ0009770（2021年10月31日にアフガニスタンのカブールで発行、氏名の英字表記：Khirullah Khairkhwa、氏名のアラビア語表記：خیرالله خیرخواه、2026年10月31日に失効）

住所等：Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日、2008年10月３日、2010年４月12日、2011年11月29日、2013年12月31日、2016年９月７日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：Popalzai部族に属する。身長は176㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月23日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
113. ヌール・モハンマド・サキーブ
NOOR MOHAMMAD SAQIB
（original script : نور محمد ثاقب）
国連参照番号：TAi. 110
役職：（タリバーン統治下（1996―2001））最高裁判所長官
Chief Justice of Supreme Court under the Taliban regime (1996-2001)
生年月日：1958年頃；1963／９／18
出生地：Bagrami District, Kabul Province, Afghanistan ; Tarakhel area, Deh Sabz District, Kabul Province, Afghanistan
別名：ヌール・モハンマド・サキブ
Noor Mohammed Saqeb (original script : نور محمد ثاقب)
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券Ｄ0009914（2022年５月10日にアフガニスタンで発行、氏名の英字表記：Noor Mohammed Saqeb、氏名のアラビア語表記：نور محمد ثاقب、2027年５月10日に失効）
住所等：Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：タリバーン最高評議会のメンバー及びタリバーン宗教委員会の委員長。Ahmadzai部族に属する。身長は175㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月23日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
121. ハミドゥッラー・アフンド・シェル・モハンマド
HAMIDULLAH AKHUND SHER MOHAMMAD
（original script : حمید الله آخوند شیر محمد）
国連参照番号：TAi. 118
称号：ムラー
Mullah
役職：（タリバーン統治下（1996年―2001年））アリアナ・アフガン航空社長
Head of Ariana Afghan Airlines under the Taliban regime (1996―2001)
生年月日：1972年から1973年までの間；1973/３/22
出生地：Sarpolad village, Washer District, Helmand Province, Afghanistan; Arghandab District, Kandahar Province, Afghanistan; Uruzgan, Afghanistan
別名：ジャナート・グル；ハミドゥッラー・アフンド；サイード・ハミドゥッラー
Janat Gul; Hamidullah Akhund ; Saeed Hamidullah
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券Ｄ0009721（2021年10月12日発行、氏名の英字表記：Hamidullah Saeed、氏名のアラビア語表記：حمیدالله سعید、2026年10月12日に失効）
住所等：Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2001年１月25日（2003年９月３日、2007年７月９日、９月21日、2011年11月29日、2012年８月13日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：Ghilzai部族に属する。身長は175㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
146. アジジラフマン・アブドゥル・アハド
AZIZIRAHMAN ABDUL AHAD
（original script : عزیز الرحمان عبد الاحد）
国連参照番号：TAi. 121
称号：ミスター
Mr
役職：（1996年―2001年）在アラブ首長国連邦大使館三等書記官
Third Secretary, Taliban Embassy, Abu Dhabi, United Arab Emirates (1996―2001)
生年月日：1972年；1971/５/23
出生地：Kandahar Province, Afghanistan
別名：アジズラフマン・アブドゥル・アハド
Azizurahman Abdul Ahad
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン旅券Ｐ02504168（2019年11月12日にアラブ首長国連邦のドバイで発行、氏名の英字表記：Azizurahman Abdul Ahad、2029年11月12日に失効）
住所等：Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2001年１月25日（2003年９月３日、2007年９月21日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：Hotak部族に属する。身長は169㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月29日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
517. シラージュッディーン・ジャラールッディーン・ハッカーニ
SIRAJUDDIN JALLALOUDINE HAQQANI
（original script : سراج الدین جلال الدین حقانی）
国連参照番号：TAi. 144
役職：（1996年―2001年）副司令官
Na'ib Amir (Deputy Commander) (1996―2001)
生年月日：1977年から1978年の間頃
出生地：Danda, Miramshah, North Waziristan, Pakistan; Khost Province, Afghanistan; Neka district, Paktika Province, Afghanistan; Srana village, Garda Saray district, Paktia Province, Afghanistan
別名：シラージ・ハッカーニ；セラージュッディーン・ハカニ；シラージ・ハカニ；サラージ・ハカニ；アブドゥル・サタール・アブドゥッラー
Siraj Haqqani ; Serajuddin Haqani ; Siraj Haqani ; Saraj Haqani; Abdul Satar Abdullah
確定に十分でない別名：ハリーファ
Khalifa

国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン旅券Ｐ00032260（2022年１月30日にアフガニスタンのカブールで発行、氏名の英字表記：Abdul Satar Abdullah、2032年６月30日に失効）
住所等：Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2007年９月13日（2013年４月22日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：2012年後半の時点でハッカーニ・ネットワーク（Haqqani Network）(626. に指定した団体）を率いている。ジャラールッディーン・ハッカーニ（40. に指定した個人）の息子。アフガニスタンのパクティア（Paktia）州ガルデサライ（Garda Saray）郡Zadran部族のスルターンヘール（Sultan Khel）支族に所属する。身長は187㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
572. グル・アーガー・イシャークザイ
GUL AGHA ISHAKZAI
（original script : گل آغا اسحاقزی）
国連参照番号：TAi. 147
生年月日：1972年頃；1976/７/27
出生地：Band-e-Temur, Maiwand District, Kandahar Province, Afghanistan
別名：ムラー・グル・アーガー；ムラー・グル・アーガー・アフンド；ヒダーヤトゥッラー・バドリー；ヘダーヤトゥッラ・ヘダヤット；ヘダーヤトゥッラ・バドリー
Mullah Gul Agha; Mullah Gul Agha Akhund; Hidayatullah Badri; Hedayatullah Hedayat; Hedayatullah Badri
(original script : هدایت الله بدري)
確定に十分でない別名：ヒダーヤトゥッラー；ハッジ・ヒダーヤトゥッラー；ハヤダトゥッラー
Hidayatullah; Haji Hidayatullah; Hayadatullah
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券Ｄ0010408（2024年８月26日にアフガニスタン・カブールで発行、氏名の英字表記：Hedayatullah Badri、氏名のアラビア語表記：هدایت الله بدري、2029年８月26日に失効）；アフガニスタン旅券Ｐ03318995（2020年７月29日発行、氏名の英字表記：Hedayatullah Hedayat、2025年７月29日に失効）
住所等：Ibni-Sina Watt, Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2010年７月20日（2011年11月29日、2013年12月31日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：パキスタンのバロチスタン州からのザカート（イスラム税）の徴収を調整しているタリバーン評議会の一員。2013年中期時点でタリバーン財務委員長。ムラー・モハンメド・オマル(４. に指定した個人）と関係がある。オマルの主要な財務官であり、最も緊密なアドバイザーの一人。Ishaqzai部族に属する。身長は156㎝。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
598. マリク・ヌールザイ
MALIK NOORZAI
（original script : مالک نورزی）
国連参照番号：TAi. 154
称号：ハッジ
Haji
生年月日：1957年；1960年；1963/１/１
出生地：Chaman border town, Pakistan; Pishin, Baluchistan Province, Pakistan
別名：ハッジ・マリク・ヌールザイ；ハッジ・マラク・ヌールザイ；ハジ・マレク・ヌールザイ；アラー・ムハンマド
حاجی مالك نورزی (Hajji Malik Noorzai; Hajji Malak Noorzai; Haji Malek Noorzai); Allah Muhammad
確定に十分でない別名：ハジ・マルク；ハジ・アミヌッラー
Haji Maluk; Haji Aminullah
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
身分登録番号：54201―247561―５，パキスタンで発行（2013年時点で公式に失効措置済み）
住所等：Boghra Road, Miralzei Village, Chaman, Baluchistan Province, Pakistan; Kalay Rangin, Spin Boldak District, Kandahar province, Afghanistan
リスト掲載日：2011年10月４日（2011年11月29日、2012年６月１日、2014年２月11日及び2026年３月10日に改訂）
その他の情報：タリバーンへの資金提供者。日本でビジネスを行い、アラブ首長国連邦のドバイ及び日本に頻繁に旅行する。2009年、リクルートやロジスティック支援を通じてタリバーンの活動に便宜を提供した。Noorzai部族に属する。ファイズッラー・カーン・ヌールザイ（597. に指定した個人）の兄弟。父親の名前はハッジ・アフタール・ムハンマド。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
601. アフマド・ジア・アガ
AHMAD ZIA AGHA
（original script : احمد ضیا آغا）
国連参照番号：TAi. 156
称号：ハッジ
Haji
生年月日：1974年；1979/６/25
出生地：Maiwand District, Kandahar Province, Afghanistan
別名：ジア・アガ；ヌール・アフマド；ヌール・アフメド；ヌール・アフマド・アーガー
Zia Agha; Noor Ahmad; Noor Ahmed; Noor Ahmad Agha
確定に十分でない別名：シア・アガ・サイード
Sia Agha Sayeed
国籍：アフガニスタン
Afghanistan
旅券番号：アフガニスタン外交旅券Ｄ0010409（2024年８月29日にアフガニスタンのカブールで発行、氏名の英字表記：Noor Ahmad Agha、2029年８月29日に失効）
住所等：Kabul, Afghanistan
リスト掲載日：2012年１月６日（2026年３月10日に改訂）
その他の情報：2011年時点でタリバーンの幹部で、軍部と財務の責任者。2010年時点でタリバーン軍事評議会の指導者。2008年及び2009年に財務担当官として務め、アフガニスタンとパキスタンの国境地帯でタリバーンの司令官に対して資金を提供した。身長は180㎝。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

○財務省告示第七十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th colspan="4">改　正　後</th><th colspan="4">改　正　前</th></tr>
<tr><td colspan="4">輸出統計品目表
［略］</td><td colspan="4">輸出統計品目表
［同左］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">統計番号</td><td rowspan="2">品　名</td><td colspan="2">単　位</td><td rowspan="2">統計番号</td><td rowspan="2">品　名</td><td colspan="2">単　位</td></tr>
<tr><td>Ⅰ</td><td>Ⅱ</td><td>Ⅰ</td><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td><td colspan="4">［同左］</td></tr>
<tr><td colspan="4">輸入統計品目表
［略］</td><td colspan="4">輸入統計品目表
［同左］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">統計番号</td><td rowspan="2">品　名</td><td colspan="2">単　位</td><td rowspan="2">統計番号</td><td rowspan="2">品　名</td><td colspan="2">単　位</td></tr>
<tr><td>Ⅰ</td><td>Ⅱ</td><td>Ⅰ</td><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td><td colspan="4">［同左］</td></tr>
<tr><td>71.01
～
71.07
71.08

7108.11
<u>7108.12</u>

<u>090</u>
7108.13
7108.20
71.09
～
71.18</td><td>

<u>010</u>

</td><td>［略］

［略］

金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
―マネタリーゴールド以外のもの
［略］
<u>――その他の形状のもの（加工してないものに限る。）</u>
<u>―――製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したもの</u>
<u>―――その他のもの</u>
［略］
［略］

［略］</td><td>

</td><td>

<u>ＧＲ</u>
<u>ＧＲ</u>

</td><td>71.01
～
71.07
71.08

7108.11
<u>7108.12</u>

7108.13
7108.20
71.09
～
71.18</td><td>

<u>000</u>

</td><td>［同左］

［同左］

金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
―マネタリーゴールド以外のもの
［同左］
<u>――その他の形状のもの（加工してないものに限る。）</u>

［同左］
［同左］

［同左］</td><td>

</td><td>

<u>ＧＲ</u>

</td></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td><td colspan="4">［同左］</td></tr>
</table>

○財務省告示第七十九号

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

別表独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表独立行政法人大学入試センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）

○財務省告示第八十号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百六号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

別表独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表独立行政法人大学入試センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）

○財務省告示第八十一号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

別表独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表独立行政法人大学入試センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）

○財務省告示第八十二号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百五号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

別表独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表独立行政法人大学入試センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）

○財務省告示第八十三号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第二条第二項の規定に基づき、健康保険印紙の形式を定める等の件（平成二十四年財務省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

第一号を次のように改める。

改正後	改正前
一　介護保険第二号被保険者である健康保険法第三条第二項の規定による被保険者 第一級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 模様　橙色 料額・等級・介護文字　暗い青緑色	一　介護保険第二号被保険者である健康保険法第三条第二項の規定による被保険者 第一級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 模様　橙色 料額・等級・介護文字　暗い青緑色
第二級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 模様　暗い黄薄橙色 料額・等級・介護文字　暗い青緑色	第二級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 模様　暗い黄薄橙色 料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第三級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリ
　　横　二十一・五ミリ
刷色　模様　明るい青味緑色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第四級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリ
　　横　二十一・五ミリ
刷色　模様　明るい茶色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第五級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリ
　　横　二十一・五ミリ
刷色　模様　鈍い黄緑色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第三級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリ
　　横　二十一・五ミリ
刷色　模様　明るい青味緑色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第四級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリ
　　横　二十一・五ミリ
刷色　模様　明るい茶色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第五級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリ
　　横　二十一・五ミリ
刷色　模様　鈍い黄緑色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第六級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリ
　　横　二十一・五ミリ
刷色　模様　薄い緑味青色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第七級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリ
　　横　二十一・五ミリ
刷色　模様　鈍い橙色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第八級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリ
　　横　二十一・五ミリ
刷色　模様　鈍い青色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第六級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリ
　　横　二十一・五ミリ
刷色　模様　薄い緑味青色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第七級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリ
　　横　二十一・五ミリ
刷色　模様　鈍い橙色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第八級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリ
　　横　二十一・五ミリ
刷色　模様　鈍い青色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第九級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　灰味青紫色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第十級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　薄い紫色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第十一級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　淡い紫色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第九級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　灰味青紫色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第十級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　薄い紫色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第十一級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　淡い紫色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第二号を次のように改める。

改正後	改正前
二　前号に掲げる者以外の健康保険法第三条第二項の規定による被保険者 第一級健康保険印紙　［略］ 第二級健康保険印紙　［略］ 第三級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 　　横　二十一・五ミリメートル 刷色　模様　黄茶色 料額・等級　黒色	二　前号に掲げる者以外の健康保険法第三条第二項の規定による被保険者 第一級健康保険印紙　［同上］ 第二級健康保険印紙　［同上］ 第三級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 　　横　二十一・五ミリメートル 刷色　模様　黄茶色 料額・等級　黒色
第四級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 　　横　二十一・五ミリメートル 刷色　模様　暗い青緑色 料額・等級　黒色	第四級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 　　横　二十一・五ミリメートル 刷色　模様　暗い青緑色 料額・等級　黒色
第五級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 　　横　二十一・五ミリメートル 刷色　模様　鈍い紫色 料額・等級　黒色	第五級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 　　横　二十一・五ミリメートル 刷色　模様　鈍い紫色 料額・等級　黒色

第六級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　灰色がかったオリーブ色
料額・等級　黒色

第七級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　明るい赤色がかった紫色
料額・等級　黒色

第八級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　青色がかった緑色
料額・等級　黒色

第六級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　灰色がかったオリーブ色
料額・等級　黒色

第七級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　明るい赤色がかった紫色
料額・等級　黒色

第八級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　青色がかった緑色
料額・等級　黒色

第九級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　赤茶色
料額・等級　黒色

第十級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　黄薄橙色
料額・等級　黒色

第十一級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　赤味薄橙色
料額・等級　黒色

第九級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　赤茶色
料額・等級　黒色

第十級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　黄薄橙色
料額・等級　黒色

第十一級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　赤味薄橙色
料額・等級　黒色

○財務省告示第八十四号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

別表に次のように加える。

独立行政法人日本学生支援機構（神奈川県横浜市緑区長津田町四千二百五十九番地）	官民協働海外留学支援制度大学生等コース（家計基準内）及び官民協働海外留学支援制度高校生等コース（ＳＴＥＡＭ探究コース・家計基準内）に係る費用（令和八年度事業分）	令和八年三月三十一日から同年十二月三十一日まで

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第十一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、農林水産省、通商産業省、厚生省、令第一号）第七条の三第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（平成二十年三月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第九号）の一部を次のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

特定分別基準適合物	再商品化の手法	単価
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき八、七七九円
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき九、八三九円
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき一六、四二一円
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	製紙原料等又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊物等を得るための手法であって、当該製紙原料又は当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物から固形燃料又はフラフ燃料を得るためのもの	一トンにつき四、〇八〇円

改正前

特定分別基準適合物	再商品化の手法	単価
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき六、三一五円
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき七、〇八四円
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき一三、九六七円
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	製紙原料等又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊物等を得るための手法であって、当該製紙原料又は当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物から固形燃料又はフラフ燃料を得るためのもの	一トンにつき二、六七六円

○財務省告示第八十五号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

別表公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（愛知県名古屋市中区三の丸三丁目二番一号愛知県東大手庁舎内）の項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

○財務省告示第八十六号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第五号の規定に基づき、日本赤十字社が令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄及び救急医療体制の整備に充てるための寄附金

規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	フレーク若しくはペレット等のプラスチック原料又はペットボトル等の原料となるポリエステル原料（ビス（二―ヒドロキシエチル）テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。）を得るための手法	一トンにつき一、九三九円
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物から減容顆粒品、インゴット又はペレットを得るための手法	一トンにつき六〇、六〇三円
	ペレット等のプラスチック原料又はプラスチック製品等を得るための手法	一トンにつき六三、四九四円
	高炉で用いる還元剤を得るための手法	一トンにつき四八、〇六九円
	コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための手法	一トンにつき五八、九六六円
	（略）	（略）
	水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための手法	一トンにつき五四、三九二円

規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	フレーク若しくはペレット等のプラスチック原料又はペットボトル等の原料となるポリエステル原料（ビス（二―ヒドロキシエチル）テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。）を得るための手法	一トンにつき四、六一五円
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物から減容顆粒品、インゴット又はペレットを得るための手法	一トンにつき六二、二五三円
	ペレット等のプラスチック原料又はプラスチック製品等を得るための手法	一トンにつき五九、三七七円
	高炉で用いる還元剤を得るための手法	一トンにつき三九、三六四円
	コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための手法	一トンにつき五一、一七二円
	（略）	（略）
	水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための手法	一トンにつき四七、一七七円

○財務省・農林水産省告示第十一号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第七十七条の規定に基づき、平成十年大蔵省・農林水産省告示第四十九号（中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
12　法第七十七条の主務大臣が指定する資金は、前各項に規定するもののほか、次に掲げる条件を満たす資金のうち、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第八条第一項に規定する資金を除いたものとする。 一　資金の性質　漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合を除く。次号において同じ。）又は漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会を除く。次号において同じ。）が、その経営の改善を図るため、既に借り入れている借入金の全部又は一部を緊急に借り換えるための資金として借り入れる資金	12　法第七十七条の主務大臣が指定する資金は、前各項に規定するもののほか、次に掲げる条件を満たす資金のうち、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第八条第一項に規定する資金を除いたものとする。 一　資金の性質　漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合を除く。次号において同じ。）又は漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会を除く。次号において同じ。）が、その経営の改善を図るため、既に借り入れている借入金の全部又は一部を緊急に借り換えるための資金として借り入れる資金

二　借受資格者　次に掲げる条件を満たす漁業協同組合又は漁業協同組合連合会 イ～ハ　（略）	二　借受資格者　次に掲げる条件を満たす漁業協同組合 イ～ハ　（略）
三　（略）	三　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第七十一号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第六十四条第一項の規定により、同法第六十三条第一項に規定する登録日本語教員養成機関である株式会社リカレントについて、登録日本語教員養成機関の養成業務を廃止する旨の届出があったので、同法第六十四条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

登録番号	法人の名称	法人の主たる事務所の所在地	養成業務を行う主たる事務所の名称	養成業務を行う主たる事務所の所在地	養成業務を廃止する日
Ｃ〇二四一三一九	株式会社リカレント	東京都新宿区新宿三丁目一番一三号京王新宿追分ビル四階	リカレント新宿	東京都新宿区新宿三丁目一番一三号京王新宿追分ビル四階	令和八年三月三十一日

○厚生労働省告示第百六十三号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八条第一項の規定に基づき、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（令和五年厚生労働省告示第二百三十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１　都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項 一　全般的な事項 1　（略） 2　第四期医療費適正化計画における目標 国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。不適切な食生活や運動不足等の生活習慣の継続がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、通院及び服薬が始まり、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになる。 このことから、医療費の急増を抑えていくために重要な政策は、一つは、若い時からの生活習慣病の予防対策である。予防・健康づくりには、健康の改善により生活の質（以下この２において「ＱＯＬ」という。）を向上させ、健康寿命を延ばすだけでなく、健康に働く者を増やすことで、社会保障の担い手を増やすこと、健康格差の拡大を防止することといった多面的な意義がある。例えば糖尿病が重症化して人工透析に移行した場合、頻回な治療等のためＱＯＬが低下することに加え、多額の医療費が必要になる。生活習慣病の発症予防として、個人の生活習慣の改善を促す取組を進めることや重症化するリスクの高い医療機関未受診者等に対して医療機関の受診を勧奨し、必要な治療を行うことなど、その重症化を予防するための取組を進めることが重要である。	第１　都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項 一　全般的な事項 1　（略） 2　第四期医療費適正化計画における目標 国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。不適切な食生活や運動不足等の生活習慣の継続がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、通院及び服薬が始まり、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになる。 このことから、医療費の急増を抑えていくために重要な政策は、一つは、若い時からの生活習慣病の予防対策である。予防・健康づくりには、健康の改善により生活の質（以下この２において「ＱＯＬ」という。）を向上させ、健康寿命を延ばすだけでなく、健康に働く者を増やすことで、社会保障の担い手を増やすこと、健康格差の拡大を防止することといった多面的な意義がある。例えば糖尿病が重症化して人工透析に移行した場合、頻回な治療等のためＱＯＬが低下することに加え、多額の医療費が必要になる。生活習慣病の発症予防として、個人の生活習慣の改善を促す取組を進めることや重症化するリスクの高い医療機関未受診者等に対して医療機関の受診を勧奨し、必要な治療を行うことなど、その重症化を予防するための取組を進めることが重要である。

生活習慣病予防の対策のため、平成20年度から、特定健康診査等（特定健康診査（法第18条第１項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（法第18条第１項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の実施が保険者に義務付けられている。特定健康診査等の実施率は、年々向上してきているとはいえ、依然として目標との乖離が大きい状況にあり、引き続き、実施率を向上させるための取組を進めることが必要である。このため、令和６年度から始まる第四期の特定健康診査等実施計画（法第19条第１項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ。）の計画期間においては、特定保健指導にその成果が出たことを評価する評価体系（アウトカム評価）の導入、ＩＣＴの活用等により、特定健康診査等の実施率の向上を図り、更に効果的かつ効率的な取組を進めていくことが期待される。また、糖尿病の重症化予防の取組としては、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（平成28年４月策定、平成31年４月改定）に基づき、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめとする保険者等と地域の医師会等の関係者が協働・連携し、ハイリスク者に対する受診勧奨、保健指導等の取組が進められている。

こうした国民一人一人の健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の全面的な支援のもと実効的な活動を行うために、平成27年７月には、民間主導の活動体である日本健康会議が発足しており、令和３年10月に「健康づくりに取り組む５つの実行宣言2025」を策定して、コミュニティの結びつき、一人一人の健康管理及びデジタル技術等の活用に力点を置いた予防・健康づくりを推進している。都道府県においても、こうした産学官連携の動きと連動して、市町村や保険者等の取組を推進することが重要である。

また、要介護認定率が著しく上昇する85歳以上の人口は令和７年以降も引き続き増加し、医療・介護の複合的なニーズを有する者の更なる増加が見込まれている。高齢期には生活習慣病の予防対策に併せて、心身機能の低下に起因した疾病に対する保健指導や栄養指導等を含む予防の重要性も指摘されている。特に、発症後に介護ニーズが増大する可能性のある大腿骨骨折等の入院患者数・手術件数は、高齢者人口が減少する局面においても増加することが指摘されている。医療費適正化のための取組は、医療と介護の両方に対するアプローチの重要性や心身機能の低下に起因した疾病の予防の重要性を踏まえたものとすることも必要である。

次に、今後、急速な少子高齢化の進展が見込まれる中にあっては、患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることを目指すことが必要であり、医療機関の自主的な取組により、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のない医療・介護を提供することにより、限られた医療資源を有効に活用することが医療費適正化の観点からも重要である。このため、病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進を通じ、「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築を目指すこととする。

上記に加え、第三期医療費適正化計画では、後発医薬品の使用促進について、令和５年度に使用割合を80％以上にすることを目標として取り組んできた。その後、後発医薬品の使用割合は着実に伸び続けており、こうした状況も踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和３年６月18日閣議決定。以下「骨太方針2021」という。）においても、「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80％以上とする」こととされた。こうした動きを踏まえ、第四期医療費適正化計画の計画期間においては、まずは医薬品の安定的な供給を基本としつつ、この方針で示す新たな数値目標を踏まえて都道府県においても数値目標を設定し、国と一体となって、後発医薬品を使用することができる環境の整備等の取組を進めることとする。

生活習慣病予防の対策のため、平成20年度から、特定健康診査等（特定健康診査（法第18条第１項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（法第18条第１項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の実施が保険者に義務付けられている。特定健康診査等の実施率は、年々向上してきているとはいえ、依然として目標との乖離が大きい状況にあり、引き続き、実施率を向上させるための取組を進めることが必要である。このため、令和６年度から始まる第四期の特定健康診査等実施計画（法第19条第１項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ。）の計画期間においては、特定保健指導にその成果が出たことを評価する評価体系（アウトカム評価）の導入、ＩＣＴの活用等により、特定健康診査等の実施率の向上を図り、更に効果的かつ効率的な取組を進めていくことが期待される。また、糖尿病の重症化予防の取組としては、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（平成28年４月策定、平成31年４月改定）に基づき、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめとする保険者等と地域の医師会等の関係者が協働・連携し、ハイリスク者に対する受診勧奨、保健指導等の取組が進められている。

こうした国民一人一人の健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の全面的な支援のもと実効的な活動を行うために、平成27年７月には、民間主導の活動体である日本健康会議が発足しており、令和３年10月に「健康づくりに取り組む５つの実行宣言2025」を策定して、コミュニティの結びつき、一人一人の健康管理及びデジタル技術等の活用に力点を置いた予防・健康づくりを推進している。都道府県においても、こうした産学官連携の動きと連動して、市町村や保険者等の取組を推進することが重要である。

また、要介護認定率が著しく上昇する85歳以上の人口は令和７年以降も引き続き増加し、医療・介護の複合的なニーズを有する者の更なる増加が見込まれている。高齢期には生活習慣病の予防対策に併せて、心身機能の低下に起因した疾病に対する保健指導や栄養指導等を含む予防の重要性も指摘されている。特に、発症後に介護ニーズが増大する可能性のある大腿骨骨折等の入院患者数・手術件数は、高齢者人口が減少する局面においても増加することが指摘されている。医療費適正化のための取組は、医療と介護の両方に対するアプローチの重要性や心身機能の低下に起因した疾病の予防の重要性を踏まえたものとすることも必要である。

次に、今後、急速な少子高齢化の進展が見込まれる中にあっては、患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることを目指すことが必要であり、医療機関の自主的な取組により、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のない医療・介護を提供することにより、限られた医療資源を有効に活用することが医療費適正化の観点からも重要である。このため、病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進を通じ、「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築を目指すこととする。

上記に加え、第三期医療費適正化計画では、後発医薬品の使用促進について、令和５年度に使用割合を80％以上にすることを目標として取り組んできた。その後、後発医薬品の使用割合は着実に伸び続けており、こうした状況も踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和３年６月18日閣議決定。以下「骨太方針2021」という。）においても、「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80％以上とする」こととされた。こうした動きを踏まえ、第四期医療費適正化計画の計画期間においては、まずは医薬品の安定的な供給を基本としつつ、この方針で示す新たな数値目標を踏まえて都道府県においても数値目標を設定し、国と一体となって、後発医薬品を使用することができる環境の整備等の取組を進めることとする。

バイオ後続品は、先発バイオ医薬品とほぼ同じ有効性及び安全性を有し、安価であり、後発医薬品と同様に医療費適正化の効果を有することから、その普及を促進する必要があるが、品目により普及割合が異なり、その要因は多様である。こうした観点から、バイオ後続品の普及促進に当たっては、医療関係者や保険者等を含めた多様な主体と連携しながら取組を進めることが必要である。

第三期医療費適正化計画の計画期間においては、重複投薬の是正や医薬品の適正使用の推進等について都道府県における目標を設定し、都道府県が適切な投薬に関する普及啓発や保険者等による医療機関及び薬局と連携した訪問指導の実施を支援する等の取組を進めてきた。こうした取組に加えて、重複投薬の是正について、電子処方箋の活用推進等により更なる取組の推進を図ることや、多剤投与の是正について、複数種類の医薬品の投与については、疾病や薬の組合せ等ごとにリスク・ベネフィットが異なるため、その適否については一概に判断できない点に留意しつつ、「高齢者の医薬品適正使用の指針」（平成30年５月策定）等を踏まえ、更なる取組の推進を図ることが重要である。

また、こうした既存の目標に加えて、第四期医療費適正化計画の計画期間においては、医療資源の効果的かつ効率的な活用のための取組を進めることも重要である。急性気道感染症及び急性下痢症に対する抗菌薬処方や神経障害性疼痛を除く腰痛症の患者に対するプレガバリンの処方などの効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療については知見が集積されており、白内障手術及び化学療法の外来での実施状況などの医療資源の投入量については地域差があることが指摘されている。こうした医療について、地域ごとに都道府県や関係者が地域の実情を把握するとともに、適正な実施に向けた必要な取組について検討し、実施することが考えられる。また、医療と介護の連携の推進や法第125条第３項の規定に基づく高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（以下「一体的実施」という。）など、医療と介護にまたがるアプローチの重要性を関係者が認識し、限られた医療・介護資源を組み合わせて取り組むことも重要である。

さらに、都道府県独自の判断でその他の医療費適正化に資する取組を行うことも有効である。

こうした考え方に立ち、具体的にはおおむね以下の事項について目標を定めるものとする。また、こうした目標の設定に当たっては、ロジックモデル等のツールの活用も検討するものとする。

⑴・⑵　（略）

３～５　（略）

二　計画の内容に関する基本的事項

１　（略）

２　医療の効率的な提供の推進に関する目標に関する事項

第四期都道府県医療費適正化計画においては、病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進を目指すとともに、医療の効率的な提供の推進に関する目標として、以下のものを定めることが望ましいと考えられる。

これらの目標については、第５に掲げるこの方針の見直しを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

⑴・⑵　（略）

バイオ後続品は、先発バイオ医薬品とほぼ同じ有効性及び安全性を有し、安価であり、後発医薬品と同様に医療費適正化の効果を有することから、その普及を促進する必要があるが、品目により普及割合が異なり、その要因は多様である。こうした観点から、バイオ後続品の普及促進に当たっては、医療関係者や保険者等を含めた多様な主体と連携しながら取組を進めることが必要である。

第三期医療費適正化計画の計画期間においては、重複投薬の是正や医薬品の適正使用の推進等について都道府県における目標を設定し、都道府県が適切な投薬に関する普及啓発や保険者等による医療機関及び薬局と連携した訪問指導の実施を支援する等の取組を進めてきた。こうした取組に加えて、重複投薬の是正について、電子処方箋の活用推進等により更なる取組の推進を図ることや、多剤投与の是正について、複数種類の医薬品の投与については、疾病や薬の組合せ等ごとにリスク・ベネフィットが異なるため、その適否については一概に判断できない点に留意しつつ、「高齢者の医薬品適正使用の指針」（平成30年５月策定）等を踏まえ、更なる取組の推進を図ることが重要である。

また、こうした既存の目標に加えて、第四期医療費適正化計画の計画期間においては、医療資源の効果的かつ効率的な活用のための取組を進めることも重要である。急性気道感染症や急性下痢症に対する抗菌薬処方などの効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療については知見が集積されており、白内障手術及び化学療法の外来での実施状況などの医療資源の投入量については地域差があることが指摘されている。こうした医療について、地域ごとに都道府県や関係者が地域の実情を把握するとともに、適正な実施に向けた必要な取組について検討し、実施することが考えられる。また、医療と介護の連携の推進や法第125条第３項の規定に基づく高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（以下「一体的実施」という。）など、医療と介護にまたがるアプローチの重要性を関係者が認識し、限られた医療・介護資源を組み合わせて取り組むことも重要である。

さらに、都道府県独自の判断でその他の医療費適正化に資する取組を行うことも有効である。

こうした考え方に立ち、具体的にはおおむね以下の事項について目標を定めるものとする。また、こうした目標の設定に当たっては、ロジックモデル等のツールの活用も検討するものとする。

⑴・⑵　（略）

３～５　（略）

二　計画の内容に関する基本的事項

１　（略）

２　医療の効率的な提供の推進に関する目標に関する事項

第四期都道府県医療費適正化計画においては、病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進を目指すとともに、医療の効率的な提供の推進に関する目標として、以下のものを定めることが望ましいと考えられる。

これらの目標については、第５に掲げるこの方針の見直しを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

⑴・⑵　（略）

⑶　医療資源の効果的・効率的な活用に関する目標

急性気道感染症及び急性下痢症の患者に対する抗菌薬の処方や神経障害性疼痛を除く腰痛症の患者に対するプレガバリンの処方といった効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療や白内障手術及び化学療法の外来での実施状況などの医療資源の投入量に地域差がある医療については、個別の診療行為としては医師の判断に基づき必要な場合があることに留意しつつ、地域ごとに関係者が地域の実情を把握するとともに、医療資源の効果的かつ効率的な活用に向けて必要な取組について検討し、実施していくことが重要である。リフィル処方箋については、保険者、都道府県、医師、薬剤師などの必要な取組を検討し、実施することにより活用を進める必要がある。その際、分割調剤等その他の長期処方も併せて、地域の実態を確認しながら取り組むことも重要である。このため、都道府県においては、医療資源の効果的・効率的な活用に関する目標を設定することが考えられる。

⑷　（略）

3　目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項

第四期都道府県医療費適正化計画において、１及び２で設定した目標値の達成のために、都道府県が講ずることが必要な施策としては、以下のものが考えられる。

⑴　（略）

⑵　医療の効率的な提供の推進

①　（略）

②　後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進

第四期都道府県医療費適正化計画においては、各都道府県が設定する後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する数値目標の達成に向け、都道府県域内における後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進策等について記載することが考えられる。こうした施策としては、例えば、後発医薬品及びバイオ後続品を医療関係者や患者が安心して使用することができるよう、医療関係者、保険者等や都道府県担当者等が参画する後発医薬品の使用促進に関する協議会を活用して、医療関係者への情報提供など都道府県域内における後発医薬品及びバイオ後続品の使用に関する普及啓発等に関する施策を策定・実施することが考えられる。また、都道府県域内の後発医薬品の薬効別の使用割合のデータ等を把握・分析することにより、使用促進の効果が確認されている差額通知の実施等の保険者等による後発医薬品の使用促進に係る取組を支援することのほか、医薬品の適正使用の効果も期待されるという指摘もある地域で協働して作成する推奨薬リスト（以下「地域フォーミュラリ」という。）について、各都道府県において策定に向けて検討する場が設けられるよう、医療関係者との合意形成促進、会議運営、都道府県域内の医療関係者に対する「フォーミュラリの運用について」（令和５年７月）の周知、好事例の展開や都道府県域内の地域フォーミュラリの周知による理解促進、生活習慣病薬等の後発医薬品の成分別使用割合データ等の活用等の必要な取組を進めることが考えられる。また、「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」（令和６年９月。以下「ロードマップ」という。）を踏まえた取組を進めることも考えられる。

⑶　医療資源の効果的・効率的な活用に関する目標

急性気道感染症及び急性下痢症の患者に対する抗菌薬の処方といった効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療や白内障手術及び化学療法の外来での実施状況などの医療資源の投入量に地域差がある医療については、個別の診療行為としては医師の判断に基づき必要な場合があることに留意しつつ、地域ごとに関係者が地域の実情を把握するとともに、医療資源の効果的かつ効率的な活用に向けて必要な取組について検討し、実施していくことが重要である。リフィル処方箋については、保険者、都道府県、医師、薬剤師などの必要な取組を検討し、実施することにより活用を進める必要がある。その際、分割調剤等その他の長期処方も併せて、地域の実態を確認しながら取り組むことも重要である。このため、都道府県においては、医療資源の効果的・効率的な活用に関する目標を設定することが考えられる。

⑷　（略）

3　目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項

第四期都道府県医療費適正化計画において、１及び２で設定した目標値の達成のために、都道府県が講ずることが必要な施策としては、以下のものが考えられる。

⑴　（略）

⑵　医療の効率的な提供の推進

①　（略）

②　後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進

第四期都道府県医療費適正化計画においては、各都道府県が設定する後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する数値目標の達成に向け、都道府県域内における後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進策等について記載することが考えられる。こうした施策としては、例えば、後発医薬品及びバイオ後続品を医療関係者や患者が安心して使用することができるよう、医療関係者、保険者等や都道府県担当者等が参画する後発医薬品の使用促進に関する協議会を活用して、医療関係者への情報提供など都道府県域内における後発医薬品及びバイオ後続品の使用に関する普及啓発等に関する施策を策定・実施することが考えられる。また、都道府県域内の後発医薬品の薬効別の使用割合のデータ等を把握・分析することにより、使用促進の効果が確認されている差額通知の実施等の保険者等による後発医薬品の使用促進に係る取組を支援することのほか、医薬品の適正使用の効果も期待されるという指摘もあるフォーミュラリについて、都道府県域内の医療関係者に対して「フォーミュラリの運用について」（令和５年７月）の周知をはじめとした必要な取組を進めることが考えられる。また、「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」（令和６年９月。以下「ロードマップ」という。）を踏まえた取組を進めることも考えられる。

③　（略）

④　医療資源の効果的・効率的な活用

医療資源の効果的かつ効率的な活用については、個別の診療行為としては医師の判断に基づき必要な場合があること、地域の医療提供体制の現状を踏まえると診療行為を行うことが困難であること等の事情が考えられるため、医療関係者と連携して取り組むことが重要である。都道府県は、保険者協議会等において、地域における医療サービスの提供状況を把握するとともに、住民や医療関係者に対する普及啓発等について検討し、実施することが考えられる。

効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療については、急性気道感染症及び急性下痢症に対する抗菌薬処方や神経障害性疼痛を除く腰痛症の患者に対するプレガバリンの処方の適正化に取り組むことが考えられる。抗菌薬については、「薬剤耐性（ＡＭＲ）対策アクションプラン（2016―2020）」（平成28年４月５日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）に基づく取組によってその使用量が減少してきており、今後は「薬剤耐性（ＡＭＲ）対策アクションプラン（2023―2027）」（令和５年４月７日国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議決定）に基づき、その適正使用に向けて更なる取組が進められていくところである。地域の抗菌薬処方の現状及び動向については、国が提供するデータに加えて、国立健康危機管理研究機構による「薬剤耐性ワンヘルス動向調査」の結果により把握することが可能であり、これを踏まえ、都道府県においては、ＡＭＲ臨床リファレンスセンターが提供する資料等を活用した住民に対する抗菌薬の適正使用等に関する普及啓発や、医療関係者に対する「抗微生物薬適正使用の手引き　第四版」（令和８年１月）の周知等を行うことが考えられる。また、プレガバリンについては、都道府県においては、「腰痛診療ガイドライン2019（改訂第２版）」（令和元年５月）や添付文書等の記載を踏まえたプレガバリンの適正な処方に関する住民に対する普及啓発や医療機関等への周知等を行うことが考えられる。

医療資源の投入量に地域差のある医療については、外来での実施状況に地域差があることが指摘されている白内障手術や外来化学療法の適正化に取り組むことが考えられる。例えば、がん患者が、病態や生活背景等、それぞれの状況に応じた適切かつ安全な薬物療法を外来でも受けられるようにすることで、患者とその家族等の療養生活の質の向上につながるとともに、結果として病床のより効率的な活用にもつながることが期待されるため、専門的な治療を実施する医療従事者や外来での治療の実施に必要な施設の不足、患者の医療機関へのアクセスといった地域の実情について分析した上で、地域医療介護総合確保基金（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第６条の基金をいう。以下同じ。）等を活用して、不足している診療科の医師確保支援、がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備や医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等を行うことが考えられる。また、リフィル処方箋については、保険者、都道府県、医師、薬剤師などの必要な取組を検討し、実施することにより活用を進める必要がある。その際、分割調剤等その他の長期処方も併せて、地域の実態を確認しながら取り組むことが考えられる。

⑤　（略）

③　（略）

④　医療資源の効果的・効率的な活用

医療資源の効果的かつ効率的な活用については、個別の診療行為としては医師の判断に基づき必要な場合があること、地域の医療提供体制の現状を踏まえると診療行為を行うことが困難であること等の事情が考えられるため、医療関係者と連携して取り組むことが重要である。都道府県は、保険者協議会等において、地域における医療サービスの提供状況を把握するとともに、住民や医療関係者に対する普及啓発等について検討し、実施することが考えられる。

効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療については、急性気道感染症や急性下痢症に対する抗菌薬処方の適正化に取り組むことが考えられる。抗菌薬については、「薬剤耐性（ＡＭＲ）対策アクションプラン（2016―2020）」（平成28年４月５日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）に基づく取組によってその使用量が減少してきており、今後は「薬剤耐性（ＡＭＲ）対策アクションプラン（2023―2027）」（令和５年４月７日国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議決定）に基づき、その適正使用に向けて更なる取組が進められていくところである。地域の抗菌薬処方の現状及び動向については、国が提供するデータに加えて、国立健康危機管理研究機構による「薬剤耐性ワンヘルス動向調査」の結果により把握することが可能であり、これを踏まえ、都道府県においては、ＡＭＲ臨床リファレンスセンターが提供する資料等を活用した住民に対する抗菌薬の適正使用等に関する普及啓発や、医療関係者に対する「抗微生物薬適正使用の手引き　第二版」（令和元年12月）の周知等を行うことが考えられる。

医療資源の投入量に地域差のある医療については、外来での実施状況に地域差があることが指摘されている白内障手術や外来化学療法の適正化に取り組むことが考えられる。例えば、がん患者が、病態や生活背景等、それぞれの状況に応じた適切かつ安全な薬物療法を外来でも受けられるようにすることで、患者とその家族等の療養生活の質の向上につながるとともに、結果として病床のより効率的な活用にもつながることが期待されるため、専門的な治療を実施する医療従事者や外来での治療の実施に必要な施設の不足、患者の医療機関へのアクセスといった地域の実情について分析した上で、地域医療介護総合確保基金（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第６条の基金をいう。以下同じ。）等を活用して、不足している診療科の医師確保支援、がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備や医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等を行うことが考えられる。また、リフィル処方箋については、保険者、都道府県、医師、薬剤師などの必要な取組を検討し、実施することにより活用を進める必要がある。その際、分割調剤等その他の長期処方も併せて、地域の実態を確認しながら取り組むことが考えられる。

⑤　（略）

４　目標を達成するための保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項

３に掲げた取組を円滑に進めていくために、都道府県は、住民の健康の保持の推進に関しては保険者等及び健診・保健指導機関等と、医療の効率的な提供の推進に関しては医療機関及び介護サービス事業者等と、普段から情報交換を行い、相互に連携・協力を行えるような体制づくりに努める必要がある。

こうした情報交換の場としては、保険者協議会のほか、地域・職域連携推進協議会、医療審議会等の積極的な活用が期待されるが、会議の場だけではなく様々な機会を活用して積極的に連携・協力を図ることが重要である。

特に、都道府県においては、保険者等や医療関係者等による医療費適正化の取組と連携を深めることが必要である。このため、都道府県医療費適正化計画の作成に当たっては、第１の一の３⑴の関係者の意見を反映させる場への参画を保険者等に求めることに加えて、保険者協議会の構成員の一員として運営に参画するなど、連携を深めることが望ましい。また、保険者協議会その他の機会を活用して、必要に応じて、保険者等が行う保健事業の実施状況等を把握したり、保険者等が把握している加入者のニーズ等を聴取したりするなど、積極的に保険者等と連携することが望ましい。

法第９条第９項の規定により、都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成及び都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者等、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることができることとされている。例えば、後発医薬品の使用促進のために、使用割合が低い保険者等に対して、使用割合向上のための改善策を提出するよう求めることや、急性気道感染症及び急性下痢症に対する抗菌薬処方や神経障害性疼痛を除く腰痛症の患者に対するプレガバリンの処方の適正化のために、都道府県域内の医療関係団体に対して、医療機関に対する「抗微生物薬適正使用の手引き　第四版」を基本とした抗菌薬適正使用や「腰痛診療ガイドライン2019（改訂第２版）」及び添付文書等の記載を踏まえたプレガバリンの適正な処方の周知の実施を求めることが考えられる。また、同条第10項の規定により、都道府県は、こうした協力要請を行う場合、保険者協議会を通じて協力を求めることができることとされている。医療費適正化の推進に向け、保険者協議会等を積極的に活用することが期待される。

また、全社法により、社会保険診療報酬支払基金（社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金をいう。）及び国民健康保険団体連合会の目的、業務等に係る規定に、医療費適正化に資する診療報酬請求情報等の分析等が明記されたことを踏まえ、都道府県や保険者協議会は、これらの機関との連携を図ることも期待される。

５～９　（略）

三　（略）

第２・第３　（略）

第４　医療費適正化に関するその他の事項

一　（略）

二　国の取組

医療費適正化の取組に当たっては、医療保険と介護保険の制度全般を所管する国がその役割と責任を果たすことが前提であり、国は、都道府県及び保険者等による医療費適正化の取組が円滑かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行うとともに、国民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進を図る観点から、次に掲げる施策を推進していく役割がある。

１　（略）

４　目標を達成するための保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項

３に掲げた取組を円滑に進めていくために、都道府県は、住民の健康の保持の推進に関しては保険者等及び健診・保健指導機関等と、医療の効率的な提供の推進に関しては医療機関及び介護サービス事業者等と、普段から情報交換を行い、相互に連携・協力を行えるような体制づくりに努める必要がある。

こうした情報交換の場としては、保険者協議会のほか、地域・職域連携推進協議会、医療審議会等の積極的な活用が期待されるが、会議の場だけではなく様々な機会を活用して積極的に連携・協力を図ることが重要である。

特に、都道府県においては、保険者等や医療関係者等による医療費適正化の取組と連携を深めることが必要である。このため、都道府県医療費適正化計画の作成に当たっては、第１の一の３⑴の関係者の意見を反映させる場への参画を保険者等に求めることに加えて、保険者協議会の構成員の一員として運営に参画するなど、連携を深めることが望ましい。また、保険者協議会その他の機会を活用して、必要に応じて、保険者等が行う保健事業の実施状況等を把握したり、保険者等が把握している加入者のニーズ等を聴取したりするなど、積極的に保険者等と連携することが望ましい。

法第９条第９項の規定により、都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成及び都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者等、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることができることとされている。例えば、後発医薬品の使用促進のために、使用割合が低い保険者等に対して、使用割合向上のための改善策を提出するよう求めることや、急性気道感染症及び急性下痢症に対する抗菌薬処方の適正化のために、都道府県域内の医療関係団体に対して、医療機関に対する「抗微生物薬適正使用の手引き　第二版」を基本とした抗菌薬適正使用の周知の実施を求めることが考えられる。また、同条第10項の規定により、都道府県は、こうした協力要請を行う場合、保険者協議会を通じて協力を求めることができることとされている。医療費適正化の推進に向け、保険者協議会等を積極的に活用することが期待される。

また、全社法により、社会保険診療報酬支払基金（社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金をいう。）及び国民健康保険団体連合会の目的、業務等に係る規定に、医療費適正化に資する診療報酬請求情報等の分析等が明記されたことを踏まえ、都道府県や保険者協議会は、これらの機関との連携を図ることも期待される。

５～９　（略）

三　（略）

第２・第３　（略）

第４　医療費適正化に関するその他の事項

一　（略）

二　国の取組

医療費適正化の取組に当たっては、医療保険と介護保険の制度全般を所管する国がその役割と責任を果たすことが前提であり、国は、都道府県及び保険者等による医療費適正化の取組が円滑かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行うとともに、国民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進を図る観点から、次に掲げる施策を推進していく役割がある。

１　（略）

２　医療の効率的な提供の推進に係る施策

病床機能の分化及び連携については、医療資源の効果的かつ効率的な活用を促進する観点も含め、地域医療介護総合確保基金を通じた都道府県に対する財政支援や都道府県及び市町村が医療及び介護に係る情報の分析を行うための基盤整備を行う。

また、後発医薬品の使用促進については、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、医療関係者等に対する啓発資料の提供や情報提供を進めるとともに、安定供給体制の確保について、医薬品の製造販売業者への指導等を行う。バイオ後続品への移行状況については成分ごとにばらつきがあり、全体では後発医薬品ほどは使用が進んでいない。このことを踏まえて、バイオ後続品の普及促進に向けてロードマップの別添「バイオ後続品の使用促進のための取組方針」（令和６年９月）を示した。また、地域フォーミュラリの取組について、各都道府県において策定に向けて検討する場が設けられるよう、都道府県単位での医療関係者との合意形成の促進、会議運営支援、「フォーミュラリの運用について」の周知や好事例の展開による理解促進、生活習慣病薬等の後発医薬品の成分別使用割合データ等の都道府県への提供、保険者による地域フォーミュラリへの参画を促すインセンティブの設定、全国の地域フォーミュラリを分析し参考となる薬効群の成分リストの作成・公表をはじめとした必要な取組を推進する。これにより後発医薬品の数量ベースでの使用割合の地域差縮減や、有効性、安全性に加えて経済性を踏まえた先発医薬品を含む医薬品の推奨される選択順位の決定を進める。残薬、重複投薬、不適切な複数種類の医薬品の投与及び長期投薬を減らすための取組などの医薬品の適正使用の推進については、医療関係者や保険者等と連携し、国民に対し、かかりつけ薬剤師・薬局の必要性の周知や、処方医との連携を通じたかかりつけ薬剤師・薬局の機能強化のための支援等を行っていく。

効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療や医療資源の投入量に地域差がある医療については、エビデンス等を継続的に収集・分析し、都道府県が取り組むべき目標等の追加を検討する。

リフィル処方箋については、第１の二の２⑶「医療資源の効果的・効率的な活用に関する目標」及び第１の二の３⑵④「医療資源の効果的・効率的な活用」において、「リフィル処方箋については、保険者、都道府県、医師、薬剤師などの必要な取組を検討し、実施することにより活用を進める必要がある。」と記載されていることを踏まえたうえで、今後、具体的な指標の設定を検討し、必要な対応を速やかに行う。

三～六　（略）

第５　（略）

別紙

標準的な都道府県医療費の推計方法

医療費の見込みを算出する際には、以下の事項を踏まえることとする。

１～４　（略）

２　医療の効率的な提供の推進に係る施策

病床機能の分化及び連携については、医療資源の効果的かつ効率的な活用を促進する観点も含め、地域医療介護総合確保基金を通じた都道府県に対する財政支援や都道府県及び市町村が医療及び介護に係る情報の分析を行うための基盤整備を行う。

また、後発医薬品の使用促進については、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、医療関係者等に対する啓発資料の提供や情報提供を進めるとともに、安定供給体制の確保について、医薬品の製造販売業者への指導等を行う。バイオ後続品への移行状況については成分ごとにばらつきがあり、全体では後発医薬品ほどは使用が進んでいない。このことを踏まえて、バイオ後続品の普及促進に向けてロードマップの別添「バイオ後続品の使用促進のための取組方針」（令和６年９月）を示した。残薬、重複投薬、不適切な複数種類の医薬品の投与及び長期投薬を減らすための取組などの医薬品の適正使用の推進については、医療関係者や保険者等と連携し、国民に対し、かかりつけ薬剤師・薬局の必要性の周知や、処方医との連携を通じたかかりつけ薬剤師・薬局の機能強化のための支援等を行っていく。

効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療や医療資源の投入量に地域差がある医療については、エビデンス等を継続的に収集・分析し、都道府県が取り組むべき目標等の追加を検討する。

リフィル処方箋については、第１の二の２⑶「医療資源の効果的・効率的な活用に関する目標」及び第１の二の３⑵④「医療資源の効果的・効率的な活用」において、「リフィル処方箋については、保険者、都道府県、医師、薬剤師などの必要な取組を検討し、実施することにより活用を進める必要がある。」と記載されていることを踏まえたうえで、今後、具体的な指標の設定を検討し、必要な対応を速やかに行う。

三～六　（略）

第５　（略）

別紙

標準的な都道府県医療費の推計方法

医療費の見込みを算出する際には、以下の事項を踏まえることとする。

１～４　（略）

改正後	改正前
5　医療費適正化の取組を行った場合の効果の算出方法及び都道府県医療費の将来推計の方法 第四期都道府県医療費適正化計画においては、健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を以下に示す考え方により推計する。 また、都道府県独自の取組を行っている場合については、その取組の効果について、都道府県において必要に応じて織り込むこととされたい。 以下の⑴から⑶まで及び都道府県独自の取組において推計した推計値をもって医療費適正化の効果とする。 なお、以下で用いる令和11年度の入院外医療費は３で算出したものを用いる。 ⑴・⑵　（略） ⑶　地域差縮減に向けた取組による効果算定 骨太方針2023において、一人当たり医療費の地域差半減に向けて地域の実情に応じて取り組むこととされている。そのため、本方針では、数値目標を定める特定健康診査等の受診率の向上及び後発医薬品の使用促進の効果を取り除いた後の都道府県別の令和11年度の一人当たり入院外医療費について、年齢調整を行い、なお残る一人当たり入院外医療費の地域差について全国平均との差を半減することをもって、地域差半減として取り扱う。 地域差縮減に向けた取組として、糖尿病の重症化予防の取組の推進、医薬品の適正使用の推進及び医療資源の効果的かつ効率的な活用による効果を①から⑤までにより算定する。 ①～③　（略） ④　効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療の適正化については、急性気道感染症及び急性下痢症の治療において処方された抗微生物薬に係る調剤費等の適正化による効果を算定する。具体的には、令和元年度の当該調剤費等を用いて、次式により算定する。 （令和元年度の当該都道府県における急性気道感染症・急性下痢症患者に係る抗菌薬の調剤費等＋令和元年度の当該都道府県における神経障害性疼痛を除く腰痛症の患者に対するプレガバリン処方の調剤費等）÷２÷令和元年度の入院外医療費×令和11年度の入院外医療費の推計値 ⑤　（略） ６・７　（略）	5　医療費適正化の取組を行った場合の効果の算出方法及び都道府県医療費の将来推計の方法 第四期都道府県医療費適正化計画においては、健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を以下に示す考え方により推計する。 また、都道府県独自の取組を行っている場合については、その取組の効果について、都道府県において必要に応じて織り込むこととされたい。 以下の⑴から⑶まで及び都道府県独自の取組において推計した推計値をもって医療費適正化の効果とする。 なお、以下で用いる令和11年度の入院外医療費は３で算出したものを用いる。 ⑴・⑵　（略） ⑶　地域差縮減に向けた取組による効果算定 骨太方針2023において、一人当たり医療費の地域差半減に向けて地域の実情に応じて取り組むこととされている。そのため、本方針では、数値目標を定める特定健康診査等の受診率の向上及び後発医薬品の使用促進の効果を取り除いた後の都道府県別の令和11年度の一人当たり入院外医療費について、年齢調整を行い、なお残る一人当たり入院外医療費の地域差について全国平均との差を半減することをもって、地域差半減として取り扱う。 地域差縮減に向けた取組として、糖尿病の重症化予防の取組の推進、医薬品の適正使用の推進及び医療資源の効果的かつ効率的な活用による効果を①から⑤までにより算定する。 ①～③　（略） ④　効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療の適正化については、急性気道感染症及び急性下痢症の治療において処方された抗微生物薬に係る調剤費等の適正化による効果を算定する。具体的には、令和元年度の当該調剤費等を用いて、次式により算定する。 令和元年度の当該都道府県における急性気道感染症・急性下痢症患者に係る抗菌薬の調剤費等÷２÷令和元年度の入院外医療費×令和11年度の入院外医療費の推計値 ⑤　（略） ６・７　（略）

○厚生労働省告示第百六十四号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十二条第二項第一号イ⑵の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域（平成十九年厚生労働省告示第二百七十三号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に同号ロに規定する計画を都道府県労働局長に提出した同号イ⑵の事業主に対するこの告示による改正前の雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域の適用については、なお従前の例による。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間の雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域のうち同表の下欄に掲げる区域とする。

都道府県	区域
（略）	

改正前

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域のうち同表の下欄に掲げる区域とする。

都道府県	区域
（略）	

青森県	五所川原市　むつ市（旧下北郡川内町、旧同郡大畑町及び旧同郡脇野沢村の区域に限る。）　東津軽郡平内町　同郡今別町　同郡蓬田村　同郡外ヶ浜町　西津軽郡鰺ヶ沢町　同郡深浦町　北津軽郡鶴田町　同郡中泊町　下北郡風間浦村　同郡佐井村
岩手県	宮古市　大船渡市　久慈市（旧九戸郡山形村の区域に限る。）　遠野市　陸前高田市　釜石市　二戸市　奥州市（旧江刺市及び旧胆沢郡衣川村の区域に限る。）　気仙郡住田町　上閉伊郡大槌町　下閉伊郡山田町　同郡岩泉町　同郡田野畑村　同郡普代村　九戸郡軽米町　同郡九戸村　同郡野田村　同郡洋野町　二戸郡一戸町
宮城県	石巻市（網地島及び田代島の区域に限る。）　塩竈市（寒風沢島、野々島、桂島及び朴島の区域に限る。）　登米市（旧登米郡東和町及び旧本吉郡津山町の区域に限る。）　大崎市（旧玉造郡鳴子町の区域に限る。）　刈田郡七ヶ宿町　柴田郡川崎町　伊具郡丸森町　加美郡加美町　遠田郡美里町（旧遠田郡南郷町の区域に限る。）　牡鹿郡女川町（江島の区域に限る。）
秋田県	横手市　湯沢市　雄勝郡羽後町　同郡東成瀬村
山形県	酒田市（飛島の区域に限る。）　尾花沢市　西村山郡西川町　同郡朝日町　同郡大江町　北村山郡大石田町
福島県	（略）
茨城県	常陸太田市（旧久慈郡水府村及び旧同郡里美村の区域に限る。）　常陸大宮市（旧東茨城郡御前山村、旧那珂郡山方町、旧同郡美和村及び旧同郡緒川村の区域に限る。）　久慈郡大子町
栃木県	大田原市（旧那須郡湯津上村及び旧同郡黒羽町の区域に限る。）　塩谷郡塩谷町
群馬県	（略）
埼玉県	児玉郡神川町（旧児玉郡神泉村の区域に限る。）
千葉県	香取市（旧香取郡山田町の区域に限る。）　いすみ市（旧夷隅郡夷隅町の区域に限る。）　山武郡九十九里町　長生郡長南町　夷隅郡大多喜町
（略）	
石川県	輪島市（舳倉島の区域に限る。）
（略）	
静岡県	熱海市（初島の区域に限る。）　伊豆市　榛原郡川根本町
（略）	
和歌山県	海南市（旧海草郡下津町の区域に限る。）　紀の川市（旧那賀郡粉河町、旧同郡那賀町及び旧同郡桃山町の区域に限る。）　日高郡由良町　同郡印南町　同郡日高川町　海草郡紀美野町
（略）	
岡山県	備前市　瀬戸内市（旧邑久郡牛窓町の区域に限る。）　赤磐市（旧赤坂郡吉井町及び旧赤坂郡・磐梨郡赤坂町の区域に限る。）　和気郡和気町

青森県	五所川原市　むつ市（旧下北郡川内町、旧同郡大畑町及び旧同郡脇野沢村の区域に限る。）　西津軽郡鰺ヶ沢町　同郡深浦町　北津軽郡鶴田町　同郡中泊町　下北郡風間浦村　同郡佐井村
岩手県	宮古市　大船渡市　久慈市　遠野市　陸前高田市　釜石市　気仙郡住田町　上閉伊郡大槌町　下閉伊郡山田町　同郡岩泉町　同郡田野畑村　同郡普代村　九戸郡野田村　同郡洋野町
宮城県	石巻市　塩竈市　気仙沼市　名取市　多賀城市　岩沼市　登米市（旧登米郡東和町及び旧本吉郡津山町の区域に限る。）　東松島市　刈田郡七ヶ宿町　柴田郡川崎町　伊具郡丸森町　亘理郡亘理町　同郡山元町　宮城郡松島町　同郡七ヶ浜町　同郡利府町　黒川郡大郷町　牡鹿郡女川町　本吉郡南三陸町
秋田県	湯沢市　雄勝郡羽後町　同郡東成瀬村
山形県	酒田市（飛島の区域に限る。）
福島県	（略）
（新設）	
栃木県	芳賀郡茂木町　塩谷郡塩谷町
群馬県	（略）
（新設）	
千葉県	香取市（旧香取郡山田町の区域に限る。）　いすみ市（旧夷隅郡夷隅町の区域に限る。）　長生郡長南町　夷隅郡大多喜町
（略）	
石川県	輪島市　珠洲市　鳳珠郡穴水町　同郡能登町
（略）	
静岡県	熱海市（初島の区域に限る。）　榛原郡川根本町
（略）	
和歌山県	海南市（旧海草郡下津町の区域に限る。）　紀の川市（旧那賀郡粉河町、旧同郡那賀町及び旧同郡桃山町の区域に限る。）　海草郡紀美野町
（略）	
岡山県	備前市　赤磐市（旧赤坂郡吉井町及び旧赤坂郡・磐梨郡赤坂町の区域に限る。）　和気郡和気町

広島県	呉市（旧安芸郡倉橋町、旧同郡下蒲刈町、旧同郡蒲刈町、旧豊田郡安浦町、旧同郡豊浜町及び旧同郡豊町の区域に限る。）　府中市　廿日市市（旧佐伯郡吉和村、旧同郡宮島町及び旧同郡佐伯町の区域に限る。）　江田島市　山県郡安芸太田町　同郡北広島町　豊田郡大崎上島町　神石郡神石高原町
山口県	下関市（蓋井島及び六連島の区域に限る。）　萩市（見島、大島、櫃島及び相島の区域に限る。）　柳井市（旧玖珂郡大畠町の区域に限る。）　大島郡周防大島町　熊毛郡上関町
徳島県	阿南市（伊島の区域に限る。）　吉野川市（旧麻植郡山川町及び旧同郡美郷村の区域に限る。）　阿波市（旧阿波郡市場町の区域に限る。）　美馬市　那賀郡那賀町　海部郡牟岐町　同郡美波町　同郡海陽町　美馬郡つるぎ町
（略）	
福岡県	北九州市（馬島及び藍島の区域に限る。）　福岡市（玄界島及び小呂島の区域に限る。）　八女市　宗像市（旧宗像郡大島村及び地島の区域に限る。）　うきは市（旧浮羽郡浮羽町の区域に限る。）　糸島市（姫島の区域に限る。）　糟屋郡新宮町（相島の区域に限る。）　田川郡香春町　同郡添田町　京都郡みやこ町　築上郡上毛町　同郡築上町
長崎県	長崎市（池島及び高島の区域に限る。）　佐世保市（旧北松浦郡江迎町、旧同郡鹿町町、宇久島、寺島、高島及び黒島の区域に限る。）　諫早市（旧北高来郡小長井町の区域に限る。）　平戸市　松浦市　壱岐市　西海市（江島、平島及び松島の区域に限る。）　雲仙市　東彼杵郡東彼杵町　北松浦郡小値賀町（六島、野崎島、納島、小値賀島、黒島、大島及び斑島の区域に限る。）
熊本県	八代市（旧八代郡坂本村、旧同郡東陽村及び旧同郡泉村の区域に限る。）　玉名市（旧玉名郡天水町の区域に限る。）　山鹿市　菊池市（旧菊池郡旭志村の区域に限る。）　上天草市（湯島及び中島の区域に限る。）　天草市（横浦島、牧島、御所浦島及び横島の区域に限る。）　玉名郡和水町　八代郡氷川町（旧八代郡竜北町の区域に限る。）
大分県	中津市（旧下毛郡三光村、旧同郡本耶馬渓町、旧同郡耶馬渓町及び旧同郡山国町の区域に限る。）　佐伯市（大入島、大島、屋形島及び深島の区域に限る。）　津久見市（地無垢島及び保戸島の区域に限る。）　豊後高田市　宇佐市
（略）	
鹿児島県	出水市（桂島の区域に限る。）　西之表市　薩摩川内市（旧薩摩郡樋脇町、旧同郡入来町、旧同郡東郷町、旧同郡祁答院町、旧同郡里村、旧同郡上甑村、旧同郡下甑村、旧同郡鹿島村、上甑島、中甑島及び下甑島の区域に限る。）　日置市（旧日置郡日吉町の区域に限る。）　霧島市（旧姶良郡横川町、旧同郡牧園町、旧同郡霧島町及び旧同郡福山町の区域に限る。）　いちき串木野市　奄美市　伊佐市　姶良市（旧姶良郡蒲生町の区域に限る。）　鹿児島郡三島村　同郡十島村

広島県	府中市　廿日市市（旧佐伯郡吉和村、旧同郡宮島町及び旧同郡佐伯町の区域に限る。）　山県郡安芸太田町　同郡北広島町　神石郡神石高原町
山口県	下関市（蓋井島及び六連島の区域に限る。）　萩市（見島、大島、櫃島及び相島の区域に限る。）
徳島県	阿南市（伊島の区域に限る。）　吉野川市（旧麻植郡山川町及び旧同郡美郷村の区域に限る。）　阿波市（旧阿波郡市場町の区域に限る。）　美馬市　海部郡牟岐町（出羽島の区域に限る。）　美馬郡つるぎ町
（略）	
福岡県	北九州市（馬島及び藍島の区域に限る。）　福岡市（玄界島及び小呂島の区域に限る。）　糸島市（旧宗像郡大島村及び地島の区域に限る。）　糟屋郡新宮町（相島の区域に限る。）　田川郡香春町　同郡添田町　京都郡みやこ町　築上郡上毛町　同郡築上町
長崎県	長崎市（池島及び高島の区域に限る。）　佐世保市（宇久島、寺島、高島及び黒島の区域に限る。）　平戸市（大島、度島及び高島の区域に限る。）　松浦市（黒島、青島及び飛島の区域に限る。）　壱岐市　西海市（江島、平島及び松島の区域に限る。）　北松浦郡小値賀町（六島、野崎島、納島、小値賀島、黒島、大島及び斑島の区域に限る。）
熊本県	八代市（旧八代郡坂本村、旧同郡東陽村及び旧同郡泉村の区域に限る。）　上天草市（湯島及び中島の区域に限る。）　天草市（横浦島、牧島、御所浦島及び横島の区域に限る。）　八代郡氷川町（旧八代郡竜北町の区域に限る。）
大分県	佐伯市（大入島、大島、尾形島及び深島の区域に限る。）　津久見市（地無垢島及び保戸島の区域に限る。）
（略）	
鹿児島県	出水市（桂島の区域に限る。）　西之表市　薩摩川内市（旧薩摩郡樋脇町、旧同郡入来町、旧同郡東郷町、旧同郡祁答院町、旧同郡里村、旧同郡上甑村、旧同郡下甑村、旧同郡鹿島村、上甑島、中甑島及び下甑島の区域に限る。）　日置市（旧日置郡日吉町の区域に限る。）　いちき串木野市　鹿児島郡三島村　同郡十島村　薩摩郡さつま町　出水郡長島町（獅子島の区域に限る。）　熊毛郡中種子町　同郡南種子町　同郡屋久島町

薩摩郡さつま町　出水郡長島町（獅子島の区域に限る。）　姶良郡湧水町　熊毛郡中種子町　同郡南種子町　同郡屋久島町　大島郡大和村　同郡宇検村　同郡瀬戸内町　同郡龍郷町　同郡喜界町　同郡天城町　同郡伊仙町　同郡和泊町　同郡知名町　同郡与論町	
沖縄県	
島尻郡渡嘉敷村　同郡座間味村　同郡渡名喜村　同郡南大東村	（新設）

○厚生労働省告示第百六十五号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百四十条第二号の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百四十条第二号の厚生労働大臣が指定する地域（平成三十一年厚生労働省告示第百四十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前		
雇用保険法施行規則第百四十条第二号の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域のうち同表の下欄に掲げる区域とする。	雇用保険法施行規則第百四十条第二号の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域のうち同表の下欄に掲げる区域とする。		
都道府県	区域	都道府県	区域
（略）		（略）	
宮城県	石巻市　気仙沼市　登米市　栗原市　東松島市　大崎市　刈田郡七ヶ宿町　柴田郡川崎町　伊具郡丸森町　亘理郡山元町　宮城郡松島町　黒川郡大郷町　加美郡加美町　遠田郡涌谷町　同郡美里町　本吉郡南三陸町	宮城県	石巻市　塩竈市　気仙沼市　名取市　多賀城市　岩沼市　登米市　栗原市　東松島市　大崎市　刈田郡七ヶ宿町　柴田郡川崎町　伊具郡丸森町　亘理郡亘理町　同郡山元町　宮城郡松島町　同郡七ヶ浜町　同郡利府町　黒川郡大郷町　加美郡加美町　遠田郡涌谷町　同郡美里町　牡鹿郡女川町　本吉郡南三陸町
（略）		（略）	

○厚生労働省告示第百六十六号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十条第二項の規定に基づき、国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を次のように定め、令和八年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額

一　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、平成二十八年四月から令和六年三月までの各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第八十九条第一項、第九十条第一項及び第九十条の三第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第二項並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（令和八年四月に令和六年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

二　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、平成二十八年四月から令和六年三月までの各月分に係る法第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（令和八年四月に令和六年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

三　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、平成二十八年四月から令和六年三月までの各月分に係る法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（令和八年四月に令和六年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

四　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、平成二十八年四月から令和六年三月までの各月分に係る法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（令和八年四月に令和六年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

別表第一

平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分	一六、八五〇円
平成二十九年四月から平成三十年三月までの月分	一七、〇七〇円
平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分	一六、九〇〇円
平成三十一年四月から令和二年三月までの月分	一六、九五〇円
令和二年四月から令和三年三月までの月分	一七、〇七〇円
令和三年四月から令和四年三月までの月分	一七、一一〇円
令和四年四月から令和五年三月までの月分	一六、九九〇円
令和五年四月から令和六年三月までの月分	一六、七七〇円

別表第二

平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分	一二、六三〇円
平成二十九年四月から平成三十年三月までの月分	一二、八〇〇円
平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分	一二、六七〇円
平成三十一年四月から令和二年三月までの月分	一二、七二〇円
令和二年四月から令和三年三月までの月分	一二、八〇〇円
令和三年四月から令和四年三月までの月分	一二、八三〇円
令和四年四月から令和五年三月までの月分	一二、七四〇円
令和五年四月から令和六年三月までの月分	一二、五八〇円

別表第三

平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分	八、四二〇円
平成二十九年四月から平成三十年三月までの月分	八、五三〇円
平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分	八、四五〇円
平成三十一年四月から令和二年三月までの月分	八、四七〇円
令和二年四月から令和三年三月までの月分	八、五三〇円
令和三年四月から令和四年三月までの月分	八、五五〇円
令和四年四月から令和五年三月までの月分	八、四九〇円
令和五年四月から令和六年三月までの月分	八、三八〇円

別表第四

平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分	四、二一〇円
平成二十九年四月から平成三十年三月までの月分	四、二六〇円

平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分	四、二二〇円
平成三十一年四月から令和二年三月までの月分	四、二四〇円
令和二年四月から令和三年三月までの月分	四、二六〇円
令和三年四月から令和四年三月までの月分	四、二七〇円
令和四年四月から令和五年三月までの月分	四、二五〇円
令和五年四月から令和六年三月までの月分	四、一九〇円

○厚生労働省告示第百六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十二号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
（略）	（略）
基準永住帰国日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間にある者	基準永住帰国日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間にある者
（略）	（略）
基準永住帰国日が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間にある者	（新設）
一三、二〇〇円	

○厚生労働省告示第百六十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第五項第二号、第六項第二号及び第七項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（令和三年厚生労働省告示第百五十七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第五項第二号、第六項第二号及び第七項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修
第一条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下この条において「施行規則」という。）第二十条の二第五項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下この条及び次条において「上級職場適応援助者養成研修」という。）、第二十条	**第一条**　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下この条において「施行規則」という。）第二十条の二第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下この条及び次条において「訪問型職場適応援助者養成研修」という。）又は施行

の二第六項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下この条及び第三条において「訪問型職場適応援助者養成研修」という。）又は施行規則第二十条の二第七項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下この条及び第四条において「企業在籍型職場適応援助者養成研修」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとして、それぞれ次条から第四条までに定めるものとする。

一　研修を実施する機関（以下「研修機関」という。）の施設、設備、研修の実施の方法その他の研修に関する事項が、上級職場適応援助者養成研修、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二　研修機関の経理的及び技術的な基礎が、上級職場適応援助者養成研修、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施に足るものであること。

三　研修機関が、上級職場適応援助者養成研修、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施を図るための研修実施規程を定めていること。

第二条　上級職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	埼玉県久喜市久喜中央二丁目四番十八号	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	ＪＣ－ＮＥＴ上級ジョブコーチ養成研修（訪問型・企業在籍型上級職場適応援助者養成研修）
特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中央区田町二百二十三番地二十一ビオラ田町三階	令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで	くらしえん・しごとえん上級職場適応援助者養成研修

第三条　訪問型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
（略）	（略）	（略）	（略）
特定非営利活動法人なよろ地方職親会	北海道名寄市大通南二丁目二番地地域活動支援センター陽だまり内	令和三年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	訪問型職場適応援助者養成研修
（略）	（略）	（略）	（略）

規則第二十条の二第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下この条及び第三条において「企業在籍型職場適応援助者養成研修」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとして、それぞれ次条又は第三条に定めるものとする。

一　研修を実施する者（以下「研修機関」という。）の施設、設備、研修の実施の方法その他の研修に関する事項が、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二　研修機関の経理的及び技術的な基礎が、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施に足るものであること。

三　研修機関が、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施を図るための研修実施規程を定めていること。

（新設）

第二条　訪問型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
（略）	（略）	（略）	（略）
特定非営利活動法人なよろ地方職親会	北海道名寄市大通南二丁目二番地地域活動支援センター陽だまり内	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで	訪問型職場適応援助者養成研修
（略）	（略）	（略）	（略）

第三条　企業在籍型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
（略）	（略）	（略）	（略）
特定非営利活動法人 なよろ地方職親会	北海道名寄市大通南二丁目二番地地域活動支援センター陽だまり内	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで	企業在籍型職場適応援助者養成研修
（略）	（略）	（略）	（略）

第四条　企業在籍型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
（略）	（略）	（略）	（略）
特定非営利活動法人 なよろ地方職親会	北海道名寄市大通南二丁目二番地地域活動支援センター陽だまり内	令和三年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	企業在籍型職場適応援助者養成研修
（略）	（略）	（略）	（略）

○厚生労働省告示第百六十九号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五条第一項の規定に基づき、職業能力開発基本計画を次のように定めたので、告示する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

職業能力開発基本計画

目次

第１部　総説
　１　計画のねらい
　２　計画の期間
第２部　職業能力開発をめぐる経済・社会環境の変化と課題
　１　近年の労働市場の変化と課題
　２　労働需要側の構造的な変化と課題
　３　労働供給側の構造的な変化と課題
第３部　職業能力開発の方向性と基本的施策
　１　今後求められるスキルの変化に対応した戦略的な職業能力開発支援の推進
　　⑴　産業界・地域・成長分野等における人材ニーズ等を踏まえた戦略的な職業能力開発の推進
　　⑵　民間教育訓練機関が提供する職業訓練の質の確保・向上
　２　労働市場でのスキル等の見える化の促進
　　⑴　労働市場におけるスキルの標準化と見える化
　　⑵　企業の職業能力開発に関する情報の発信等
　３　個人のキャリア形成と職業能力開発支援の充実
　　⑴　キャリア意識の醸成とキャリア形成支援
　　⑵　個人の職業能力開発支援
　４　企業の職業能力開発への支援の充実
　　⑴　ＤＸ関連を含めた職業能力開発の充実のための環境整備
　　⑵　中小企業に対する人材育成の支援
　５　多様な労働者の能力発揮に向けた職業能力開発の推進
　　⑴　非正規雇用労働者への支援
　　⑵　中高年労働者への支援
　　⑶　若者への支援
　　⑷　女性への支援
　　⑸　障害者への支援
　　⑹　就職やキャリアアップに特別な支援を要する方への支援
　　⑺　外国人への支援
　　⑻　現場人材のスキル向上と人材確保のための環境整備
　６　技能五輪国際大会を契機とした技能の振興
　７　職業能力開発分野の国際連携・協力の推進

第１部　総説

１　計画のねらい

日本経済は、緩やかな回復基調となっており、令和６年度時点においては名目ＧＤＰが600兆円を超え、賃金上昇率は33年ぶりの高さとなるなど、明るい動きがみられる。その一方で、賃金の伸びが物価の上昇に追いつかず、物価上昇の継続が消費動向に影響している状況がみられる。こうした中、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を確実なものにすることが重要である。

中長期的にみると、我が国は、少子高齢化の進展と人口減少の継続による、必要な労働力の需要と供給のバランスが崩れることに伴う労働供給制約という課題を抱えている。また、人工知能（以下「ＡＩ」という。）等のデジタル技術の進展により、人間の業務の一部が自動化され、一部の労働需要が減少する可能性があるなど、技術や産業構造が急速に変化していくことが見込まれる。こうした中、近年、人材を「資本」として捉え、人材育成等の投資により、人材を最大限活用するという「人的資本」の考え方に変化してきており、職業能力開発の重要性が高まっている。

こうした経済・社会環境の変化を的確に把握し、人材ニーズや働き方等の変化に対応した職業能力開発施策を推進することが求められる。

また、我が国の経済成長は地域経済の成長にも支えられていることから、地域経済の更なる活性化を図ることが我が国全体の成長にとっても重要であると考えられる。

第11次職業能力開発基本計画では、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響等による産業構造の変化や社会全体のデジタル化、人生100年時代の到来による職業人生の長期化・多様化等が進む中において、雇用のセーフティネットとしての公的職業訓練をはじめ、企業における人材育成の支援や労働者の自律的・主体的なキャリア形成の支援等の各施策を推進してきた。

今後は、引き続きこうした施策を着実に推進するとともに、労働者や企業を取り巻く環境の急速な変化を踏まえ、個々の労働者による自律的・主体的な能力開発及びキャリア形成と、企業による積極的な能力開発機会の確保とともに、国がこれらの職業能力開発の取組を積極的に促進することにより、労働生産性の向上や処遇の向上を図り、経済社会の発展や労働者の就労意欲の向上につなげていくことが重要である。

こうした方向性を実現するためには、以下の４つの課題に対応することが必要である。

①　個人、企業による職業能力開発の取組の促進

個人における自己啓発等の取組及び企業における職業能力開発の取組をより一層促進していくことが重要である。特に、非正規雇用労働者に対する職業能力開発と中小企業における取組への支援が重要となる。

②　労働供給制約等への対応

労働供給制約と人材不足という課題がある中で、経済的に発展していくためには、労働者の能力向上及び労働力の需給調整機能が重要であり、そのための労働市場の整備が必要である。さらに、非正規雇用労働者や中高年労働者、若者、女性、障害者等の労働参加や継続的な能力向上を支援するとともに、特に人材不足感が強い現場人材の育成・確保やそのスキルの向上による生産性向上等を推進することが重要である。

③　労働者の自律的・主体的なキャリア形成の促進

職業人生の長期化や、産業構造の変化など雇用と仕事を取り巻く環境が大きく変化する中では、労働者が何をしたいかを明確にし、自律的・主体的なキャリアプランの作成、振り返り及び見直しを行い、継続的に能力向上に取り組むことが重要であり、企業が環境を整備することも含め、これらの取組への支援の充実が必要である。そのためには、職務やスキル、処遇、職業能力開発機会に係る情報の充実と、これらの情報や能力開発機会そのものへのアクセスの改善が重要である。

④　デジタル化の進展など産業構造の変化等への対応

ＡＩ等の技術の進展等により求められるスキルが絶えず変化する中で、人材ニーズの変化に対応した訓練プログラムの開発、提供等、迅速かつ機動的な対応が重要である。デジタルトランスフォーメーション（以下「ＤＸ」という。）の推進については、デジタル技術の開発等を担う高度な専門人材を育成するとともに、労働者全体のデジタルリテラシーの向上を図ることが必要である。また、成長分野等に必要な人材確保・人材育成や労働移動等を推進することにより、生産性向上や処遇向上等を図り、経済や産業の発展・成長につなげていくことが重要である。

これらの課題や、現行の職業能力開発施策及び企業・個人の職業能力開発の状況を踏まえ、今後の職業能力開発施策を推進するに当たっては、個々の労働者・企業の事情に合わせた職業能力開発を行う「個別化」、一つの企業では行えない職業能力開発を産業・地域等の単位で複数の企業が連携して行う「共同・共有化」、労働市場及び企業における職務やスキル、処遇、職業能力開発機会の可視化を進めることで企業や個人の職業能力開発を促進する「見える化」の３つの視点を持つことが重要である。

以上のような観点から、第12次職業能力開発基本計画（以下「本計画」という。）では、成長型経済への移行を確実なものとするために、国として産業界等で必要とされる人材や成長分野等に必要な人材を戦略的に育成・確保する施策を講ずる。これにあわせて労働市場の「見える化」など職業能力開発の基盤整備を進めるとともに、個人の自律的・主体的なキャリア形成支援や企業における職業能力開発の充実、多様な労働者の職業能力開発、技能の振興等を推進することとする。これらにより、労働生産性の向上及び労働者の自己実現や処遇向上等を図り、経済や産業の発展・成長につながるよう職業能力開発施策を推進していく。

この際、これらの施策の推進に当たっては、国、都道府県、企業、労働組合、民間教育訓練機関、学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「ＪＥＥＤ」という。）等の関係機関が連携して一体的に取り組んでいくことが重要である。

なお、経済・社会情勢の変化等に伴って、本計画の対象期間中に新たな施策が必要となる場合は、本計画の趣旨等を踏まえて機動的に対応するものとする。

２　計画の期間

本計画の期間は、令和８年度から令和12年度までの５年間とすること。

第２部　職業能力開発をめぐる経済・社会環境の変化と課題

１　近年の労働市場の変化と課題

雇用情勢は緩やかに持ち直している。感染症が拡大した令和２年平均では完全失業率は2.8%、有効求人倍率は1.18倍となっていたが、令和６年平均では、完全失業率が2.5%、有効求人倍率が1.25倍となっている（総務省「労働力調査（基本集計）」及び厚生労働省「職業安定業務統計」）。

企業における人材不足感については、足下では製造業、非製造業ともに不足とする企業が過剰とする企業を上回っており、特に中小企業の人材不足感が強い（日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(2025年12月調査)）。就業者数については、2040年にかけて全体として減少するものの、その変化は産業によって大きく異なり、「医療・福祉」等では増加が見込まれる一方で、「運輸業」、「飲食店・宿泊業」、「生活関連サービス業」等では減少が見込まれている（独立行政法人労働政策研究・研修機構「2023年度版　労働力需給の推計―労働力需給モデルによるシミュレーション―」）。

名目賃金については令和３年以降増加に転じている一方、足下の実質賃金については物価上昇等の影響によりマイナスとなっている（厚生労働省「毎月勤労統計調査」及び総務省「消費者物価指数」）。職種別にみると、多くの職種では20歳代後半から50歳代後半にかけて、能力の向上や経験の蓄積等に応じて賃金上昇がみられるが、「サービス職業従事者」、「保安職業従事者」、「輸送・機械運転従事者」、「運搬・清掃・包装等従事者」など、20歳代後半から50歳代後半にかけて賃金上昇があまりみられないものもある（厚生労働省「令和６年賃金構造基本統計調査」）。

また、日本の時間当たりの労働生産性をみると、ＯＥＣＤ諸国の中でも低位となっている。持続的な賃上げと人材不足への対応に同時に取り組むためには、労働生産性の着実な上昇が必要と考えられる。

２　労働需要側の構造的な変化と課題

ＡＩの進化や業務のデジタル化等の動きを背景に、労働需要において構造的な変化がみられている。長期的な産業構造の変化をみると、農林漁業等の第一次産業及び建設業や製造業等の第二次産業から、サービス業等の第三次産業へと比重が移ってきている。

また、「2040年の就業構造推計（改訂版）」（令和８年３月５日経済産業省産業構造審議会経済産業政策新機軸部会）では、労働供給は、少子高齢化による人口減少に伴って減少するものの、ＡＩ・ロボットの活用促進や、リスキリング等による労働の質の向上により大きな不足は生じない一方、現在の人材供給のトレンドが続いた場合、職種間、学歴間でミスマッチが発生するリスクがあり、戦略的な人材育成や円滑な労働移動の推進が必要となることが示されている。

デジタル技術の進展が労働需要に及ぼす影響として、近年、高度な分析スキルを要する非定型分析タスクや高度な対人スキルを要する非定型相互タスクが増加する一方、あらかじめ定められた基準の正確な達成が求められる定型手仕事のタスクが減少している。今後、ＡＩやロボット等のテクノロジーの進化により、定型的なタスクの効率化が進む中、デジタル技術・リテラシーを有する人材については、更に需要が高まるものと考えられる。

企業における人的投資の状況をみると、企業が労働者のＯＦＦ－ＪＴや自己啓発支援に支出した費用は直近では増加しているものの、長期的にはやや減少の傾向にある（厚生労働省「能力開発基本調査」）。また、日本企業の人的投資（ＯＪＴを除くＯＦＦ－ＪＴの研修費用等）は、他の先進国と比べて低い水準にあることが指摘されている。

計画的ＯＪＴ及びＯＦＦ－ＪＴの実施率は、感染症が拡大した令和２年度に低下し、令和３年度以降は正規雇用労働者については徐々に回復する傾向にあるものの、過去の水準には届いていない。また、計画的ＯＪＴ及びＯＦＦ－ＪＴいずれも、正規雇用労働者と比べて、正規雇用労働者以外の労働者に対する実施率が大きく下回っており、非正規雇用労働者の能力開発機会の確保が必要である（厚生労働省「能力開発基本調査」）。

３　労働供給側の構造的な変化と課題

少子化の進展に伴い、我が国の人口は平成20年の１億2808万人をピークに減少局面にある。今後も地方を中心に人口の減少傾向が続き、労働供給制約が強まっていくことを前提とすると、我が国の経済成長のためには、一人ひとりの労働者の労働参加と労働生産性を高めていくことが重要となる。

男女別の労働力率の推移をみると、男性の労働力率は横ばいで推移しているが、女性の労働力率は過去10年間で6.0％上昇、年齢階級別の労働力率の推移をみると、過去10年間で「55～64歳」の上昇幅が最も大きくなっていることから、女性や高年齢者を中心に労働参加が進んでいることが分かる。なお、令和６年平均で、非労働力人口で就業を希望する者は225万人、就業者のうち、今より仕事の時間を増やしたい者は432万人となっている（総務省「労働力調査」）。

就業者数と労働時間を乗じて算出した労働力供給量は、１人当たり平均労働時間が減少したことなどから1990年代以降緩やかな減少傾向で推移してきた。2010年代以降は、女性や高齢者の就業者数が大きく増加したことで、その傾向は緩和し、横ばいで推移している（総務省「労働力調査（基本集計）」）。今後について、就業者数は2030年までは横ばいで推移し、その後減少に転じること、就業者の年齢構成は60歳以上の割合が増加していくことが見込まれている（独立行政法人労働政策研究・研修機構「2023年度版　労働力需給の推計―労働力需給モデルによるシミュレーション―」）。

労働者の平均勤続年数をみると、男女ともに長期化する傾向にある（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）。その一方、平成23年以降、転職者数は緩やかに増加する傾向にあり、感染症の影響で一時減少したものの、令和４年に再び増加に転じ、令和６年は３年連続増加の331万人となった。特に「より良い条件の仕事を探す」ことを目的とする転職が増加している（総務省「労働力調査（詳細集計）」）。

雇用形態に着目すると、正規雇用労働者は、女性を中心に増加傾向で推移している。非正規雇用労働者は、女性や高年齢層を中心に労働参加が進む中で長期的には増加傾向にあるものの、令和元年以降はおおむね横ばいで推移しており、女性の正規雇用労働者数と非正規雇用労働者数の差が縮小傾向にある（総務省「労働力調査（詳細集計）」）。

フリーター数については、平成15年の217万人をピークにおおむね減少傾向にあったものの、近年は130万人台で推移しており、令和６年は136万人となっている。ニート（若年無業者）数については、令和４年以降は増加傾向にあり、令和６年は61万人となっている（総務省「労働力調査」）。

第３部　職業能力開発の方向性と基本的施策

本計画のねらいや職業能力開発をめぐる経済・社会環境の変化と課題を踏まえ、以下の観点から、今後の我が国の職業能力開発を推進していく。なお、本計画に基づき施策を推進するに当たっては、適切に目標を設定し、進捗状況について把握していくこととする。

１　今後求められるスキルの変化に対応した戦略的な職業能力開発支援の推進

⑴　産業界・地域・成長分野等における人材ニーズ等を踏まえた戦略的な職業能力開発の推進

産業界や地域、成長分野等において求められている人材ニーズを的確に把握し、これらの人材ニーズやデジタル技術の進展等の経済社会の動きを踏まえるとともに、労働者の希望に応じた労働移動もキャリアアップの選択肢の１つであること等も考慮しつつ、効果的な職業能力開発を推進していくことが必要である。このため、国レベル及び都道府県レベルにおいて、公的職業訓練の実施に関する計画を的確に策定するとともに、データに基づくＰＤＣＡサイクルにより訓練の効果検証や、必要に応じて訓練プログラムの開発等を行いながら、関係省庁や関係機関と連携して効果的な職業訓練を推進していくことが求められる。

また、実習や就労の機会を組み込んだ訓練政策は、積極的労働市場政策として効果が大きいが、我が国では普及が進んでいない。さらに、実習併用職業訓練などの職場内での実務経験を組み合わせた訓練については、訓練の直接の対象となる労働者だけでなく、他の労働者のスキル、モチベーションの向上、全社的な人材育成体制の整備の進展という波及効果が期待できるため、こうした訓練の普及も必要であると考えられる。

中小企業は、単独で職業能力開発に十分対応することが困難な状況にある。指導者、訓練設備、訓練のノウハウや共通課題の対応策の共有など、人材育成の単位を「企業単独」から、人材ニーズが重なり、開発するスキルを共有できる産業・地域等の単位の「複数の企業」に拡大する仕組みを作ることが重要である。さらに今後は、人材の獲得がますます難しくなるため、業界全体で人材を育成する取組を進めることや、産業・職業等の単位で人材を評価し、キャリア形成を支援する仕組みを整備することが必要であると考えられる。

労働者及び企業双方の成長等を実現する職業能力開発を効果的に推進するためには、労使が能力開発の意義や方向性等について共有するとともに、労働者一人ひとりが主体的に能力開発に取り組む意識を持つことが重要であることから、労使の協働した取組をより促進していくことが必要である。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　成長分野等に必要な人材の育成に向けた戦略的な職業訓練を推進する。中央職業能力開発促進協議会及び地域職業能力開発促進協議会の機能を強化し、産業界等と連携して必要とされる人材像やスキルの把握、訓練の重点分野に係る中期的な方針等の策定、地域の産官学の連携のもと、地域の人材ニーズ等を踏まえた訓練機会の創出等に取り組む。

・　エネルギーなどの戦略分野等における人材育成・確保を加速化するため、関連の産業界と協働した人材育成プロジェクトの実施や、業界団体による人材開発支援助成金の活用の促進等に取り組む。また、当該分野等における教育訓練給付金の指定講座の拡大に取り組むことで個人の職業能力開発支援を進める。

・　技術革新の進展等も踏まえながら、ＪＥＥＤにおいて、職業訓練指導員の育成・確保を含めた体制整備を推進するとともに、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校のリソースを活用した、在職者向けの新たな訓練プログラムを検討し、必要な施策を講ずる。

・　ハローワークにおいてキャリアコンサルティング、能力向上、職業紹介までの切れ目ない支援サービスを実施するとともに、都道府県やＪＥＥＤとの連携強化や職員の育成等を含む体制整備を図る。

・　実習併用職業訓練や日本版デュアルシステムなど実務経験を組み合わせた訓練機会の拡充の方策を検討し、必要な施策を講ずる。

・　認定職業訓練の活性化に向けた支援等を含め、産業・地域単位での複数企業の連合体が「共同」で人材育成を行う仕組みについて、産業・地域等の単位で複数の企業が行う訓練の好事例を広げる取組や業界単位での訓練を支援する効果的な仕組み等を検討し、必要な施策を講ずる。

・　産業・職業等の単位での人材の評価・育成について、団体等検定制度の活用促進を図ることや教育訓練給付金の指定講座の拡大、公的職業訓練における訓練カリキュラムの設定、人材開発支援助成金の活用促進等により推進する。

・　キャリアコンサルタントが、職務やスキル、処遇、職業能力開発機会等に係る情報を活用できる仕組みを構築する。

・　職業能力開発に関連する情報や制度に対するアクセス・利便性の向上のため、各種助成金等の申請手続のオンライン化等の推進や、在職中の方や子育て・介護中の方などが訓練を受講しやすい環境整備を実施する。

・　職業能力開発に係る各種支援策について、処遇向上等の成果の把握を通じて政策効果の検証を行い、支援策の見直しや重点化を検討し、必要な施策を講ずる。

・　労働者や企業における職業能力開発（リスキリング）の必要性・重要性の認識・理解を促進して、社会全体の機運醸成を行うための取組（リスキリングを促進する国民運動）として、機運醸成に向けたシンポジウムの開催や様々なチャネルを活用した情報発信等を行い、この取組の中で、例えば、労使でコミュニケーションを取りながら事業内職業能力開発計画（以下「事業内計画」という。）を作成する等労使の協働の取組が促進されるよう周知啓発等を実施する。

⑵　民間教育訓練機関が提供する職業訓練の質の確保・向上

42％の事業所がＯＦＦ－ＪＴの実施方法として民間教育訓練機関を活用し、個人が行う自己啓発についても14％の者が民間教育訓練機関の講座を受講している（厚生労働省「令和６年度能力開発基本調査」）。また、公的職業訓練のうち７～８割は民間教育訓練機関が実施を担っている。このため、効果的な職業訓練の推進のためには、民間教育訓練機関の訓練の質の向上を図ることが重要である。

民間教育訓練機関にＰＤＣＡサイクルによる運営改善等を推奨する「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（平成23年12月策定。以下「職業訓練ガイドライン」という。）が、民間教育訓練機関が行う訓練の質の向上を促す仕組みとして有効であることから、民間教育訓練機関をはじめとする職業能力開発関係者における認知度を高め、活用を促進していく必要がある。

また、民間教育訓練機関が行う職業訓練が労働市場のニーズに応えたものになるよう、民間教育訓練機関による訓練のニーズ把握の促進を行うことや、民間教育訓練機関が行う職業訓練の効果について適切な評価を行うことも重要である。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　国とＪＥＥＤが連携し、職業訓練ガイドラインに関連する施策について、民間教育訓練機関をはじめとする職業能力開発関係者における認知度の向上・普及の取組を推進する。特に、職業訓練ガイドラインに沿った運用を行っている民間教育訓練機関を評価する適合事業所認定制度について、より多くの事業所が申請しやすくなる仕組みを検討し、制度の見直しを行う。

・　職業訓練ガイドラインの普及を通じて、民間教育訓練機関が訓練ニーズを的確に把握することを促進する。

・　民間教育訓練機関が行う職業訓練の効果について適切な評価を行うことができるよう、訓練内容と訓練成果に関するデータの分析を行うための方策を検討する。

2　労働市場でのスキル等の見える化の促進

⑴　労働市場におけるスキルの標準化と見える化

産業構造の変化や働き方の多様化が進む中で、労働者がそれぞれの事情に応じて働き方や職業を選択し、自律的に能力の向上を進めるためには、職務やスキル、処遇、職業能力開発機会等に係る職業の情報を含めた基盤を整備することが重要である。

また、労働者におけるキャリア形成・能力開発及び企業における人材の確保・育成を効果的に進め、処遇向上等につなげていくためには、労働市場や企業内部において、労働者の有するスキルと企業が個々の労働者に求めるスキルの「見える化」を促進することが必要である。職業に求められるスキルを整理したスキル標準や、企業内の職務に求められるスキルを整理した社内版スキル標準を作成することは、労働市場における労働者の職業能力の評価や、企業における人材育成や適材適所の配置を実現するために必要であると考えられる。

さらに、労働者個人が仕事や職業訓練等を通じて習得した能力を把握し、それを労働市場や企業に対して証明することを支援する仕組みを整備することも重要である。

なお、こうしたスキルの標準化と「見える化」を進める上では、今後、産業構造等の変化の中で、求められるスキルが変化していくことにも留意することが必要である。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　「職業情報提供サイト（job tag）」について、能力向上や処遇向上等につながる情報や戦略分野等のキャリアラダーに関する情報など職業に関する情報について、労働者が効果的に活用できる環境を整備するため、一層の充実を図る。

・　リスキリングの各種支援策に関する関係省庁の情報の連携・一体化を進め、労働者や企業等にとって包括的で利便性の高いプラットフォームを構築する。あわせて、当該プラットフォームを通じた申請手続のデジタル化についても検討し、必要な施策を講ずる。

・　技能検定、認定社内検定及び団体等検定の整備・活用を促進するとともに、技能検定が産業界の人材ニーズに適合したものとなるよう、業界団体の協力を得ながら職種や作業等について不断の見直しを行う。また、業界単位で行う職業能力評価の取組に対する支援を拡充する。さらに、若手の技能人材等の確保・育成のため、地域の技能士・業界団体等の連携による人材育成の体制を整備する。

・　企業内の職務に求められるスキルの「見える化」を図るため、職業能力評価基準をベースとしつつ、海外事例等を参考にしてスキル標準の企業導入を促進する方策の検討を行い、必要な施策を講ずる。

・　ＪＥＥＤや都道府県が行っている訓練について、業界単位で共通性が認められるものは技能検定等の職業能力評価制度や資格につなげるなどにより、訓練で得られたスキルの「見える化」を進めるとともに、個人・企業が活用しやすいよう訓練で得られるスキルに関する情報を整理して発信する取組を行う。

・　ジョブ・カードについて、認知度の向上を図るとともに、個人のスキルを労働市場に伝達する効果的な仕組みの検討を行い、必要な施策を講ずる。

⑵　企業の職業能力開発に関する情報の発信等

労働者がそれぞれの事情に応じて働き方や職業を選択し、自らの望むキャリアを形成していくためには、企業が行う職業能力開発の取組の情報を得られるようにすることが重要である。

多くの企業が人材育成に関する課題として「人材育成をしても辞めてしまう」ことを挙げているが、労働者の職場定着と、能力開発機会に対する満足度や人材育成に関する基本方針の策定状況との間には相関関係がみられている。また、労働者にとって能力開発機会を得られることが職業選択の重要な条件になりつつあり、これらのことから、企業の職業能力開発の取組は離職防止や人材の確保につながると考えられる。

今後、労働者個人が自らの意思で企業内の能力開発機会を活用してキャリアを形成でき、職業能力開発に積極的に取り組む企業が労働者から評価され、人材確保の面でのメリットを享受することができる環境を整備することが重要である。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　労働者の自律的・主体的なキャリア形成や企業の人材確保・定着等に資するよう、企業による職業能力開発の効果的な情報発信の進め方について検討する。

・　事業内計画の作成や職業能力開発推進者（以下「推進者」という。）の選任を促進するとともに、その機能が発揮されるよう、全社的な人材育成方針を含む事業内計画の作成に係るモデルや好事例の提示、推進者に対する支援、「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」（令和４年６月策定）の周知啓発等を行う。

3　個人のキャリア形成と職業能力開発支援の充実

⑴　キャリア意識の醸成とキャリア形成支援

就業構造が大きく変化する中、労働者の仕事に対する価値観や生活スタイルの多様化が進むとともに、職業人生も長期化しており、キャリアや働き方の多様化が進んでいる。また、企業においては、人材の最適配置やエンゲージメント向上による生産性向上を実現し、処遇向上等を図っていくため、キャリア形成や能力開発に取り組むことが求められている。

労働者が自身の将来のキャリアについて考え、主体的に能力開発に取り組み、自らの能力を発揮していく自律的・主体的なキャリア形成に取り組むためには、個人が、労働市場における仕事とスキルの情報をもとに、「何をしたいか、何ができるか、何が必要か」を考え、職業生活の計画であるキャリアプランを立てた上で、職業能力の獲得・向上に努めていくことが必要である。

一方、雇用と仕事を取り巻く環境の変化が激しくなる中、労働者個人が単独で、労働市場や会社の状況、自分の能力等を適切に把握して、キャリアの目的を定め、それに向かって能力開発を行うことは難しくなってきている。このため、キャリアコンサルティング機会の充実を通じて、労働者がキャリアプランを作成し、定期的に振り返り、状況に応じて見直すことに対する伴走支援が必要である。

また、企業が個人に対するキャリア形成の伴走支援を行うには、職場の上司の役割が重要となることから、上司のキャリア相談を専門的な立場から支援する体制を整備することが必要である。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　労働者や企業等がキャリアコンサルタントを活用しやすくなるよう、相談プロセスや、キャリアコンサルタントが有する知識や経験を可視化するとともに、労働者の多様なニーズに対応できるようキャリアコンサルタントの育成・確保を推進する。

・　キャリア形成・リスキリング支援センター等においてキャリアコンサルティングの機会を拡充するとともに、企業が労働者の自律的・主体的なキャリア形成を促進・支援するための総合的な取組であるセルフ・キャリアドックの導入を促進する。

・　キャリアコンサルタントの専門性の向上に向け、活動領域ごとに求められる能力を体系的に整理するとともに、企業の理解の促進や職場の管理者への助言等についての講習の設定及び実践的な学びの機会の確保に向けた取組を促進する。

・　キャリアコンサルティングの活用促進のため、キャリア形成の必要性等やキャリアコンサルティングの効果等に係る社会全体の理解を促進する取組を行う。

⑵　個人の職業能力開発支援

労働者が能力開発を行う上で、自己啓発は企業から提供される職業訓練と同様に重要な能力開発の手段であるが、自己啓発に取り組む労働者は36.8％という状況にある。自己啓発を行う上での問題点として、「仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない」、「家事・育児が忙しくて自己啓発の余裕がない」という時間的制約や、「自分の目指すべきキャリアがわからない」等のキャリア形成上の理由を挙げる者が多い（厚生労働省「令和６年度能力開発基本調査」）。

有給の教育訓練休暇制度の導入も含め、企業が労働者の自己啓発やキャリア形成を支援することを後押しする取組の促進、労働者が働きながら自ら学び、能力を向上していく機会の充実が重要である。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　労働者が離職せずに生活費等への不安なく教育訓練に専念できるよう、教育訓練休暇制度の周知や、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金制度の活用促進、企業における環境整備のための人材開発支援助成金の活用による教育訓練休暇制度の導入支援等を推進する。

・　労働者が自ら学び、能力を向上していく機会を充実するため、教育訓練給付金の指定講座について、夜間・休日に受講できる講座やオンラインで受講できる講座をはじめとして講座の拡大を図る。

・　キャリア形成・リスキリング支援センター等においてキャリアコンサルティングの機会を拡充するとともに、企業が労働者の自律的・主体的なキャリア形成を促進・支援するための総合的な取組であるセルフ・キャリアドックの導入を促進する。

4　企業の職業能力開発への支援の充実

⑴　ＤＸ関連を含めた職業能力開発の充実のための環境整備

人材確保が難しくなる中で、企業が、雇用する正規雇用労働者及び非正規雇用労働者の能力開発を推進するとともに、ＤＸによる業務効率化を図ることを通じて労働生産性を向上させていくことがより一層重要である。また、企業における人材育成の取組は人材の確保及び定着を推進する上でも重要性が増してきている。しかしながら、労働者の人材育成に関して「問題がある」とする事業所割合は約８割に上り、その主な理由としては、「指導する人材が不足している」が59.5％、「人材育成しても辞めてしまう」が54.7％、「人材育成を行う時間がない」が47.4％となっている（厚生労働省「令和６年度能力開発基本調査」）。

企業が雇用する労働者の職業能力開発を段階的かつ体系的に行うため、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）においては、事業内計画の作成や推進者の選任を企業の努力義務としており、事業内計画の作成に当たっては、経営方針を実現するために必要な人材像等を定めた人材育成方針や、労働者の配置、賃金、昇給等に関する方針を定めた雇用管理方針等を盛り込むこととしている。労働供給制約が強まる中では、限られた時間の中で効果的な訓練を行う必要があり、人材育成の目標の明確化や人材育成のＰＤＣＡによるマネジメント体制の整備、習得したスキルを配置や処遇に反映させる仕組みの整備を行うことが重要である。しかしながら、事業内計画を作成している企業や推進者を選任している企業はいずれも２割程度となっており、事業内計画の作成や推進者の選任を促進するとともに、その機能が発揮されるよう支援等を実施する必要がある。あわせて、各企業の状況や課題に合わせた好事例の提供を行うなど個別化された伴走支援の仕組みが求められる。

また、ＤＸの推進等により作業の省力化を図ることで時間を生み出し、それをＤＸ等による効率化に適さない業務や職業能力開発に充てることで、生産性を高めることも重要である。多くの企業がＤＸを進める上での課題としてＤＸを推進する人材の育成を挙げており、ＤＸを推進する人材の育成や労働者全体のデジタルリテラシーの向上等に係る企業の取組を支援していくことが重要である。また、中小企業においては、経営者や役員がＤＸ推進の主な発案者となるため、これらの者に対して、人材戦略を立てる企画段階から支援をすることが重要である。

さらに、企業の職業能力開発の効果を最大限発揮するためには、労働者がその意義を理解し、意欲をもって学習に取り組むことができるよう、労働者が自律的・主体的にキャリア形成を行う意識を持つことや、企業の経営者が労働者に学び・学び直しの重要性を伝える等、企業の人材戦略と個人のキャリアプランをすり合わせ、適切な能力開発機会を提供することも重要である。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　事業内計画の作成や推進者の選任を促進するとともに、その機能が発揮されるよう、例えば、全社的な人材育成方針を含む事業内計画の記載に係るモデルや好事例の提示、推進者に対する支援、労使でコミュニケーションを取りながら事業内計画を作成するなど労使協働の取組の促進、「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」の周知啓発等を行う。

・　効果的な在職者向けの訓練の実施のため、ＪＥＥＤが設置している生産性向上人材育成支援センター（以下単に「生産性向上人材育成支援センター」という。）や中小企業リスキリング支援事業により、事業戦略を踏まえて人材戦略を立てる企画段階から経営者等にアドバイスをする等の伴走支援を推進する。その際、生産性向上人材育成支援センターにおいては、中小企業・小規模事業者等の経営支援を行うよろず支援拠点等と連携した支援を実施する。

・　企業の事業内計画の作成や人材管理等の仕組みの整備等に対して伴走支援する専門人材の育成のため、キャリアコンサルタントが人材マネジメント関連の専門家と協働して伴走支援に取り組む体制を整備する。

・　公的職業訓練や人材開発支援助成金等において、ＤＸを推進する人材の育成や労働者全体のデジタルリテラシーの向上支援を引き続き推進するとともに、生産性向上人材育成支援センターにおいて、ＤＸ関連も含めた企業に対する人材育成の支援の充実を図る。

・　企業がキャリア面談とキャリア研修などを組み合わせて、労働者の自律的・主体的なキャリア形成への取組を体系的・定期的に支援するセルフ・キャリアドックを普及・促進する。

⑵　中小企業に対する人材育成の支援

企業規模別に計画的ＯＪＴやＯＦＦ－ＪＴの実施率をみると、規模が小さいところほど実施率が低く、中小企業において職業能力開発の取組に困難を抱える状況が見られる。また、技能継承の取組についても、若年・中堅層への教育訓練による技能・知見等の伝承や、伝承するべき技能・知見等のマニュアル化やデータベース化等の積極的な対策は、事業所規模が大きいほど進んでいる（厚生労働省「令和６年度能力開発基本調査」）。

中小企業においては、相対的に離職率が高い状況にあるほか、職業能力開発の専任者がいないことが多いため、能力開発に計画的に取り組むことが難しい、受講者数が少なく社内でＯＦＦ－ＪＴを企画しにくい、研修を受けている間の代替要員の確保が難しいなど多様な課題を抱えていることから、「個別化」した伴走支援を行うことが重要である。

また、ＯＦＦ－ＪＴの実施の際に活用する外部の教育訓練機関に関する情報を得られるよう支援することも重要である。

さらに、中小企業１社では職業能力開発に対応することが難しい状況もあるため、産業・地域等の単位で複数の企業が集まり「共同・共有化」した人材育成を支援することも必要である。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　職業能力開発の専任者を置くことが困難な中小企業に対して、生産性向上人材育成支援センターや中小企業リスキリング支援事業により、事業戦略を踏まえて人材戦略を立てるという企画段階から経営者等にアドバイスを行うとともに、訓練内容に合わせ外部の教育訓練機関に関する情報の提供を行う等の伴走支援を行う。その際、生産性向上人材育成支援センターにおいては、中小企業・小規模事業者等の経営支援を行うよろず支援拠点等と連携した支援を実施する。

・　産業・地域単位での複数企業の連合体が「共同」で行う人材育成に関して、産業・地域単位の複数の企業による訓練の事例の提供を行うとともに、産業・地域等の単位での訓練を支援する効果的な仕組みの検討を行い、必要な施策を講ずる。

・　企業が労働者にＯＦＦ－ＪＴを実施する際に必要となる業務代替に対する支援等について検討を行い、必要な施策を講ずる。

5　多様な労働者の能力発揮に向けた職業能力開発の推進

今後、労働供給制約が強まる中では、労働参加を進め、労働者一人ひとりがスキルを向上させて、その持てる力を発揮し、労働生産性を向上させ、処遇向上等を実現していくことが一層重要となる。

一方で、仕事と家庭の両立を重視するなど働く意識の変化も背景に労働者の求める働き方が多様化していることを踏まえ、職業能力開発についてもそれぞれのニーズに応じて個別化した支援策を講じ、社会全体としてスキルを底上げしていく必要がある。

⑴　非正規雇用労働者への支援

現状、計画的ＯＪＴ、ＯＦＦ－ＪＴの実施率については、正規雇用労働者と正規雇用労働者以外の間で大きな開きがある。また、自己啓発を行った労働者の割合を正規雇用労働者・正規雇用労働者以外の別にみると、正規雇用労働者以外の取組割合が相対的に低くなっている（厚生労働省「令和６年度能力開発基本調査」）。

このような状況も踏まえ、非正規雇用労働者については、職業能力開発機会を確保することが必要であり、公的な職業訓練において支援していくことが重要である。特に、30代以降で女性の非正規雇用労働者の割合が増加する傾向にある中、継続的な能力開発機会の確保が課題である。

また、非正規雇用労働者に対する職業能力開発については、家事、育児、介護等との両立を理由に非正規雇用労働者を選択する労働者が一定数存在することなどを考慮し、オンライン訓練を組み合わせた方法により、効果的・効率的に行うことが必要である。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　非正規雇用労働者等の能力開発機会の充実を図るため、非正規雇用労働者等が働きながら学びやすいオンラインを活用した職業訓練を全国展開するほか、教育訓練給付金による支援、人材開発支援助成金を活用した正規雇用労働者への転換等への支援を引き続き推進する。

・　非正規雇用労働者などキャリア形成の機会に恵まれにくい労働者のキャリアアップを図るため、ハローワークにおいてキャリアコンサルティング、能力向上、職業紹介までの切れ目ない支援サービスを実施する。

⑵　中高年労働者への支援

65歳以上の就業率の上昇により、就業者の年齢構成のうち60歳以上の割合が増加していくことが見込まれており、労働供給制約が強まる中では、高齢期も視野に入れたキャリア形成を考えて労働者を支援していく必要性が高まっている。

中高年労働者の職業能力開発上の課題は、組織内における役割の変化への対応が求められること、若年層と比べてＯＪＴやＯＦＦ－ＪＴの機会が乏しいこと、デジタル化など時代の変化への対応が求められることなどが挙げられる。また特に、リスキリングを行い、新しい職務に挑戦する中高年労働者は、習得したスキルを実践する機会が乏しいという課題がある。実務経験を組み込んだ訓練は高い効果が期待されるため、中高年労働者についても当該経験が得られる訓練機会を増やすことが重要である。

さらに、労働者が高齢期にわたって望むキャリアを形成するには、労働市場の「見える化」によるスキル等の情報や企業が発信する職業能力開発の情報等を活用して、中年期からキャリアの棚卸しを行い、職業生活設計を考える取組を強化することが必要である。その際、同世代の労働者との企業を超えた横のつながりを持つこと等も重要である。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　中高年労働者の職業能力開発上の課題に対応するため、生産性向上支援訓練（ＪＥＥＤ）のミドルシニアコースについて、「役割の変化への対応コース」、「技能・ノウハウ継承コース」といったミドルシニア向けのコースを実施するとともに内容の充実を図る。

・　実務経験を積む機会の確保を図るため、中高年労働者に対するＯＪＴとＯＦＦ－ＪＴを組み合わせた訓練についても人材開発支援助成金の対象となるよう見直しを行う。

・　企業を超えた同世代との横のつながりを持つこと等も含め、中高年労働者に対するキャリア形成支援を強化するため、キャリア形成・リスキリング支援センター等における中高年齢層に対する支援を推進する。

⑶　若者への支援

若者人口が減少傾向にある中、大学卒業者は長期的には増加傾向である一方で、高等学校卒業者は長期的には減少傾向にあり、新規高等学校卒業者の求人倍率は上昇傾向となっている。

また、学校等を卒業後、就職して３年以内に離職する者の割合は、高等学校卒業者及び大学卒業者において、近年は微増傾向にあり、直近は低下したものの、今後も低下傾向で推移するか否かは、なお見通し難いところである（厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況（令和４年３月卒業者）」）。若者の有効求人倍率の高さや職業意識の変化により、労働移動が以前よりも容易に行われる状況が想定されるが、キャリアプランを持たない若者もおり、労働移動が必ずしも職業能力の開発・向上につながらないことも懸念される。このような状況に対応するためには、学生等の時期から職業意識の醸成やライフステージの変化を見据えた自律的・主体的なキャリア形成支援を行うことが重要である。

また、特に、キャリア形成の初期段階にある若者に対しては、企業が労働者の人材育成に関する方針や計画を策定し、キャリアに関する相談の機会を提供するなど若者に寄り添った取組を実施することが有効である。加えて、企業を超えて地域等で若者を育てていく観点も重要であり、そのような人材育成の取組を支援することも必要である。

さらに、近年、不登校児童生徒数が大きく増加するなど、就労に当たって困難を抱える一定の層が確認でき、今後増えていくことが懸念されていることから、専門家による支援の強化や学校をはじめ多様な主体と連携したアウトリーチを含めた支援の充実を図ることが必要である。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　学生等の時期から職業意識の醸成を行うため、国や学校が連携し、在学段階からキャリアについて相談する機会を増やす等の取組を推進する。

・　学校生活から就労への円滑な移行のため、キャリア教育を行う専門人材の養成が求められていることから、適切にキャリア教育を実施できるようキャリアコンサルタントを養成する。

・　若者のキャリア形成を支援するため、ハローワークやキャリア形成・リスキリング支援センターにおけるキャリアコンサルティング機会の確保やセルフ・キャリアドックの導入を促進する。
・　若者の採用・育成に積極的で雇用管理が優良な企業を認定するユースエール認定制度の活用を促進する。
・　地域で働く青少年を対象とした研修会や座談会等の開催を通じて、地域で活躍する担い手となる青少年の育成を支援するとともに、地方公共団体とも連携しつつ、産業・地域等の単位で複数の企業が行う訓練の好事例を広げる取組や業界単位での訓練を支援する仕組み等を検討し、必要な施策を講ずる。
・　就労に当たって困難を抱える若者に対する、キャリアコンサルタントや臨床心理士等の専門家を活用した支援や、学校をはじめとする多様な主体と連携したアウトリーチを含めた支援等、個々のニーズや課題に応じた支援の充実を図っていく。

⑷　女性への支援

女性の活躍推進の観点から、職業能力開発機会の充実とともに、女性が直面している多様な課題やニーズを捉えたきめ細かな支援策を講ずる必要がある。また、就業率という量的な面だけではなく、育児、出産等により一旦離職した後に非正規雇用労働者となる場合や、離職せずに継続就業をした場合であってもキャリアアップの機会が制約される傾向もあることから、雇用の質や能力発揮のためのキャリア形成の面にも焦点を当てていくべきである。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　子育て中の女性、母子家庭の母等を含め、一人ひとりの希望、状況等に応じたキャリアコンサルティングを提供するとともに、育児、出産等により離職した方が就業意欲に応じた再就職やキャリアアップができるよう、公的職業訓練において職業能力開発の機会を提供するほか、子育て中の女性が受講しやすくなるよう育児等の時間に配慮した訓練コースや託児サービス付きの訓練コースの設定等を実施する。
・　非正規雇用労働者等が働きながら学びやすいオンラインを活用した職業訓練を全国展開する。

⑸　障害者への支援

民間企業等の雇用障害者数が伸びている中、障害者職業訓練の受講者数は平成22年度をピークに減少している。また、障害者職業訓練の主な対象について、かつては身体障害者であったところ、近年では、精神障害者や発達障害者が増加している状況である。障害特性や個別ニーズ、企業が求める能力等を踏まえた訓練機会の確保・拡充や、障害者が企業の発展に寄与する人材としてやりがいを持って働き続けることができるよう、訓練受講者に対する就職・定着支援の強化等が重要である。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）において、一般の公共職業能力開発施設（以下「一般校」という。）で受入れが困難な重度障害者や、特に近年増加傾向にある精神障害者や発達障害者を積極的に受け入れるとともに、効果的な職業訓練が実施できる環境整備を推進する。
・　障害者校における職業訓練及び障害者委託訓練について、オンラインによる職業訓練の普及等、障害者や企業のニーズ等に応じた効果的な職業訓練を推進する。
・　一般校への障害者職業訓練のノウハウの共有や精神保健福祉士等の配置、施設のバリアフリー化の推進等により、一般校においても障害者が訓練を受けやすい環境整備を推進する。
・　障害者委託訓練の質の向上を目的とし、有効な訓練を実施できる環境整備を推進するとともに、在職者訓練についても普及・活性化に向けた取組を推進する。
・　障害者職業訓練受講者に対する就職支援及び定着支援の体制確保に向け、各種協議会（地域職業能力開発促進協議会等）の活用、ハローワークや障害福祉サービス等との連携を強化する。
・　全国障害者技能競技大会（アビリンピック）を引き続き実施する。

⑹　就職やキャリアアップに特別な支援を要する方への支援

就職氷河期世代など、新卒時に希望する就職ができず、不本意ながら不安定な仕事に就いている、あるいは、無業の状態にあるなど、経済社会の影響により様々な課題に直面する者に対し、個別の課題やニーズに応じたきめ細かい支援を効果的に実施していくことが必要である。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議の決定を踏まえ、様々な課題に直面している就職氷河期世代に対して、その周辺の世代と合わせ、リスキリング支援等による「就労・処遇改善に向けた支援」及び就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援等による「社会参加に向けた段階的支援」に取り組む。

⑺　外国人への支援

人材育成を通じた国際貢献を目的とする技能実習制度については、制度目的と実態がかい離しているという指摘等を踏まえて、制度を発展的に解消し、新たに人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度が創設されたところであり、令和９年４月の施行に向け、円滑な施行に努める。また、日系人等の定住外国人等に対して、その日本語能力等に配慮した職業訓練を実施する等、必要な支援を着実に進めていくことが重要である。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　育成就労制度の円滑な施行に向けた取組を実施するとともに、外国人育成就労機構の体制整備を行う。
・　日本語でのコミュニケーションに課題を抱える外国人等が職業訓練を受けるに当たり、訓練内容を理解する上で必要な支援等を実施する。

⑻　現場人材のスキル向上と人材確保のための環境整備

今後、進歩が激しいＡＩ・ロボット等を使いこなす仕事や人間でしかできない仕事に求められる技能の重要性が増すと考えられる。こうした新しい技能を身につけた現場人材（生産工程、建設、輸送・機械運転、介護、サービスなどの職業）の育成を強化していくことが重要である。

現場人材の確保と生産性の向上を図るには、現場人材のスキルの標準化と「見える化」を進めることで処遇向上等につなげ、仕事の魅力を高めるとともに、デジタル技術等の活用による業務効率化や省人化を図ることの両者に戦略的に取り組むことが必要となる。また、現場人材に対し必要なデジタルスキルの習得を支援する方策を強化すべきである。このような取組は、業界や業所管省庁とも協力しながら進めていくことが重要であり、その進め方について検討することが必要となる。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　団体等検定等の職業能力評価制度の活用促進や、業界ごとに資格や経験等と処遇を紐付けるキャリアラダーを構築・整備するための調査研究の実施等、現場人材のスキルの標準化と「見える化」を処遇向上等につなげる取組を推進する。
・　ＡＩ・ロボット等の技術革新の進展等を踏まえ、現場人材を含め、デジタルリテラシーの向上や生産性向上のための在職者訓練・生産性向上支援訓練を積極的に推進するとともに、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校の訓練カリキュラムの抜本的な見直しを実施する。

6　技能五輪国際大会を契機とした技能の振興

デジタル等の技術が進展する中で、改めて技能の重要性が高まると考えられ、我が国の産業・企業の国際競争力を高めるためには技能労働者の人材育成の取組をより一層推進していく必要がある。

その一方で、技能者を目指す若者は減少している状況にある。2028年技能五輪国際大会が愛知県で開催されることを契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から技能を尊重する機運を醸成するとともに、技能労働者の能力向上や技能継承のための取組の強化を進める必要がある。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　日本のＷＳＩ（WorldSkills International）加盟組織である中央職業能力開発協会と都道府県職業能力開発協会との緊密な連携による着実な技能検定の実施（技能検定委員の確保も含む）、技能五輪国際大会に出場する選手の一層の競技力強化、未派遣職種の解消に向けた取組の実施、技能五輪全国大会、技能グランプリ等の技能競技大会の実施を通じて技能振興の取組を推進する。

・　2028年の技能五輪国際大会の開催地である愛知県や2028年技能五輪国際大会日本組織委員会等と連携し、大会の実施や2028年技能五輪国際大会の開催を契機とした技能振興、技能の魅力発信等について、「リスキリングを促進する国民運動」の取組とも連携しながら推進する。

・　技能者の地位と技能水準の向上にもつながるよう、「卓越した技能者の表彰」制度の普及の促進や、業界団体や学会等における表彰・評価等の活動を促進する。

・　若年層に対する技能尊重の機運醸成として、若年技能者人材育成支援等事業において、「ものづくりマイスター」を工業高校や中小企業等に派遣し、実践的な実技指導やものづくりの魅力を伝える取組を実施する。

・　ものづくりの高付加価値化によって、技能の魅力向上を図るため、熟練技能者の知見等の継承や顧客ニーズ等に対応する知識・技能の習得のための体制を整備する。若手の技能人材等の確保・育成のため、地域の技能士・業界団体等の連携による人材育成の体制を整備する。

7　職業能力開発分野の国際連携・協力の推進

経済のグローバル化が進展し、我が国の企業の海外進出等が活発化する中で、グローバル人材の活用・育成が重要となっている。その一方で、国際社会の一員として国際協力を推進することの重要性はますます高まっている。これまでも我が国は、開発途上地域等が自立的発展を実現するための根幹となる人材育成について、自らの経験や知見、教訓及び技術をいかし、技術協力や人材の育成・確保のためのシステム作り等の「質の高い成長」に向けた支援を実施してきたところであり、引き続き、こうした支援を効果的・効率的に推進していく必要がある。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　「技能評価システムを通じた技能移転事業」について、我が国の強みであるものづくり分野や中小企業が持つノウハウを最大限活用しながら推進し、日本型技能評価システムである技能検定のノウハウをアジア地域の開発途上国に移転する。

・　外国人の技能実習については、育成就労制度施行後においても経過措置として実習を継続する技能実習生もいるため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づき、引き続き技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図っていく。

○厚生労働省告示第百七十号

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第八条第一項の規定に基づき、青少年雇用対策基本方針を次のように定めたので、告示する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

青少年雇用対策基本方針

目次

はじめに
第１　青少年の職業生活の動向
1　青少年を取り巻く環境の変化
2　青少年等の現状
⑴　若年労働力人口の動向
⑵　青少年をめぐる雇用情勢
⑶　就業構造の変化及び就業形態の多様化並びに自立に困難な課題を抱える青少年の増大
⑷　働くことに関する青少年の意識
第２　青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項等
1　青少年雇用対策の方向性
2　学校卒業見込者等の就職活動、マッチング、職場定着等に向けた支援
⑴　在学段階からの職業意識等の醸成
①　キャリア教育の推進を通じた職業意識の形成支援
②　関係者の連携によるキャリア教育推進の基盤整備
③　労働関係法令に関する知識等の周知啓発
⑵　マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、適職の選択、職場定着等のための支援
①　学校等から職業生活への円滑な移行のための支援
②　既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進
③　マッチングの向上に資するための労働条件等の明示の徹底及び積極的な情報提供の促進
④　労働関係法令違反が疑われる企業への対応
⑤　就職後の職場適応・職場定着のための支援
⑥　入職後早期に離転職する青少年に対するキャリア自律に向けた支援
3　中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者及び就労に当たって困難な課題を抱える者に対する支援
4　フリーターを含む非正規雇用で働く青少年の正規雇用化に向けた支援
5　企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援
⑴　青少年の雇用管理の改善に向けた支援
⑵　青少年の採用及び育成に積極的な中小企業の情報発信のための支援
⑶　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善、多様なニーズに対応した働き方の実現
6　職業能力の開発及び向上の促進
⑴　職業訓練の推進
⑵　職業能力検定の活用の促進
⑶　職業人生を通じたキャリア形成支援
7　ニート等の青少年に対する職業生活における自立促進のための支援
8　地域における青少年の活躍促進
9　青少年福祉施策の実施

はじめに

青少年雇用対策基本方針（以下「本方針」という。）では、青少年の職業生活に関する動向を明らかにするとともに、経済・社会の変化、少子高齢化の進行や青少年に求められる社会の期待等を踏まえ、青少年が、仕事・人・社会への積極的な関わりを通じて自信と意欲を備え、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上を通じて継続的なキャリア形成を図り、社会の構成員として自立して健全に成長することを促すため、また、これを支える関係機関の連携による社会的ネットワークの整備を図るため、施策の基本となるべき事項を示すこととする。

本方針において「青少年」とは、35歳未満の者をいう。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げないものとする。

また、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「法」という。）第２条及び第３条に規定するとおり、青少年雇用対策は、青少年が、その意欲や能力に応じて、有為な職業人として成育するよう、就職支援、職業生活における自立促進等の必要な支援を行うこととしている。なお、同条の「青少年である労働者」は、現に働いている者に限らず、求職者やいわゆるニート等の青少年も含まれるものである。

本方針の運営期間は、令和８年度から令和12年度までの５か年とする。

なお、経済社会情勢の変化等に伴い、本方針の運営期間中に新たな施策が必要となる場合は、本方針の趣旨等を踏まえて機動的に対応するものとする。

第１　青少年の職業生活の動向

１　青少年を取り巻く環境の変化

我が国は、人工知能の急激な進化やデジタル化の進展等により産業構造がこれまでにない規模とスピードで変化するとともに、労働者の構成や働き方についても大きく変化することが見込まれる時代を迎えている。また、人生100年時代の到来による労働者の職業人生の長期化や働き方の多様化の進展を受け、新卒一括採用や長期雇用等に特徴付けられる日本型の雇用慣行も徐々に変化している。

このような経済・社会環境を前提として、青少年の雇用動向を見ると、若年層の完全失業率は、他の年齢層と比べるとなお高い水準にあるものの、低下傾向にある。

こうした中、学校等の新規卒業予定者（以下「学校卒業見込者」という。）の就職環境は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う悪化から回復し、求人倍率や就職（内定）率は高い水準で推移している一方で、いわゆるフリーターと呼ばれる不安定就労を繰り返す者が近年は微増に転じ、いわゆるニートと呼ばれる若年無業者の数も高止まりしている。

また、高等学校等卒業者の大学（学部）への進学率は、引き続き上昇傾向にあり、平成22年以降はおおむね50％を超える水準にある。その一方で、各学校段階での中途退学者が相当程度の頻度で発生し、これらの者がその後、いわゆる非正規雇用となる割合が高くなるとともに、就職先が決まらないまま卒業した者や卒業後に非正規雇用となる者も一定数存在しており、継続的なキャリア形成を実現することが困難な状況となっている。

以下、これらの青少年の職業生活の動向について、より具体的なデータに基づき概観する。

２　青少年等の現状

⑴　若年労働力人口の動向

15歳から34歳までの若年労働力人口は、当該年齢層の人口そのものの減少にもかかわらず、女性の労働参加の進展による増加もあり、近年は横ばいとなっており、令和６年で1,764万人、総労働力人口に占める割合は25.4％となっている（総務省「労働力調査」（令和６年））。他方で、少子化が進展する中で長期的には減少傾向にあるとともに、各種の経済・雇用政策をある程度講ずることにより、経済成長と女性等の労働市場への参加が一定程度進むと仮定した場合であっても、令和22年には1,580万人（ピーク時（昭和43年）の66.5％）にまで減少することが見込まれている（独立行政法人労働政策研究・研修機構「2023年度版　労働力需給の推計―労働力需給モデルによるシミュレーション―」（令和６年）及び総務省「労働力調査」（令和６年））。このように、中長期的に社会の支え手である若年労働力人口の減少は避けられず、これに伴い、経済・社会システムの維持のための青少年１人当たりの負担はますます大きくなると見込まれる。

⑵　青少年をめぐる雇用情勢

青少年の完全失業率は、令和６年で15歳から24歳までは4.0％、25歳から34歳までは3.4％と、全体の完全失業率の2.5％と比べるとなお高水準にあるものの、平成22年頃から低下傾向にある（総務省「労働力調査」（令和６年））。

また、学校卒業見込者の就職状況についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う悪化から回復したことに加え、人手不足も影響して大学・高等学校ともに学校卒業見込者の求人倍率や就職（内定）率は高い水準を維持しており、令和７年３月卒業者の就職（内定）率は大学で98.0％（文部科学省・厚生労働省「令和６年度大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査」）となったほか、高等学校でも99.0％（厚生労働省「令和６年度高校・中学新卒者の就職内定状況等」）となっている。

一方、学校等を卒業後、就職して３年以内に離職する者の割合は、令和４年３月卒業者について、中学校卒業者で54.1％、高等学校卒業者で37.9％、大学卒業者で33.8％となっており、中学校卒業者は、近年増加傾向にあるとともに、高等学校卒業者及び大学卒業者は、近年は微増傾向にあり、直近は低下した（厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況（令和４年３月卒業者）」）ものの、今後も低下傾向で推移するか否かは、なお見通し難いところである。

⑶　就業構造の変化及び就業形態の多様化並びに自立に困難な課題を抱える青少年の増大

青少年の就業状況について、産業別の就業者数の構成割合を見ると、令和６年では「卸売業、小売業」が16.1％と最も多く、次いで「製造業」が15.3％、近年労働市場における需要が高まっている「医療、福祉」が13.0％と続いている。同じく職業別の就業者数の構成割合を見ると、「専門的・技術的職業従事者」が23.7％と最も多く、次いで「事務従事者」が18.6％、「サービス職業従事者」が15.2％、「販売従事者」が14.3％と続いている（総務省「労働力調査」（令和６年））。

学校卒業見込者の就職状況に改善が見られる一方で、学校等から職業生活への円滑な移行ができず、キャリア形成に困難な課題を抱える青少年の存在が見られる。就職を希望しつつも就職先が決まらないまま卒業した者を含め、卒業後に進学も就職もしない学校等の卒業者は、高等学校卒業者（全日制・定時制）で約４万４千人（令和７年３月卒業者）、高等学校卒業者（通信制）で約２万４千人（令和６年度間卒業者）、大学卒業者で約４万２千人（令和７年３月卒業者）となっている。このうち、高等学校卒業者について、卒業後に進学も就職もしない学校等の卒業者の割合は、高等学校卒業者（全日制・定時制）で4.7％となっているのに対し、高等学校卒業者（通信制）は26.1％となっている（文部科学省「令和７年度学校基本調査」）。

また、非正規雇用労働者のうち、不本意ながら非正規雇用で働いている青少年の割合は令和６年では6.9％となっており、近年は低下傾向にあるものの、特に25歳から34歳までの割合は他の年齢層の割合と比べると依然として高い（総務省「労働力調査」（令和６年））。

非正規雇用労働者の給与は、全ての世代で正規雇用労働者の給与を下回り、正規雇用労働者に比べ、年齢による変化が小さく、就業年数を重ねても増加することなく固定化していることがうかがえる（厚生労働省「令和６年賃金構造基本統計調査」）。

フリーター数は、平成15年の217万人をピークにおおむね減少傾向にあったものの、令和４年以降は増加傾向にあり、令和６年は136万人となっている（総務省「労働力調査」（令和６年））。フリーター期間が長くなるほど、正規雇用への移行が難しくなる傾向が見られる（独立行政法人労働政策研究・研修機構「大都市の若者の就業行動と意識の変容―『第５回　若者のワークスタイル調査』から―」（令和４年））。

また、ニート数は、若年人口が減少傾向にあるにもかかわらず、令和２年には前年比で13万人増の69万人となり、その後減少したものの、令和４年以降は増加傾向にあり、令和６年は61万人となっている（総務省「労働力調査」（令和６年））。

高等学校・大学等の中途退学者については、高等学校で約４万５千人（文部科学省「令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）、大学等で約６万１千人（文部科学省「令和６年度　学生の中途退学者・休学者数の調査結果について」）となっている。中途退学後に就職した者の就業状況を見ると、正規雇用の比率が各学校を卒業した者に比べて著しく低く、令和３年では約５割がアルバイト・パートの形態で働いており、安定的な仕事に就くことが困難な状況が見られる（独立行政法人労働政策研究・研修機構「大都市の若者の就業行動と意識の変容―『第５回　若者のワークスタイル調査』から―」（令和４年））。

このような状況の下で、キャリア形成の初期段階において基本的な職業能力の開発及び向上がなされないことにより、将来的に人的資本の質が低下し、人口が減少する中での経済・社会への影響が懸念される。

加えて、令和６年度の小・中学校の不登校児童生徒数は約35万４千人と過去最多となっているとともに、高等学校の不登校生徒数は、約６万８千人となっている（文部科学省「令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）。将来的には、学校等から職業生活への円滑な移行に向けた支援がより重要となってくるものと考えられる。

⑷　働くことに関する青少年の意識

青少年の働いている理由については、「主たる稼ぎ手として生活を維持するため」が51.0％で最も高く、次いで「自分の学費や娯楽費を稼ぐため」が49.7％、「自立のため」が31.5％の順となっており、「主たる稼ぎ手として生活を維持するため」、「自分の学費や娯楽費を稼ぐため」等が上昇し、「自己実現のため」、「生きがい・社会参加のため」等が低下している（厚生労働省「令和５年若年者雇用実態調査」）。また、若年層の約７割が、会社を選ぶときに、「将来の仕事（キャリア）とプライベートの両立」を意識しており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を重視する傾向がうかがえる（厚生労働省「若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査（速報）」（令和７年））。

また、職業生活設計について、会社に提示してもらうのではなく自分で考えていきたいとする20歳から29歳までの労働者は「正社員」では64.9％、「正社員以外」でも54.8％に達している一方、「会社で職業生活設計を提示してほしい」及び「どちらかといえば、会社で職業生活設計を提示してほしい」とする割合が他の年齢層と比較すると高くなっている。さらに、職業生活を継続するため、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動である自己啓発を行った20歳から29歳までの労働者は、「正社員」では47.8％であるのに対し、「正社員以外」では15.9％にとどまっている（厚生労働省「令和６年度能力開発基本調査」）。

また、初めて勤務した会社の主な離職理由は「労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった」及び「人間関係がよくなかった」との回答が多く、次いで「賃金の条件がよくなかった」及び「仕事が自分に合わない」との回答が多くなっており、労働条件への不満、職場環境及び仕事内容が大きな要因となっていることがうかがえる。加えて、若年正社員が、現在の会社から今後「転職したいと思っている」割合は31.2％で、「転職したいと思っていない」割合を上回るようになっている（厚生労働省「令和５年若年者雇用実態調査」）。

第２　青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項等

１　青少年雇用対策の方向性

若年期は、生涯にわたるキャリア形成のスタートとして重要な時期であり、青少年が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させていくことが必要である。

しかしながら、第１のとおり、学校等から職業生活への円滑な移行ができず、キャリア形成の初期の段階でつまずき、基本的な職業能力の開発及び向上に困難な課題を抱える青少年が存在するなど、将来を担う青少年のキャリア形成にはいまだ課題も見られる。

青少年は、心身ともに成長過程にあり、一般的に人生経験や職業経験が少ないため、自らの適性等を理解した上で適職の選択を行うことについても他の年齢層に比べて未熟な面があることから、マッチングの向上等のための積極的な支援が求められる。

具体的には、学校等から職業生活への移行を円滑にするために在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、就職活動段階においては、マッチングの向上等を図り、学校卒業見込者等が早期に離職することなく、最初の職場で集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行う。また、様々な事由により入職後早期に離職する青少年が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるようキャリア自律に向けた支援を行う。その際、青少年が多種多様な情報から必要な情報を取捨選択して判断することに課題が見られることから、情報面での支援に留意する。さらに、青少年が、変化が激しく、将来の職業生活設計の見通しを立てにくい状況に柔軟に対応しつつ、自身の希望の明確化、自律的・主体的な職業生活設計とその振り返りや見直し並びに職業能力の開発及び向上に取り組むための支援を行う。

また、中途退学や就職先が決まらないまま学校等を卒業したことにより、学校等とのつながりがなくなり、適切な就職支援が受けられずに不安定な就業を繰り返す者や就職への意欲を失ってニートとなる者、不登校などの事情により就労に当たって困難な課題を抱える者が一定数存在するといった課題を踏まえ、専門家を活用しながら、個人の事情に配慮した支援を行う。

青少年雇用対策の推進に当たっては、事業主、労働組合、学校等、地方公共団体（特定地方公共団体（職業安定法（昭和22年法律第141号）第４条第９項に規定する特定地方公共団体をいう。）を含む。）、労働行政機関等関係行政機関、職業紹介事業者、同条第６項に規定する募集情報等提供を業として行う者、職業訓練機関、地域の青少年支援機関等の関係者が連携・協力し、社会全体で取組を進めていくという観点が不可欠である。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が青少年に与えた影響については、独立行政法人労働政策研究・研修機構「若年者の初職における経験と若年正社員の離職状況―第３回若年者の能力開発と職場への定着に関する調査―」（令和７年）において、新型コロナウイルス感染症拡大以降に初職に入職してから当該調査時点まで、最も長い人でも３年しか経っていないため、これらの変化が離職・勤続傾向に及ぼした影響を解明できるのはこれからであるとしつつ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会活動の自粛が、青少年の離職傾向に今後影響を及ぼす可能性が示唆されており、今後も引き続き、その動向を注視していく。

以下、施策分野ごとに、重点的に取り組む事項を掲げることとする。

２　学校卒業見込者等の就職活動、マッチング、職場定着等に向けた支援

⑴　在学段階からの職業意識等の醸成

在学段階は、社会・職業生活への移行の前段階であり、職業人生における初期キャリアの形成に向け、勤労観、職業観等の職業意識といった将来の進路決定・就職に向けた基盤が形成される重要な時期である。

文部科学行政においても、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年１月中央教育審議会答申）により、「キャリア教育は、キャリアが子ども・若者の発達の段階やその発達課題の達成と深くかかわりながら段階を追って発達していくことを踏まえ、幼児期の教育から高等教育に至るまで体系的に進めること」、「職業能力の開発・向上の促進等を担う厚生労働省や、企業やＮＰＯ等の民間主体の組織・人材の育成等を担う経済産業省等の関係府省間での連携・協力を図ること」等の方針が示されるとともに、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等が改正され、全ての大学等に社会的・職業的自立に関する指導等の実施のための体制整備が求められることとなった。

また、学校等の卒業者の早期離職や一定数の青少年がフリーター、ニート等になっていることなど、学校等から社会・職業生活への移行が必ずしも円滑に行われていない状況が見られる中、社会に出てから顕在化するこれらの問題に対する事後的な対応にとどまらず、未然に防止するための対策としても、在学段階から次の①から③まで等の体系的なキャリア形成支援の充実が求められる。

①　キャリア教育の推進を通じた職業意識の形成支援

青少年が適職の選択を行うためには、自らの適性や興味・関心、職業との関わり等に対する理解が前提となることから、在学段階から職業意識の形成支援を行うことが重要である。

学校等におけるキャリア教育の推進に当たり、公共職業安定所等は、職場体験・インターンシップの受入企業の開拓、地域の様々な産業で働いている社会人を講師とした職業講話、自己や仕事に関する理解を深める授業・ガイダンスの実施、青少年が希望する地域の職業情報・雇用情報の提供、出張相談をはじめとするキャリアコンサルタントによるキャリアに関する相談の機会の提供等、積極的な協力に努める。

なお、職場体験・インターンシップは、キャリア教育の一環として行われることが基本であり、その趣旨に沿った適正な形で実施されるよう、事業主等への周知徹底を図っていく。

また、自己や仕事に関する理解を深める授業・ガイダンスの実施を通じて、キャリアに関する相談の機会の活用を促進することが重要である。

キャリア教育の推進に当たっては、学生が、インターンシップ、キャリア教育等の状況、自らの目標等を記入するキャリア・プランニングのツールとしてジョブ・カードを活用することが求められている。このため、関係行政機関と連携して、在学段階から、オンライン上で作成できる「マイジョブ・カード」も含め、ジョブ・カードが活用されるよう、利用の促進・周知を図っていく。

ものづくり分野をはじめとする幅広い職業について理解を深め、就職前段階で適切な職業意識を持てるよう学校等と公共職業能力開発施設の連携により、学生・生徒等に対するものづくり体験、技能講習会等の実施を進める。また、2028年技能五輪国際大会の我が国での開催を契機として、関係行政機関や業界団体、技能士等とも連携しつつ、就職前段階から技能尊重の機運醸成を図る。

保護者に対しても、保護者が時代に合った職業観を持ち、学校等におけるキャリア教育や学生・生徒自身の主体的な職業意識の確立について理解・協力してもらうことが望まれる。

② 関係者の連携によるキャリア教育推進の基盤整備

初等中等教育及び高等教育の各学校等による主体的な取組がより効果的に推進されるよう、その基盤として、各地域の地方公共団体、労使団体、企業、労働行政機関等関係機関の連携・協力が不可欠である。

その際、職業適性や興味に関する各種検査の活用、詳細な職場情報や地域の企業情報の提供、キャリアコンサルタント等の専門家の活用、ジョブ・カードの普及等、労働行政機関の有するキャリア形成に資する資源や手法、人材等を広く提供し、活用の促進を図ることも重要である。

③ 労働関係法令に関する知識等の周知啓発

青少年の就職活動時や就職後のトラブルの防止のためには、労働関係法令に関する理解を深めることが重要であり、都道府県労働局等と学校等との連携・協力により、学生・生徒に対して労働関係法令に関する知識等の周知を図ることが求められる。

このため、法において、学生・生徒に対する職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識の付与に係る国の努力義務を規定していることも踏まえ、国は、都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所による講師の派遣、労働関係法令に関する基礎的な知識をまとめた冊子の提供等を積極的に行うとともに、学校等に対しては、特に在学段階におけるアルバイトが青少年にとっての最初の就業経験となることが多いことも踏まえ、アルバイトに従事する前や、職場体験・インターンシップの実施の前後、学生・生徒の進路選択の際など、適切な機会を捉えた労働関係法令に関する知識等の付与に係る取組の周知を図る。

さらに、都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所は、労働に関するトラブルに適切に対処できるよう、都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナー等の相談窓口を周知する。

⑵ マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、適職の選択、職場定着等のための支援

我が国の若年失業率は、国際的に見て相当低い水準にとどまっているが、その背景には、学校等の卒業前に就職先が決定し、企業で継続的に人材育成を行う学校卒業見込者の一括採用があると考えられる。この仕組みは、事業主にとっても学校卒業見込者にとってもメリットがあり、一定の合理性を持つ雇用慣行として我が国で広く定着してきたところである。

したがって、青少年の円滑なキャリア形成のためには、特に学校等の新規卒業時の職業選択が重要であり、次の①から⑥までの適職の選択を行うことができる環境の整備が必要である。

① 学校等から職業生活への円滑な移行のための支援

学校等から職業生活への円滑な移行のため、公共職業安定所が学校等と連携・協力し、就職支援ナビゲーターによる大学等への出張相談、就職支援セミナー等、地域の学校等や学生・生徒等のニーズに応じた支援を行う。

特に、採用意欲が高く、青少年の雇用管理が優良な中小企業と、大企業志向の強い学校卒業見込者等との間にミスマッチが存在している状況等を踏まえ、青少年の募集等に関する取組の実施状況が優良である等の事業主を法の規定に基づき認定する制度（以下「ユースエール認定制度」という。）により、中小企業の情報発信を支援し、企業規模等にとらわれない職業選択を促す。その際、大企業や知名度の高い企業を子に推奨する傾向があると言われる保護者の意識への働きかけも求められる。

卒業間近になっても内定を得られていない学生・生徒に対しては、卒業までに内定を得られるよう、関係行政機関との連携の下で、新卒応援ハローワーク等において毎年１月から３月までの期間に集中的に就職支援を行うとともに、就職先が決まらないまま卒業した者に対しても、新卒応援ハローワーク等において継続して就職支援を行う。

公共職業安定所は、学校卒業見込者等に対して就職支援を行う際に、トラブルに巻き込まれた際の相談窓口（都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナー等）について周知啓発を図る。

② 既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進

学校卒業見込者の一括採用の仕組みについては、事業主にとっては、職業経験のない学校卒業見込者を集団的かつ集中的に正規雇用労働者として採用し、長期雇用の下でＯＪＴ等の企業内での訓練を実施しながら必要な知識・技能を習得させていくこと等が効率的であること、学校卒業見込者にとっても、失業状態を経ることなく円滑に社会・職業生活に移行できること等のメリットがあり、一定の合理性を持つ雇用慣行として広く定着してきたところである。

一方、経済・社会環境及び労働市場の構造の変化の下、急激な雇用情勢の悪化等の影響により、就職先が決まらないまま卒業した者、次年度の就職活動のために学校等を留年した者、不本意ながら非正規雇用に就いた者、ミスマッチにより早期の離職を余儀なくされた者等が存在し、さらに、フリーター等の不安定な就業形態に就くことで、その後正規雇用に移行することがより困難となる状況が生じている。

こうした状況を踏まえ、青少年の募集及び採用に当たって、卒業後の経過期間にとらわれることなく人物本位による正当な評価が行われるよう、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）において、学校卒業見込者の採用枠について、既卒者が学校等を卒業後少なくとも３年間は応募できるものとすること、できる限り年齢の上限を設けないようにすること等を定めている。引き続き、この指針を活用し、事業主への周知啓発、指導を着実に実施することにより、学校等を卒業後の一定期間は「新卒」扱いとする、通年採用を拡大するなど、既卒者が正規雇用に応募する機会を広げる取組を促していく。

③ マッチングの向上に資するための労働条件等の明示の徹底及び積極的な情報提供の促進

事業主から示される労働条件等は、学校卒業見込者等が就職先を決定する際の重要な情報であるが、募集時に示された労働条件等と労働契約の締結時に明示された労働条件等が異なるなど、労働条件等をめぐるトラブルが発生している現状に鑑み、職業安定法、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働条件等の明示に関する規定等の周知徹底を図る。

また、労働条件等をめぐるトラブル等に対し、法令等に基づく行政指導を実施してもなお、個々の労働者と事業主との間の紛争が解決しない場合には、都道府県労働局による個別労働紛争解決制度等が利用できることを周知するとともに、公共職業安定所は必要に応じて相談等に適切に対応する。

さらに、マッチングの向上のためには、労働条件等に加えて、職場の就労実態に係る情報が提供される環境の整備が重要である。このため、法第13条及び第14条に規定する青少年雇用情報の提供について履行の確保を図るとともに、公共職業安定所が学校卒業見込者等求人（同条第１項に規定する学校卒業見込者等求人をいう。以下同じ。）の申込みを受理するに当たっては、求人者に対し、青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第155号）第３条第１項に定める青少年雇用情報の全ての事項の提供を求めていく。

また、公共職業安定所においては、青少年雇用情報の求めを行ったことを理由とした不利益取扱いに係る相談への対応、学校卒業見込者等が具体的な情報の求めを行った場合の事業主への対応その他青少年雇用情報の提供の仕組みが学校卒業見込者等の適職の選択に有効に機能するために必要な取組を進める。

なお、青少年雇用情報の提供は、学校卒業見込者等の適職の選択のための措置であり、事業主及び学校卒業見込者等の双方に適正な対応が求められることについて周知を図っていく。

④　労働関係法令違反が疑われる企業への対応

労働基準法等の労働関係法令違反が疑われる事業場については、労働基準監督機関等による監督指導等を行っていくほか、社会的に影響力の大きい企業において違法な長時間労働等が複数の事業場で認められた場合には、都道府県労働局長から経営トップに対し全社的な是正を図るよう指導を行うとともに、その事実を公表するなど、実効性のある取組を行っていく。

また、公共職業安定所において、労働基準監督機関等との連携の下、職業安定法第５条の６に規定する求人不受理の措置を着実に実施していく。

⑤　就職後の職場適応・職場定着のための支援

公共職業安定所は、学校卒業見込者等について就職後においてもその状況把握に努め、職場適応のための相談対応等、職場定着に向けた支援を行うとともに、事業主に対し、個々の状況に応じて助言・指導等により雇用管理の改善を促していく。

青少年の早期離職の防止・職場定着の促進を図る観点からも、入職後早期におけるキャリアコンサルティングの機会の提供を行うとともに、ストレスチェックの実施等を通じたメンタルヘルス不調の発生の防止、不調者への適切な対応、職場復帰の支援等、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を図り、青少年が心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる職場環境を整備していく。

⑥　入職後早期に離転職する青少年に対するキャリア自律に向けた支援

様々な事由により早期に離転職する青少年もいることから、そのような場合であっても、長期的・安定的に職業人生をより豊かに送ることができるよう、新卒応援ハローワーク等における職業相談の実施に加え、入職後早期におけるキャリアコンサルティングの機会の提供等により、キャリア自律に向けた支援を行う。

また、ユースエール認定制度をはじめとする雇用管理の状況等が優良な企業の認定・表彰に関する状況や時間外労働の状況等の企業の職場情報を青少年等がワンストップで閲覧できる職場情報総合サイト（しょくばらぼ）等を通じて、職場情報の見える化を促進する。

さらに、青少年等が持つ職業スキルや経験等を生かした就職活動や企業の採用活動が行えるように職業情報の見える化を進めるため、職業情報提供サイト（job tag）において、広く求人企業・求職者等に職業情報を提供することにより、効果的なマッチングを図るとともに、青少年等が効果的に活用できる環境を整備するため、一層の充実を図る。また、各種支援策に関する関係行政機関の情報の連携・一体化を進め、青少年や企業等にとって包括的で利便性の高いプラットフォームを構築する。

3　中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者及び就労に当たって困難な課題を抱える者に対する支援

学校等を中途退学し、又は就職先が決まらないまま卒業したこと等を理由として、学校等から社会・職業生活への円滑な移行ができなかった者等については、個々の事情に配慮しつつ、希望に応じた就職支援等を行っていくことが必要である。

中途退学者の中には安定的な就労に困難な課題を抱える者が多い状況に鑑み、就職を希望する中途退学者に対しては、中途退学後に各支援機関の支援の谷間に陥ることのないよう、中途退学に際して、学校等、公共職業安定所、地域若者サポートステーション等が連携して、就職支援機関、職業訓練機関等に関する情報を提供し、継続的に支援を行っていく。

また、卒業から就職までの期間が短いほど正規雇用労働者として就職する割合が高まる傾向がみられるなど、早期の就職実現が重要となっていることから、就職先が決まらないまま卒業した者については、学校等、新卒応援ハローワーク等が連携し、公共職業安定所における個別支援や面接会の集中的な開催等により、卒業直後の支援の充実を図っていく。

さらに、就労に当たって困難な課題を抱える者については、今後も増えていくことが懸念されることから、個々の事情に配慮したきめ細かな支援がますます重要となる。このため、新卒応援ハローワークや地域若者サポートステーション等において、キャリアコンサルタントや臨床心理士等の専門家を活用した支援や、地域のボランティア活動等を活用した社会とつながる体験機会の確保、学校をはじめとする多様な主体と連携したアウトリーチを含めた支援等、個々のニーズや課題に応じた支援の充実を図っていく。

4　フリーターを含む非正規雇用で働く青少年の正規雇用化に向けた支援

少子化対策の観点からも、青少年の経済的基盤を確保することは重要であり、非正規雇用労働者の現状等に関する情報を青少年に提供することも含め、主体的に職業選択やキャリア形成を行えるように支援していく。

不本意ながら非正規雇用で働いている青少年もいることを踏まえ、わかものハローワーク等において、個々のニーズや課題に応じて、的確な就職支援を行うためのキャリアコンサルティング、就職活動の方法に関する助言・指導のほか、職業相談・職業紹介、職場定着、適切な職業訓練への誘導等の支援を行い、正規雇用への移行を促進していく。

また、地域のニーズに応じた多様な就職支援メニューをワンストップで提供する取組（ジョブカフェ）など、都道府県等が中心となって、地域の関係機関との連携の下で青少年が利用しやすいサービスの提供を推進していくことが期待される。

事業主に対しては、トライアル雇用、雇用型訓練、企業内での正規雇用への転換の取組等の青少年の正規雇用化に係る積極的な取組を促していく。

5　企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援

⑴　青少年の雇用管理の改善に向けた支援

青少年の適切なキャリア形成の実現のためには、早期離職の防止の観点から入口段階でのマッチングの向上のための取組に加え、青少年の能力や経験に応じた適切な待遇を確保するなど、企業内での適切な雇用管理を促進することが課題となっている。

また、労働供給制約が強まる中で、各企業が青少年にとって魅力のある職場となることが重要であり、学校卒業見込者等募集（法第13条第１項に規定する学校卒業見込者等募集をいう。）及び学校卒業見込者等求人に当たって提供する青少年雇用情報の内容の充実やユースエール認定制度に係る認定の取得に向け、各企業において自主的に雇用管理の改善が図られることが期待される。このため、労働者の離職率と人材育成に関する基本的方針の策定状況との間には相関関係が認められることも踏まえ、ユースエール認定制度を活用して、雇用する労働者の育成に関する方針並びに職業能力の開発及び向上を促進するための計画の充実を図る取組を評価することにより、青少年の育成等に積極的な企業ほど労働市場で選ばれ、企業において労働者の確保が図られるとともに、それが企業の自主的な取組を更に促進するという好循環を生み出していく。

⑵　青少年の採用及び育成に積極的な中小企業の情報発信のための支援

青少年の雇用管理に積極的に取り組みながらも、知名度等の点から青少年の採用に課題を抱える中小企業の情報発信を支援するため、ユースエール認定制度等を推進し、公共職業安定所等において重点的にマッチングを行っていくとともに、青少年がユースエール認定企業の求人を容易に検索することが可能となるよう検討し、必要な施策を講じる。

⑶　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善、多様なニーズに対応した働き方の実現

青少年が働きがいを持ちながら、ライフステージに沿って、希望に応じた働き方を選べるような環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

具体的には、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇・育児休業の取得の促進、自己啓発のための時間の確保への配慮等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善に向けた企業における自主的な取組を促していくとともに、適切な労務管理下におけるテレワークやフレックスタイム制の活用等、柔軟な働き方がしやすい環境の整備を図っていく。

6　職業能力の開発及び向上の促進

⑴　職業訓練の推進

公共職業訓練として実施している日本版デュアルシステム等の主として青少年を対象とした訓練メニューや、企業内での実習と教育訓練機関等での座学等を組み合わせて実施する雇用型訓練を引き続き推進する。また、中央職業能力開発促進協議会及び地域職業能力開発促進協議会の機能を強化し、地域の人材ニーズ等を踏まえた訓練機会を充実させていくこと等により、不安定な就労を繰り返す青少年の安定的な就職の実現等を図っていく。

また、離職後、相当な期間が経過した青少年や一度も就労したことのない青少年等雇用保険を受給できない青少年に対しては、求職者支援訓練により早期の就業に向け引き続き支援する。

職業訓練の実施に当たっては、対象となる青少年が職業経験の不足等により、職業能力が十分に形成されていない現状にあることに鑑み、訓練の受講前にキャリアコンサルティングを行うことにより、職業能力開発の課題や目標を明確にした上で適切な訓練へ誘導することが重要である。また、訓練中についても、コミュニケーション能力の不足、人間関係への不安、仕事への理解不足等、最近の青少年の特徴や抱える課題等を踏まえ、社会人・職業人として必要な基礎的能力の習得や職業意識の醸成を図りつつ、きめ細かな職業指導等を併せて行う。

さらに、企業内の青少年の育成については、景気の動向、企業の業績等にかかわらず、事業主が中長期的な視点で人材への投資を行うことができるよう、引き続き、助成金、認定職業訓練制度等により必要な支援等を行う。

⑵　職業能力検定の活用の促進

職業に関する知識や職歴がない青少年にとって、技能検定を中心とした職業能力検定は、目指すべき職業能力開発の明確な指標となるものであり、また、いわゆるキャリアラダー（職務やこれに応じた職業能力をレベルごとに応じて階層化することにより、労働者がはしごを昇るように着実に職業能力を高め、キャリアの向上を図る道筋としての役割を果たすものをいう。）としての機能も有する。また、青少年の職業能力の見える化を進めることは、青少年の実践的な職業能力が適正かつ客観的に評価されることにつながり、円滑なマッチングに資するものである。

このため、技能検定制度について、青少年のモチベーションの向上やキャリアアップに資するよう、青少年を主な対象とした技能検定３級の対象職種の拡大など、積極的にその設定を進めるとともに、学校教育等との連携を通じた青少年に対する技能検定の積極的な活用促進を図っていく。

また、今後も雇用吸収力の増大が見込まれ、青少年のキャリア形成上の課題がより顕在化している対人サービス分野等に重点を置いて、業界内共通の職業能力を評価する技能検定の職種の整備等を進める。

さらに、令和６年３月に技能検定等の既存の公的資格ではカバーできていなかった職種において、スキルの階層化、標準化ができるよう創設した、団体等検定制度の活用の促進を図ることで、企業・業界団体の域を超えた職業能力評価を推進する。

⑶　職業人生を通じたキャリア形成支援

青少年の主体的なキャリア形成を図ることは、職業能力開発に対する意欲を高め、豊かな職業人生をもたらす等の効果がある。このため、青少年自身が将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、職業人生を通じてキャリア形成に取り組むことが必要である。

しかしながら、青少年の中には、職業経験が少ないなど、独力でキャリア形成を図ることが困難な者も少なからず存在する。こうした者のキャリア形成を支援するため、入職後早期のうちから企業内外を問わず必要な時にキャリアコンサルティングを受けられるよう、キャリア形成・リスキリング支援センター及びキャリア形成・リスキリング相談コーナーやオンラインを活用し、キャリアコンサルティングをより身近に受けられる環境の整備に取り組む。

あわせて、青少年や企業等がキャリアコンサルタントをより活用しやすくなるよう、相談プロセスや、キャリアコンサルタントが有する知識や経験を可視化するとともに、青少年の多様なニーズに対応できるようキャリアコンサルタントの育成・確保を推進する。

また、青少年の職業生活設計及びこれに基づく職業能力開発の支援を行うため、職業人生の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を企業内に設けるセルフ・キャリアドックの導入並びにキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールであるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを推進する。

さらに、青少年の主体的なキャリア形成の意識の醸成を図るとともに、これら一連の取組の普及を進めることが重要である。これらの取組を通じて、青少年自身が仕事へのやりがいをより感じられるようになることのほか、生産性が向上すること、職場定着が図られること等が期待される。

これらは、企業にとっても有益であることから、企業自身がキャリアコンサルタントを配置するなどにより青少年の自律的なキャリア形成ができる環境を整えることが重要である。また、企業が青少年に対してキャリア形成の支援を行うに当たっては、上司の役割が重要であることから、企業が青少年に対する上司によるキャリアに関する相談の負担を軽減する措置を講じるとともに、キャリアコンサルタントが専門的な立場から上司によるキャリアに関する相談を支援する環境を整備することが望まれる。

7　ニート等の青少年に対する職業生活における自立促進のための支援

将来の労働力を確保する等の観点から、就業、通学及び職業訓練の受講のいずれもしていない青少年であって、職業生活を円滑に営む上での困難な課題を抱えるニート等と呼ばれる青少年に対し、その特性に応じた適職の選択等の職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するための施設の整備等の必要な質の高い支援を継続的に提供する。

具体的には、ニート等の青少年の支援の拠点である地域若者サポートステーションにおいて、公共職業安定所、地方公共団体等の関係機関との連携を通じた情報提供等や職場体験の充実を図ることにより就職に向けた支援を行うとともに、就職した者に対する職場定着支援等を実施する。

また、各地域若者サポートステーションが有するノウハウや経験の普及、研修体制の整備、好事例の周知、支援を行う専門人材の育成等に努める。

8　地域における青少年の活躍促進

青少年が希望する地域において就職することができるよう、国、地方公共団体、事業主、大学等が連携し、地域の募集・求人情報の収集、提供等の必要な取組を進めることにより、いわゆるＵＩＪターン就職を積極的に支援していく。

また、地域における人口減少が進行する中で、特に中小企業等においては同世代の同僚がいない場合も少なくないため、企業の枠を超えて、地域で働く青少年を対象とした研修会や座談会等の開催を通じて、地域で活躍する担い手となる青少年の育成を支援する。

さらに、認定職業訓練の活性化に向けた支援等を含め、産業・地域単位での複数企業の連合体が訓練設備や共通課題への対応策等を「共有」し、「共同」で人材育成を行う仕組みについて、地方公共団体とも連携しつつ、産業・地域等の単位で複数の企業が行う訓練の好事例を広げる取組や業界単位での訓練を支援する仕組み等を検討し、必要な施策を講じる。

なお、支援の際には、地域における良質な雇用機会の確保のほか、青少年自身による起業等も含めた多様な選択肢があり得ることに留意することが必要である。

9　青少年福祉施策の実施

青少年が自律的に職業生活設計を行い、仕事に対する意識改革に取り組み、充実した職業生活を送ることができるよう地域の関係者の意識啓発等を行っていくことは、引き続き重要である。

こうしたことから、地方公共団体、勤労青少年福祉に係る支援機関等が中心となって、地域の実情を踏まえた青少年の福祉の増進に係る事業を実施していくことが期待される。

○厚生労働省告示第百七十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四条の十一の二第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第四条の十一の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第四条の十一の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修

第一条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四条の十一の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下「基礎的研修」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとして、それぞれ次条に定めるものとする。

一　研修を実施する機関（以下「研修機関」という。）の施設、設備、研修の実施の方法その他の研修に関する事項が、基礎的研修の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二　研修機関の経理的及び技術的な基礎が、基礎的研修の適正かつ確実な実施に足るものであること。

三　研修機関が、基礎的研修の適正かつ確実な実施を図るための研修実施規程を定めていること。

第二条　基礎的研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	埼玉県久喜市久喜中央二丁目四番十八号	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	ＪＣ－ＮＥＴ基礎的研修
特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中央区田町二百二十三番地二十一　ビオラ田町三階	令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで	くらしえん・しごとえん就労支援基礎的研修

○厚生労働省
**　経済産業省**
**　環境省告示第二号**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質（平成二十九年厚生労働省
経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
化学物質の分類	官報整理番号
(1)　［略］	［略］
(2)有機鎖状低分子化合物	「(2)有機鎖状低分子化合物」の項整理番号242、341、608（ドデカン酸、テトラデカン酸、パルミチン酸及びステアリン酸に限る。）、609（オレイン酸に限る。）、846、911（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、975、1091、1094（ナトリウム塩に限る。）、1254、1305、1307、1308、1318、1323（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、1369（2－ヒドロキシプロピオン酸に限る。）、1409、1442、1449（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、1467、1468、1607、2383、2661、2667、3620、3764及び3990
(3)・(5)　［略］	［略］

改正前	
化学物質の分類	官報整理番号
(1)　［略］	［略］
(2)有機鎖状低分子化合物	「(2)有機鎖状低分子化合物」の項整理番号242、341、608（ドデカン酸、テトラデカン酸、パルミチン酸及びステアリン酸に限る。）、609（オレイン酸に限る。）、846、911（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、975、1091、1094（ナトリウム塩に限る。）、1254、1305、1307、1308、1318、1323（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、1369（2－ヒドロキシプロピオン酸に限る。）、1409、1442、1449（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、1467、1468、2383、2661、2667、3620、3764及び3990
(3)・(5)　［略］	［略］

⑹有機重合系高分子化合物	「⑹有機重合系高分子化合物」の項整理番号１（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、６（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、10（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、18（ブター１―エン・エテン共重合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるもの又は水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、47（エテン・５―エチリデンビシクロ［２．２．１］ヘプター２―エン・プロパー１―エン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、48（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、66（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、120（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、126（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、127（メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、134（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、136（ブタジエン・スチレン共重合物の水素化物（ただし、ベンゼン環は水素化されない。）（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、139（ブチル＝アクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、141（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、176（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、178（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、181（アクリロニトリル・ブタン―１―イル＝アクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子

⑹有機重合系高分子化合物	「⑹有機重合系高分子化合物」の項整理番号１（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、６（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、10（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、18（ブター１―エン・エテン共重合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるもの又は水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、47（エテン・５―エチリデンビシクロ［２．２．１］ヘプター２―エン・プロパー１―エン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、48（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、66（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、120（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、126（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、127（メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、134（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、136（ブタジエン・スチレン共重合物の水素化物（ただし、ベンゼン環は水素化されない。）（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、139（ブチル＝アクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、141（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、176（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、178（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、181（アクリロニトリル・ブタン―１―イル＝アクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子

量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、186（ブチル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、189（メタクリル酸・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、267（アクリロニトリル・α－メチルスチレン・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、274（アクリロニトリル・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）及びアクリロニトリル・メチル＝メタクリラート・α－メチルスチレン・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、402（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、454（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、553（メチル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）及びエチル＝プロパ－２－エノアート・エチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・ブチル＝プロパ－２－エノアート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、606（ブタジエン・ブタン－１－イル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート共重合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、720（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、743（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、748（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、749（ポリブタジエンの部分水素化物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、774（２－メチルプロパ－１－

量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、186（ブチル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、189（メタクリル酸・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、267（アクリロニトリル・α－メチルスチレン・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、274（アクリロニトリル・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）及びアクリロニトリル・メチル＝メタクリラート・α－メチルスチレン・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、402（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、454（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、553（メチル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）及びエチル＝プロパ－２－エノアート・エチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・ブチル＝プロパ－２－エノアート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、606（ブタジエン・ブタン－１－イル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート共重合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、720（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、743（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、748（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、749（ポリブタジエンの部分水素化物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、774（２－メチルプロパ－１－

エン重合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、779（ブタン－１－イル＝アクリラート共重合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、994（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1090（エテン・２－ビニル無水コハク酸共重合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、1352（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であり、分子構造中のメタクリル酸グリシジルの含有率が３重量％以下であるものに限る。）、1377（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であり、分子構造中のメタクリル酸グリシジルの含有率が６重量％以下であるものに限る。）、1472（デカ－１－エン・４－メチルペンター１－エン共重合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、1523（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1524（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1525（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1526（ヘキサデカ－１－エン・４－メチルペンター１－エン・オクタデカ－１－エン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、1547（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1556（エテン・５－エチリデンビシクロ［２．２．１］ヘプター２－エン・ブター１－エン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、1594（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1602（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1619（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1629（水、酸及

エン重合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、779（ブタン－１－イル＝アクリラート共重合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、994（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1090（エテン・２－ビニル無水コハク酸共重合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、1352（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であり、分子構造中のメタクリル酸グリシジルの含有率が３重量％以下であるものに限る。）、1377（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であり、分子構造中のメタクリル酸グリシジルの含有率が６重量％以下であるものに限る。）、1472（デカ－１－エン・４－メチルペンター１－エン共重合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、1523（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1524（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1525（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1526（ヘキサデカ－１－エン・４－メチルペンター１－エン・オクタデカ－１－エン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、1547（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1556（エテン・５－エチリデンビシクロ［２．２．１］ヘプター２－エン・ブター１－エン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、1594（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1602（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1619（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1629（水、酸及

びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1687（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1693（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1743（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1745（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1746（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1756（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1762（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1782（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1812（分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であり、水、酸及びアルカリに不溶であり、分子構造中のオキシラン環を含むユニットの含有率が10重量％以下であるものに限る。）、1894から1896まで、1899から1901まで、1903から1922まで、1924から1934まで、1936から1958まで、1961から1964まで、1967から1972まで、1974から1995まで、1997、1998、2005から2020まで、2022から2039まで、2041から2060まで、2062から2070まで、2072から2076まで、2084から2089まで、2091から2095まで、2097から2117まで、2119から2123まで、2125から2142まで、2144から2148まで、2150から2152まで、2155から2161まで、2163から2171まで、2174、2175、2177から2180まで、2182、2185から2199まで、2201、2205、2206、2208から2210まで、2212から2222まで、2224から2226まで、2229から2261まで、2264、2265、2268、2269、2271から2276まで、2278から2282まで、2284から2289まで、2292から2300まで、2302から2305まで、2307、2308、2310から2313まで、2315から2331まで、2333、2334、2336から2343まで、2345から2348まで、2350から2354まで、2356から2366まで、2368から2377まで、2379から2385まで、2390から2395まで、2399から2405まで、2407、2408、2410から2412まで、2415、2416、2419から2429まで、2431から2441まで、2443から2449まで、2452、2453、2455から2467まで、2472から2477まで、2479から2528まで、2530から2532まで、2534から2544まで、2546から2557まで、2559から2572まで、2574、2576、2577、2579から2583まで、2585から2601まで、2605から2609まで、2611、2612、2614、2616、2617、2619から2622まで、2625、2627か

びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1687（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1693（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1743（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1745（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1746（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1756（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1762（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1782（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1812（分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であり、水、酸及びアルカリに不溶であり、分子構造中のオキシラン環を含むユニットの含有率が10重量％以下であるものに限る。）、1894から1896まで、1899から1901まで、1903から1922まで、1924から1934まで、1936から1958まで、1961から1964まで、1967から1972まで、1974から1995まで、1997、1998、2005から2020まで、2022から2039まで、2041から2060まで、2062から2070まで、2072から2076まで、2084から2089まで、2091から2095まで、2097から2117まで、2119から2123まで、2125から2142まで、2144から2148まで、2150から2152まで、2155から2161まで、2163から2171まで、2174、2175、2177から2180まで、2182、2185から2199まで、2201、2205、2206、2208から2210まで、2212から2222まで、2224から2226まで、2229から2261まで、2264、2265、2268、2269、2271から2276まで、2278から2282まで、2284から2289まで、2292から2300まで、2302から2305まで、2307、2308、2310から2313まで、2315から2331まで、2333、2334、2336から2343まで、2345から2348まで、2350から2354まで、2356から2366まで、2368から2377まで、2379から2385まで、2390から2395まで、2399から2405まで、2407、2408、2410から2412まで、2415、2416、2419から2429まで、2431から2441まで、2443から2449まで、2452、2453、2455から2467まで、2472から2477まで、2479から2528まで、2530から2532まで、2534から2544まで、2546から2557まで、2559から2572まで、2574、2576、2577、2579から2583まで、2585から2601まで、2605から2609まで、2611、2612、2614、2616、2617、2619から2622まで、2625、2627か

	から2636まで、2638から2653まで、2659から2676まで、2678、2679、2681から2697まで、2699から2711まで、2713から2726まで、2728から2742まで、2744から2749まで、2761から2808まで、2812から2858まで、2865から2873まで、2875から2882まで、2884から2899まで、2903から2939まで、2941、2943から2976まで、2979から3047まで、3049から3059まで、3061、3063から3081まで、3083から3104まで、3107から3125まで、3128から3132まで、3134から3156まで、3158から3187まで、3189から3198まで、3200から3222まで、3224から3253まで、3256から3310まで、3312から3321まで、3323から3349まで、3351から3386まで、3388から3448まで、3451から3462まで、3464から3467まで、3469から3490まで、3492、3493、3495から3522まで、3524から3528まで、3530から3532まで、3535から3539まで、3541から3548まで、3550から3567まで、3569から3589まで、3591から3617まで、3619、3620、3623から3653まで、3655、3656、3659から3662まで、3664から3673まで、3676から3683まで、3685から3698まで、3700、3702から3710まで、3712から3725まで、3727から3732まで、3734、3735、3739から3750まで、3753から3755まで、3757から3782まで、3784、3786から3794まで、3796から3808まで、3811から3819まで、3824から3851まで、3853から3858まで、3861から3865まで、3867から3869まで、3871から3876まで、3880から3887まで、3890から3899まで、3903から3921まで、3924から3947まで、3950から3957まで、3960から3967まで、3969から3980まで、3982から3985まで、3987から4002まで、4005から4009まで、4012、4013、4015から4019まで、4021から4024まで、4026、4027、4030から4032まで、4034、4037から4044まで、4047、4048、4050から4056まで、4058、4060から4067まで、4069、4071、4072、4074、4075、4078、4080から4083まで、4086から4088まで、4090、4094から4102まで、4104から4114まで、4116から4127まで、4129から4137まで、4140、4142から4151まで、4154、4156から4160まで、4163から4166まで、4168から4179まで、4181、4182、4184から4186まで、4188、4191、4193から4197まで、4200から4204まで、4206、4207、4209から4216まで及び4219
⑺有機縮合系高分子化合物	「⑺有機縮合系高分子化合物」の項整理番号129（１，３，５－トリオキサン・１，３－ジオキソラン重付加物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）及びα－アセチル－ω－（アセチルオキシ）ポリ（オキシメチレン）（数平均分子

	から2636まで、2638から2653まで、2659から2676まで、2678、2679、2681から2697まで、2699から2711まで、2713から2726まで、2728から2742まで、2744から2749まで、2761から2808まで、2812から2858まで、2865から2873まで、2875から2882まで、2884から2899まで、2903から2939まで、2941、2943から2976まで、2979から3047まで、3049から3059まで、3061、3063から3081まで、3083から3104まで、3107から3125まで、3128から3132まで、3134から3156まで、3158から3187まで、3189から3198まで、3200から3222まで、3224から3253まで、3256から3310まで、3312から3321まで、3323から3349まで、3351から3386まで、3388から3448まで、3451から3462まで、3464から3467まで、3469から3490まで、3492、3493、3495から3522まで、3524から3528まで、3530から3532まで、3535から3539まで、3541から3548まで、3550から3567まで、3569から3589まで、3591から3617まで、3619、3620、3623から3653まで、3655、3656、3659から3662まで、3664から3673まで、3676から3683まで、3685から3698まで、3700、3702から3710まで、3712から3725まで、3727から3732まで、3734、3735、3739から3750まで、3753から3755まで、3757から3782まで、3784、3786から3794まで、3796から3808まで、3811から3819まで、3824から3851まで、3853から3858まで、3861から3865まで、3867から3869まで、3871から3876まで、3880から3887まで、3890から3899まで、3903から3921まで、3924から3947まで、3950から3957まで、3960から3967まで、3969から3980まで、3982から3985まで、3987から4002まで、4005から4009まで、4012、4013、4015から4019まで、4021から4024まで、4026、4027、4030から4032まで、4034、4037から4044まで、4047、4048、4050から4056まで、4058、4060から4067まで、4069、4071、4072、4074、4075、4078、4080から4083まで、4086から4088まで、4090、4094から4102まで、4104から4114まで、4116から4127まで、4129から4137まで、4140及び4142から4147まで
⑺有機縮合系高分子化合物	「⑺有機縮合系高分子化合物」の項整理番号129（１，３，５－トリオキサン・１，３－ジオキソラン重付加物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）及びα－アセチル－ω－（アセチルオキシ）ポリ（オキシメチレン）（数平均分子

量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、357（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、359（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、360（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、361（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、365（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、366（アジピン酸・ε―カプロラクタム・ドデカノ―12―ラクタム・ヘキサン―１，６―ジイルジアミン重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、368（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、382（ドデカン二酸・ヘキサン―１，６―ジイルジアミン重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、デカン二酸・ヘキサン―１，６―ジイルジアミン重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）及びアジピン酸・ヘキサン―１，６―ジイルジアミン重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、714（シクロヘキサン―１，４―ジイルジメタノール・エチレン＝グリコール・テレフタル酸重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、738（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1022（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1026（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1035（エチレン＝グリコール・α―ヒドロ―ω―ヒドロキシポリ（１～100）［オキシエチレン／オキシ（メチルエチレン）］・テレフタル酸重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、1039（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1040（数平均分子量が

量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、357（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、359（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、360（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、361（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、365（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、366（アジピン酸・ε―カプロラクタム・ドデカノ―12―ラクタム・ヘキサン―１，６―ジイルジアミン重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、368（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、382（ドデカン二酸・ヘキサン―１，６―ジイルジアミン重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、デカン二酸・ヘキサン―１，６―ジイルジアミン重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）及びアジピン酸・ヘキサン―１，６―ジイルジアミン重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、714（シクロヘキサン―１，４―ジイルジメタノール・エチレン＝グリコール・テレフタル酸重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、738（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1022（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1026（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1035（エチレン＝グリコール・α―ヒドロ―ω―ヒドロキシポリ（１～100）［オキシエチレン／オキシ（メチルエチレン）］・テレフタル酸重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、1039（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1040（数平均分子量が

1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1044（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1048（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1051（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1079（ブタン－１，４－ジオール・α－ヒドロ－ω－ヒドロキシポリ（オキシブタン－１，４－ジイル）・テレフタル酸重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、1090（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1143（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1239（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1241（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1247（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1248（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1830（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1841（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1857（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1890（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、2251（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、2333（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、2347から2350まで、2352から2357まで、2365から2369まで、2371、2372、2374、2378、2379、2382から2384まで、2387から2400まで、2402から2404まで、2406から2411まで、2414から2429まで、2431、2432、2434から2437まで、2439から2441まで、2443、2444、2447、2448、2450から2457まで、2459、2461から2464まで、2466、2467、2472から2475まで、2477から2487

1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1044（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1048（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1051（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1079（ブタン－１，４－ジオール・α－ヒドロ－ω－ヒドロキシポリ（オキシブタン－１，４－ジイル）・テレフタル酸重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、1090（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1143（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1239（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1241（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1247（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1248（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1830（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1841（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1857（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1890（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、2251（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、2333（数平均分子量が1,000以上であり、水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、2347から2350まで、2352から2357まで、2365から2369まで、2371、2372、2374、2378、2379、2382から2384まで、2387から2400まで、2402から2404まで、2406から2411まで、2414から2429まで、2431、2432、2434から2437まで、2439から2441まで、2443、2444、2447、2448、2450から2457まで、2459、2461から2464まで、2466、2467、2472から2475まで、2477から2487

まで、2489から2496まで、2498、2499、2502から2505まで、2508、2509、2511から2517まで、2520、2521、2523、2525から2528まで、2536から2539まで、2550から2552まで、2554、2555、2557、2558、2561から2567まで、2569から2571まで、2574から2578まで、2581から2584まで、2586から2595まで、2600から2603まで、2612から2619まで、2621、2622、2624、2625、2627から2629まで、2632から2634まで、2636、2640から2644まで、2647、2649、2650、2654、2657から2659まで、2661、2664、2670、2671、2675、2676、2679、2680、2682から2685まで、2687、2688、2691から2698まで、2705から2714まで、2717から2719まで、2722から2725まで、2727から2733まで、2736から2739まで、2744、2745、2747から2749まで、2753、2754、2756、2757、2759から2761まで、2765から2768まで、2770、2771、2777から2782まで、2788、2789、2793、2794、2797から2808まで、2810から2814まで、2818、2819、2824から2829まで、2831、2832、2835、2838から2841まで、2845から2851まで、2853から2858まで、2863から2865まで、2867から2870まで、2872から2883まで、2886から2890まで、2893から2897まで、2899から2906まで、2908から2911まで、2914から2920まで、2928から2933まで、2935から2948まで、2950から2959まで、2965から2972まで、2974から2982まで、2984から2995まで、3007から3016まで、3018から3032まで、3035から3037まで、3039、3041から3061まで、3063から3065まで、3068から3075まで、3077から3083まで、3086から3088まで、3090から3106まで、3108、3109、3112から3135まで、3137から3144まで、3149から3151まで、3153から3165まで、3168から3177まで、3179から3197まで、3199から3219まで、3221から3223まで、3225から3238まで、3241から3244まで、3246から3260まで、3262から3272まで、3274から3286まで、3288から3304まで、3307から3325まで、3327から3329まで、3335から3343まで、3347から3355まで、3358から3363まで、3365から3372まで、3375から3377まで、3379から3383まで、3385から3393まで、3396から3424まで、3426、3431から3436まで、3439から3447まで、3449から3454まで、3456から3458まで、3460、3461、3464から3484まで、3486から3495まで、3497から3504まで、3506から3508まで、3510から3520まで、3523から3528まで、3534から3543まで、3547から3554まで、3557から3564まで、3567から3574まで、3578、3579、3581、3582、3584、3585、3587、3588、3590から3594まで、3597か

まで、2489から2496まで、2498、2499、2502から2505まで、2508、2509、2511から2517まで、2520、2521、2523、2525から2528まで、2536から2539まで、2550から2552まで、2554、2555、2557、2558、2561から2567まで、2569から2571まで、2574から2578まで、2581から2584まで、2586から2595まで、2600から2603まで、2612から2619まで、2621、2622、2624、2625、2627から2629まで、2632から2634まで、2636、2640から2644まで、2647、2649、2650、2654、2657から2659まで、2661、2664、2670、2671、2675、2676、2679、2680、2682から2685まで、2687、2688、2691から2698まで、2705から2714まで、2717から2719まで、2722から2725まで、2727から2733まで、2736から2739まで、2744、2745、2747から2749まで、2753、2754、2756、2757、2759から2761まで、2765から2768まで、2770、2771、2777から2782まで、2788、2789、2793、2794、2797から2808まで、2810から2814まで、2818、2819、2824から2829まで、2831、2832、2835、2838から2841まで、2845から2851まで、2853から2858まで、2863から2865まで、2867から2870まで、2872から2883まで、2886から2890まで、2893から2897まで、2899から2906まで、2908から2911まで、2914から2920まで、2928から2933まで、2935から2948まで、2950から2959まで、2965から2972まで、2974から2982まで、2984から2995まで、3007から3016まで、3018から3032まで、3035から3037まで、3039、3041から3061まで、3063から3065まで、3068から3075まで、3077から3083まで、3086から3088まで、3090から3106まで、3108、3109、3112から3135まで、3137から3144まで、3149から3151まで、3153から3165まで、3168から3177まで、3179から3197まで、3199から3219まで、3221から3223まで、3225から3238まで、3241から3244まで、3246から3260まで、3262から3272まで、3274から3286まで、3288から3304まで、3307から3325まで、3327から3329まで、3335から3343まで、3347から3355まで、3358から3363まで、3365から3372まで、3375から3377まで、3379から3383まで、3385から3393まで、3396から3424まで、3426、3431から3436まで、3439から3447まで、3449から3454まで、3456から3458まで、3460、3461、3464から3484まで、3486から3495まで、3497から3504まで、3506から3508まで、3510から3520まで、3523から3528まで、3534から3543まで、3547から3554まで、3557から3564まで、3567から3574まで、3578、3579、3581、3582、3584、3585、3587、3588、3590から3594まで、3597か

	から3603まで、3605、3607から3619まで、3622から3624まで、3629から3632まで、3636から3643まで、3645から3650まで、3654から3656まで、3658、3663から3669まで、3672から3682まで、3685から3687まで、3689、3692から3700まで、3703から3708まで、3710から3715まで、3719から3724まで、3726から3733まで、3737から3741まで、3743、3748から3757まで、3759、3760、3762から3768まで、3771から3778まで、3781、3783、3784、3786から3790まで、3792、3796から3799まで、3801、3805から3808まで、3810、3814、3815、3821から3827まで、3829から3848まで、3850から3853まで、3855から3871まで、3873から3876まで、3881から3884まで、3886から3892まで、3894、3895、3899から3901まで、3903から3914まで、3916から3919まで、3921から3927まで、3929、3931から3933まで、3937から3939まで、3941から3943まで、3946から3950まで、3952から3954まで、3956、3957、3959から3967まで、3969、3973から3979まで、3981から3986まで、3990、3992から3998まで、4003から4005まで、4007から4011まで、4013から4016まで、4020から4023まで、4025、4027から4035まで、4037、4038、4041、4043、4045から4047まで、4050、4054から4057まで、4061及び4063から4072まで		から3603まで、3605、3607から3619まで、3622から3624まで、3629から3632まで、3636から3643まで、3645から3650まで、3654から3656まで、3658、3663から3669まで、3672から3682まで、3685から3687まで、3689、3692から3700まで、3703から3708まで、3710から3715まで、3719から3724まで、3726から3733まで、3737から3741まで、3743、3748から3757まで、3759、3760、3762から3768まで、3771から3778まで、3781、3783、3784、3786から3790まで、3792、3796から3799まで、3801、3805から3808まで、3810、3814、3815、3821から3827まで、3829から3848まで、3850から3853まで、3855から3871まで、3873から3876まで、3881から3884まで、3886から3892まで、3894、3895、3899から3901まで、3903から3914まで、3916から3919まで、3921から3927まで、3929、3931から3933まで、3937から3939まで、3941から3943まで、3946から3950まで、3952から3954まで、3956、3957、3959から3967まで、3969、3973から3979まで、3981から3986まで、3990、3992から3998まで、4003から4005まで、4007から4011まで、4013から4016まで及び4020から4023まで
⑻化工でん粉、加工油脂等の有機化合物	「⑻化工でん粉、加工油脂等の有機化合物」の項整理番号３、46から50まで、64、67、73、97から99まで、101、196（（１→４）－β－Ｄ－グルカンのメチル及び２－ヒドロキシプロピルエーテル化物（分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、236、237（カリウム塩及びナトリウム塩に限る。）、513、517、520から522まで、524、534、535、543、568、579、668、675、676、678及び680	⑻化工でん粉、加工油脂等の有機化合物	「⑻化工でん粉、加工油脂等の有機化合物」の項整理番号３、46から50まで、64、67、73、97から99まで、101、196（（１→４）－β－Ｄ－グルカンのメチル及び２－ヒドロキシプロピルエーテル化物（分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、236、237（カリウム塩及びナトリウム塩に限る。）、513、517、521、522、524、534、535、543、568、579、668、675、676、678及び680
⑼医薬等の化合物	「⑼医薬等の化合物」の項整理番号40、77、315、318、417、735、801、802、811、869、1001、1047、1283、1375、1458、1508、1540（ナトリウム塩に限る。）、1553、1559、1560、1573、1575（カリウム塩に限る。）、1581、1584、1585、1587、1590、1596、1604、1607、1626、1632、1633、1694、1698から1700まで、1702、1703、1705、1706、2235、2243、2282、2423、2458、2546、2612、2617及び2618	⑼医薬等の化合物	「⑼医薬等の化合物」の項整理番号40、77、315、318、417、801、802、811、869、1001、1047、1283、1375、1458、1508、1540（ナトリウム塩に限る。）、1553、1559、1560、1573、1575（カリウム塩に限る。）、1581、1584、1585、1587、1590、1596、1604、1607、1626、1632、1633、1694、1698から1700まで、1702、1703、1705、1706、2235、2243、2282、2423、2458、2546、2612、2617及び2618

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第三号**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十一条の規定に基づき次に掲げる優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づき指定を取り消した優先評価化学物質の名称	整理番号
67	テレフタル酸ジメチル	(3)—1328
170	デカン－1－オール	(2)—217
200	ベンジル（ジメチル）（オクチル）アンモニウムの塩	(3)—2694
242	［ジメチル（オクタデシル）アザニウムイル］アセタート	(2)—1291 (2)—2709
246	エチル＝２－フェニルプロパノアート	(3)—1730
248	３ａ，４，５，６，７，７ａ－ヘキサヒドロ－１Ｈ－４，７－メタノインデン－５－イル＝アセタート	(4)—658

○農林水産省告示第四百七十二号

農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第七条第二項の規定に基づき、令和七年三月三十一日において同条第一項各号のいずれにも該当する市町村として次に掲げる市町村を公告する。なお、平成二十七年十月三十日農林水産省告示第二千四百三十三号（農業委員会等に関する法律施行令第七条第二項の市町村を公告する件）は令和八年三月三十一日をもって廃止する。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

都道府県名	郡名	市町村名
北海道		旭川市　釧路市　帯広市　北見市　夕張市　岩見沢市　網走市 留萌市　苫小牧市　稚内市　美唄市　芦別市　江別市　赤平市 紋別市　士別市　名寄市　三笠市　根室市　千歳市　滝川市　北砂 川市　深川市　富良野市　登別市　恵庭市　伊達市　石狩市 斗市
	石狩郡	当別町　新篠津村
	上磯郡	知内町　木古内町
	亀田郡	七飯町
	二海郡	八雲町
	山越郡	長万部町
	檜山郡	上ノ国町　厚沢部町
	爾志郡	乙部町
	瀬棚郡	今金町
	久遠郡	せたな町
	寿都郡	黒松内町
	磯谷郡	蘭越町
	虻田郡	ニセコ町　真狩村　留寿都村　喜茂別町　京極町　倶知安町　豊 浦町　洞爺湖町
	岩内郡	共和町
	余市郡	仁木町　余市町　赤井川村
	空知郡	南幌町　奈井江町　上富良野町　中富良野町　南富良野町
	夕張郡	由仁町　長沼町　栗山町
	樺戸郡	月形町　浦臼町　新十津川町
	雨竜郡	妹背牛町　秩父別町　雨竜町　北竜町　沼田町　幌加内町
	上川郡	鷹栖町　東神楽町　当麻町　比布町　愛別町　上川町　東川町 美瑛町　和寒町　剣淵町　下川町　新得町　清水町
	中川郡	美深町　音威子府村　中川町　幕別町　池田町　豊頃町　本別町
	増毛郡	増毛町
	留萌郡	小平町
	苫前郡	苫前町　羽幌町　初山別村
	天塩郡	遠別町　天塩町　豊富町　幌延町
	宗谷郡	猿払村
	枝幸郡	浜頓別町　中頓別町　枝幸町
	網走郡	美幌町　津別町　大空町
	斜里郡	斜里町　清里町　小清水町
	常呂郡	訓子府町　置戸町　佐呂間町
	紋別郡	遠軽町　湧別町　滝上町　興部町　西興部村　雄武町
	有珠郡	壮瞥町
	白老郡	白老町
	勇払郡	厚真町　安平町　むかわ町
	沙流郡	日高町　平取町
	新冠郡	新冠町
	浦河郡	浦河町
	河東郡	音更町　士幌町　上士幌町　鹿追町
	河西郡	芽室町　中札内村　更別村

広尾郡	大樹町　広尾町
足寄郡	足寄町
十勝郡	浦幌町
厚岸郡	厚岸町　浜中町
川上郡	標茶町　弟子屈町
阿寒郡	鶴居村
白糠郡	白糠町
野付郡	別海町
標津郡	中標津町　標津町
青森県	
	五所川原市　つがる市
東津軽郡	蓬田村
北津軽郡	鶴田町　中泊町
岩手県	
岩手郡	雫石町　葛巻町
紫波郡	矢巾町
胆沢郡	金ケ崎町
宮城県	
	石巻市　多賀城市　東松島市
加美郡	色麻町
遠田郡	涌谷町　美里町
秋田県	
	湯沢市　潟上市　大仙市　北秋田市　にかほ市　仙北市
南秋田郡	八郎潟町　大潟村
仙北郡	美郷町
雄勝郡	羽後町　東成瀬村
山形県	
	米沢市　鶴岡市　酒田市　新庄市　長井市　尾花沢市
東村山郡	中山町
北村山郡	大石田町
最上郡	金山町　真室川町
東置賜郡	川西町
西置賜郡	飯豊町
東田川郡	三川町　庄内町
飽海郡	遊佐町

福島県	
河沼郡	湯川村
栃木県	
下都賀郡	野木町
塩谷郡	高根沢町
群馬県	
吾妻郡	嬬恋村
利根郡	昭和村
佐波郡	玉村町
千葉県	
香取郡	神崎町
神奈川県	
	三浦市
新潟県	
	新潟市　新発田市　燕市　上越市　魚沼市　胎内市
北蒲原郡	聖籠町
西蒲原郡	弥彦村
南蒲原郡	田上町
刈羽郡	刈羽村
富山県	
	滑川市　黒部市　砺波市　小矢部市　南砺市　射水市
下新川郡	入善町　朝日町
石川県	
	小松市　加賀市　羽咋市　かほく市　白山市　能美市
能美郡	川北町
河北郡	内灘町
鹿島郡	中能登町
福井県	
	福井市　大野市　鯖江市　あわら市　越前市　坂井市
南条郡	南越前町
長野県	
南佐久郡	川上村
北安曇郡	池田町
岐阜県	
	海津市
養老郡	養老町
安八郡	神戸町　輪之内町
愛知県	
	碧南市　安城市
三重県	
員弁郡	東員町
三重郡	菰野町

滋賀県	長浜市　近江八幡市　守山市　栗東市　野洲市　東近江市	
	蒲生郡	竜王町
	犬上郡	豊郷町　甲良町
福岡県		柳川市　筑後市　中間市　小郡市　朝倉市
	鞍手郡	鞍手町
	朝倉郡	筑前町
	三潴郡	大木町
	築上郡	上毛町
佐賀県		佐賀市　鳥栖市　武雄市
	神埼郡	吉野ヶ里町
	杵島郡	大町町　江北町　白石町
熊本県		八代市
	上益城郡	嘉島町
	球磨郡	あさぎり町
大分県		宇佐市
宮崎県		西都市
	児湯郡	都農町
鹿児島県	大島郡	天城町　和泊町
沖縄県	島尻郡	南大東村　北大東村

○経済産業省告示第四十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

番号	業種	指定期間
一	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む。）（製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場的生産設備（最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。）をもって生産及び卸売するきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。）	令和八年四月一日から令和八年六月三十日まで
二	工芸農作物農業（製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。）	

三	素材生産業
四	素材生産サービス業
五	石炭鉱業（石炭選別業を含む。）
六	花こう岩・同類似岩石採石業
七	石英粗面岩・同類似岩石採石業
八	安山岩・同類似岩石採石業
九	大理石採石業
十	凝灰岩採石業
十一	粘板岩採石業
十二	砂・砂利・玉石採取業
十三	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業
十四	耐火粘土鉱業
十五	ろう石鉱業
十六	ドロマイト鉱業
十七	長石鉱業
十八	けい石鉱業
十九	天然けい砂鉱業
二十	石灰石鉱業
二十一	その他の窯業原料用鉱物鉱業
二十二	ベントナイト鉱業
二十三	滑石鉱業
二十四	他に分類されない鉱業
二十五	一般土木建築工事業
二十六	造園工事業
二十七	とび工事業
二十八	土工・コンクリート工事業
二十九	特殊コンクリート工事業
三十	タイル工事業

三十一	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く。）
三十二	道路標示・区画線工事業
三十三	内装工事業
三十四	金属製建具工事業
三十五	木製建具工事業
三十六	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く。）
三十七	防水工事業
三十八	解体・はつり工事業
三十九	部分肉・冷凍肉製造業
四十	肉加工品製造業
四十一	その他の畜産食料品製造業
四十二	水産缶詰・瓶詰製造業
四十三	海藻加工業
四十四	水産練製品製造業
四十五	塩干・塩蔵品製造業
四十六	冷凍水産物製造業
四十七	冷凍水産食品製造業
四十八	その他の水産食料品製造業
四十九	野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く。）
五十	味そ製造業
五十一	ソース製造業
五十二	精米・精麦業
五十三	でんぷん製造業
五十四	他に分類されない食料品製造業
五十五	清涼飲料製造業
五十六	果実酒製造業
五十七	発泡性酒類製造業
五十八	清酒製造業
五十九	醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）

六十	蒸留酒類製造業
六十一	混成酒類製造業
六十二	製茶業
六十三	単体飼料製造業
六十四	有機質肥料製造業
六十五	製糸業
六十六	化学繊維製造業
六十七	綿紡績業
六十八	化学繊維紡績業
六十九	毛紡績業
七十	ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く。）
七十一	かさ高加工糸製造業
七十二	綿・スフ織物業
七十三	絹・人絹織物業
七十四	毛織物業
七十五	細幅織物業
七十六	その他の織物業
七十七	丸編ニット生地製造業
七十八	たて編ニット生地製造業
七十九	横編ニット生地製造業
八十	綿・スフ・麻織物機械染色業
八十一	絹・人絹織物機械染色業
八十二	織物整理業
八十三	織物手加工染色整理業
八十四	綿状繊維・糸染色整理業
八十五	ニット・レース染色整理業
八十六	繊維雑品染色整理業
八十七	漁網製造業
八十八	レース製造業

八十九	組ひも製造業
九十	フェルト・不織布製造業
九十一	その他の繊維粗製品製造業
九十二	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
九十三	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
九十四	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
九十五	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く。）
九十六	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
九十七	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類等を除く。）
九十八	ニット製アウターシャツ類製造業
九十九	セーター類製造業
百	その他の外衣・シャツ製造業
百一	織物製下着製造業
百二	ニット製下着製造業
百三	織物製・ニット製寝着類製造業
百四	補整着製造業
百五	和装製品製造業（足袋を含む。）
百六	ネクタイ製造業
百七	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
百八	靴下製造業
百九	手袋製造業
百十	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
百十一	寝具製造業
百十二	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
百十三	刺しゅう業
百十四	タオル製造業
百十五	他に分類されない繊維製品製造業

百十六	一般製材業
百十七	単板製造業
百十八	木材チップ製造業
百十九	造作材製造業（建具を除く。）
百二十	合板製造業
百二十一	集成材製造業
百二十二	建築用木製組立材料製造業
百二十三	パーティクルボード製造業
百二十四	繊維板製造業
百二十五	銘木製造業
百二十六	床板製造業
百二十七	木製家具製造業（漆塗りを除く。）
百二十八	金属製家具製造業
百二十九	マットレス・組スプリング製造業
百三十	宗教用具製造業
百三十一	鏡縁・額縁製造業
百三十二	洋紙製造業
百三十三	板紙製造業
百三十四	機械すき和紙製造業
百三十五	重包装紙袋製造業
百三十六	複合肥料製造業
百三十七	その他の化学肥料製造業
百三十八	ソーダ工業
百三十九	無機顔料製造業
百四十	圧縮ガス・液化ガス製造業
百四十一	その他の無機化学工業製品製造業
百四十二	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む。）
百四十三	脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む。）
百四十四	発酵工業

百四十五	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
百四十六	プラスチック製造業
百四十七	合成ゴム製造業
百四十八	その他の有機化学工業製品製造業
百四十九	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
百五十	石けん・合成洗剤製造業
百五十一	界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く。）
百五十二	塗料製造業
百五十三	印刷インキ製造業
百五十四	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む。）
百五十五	頭髪用化粧品製造業
百五十六	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
百五十七	火薬類製造業
百五十八	ゼラチン・接着剤製造業
百五十九	潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないものに限る。）
百六十	プラスチック板・棒製造業
百六十一	プラスチック管製造業
百六十二	プラスチック継手製造業
百六十三	プラスチック異形押出製品製造業
百六十四	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
百六十五	プラスチックフィルム製造業
百六十六	プラスチックシート製造業
百六十七	合成皮革製造業
百六十八	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
百六十九	電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百七十	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百七十一	その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百七十二	工業用プラスチック製品加工業
百七十三	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む。）
百七十四	硬質プラスチック発泡製品製造業
百七十五	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
百七十六	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
百七十七	発泡・強化プラスチック製品加工業
百七十八	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
百七十九	プラスチック製容器製造業
百八十	他に分類されないプラスチック製品製造業
百八十一	自動車タイヤ・チューブ製造業
百八十二	ゴム製履物・同附属品製造業
百八十三	プラスチック製履物・同附属品製造業
百八十四	ゴムベルト製造業
百八十五	ゴムホース製造業
百八十六	工業用ゴム製品製造業
百八十七	ゴム練生地製造業
百八十八	再生ゴム製造業
百八十九	他に分類されないゴム製品製造業
百九十	なめし革製造業
百九十一	工業用革製品製造業（手袋を除く。）
百九十二	革製履物用材料・同附属品製造業
百九十三	革製履物製造業
百九十四	革製手袋製造業
百九十五	かばん製造業
百九十六	袋物製造業（ハンドバッグを除く。）
百九十七	ハンドバッグ製造業
百九十八	毛皮製造業
百九十九	その他のなめし革製品製造業
二百	ガラス製加工素材製造業

二百一	理化学用・医療用ガラス器具製造業
二百二	セメント製造業
二百三	生コンクリート製造業
二百四	コンクリート製品製造業
二百五	粘土がわら製造業
二百六	その他の建設用粘土製品製造業
二百七	電気用陶磁器製造業
二百八	理化学用・工業用陶磁器製造業
二百九	陶磁器製タイル製造業
二百十	陶磁器用はい土製造業
二百十一	砕石製造業
二百十二	再生骨材製造業
二百十三	石工品製造業
二百十四	けいそう土・同製品製造業
二百十五	鉱物・土石粉砕等処理業
二百十六	石膏製品製造業
二百十七	石灰製造業
二百十八	鋳型製造業（中子を含む。）
二百十九	他に分類されない窯業・土石製品製造業
二百二十	製鋼・製鋼圧延業
二百二十一	鋼管製造業
二百二十二	磨棒鋼製造業
二百二十三	引抜鋼管製造業
二百二十四	伸線業
二百二十五	銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く。）
二百二十六	可鍛鋳鉄製造業
二百二十七	鋳鋼製造業
二百二十八	鍛工品製造業

二百二十九	鍛鋼製造業
二百三十	鉄鋼シャースリット業
二百三十一	鋳鉄管製造業
二百三十二	鉛第二次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む。）
二百三十三	伸銅品製造業
二百三十四	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く。）
二百三十五	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く。）
二百三十六	非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く。）
二百三十七	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
二百三十八	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く。）
二百三十九	非鉄金属鍛造品製造業
二百四十	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
二百四十一	機械刃物製造業
二百四十二	利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く。）
二百四十三	作業工具製造業
二百四十四	その他の金物類製造業
二百四十五	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く。）
二百四十六	ガス機器・石油機器製造業
二百四十七	温風・温水暖房装置製造業
二百四十八	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く。）
二百四十九	金属製サッシ・ドア製造業
二百五十	製缶板金業
二百五十一	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
二百五十二	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く。）
二百五十三	粉末や金製品製造業
二百五十四	金属製品塗装業

二百五十五	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く。）
二百五十六	金属彫刻業
二百五十七	その他の金属表面処理業
二百五十八	くぎ製造業
二百五十九	その他の金属線製品製造業
二百六十	金庫製造業
二百六十一	金属製スプリング製造業
二百六十二	他に分類されない金属製品製造業
二百六十三	汎用内燃機関製造業
二百六十四	その他の原動機製造業
二百六十五	油圧・空圧機器製造業
二百六十六	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く。）
二百六十七	物流運搬設備製造業
二百六十八	工業窯炉製造業（燃焼炉に限る。）
二百六十九	弁・同附属品製造業
二百七十	建設機械・鉱山機械製造業
二百七十一	化学繊維機械・紡績機械製造業
二百七十二	製織機械・編組機械製造業
二百七十三	染色整理仕上機械製造業
二百七十四	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
二百七十五	縫製機械製造業
二百七十六	木材加工機械製造業
二百七十七	印刷・製本・紙工機械製造業
二百七十八	包装・荷造機械製造業
二百七十九	鋳造装置製造業
二百八十	プラスチック加工機械・同附属装置製造業
二百八十一	金属工作機械製造業
二百八十二	金属加工機械製造業（金属工作機械を除く。）
二百八十三	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く。）

二百八十四	機械工具製造業（粉末や金業を除く。）
二百八十五	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
二百八十六	金属用金型・同部分品・附属品製造業
二百八十七	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
二百八十八	真空装置・真空機器製造業
二百八十九	ロボット製造業
二百九十	娯楽用機械製造業
二百九十一	圧力計・流量計・液面計等製造業
二百九十二	精密測定器製造業
二百九十三	測量機械器具製造業
二百九十四	歯科用機械器具製造業
二百九十五	コネクタ・スイッチ・リレー製造業
二百九十六	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業
二百九十七	電気溶接機製造業
二百九十八	内燃機関電装品製造業
二百九十九	電気炉・電熱装置製造業
三百	その他の民生用電気機械器具製造業
三百一	電球製造業
三百二	電気照明器具製造業
三百三	エックス線装置製造業
三百四	医療用計測器製造業
三百五	有線通信機械器具製造業
三百六	スマートフォン・携帯電話機・ピーエイチエス電話機製造業
三百七	無線通信機械器具製造業
三百八	自動車製造業（二輪自動車を含む。）
三百九	自動車車体・附随車製造業
三百十	自動車部分品・附属品製造業
三百十一	航空機製造業
三百十二	その他の航空機部分品・補助装置製造業

三百十三	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
三百十四	自転車・同部分品製造業
三百十五	ボタン製造業
三百十六	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業
三百十七	その他の装身具・装飾品製造業
三百十八	ピアノ製造業
三百十九	運動用具製造業
三百二十	漆器製造業
三百二十一	喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く。）
三百二十二	その他の生活雑貨製品製造業
三百二十三	工業用模型製造業
三百二十四	情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く。）
三百二十五	ガス製造業
三百二十六	ガス小売業
三百二十七	電気通信に附帯するサービス業
三百二十八	ラジオ放送業（衛星放送業を除く。）
三百二十九	市場調査・世論調査・社会調査業
三百三十	映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く。）
三百三十一	テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く。）
三百三十二	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
三百三十三	レコード制作業
三百三十四	ラジオ番組制作業
三百三十五	新聞業
三百三十六	出版業
三百三十七	広告制作業
三百三十八	ニュース供給業
三百三十九	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
三百四十	一般乗合旅客自動車運送業

三百四十一	一般乗用旅客自動車運送業
三百四十二	一般貸切旅客自動車運送業
三百四十三	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）
三百四十四	特別積合せ貨物運送業
三百四十五	特定貨物自動車運送業
三百四十六	貨物軽自動車運送業
三百四十七	集配利用運送業
三百四十八	外航貨物海運業
三百四十九	沿海貨物海運業
三百五十	港湾旅客海運業
三百五十一	河川水運業
三百五十二	船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）
三百五十三	航空機使用業（航空運送業を除く。）
三百五十四	利用運送業（集配利用運送業を除く。）
三百五十五	運送代理店
三百五十六	鉄道施設提供業
三百五十七	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
三百五十八	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
三百五十九	その他の各種商品卸売業
三百六十	繊維原料卸売業
三百六十一	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く。）
三百六十二	婦人・子供服卸売業
三百六十三	下着類卸売業
三百六十四	寝具類卸売業
三百六十五	かばん・袋物卸売業
三百六十六	その他の身の回り品卸売業
三百六十七	米麦卸売業
三百六十八	野菜卸売業
三百六十九	果実卸売業

三百七十	食肉卸売業
三百七十一	生鮮魚介卸売業
三百七十二	その他の農畜産物・水産物卸売業
三百七十三	砂糖・味そ・しょう油卸売業
三百七十四	酒類卸売業
三百七十五	乾物卸売業
三百七十六	茶類卸売業
三百七十七	その他の食料・飲料卸売業
三百七十八	木材・竹材卸売業
三百七十九	セメント卸売業
三百八十	プラスチック卸売業
三百八十一	その他の化学製品卸売業
三百八十二	石油卸売業
三百八十三	鉄鋼一次製品卸売業
三百八十四	非鉄金属スクラップ卸売業
三百八十五	その他の再生資源卸売業
三百八十六	金属加工機械卸売業
三百八十七	その他の産業機械器具卸売業
三百八十八	自動車卸売業（二輪自動車を含む。）
三百八十九	家庭用電気機械器具卸売業
三百九十	電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く。）
三百九十一	輸送用機械器具卸売業（自動車を除く。）
三百九十二	家具・建具卸売業
三百九十三	室内装飾繊維品卸売業
三百九十四	化粧品卸売業
三百九十五	合成洗剤卸売業
三百九十六	紙卸売業
三百九十七	紙製品卸売業
三百九十八	肥料・飼料卸売業

三百九十九	たばこ卸売業
四百	書籍・雑誌卸売業
四百一	他に分類されないその他の卸売業
四百二	百貨店
四百三	その他の各種商品小売業
四百四	寝具小売業
四百五	婦人服小売業
四百六	子供服小売業
四百七	靴小売業
四百八	履物小売業（靴を除く。）
四百九	かばん・袋物小売業
四百十	下着類小売業
四百十一	洋品雑貨・小間物小売業
四百十二	野菜小売業
四百十三	果実小売業
四百十四	食肉小売業（卵、鳥肉を除く。）
四百十五	鮮魚小売業
四百十六	酒小売業
四百十七	茶類小売業
四百十八	自動車（新車）小売業
四百十九	中古自動車小売業
四百二十	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）
四百二十一	自転車小売業
四百二十二	その他の機械器具小売業
四百二十三	家具小売業
四百二十四	宗教用具小売業
四百二十五	化粧品小売業
四百二十六	肥料・飼料小売業
四百二十七	ガソリンスタンド

四百二十八	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
四百二十九	書籍・雑誌小売業（古本を除く。）
四百三十	新聞小売業
四百三十一	たばこ・喫煙具専門小売業
四百三十二	他に分類されないその他の小売業
四百三十三	建物売買業
四百三十四	土地売買業（投機を目的としないものに限る。）
四百三十五	不動産代理業・仲介業
四百三十六	貸事務所業
四百三十七	その他の不動産賃貸業
四百三十八	不動産管理業
四百三十九	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く。）
四百四十	スポーツ・娯楽用品賃貸業
四百四十一	映画・演劇用品賃貸業
四百四十二	音楽・映像記録物賃貸業（映画配給業及び映画フィルム賃貸業を除く。）
四百四十三	貸衣装業（映画・演劇用のものを除く。）
四百四十四	他に分類されない物品賃貸業
四百四十五	芸術家業
四百四十六	翻訳業（著述家業を除く。）
四百四十七	建築設計業
四百四十八	測量業
四百四十九	その他の土木建築サービス業
四百五十	写真業（商業写真業を除く。）
四百五十一	旅館、ホテル
四百五十二	簡易宿所
四百五十三	下宿業
四百五十四	リゾートクラブ
四百五十五	他に分類されない宿泊業
四百五十六	焼肉店

四百五十七	酒場、ビヤホール
四百五十八	バー、キャバレー、ナイトクラブ
四百五十九	普通洗濯業
四百六十	洗濯物取次業
四百六十一	リネンサプライ業
四百六十二	理容業
四百六十三	美容業
四百六十四	洗張・染物業
四百六十五	リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く。）
四百六十六	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
四百六十七	旅行業（旅行業者代理業を除く。）
四百六十八	旅行業者代理業
四百六十九	衣服裁縫修理業
四百七十	葬儀業
四百七十一	結婚相談業、結婚式場紹介業
四百七十二	写真プリント、現像・焼付業
四百七十三	他に分類されないその他の生活関連サービス業
四百七十四	映画館
四百七十五	劇場
四百七十六	興行場
四百七十七	劇団
四百七十八	楽団、舞踏団
四百七十九	演芸・スポーツ等興行団
四百八十	競輪場
四百八十一	自動車・モーターボートの競走場
四百八十二	競輪競技団
四百八十三	自動車・モーターボートの競技団
四百八十四	パチンコホール

四百八十五	マリーナ業
四百八十六	遊漁船業
四百八十七	芸ぎ業
四百八十八	カラオケボックス業
四百八十九	娯楽に附帯するサービス業
四百九十	他に分類されない娯楽業
四百九十一	書道教授業
四百九十二	生花・茶道教授業
四百九十三	他に分類されない教育、学習支援業
四百九十四	無床診療所
四百九十五	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
四百九十六	療術業
四百九十七	歯科技工所
四百九十八	その他の児童福祉事業
四百九十九	介護医療院
五百	通所・短期入所介護事業
五百一	その他の老人福祉・介護事業
五百二	し尿処分業
五百三	ごみ処分業
五百四	産業廃棄物収集運搬業
五百五	産業廃棄物処分業
五百六	特別管理産業廃棄物収集運搬業
五百七	特別管理産業廃棄物処分業
五百八	その他の自動車整備業
五百九	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）
五百十	時計修理業
五百十一	履物修理業
五百十二	鍛冶業
五百十三	他に分類されない修理業
五百十四	職業紹介業
五百十五	労働者派遣業
五百十六	ビルメンテナンス業
五百十七	その他の建物等維持管理業
五百十八	警備業
五百十九	ディスプレイ業
五百二十	ペストコントロール業

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和五年総務省告示第二百五十六号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。次号において「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号までに掲げるものについては、公序良俗の観点から問題のないものに限る。

三　適正化法第二条第五項に規定するものを除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○経済産業省告示第四十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第五号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和六年能登半島地震	石川県 金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡志賀町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町	令和六年一月一日から令和八年六月三十日まで

○国土交通省告示第四百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　昭和四十九年建設省告示第九百八十四号に掲げる土地の区域

二　昭和五十年建設省告示第八百三十二号で指定した同年建設省告示第八百三十一号の一に掲げる土地の区域

三　昭和五十四年建設省告示第八百二十号で指定した同号三に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第四百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十七に掲げる土地の区域

二　平成二十七年国土交通省告示第千二百六十九号で指定した同号十二に掲げる土地の区域

三　平成二十八年国土交通省告示第千四百三十五号で指定した同号四及び同号六に掲げる土地の区域

四　平成三十一年国土交通省告示第四百十七号で指定した同号一に掲げる土地の区域

五　令和元年国土交通省告示第五百五十七号で指定した同号二に掲げる土地の区域

六　令和三年国土交通省告示第二百十八号で指定した同号二に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第四百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

点	北緯	東経
1	35°18′09.2041″	135°13′14.8065″
2	35°18′08.6849″	135°13′15.1107″
3	35°18′08.1704″	135°13′14.9041″
4	35°18′08.2098″	135°13′14.7981″
5	35°18′08.5722″	135°13′14.7160″
6	35°18′09.1504″	135°13′14.6115″

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

更級川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県千曲市大字八幡の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°29′48.2780″	138°05′22.5813″
2	36°29′46.5093″	138°05′21.1835″
3	36°29′46.2034″	138°05′21.3274″
4	36°29′41.8016″	138°05′18.8274″
5	36°29′41.7099″	138°05′17.6673″
6	36°29′42.3400″	138°05′17.6564″
7	36°29′44.9042″	138°05′18.4177″
8	36°29′47.0158″	138°05′19.8911″
9	36°29′48.3783″	138°05′21.0874″
10	36°29′48.8555″	138°05′22.0765″

○国土交通省告示第四百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大島川

二　砂防法第二条の土地の表示

京都府綾部市大島町岡ノ段の区域内の土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、二点と三点を令和六年国土交通省告示第四百五十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、三点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°53′16.0247″	135°31′42.4197″
2	34°53′15.8151″	135°31′43.0516″
3	34°53′15.1650″	135°31′42.7757″
4	34°53′15.1775″	135°31′42.2987″
5	34°53′13.0289″	135°31′41.6098″
6	34°53′11.0422″	135°31′40.2788″
7	34°53′10.3093″	135°31′36.5954″
8	34°53′09.3807″	135°31′34.9964″
9	34°53′10.0393″	135°31′33.7229″
10	34°53′11.3175″	135°31′34.1921″
11	34°53′11.8193″	135°31′33.9448″
12	34°53′12.0828″	135°31′33.3721″
13	34°53′11.9795″	135°31′32.1952″
14	34°53′12.3487″	135°31′31.5306″
15	34°53′12.9104″	135°31′31.4324″
16	34°53′13.3944″	135°31′31.1682″
17	34°53′14.2008″	135°31′30.0485″
18	34°53′14.6573″	135°31′30.1301″
19	34°53′13.7998″	135°31′31.6526″
20	34°53′13.5296″	135°31′31.9361″
21	34°53′13.2930″	135°31′31.8415″
22	34°53′12.2679″	135°31′32.2879″
23	34°53′12.3901″	135°31′33.4375″
24	34°53′12.3636″	135°31′33.9363″
25	34°53′11.7567″	135°31′34.5522″
26	34°53′11.4491″	135°31′34.6242″
27	34°53′10.8775″	135°31′34.4403″
28	34°53′10.3086″	135°31′34.5208″
29	34°53′09.9201″	135°31′34.7017″
30	34°53′09.9018″	135°31′35.0749″
31	34°53′10.0222″	135°31′35.3854″
32	34°53′10.7826″	135°31′36.0080″
33	34°53′11.0174″	135°31′36.2468″
34	34°53′11.2194″	135°31′36.8923″
35	34°53′11.2063″	135°31′39.1827″
36	34°53′12.1266″	135°31′40.5580″
37	34°53′12.7576″	135°31′41.1153″
38	34°53′13.7285″	135°31′41.2819″
39	34°53′14.8410″	135°31′41.8942″
40	34°53′15.6876″	135°31′42.1423″

○国土交通省告示第四百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東谷

二　砂防法第二条の土地の表示

大阪府茨木市大字泉原の区域内の土地のうち、次の一点から四十点までを順次結んだ線及び一点と四十点を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治三十二年内務省告示第七十一号で指定した土地の区域を除く。）

○国土交通省告示第四百四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　水上沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　新潟県長岡市栃尾泉
　字願念　四六二番一　一号
　　四五八番　二号
　　四五七番　三号及び四号
　　四五六番四　五号
　　四四九番一　六号
　　四四三番三　七号
　　四四三番二　八号
　　四四三番一　九号
　　四四二番　十号
　　五五五番　十六号及び十七号
　　五四一番乙　十八号
　　五〇五番一　十九号及び二十号
　　四九五番　二十一号
　　五〇六番　二十二号
　　四八六番　二十三号
　　四九八番　二十四号
　　五〇〇番　二十五号
　　四七二番　二十六号
　字上泉　四一〇番二　二十七号
　新潟県長岡市赤谷
　字西山　四六七番　十一号
　　四五二番　十二号
　　四五四番一　十三号
　　四六六番一　十四号
　　四六九番二　十五号

○国土交通省告示第四百五十号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

　令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　初神川二・三
二　砂防法第二条の土地の表示
　熊本県球磨郡相良村大字四浦西の区域内の土地のうち、次の一点から九十二点までを順次結んだ線及び一点と九十二点を平成四年建設省告示第六百九十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°18′47.8714″	130°05′28.0066″
2	32°18′47.7928″	130°05′28.2437″
3	32°18′47.8971″	130°05′28.3072″
4	32°18′47.9586″	130°05′28.3718″
5	32°18′48.0146″	130°05′28.4429″
6	32°18′48.0537″	130°05′28.5284″
7	32°18′48.0825″	130°05′28.6189″
8	32°18′48.0976″	130°05′28.7139″
9	32°18′48.1050″	130°05′28.8732″
10	32°18′48.0575″	130°05′29.6475″
11	32°18′47.8684″	130°05′29.6301″
12	32°18′47.6767″	130°05′29.3367″
13	32°18′47.6555″	130°05′29.1396″
14	32°18′47.5553″	130°05′28.8083″
15	32°18′47.5038″	130°05′28.7750″
16	32°18′47.3749″	130°05′28.9293″
17	32°18′47.3687″	130°05′28.9258″
18	32°18′47.3583″	130°05′28.9491″
19	32°18′47.2358″	130°05′28.8664″
20	32°18′47.3094″	130°05′28.5067″
21	32°18′47.2468″	130°05′28.4905″
22	32°18′47.0199″	130°05′28.4589″
23	32°18′46.7800″	130°05′28.4727″
24	32°18′46.7607″	130°05′28.4678″
25	32°18′46.7698″	130°05′28.3806″
26	32°18′46.4204″	130°05′28.4343″
27	32°18′46.3651″	130°05′28.2994″
28	32°18′46.0290″	130°05′28.3749″
29	32°18′45.9644″	130°05′28.7816″
30	32°18′45.9201″	130°05′28.7976″
31	32°18′44.9690″	130°05′29.0397″
32	32°18′44.7603″	130°05′29.0807″
33	32°18′44.5767″	130°05′29.0958″
34	32°18′44.3507″	130°05′29.0877″
35	32°18′44.0851″	130°05′29.0479″
36	32°18′43.8331″	130°05′28.9590″
37	32°18′43.4561″	130°05′28.7765″
38	32°18′42.8627″	130°05′28.4914″
39	32°18′42.6101″	130°05′28.3752″
40	32°18′42.2534″	130°05′28.1485″
41	32°18′42.0761″	130°05′27.9592″
42	32°18′41.7720″	130°05′27.6175″
43	32°18′41.3804″	130°05′27.1672″
44	32°18′41.2036″	130°05′26.8268″
45	32°18′41.1127″	130°05′26.4720″
46	32°18′41.2234″	130°05′26.2368″
47	32°18′40.9625″	130°05′25.8302″
48	32°18′40.5031″	130°05′25.4430″
49	32°18′40.0585″	130°05′25.3913″
50	32°18′39.6643″	130°05′25.3207″
51	32°18′39.5686″	130°05′25.3297″
52	32°18′38.7041″	130°05′24.8466″
53	32°18′38.6525″	130°05′24.9870″
54	32°18′38.2209″	130°05′24.7878″
55	32°18′38.2107″	130°05′24.4727″
56	32°18′38.1135″	130°05′24.3196″
57	32°18′38.0801″	130°05′24.2670″
58	32°18′38.1310″	130°05′23.2609″
59	32°18′39.2068″	130°05′22.5017″
60	32°18′39.2376″	130°05′22.3951″
61	32°18′39.4674″	130°05′22.4854″
62	32°18′39.5189″	130°05′22.6484″
63	32°18′39.5069″	130°05′22.8493″
64	32°18′39.6003″	130°05′23.9899″
65	32°18′40.2057″	130°05′24.1774″
66	32°18′40.2887″	130°05′23.8057″
67	32°18′40.9366″	130°05′23.8878″
68	32°18′41.4173″	130°05′23.6023″
69	32°18′41.8921″	130°05′23.6604″
70	32°18′42.2031″	130°05′23.8499″
71	32°18′42.2684″	130°05′24.7580″
72	32°18′41.6643″	130°05′25.9591″
73	32°18′41.8071″	130°05′26.2419″
74	32°18′41.7925″	130°05′26.2894″
75	32°18′42.0881″	130°05′26.7549″
76	32°18′42.6733″	130°05′27.2891″
77	32°18′43.4561″	130°05′27.5398″
78	32°18′43.7666″	130°05′27.6559″
79	32°18′44.6276″	130°05′28.0838″
80	32°18′45.0440″	130°05′28.0495″
81	32°18′45.9616″	130°05′27.9953″
82	32°18′45.9877″	130°05′28.0683″
83	32°18′46.0449″	130°05′28.1082″
84	32°18′46.3436″	130°05′28.0441″

85	32°18′46.5397″	130°05′28.0178″
86	32°18′46.5785″	130°05′28.0675″
87	32°18′46.7538″	130°05′28.0491″
88	32°18′46.8996″	130°05′28.0412″
89	32°18′47.0440″	130°05′28.0478″
90	32°18′47.1882″	130°05′28.0689″
91	32°18′47.4805″	130°05′28.1501″
92	32°18′47.6603″	130°05′27.8518″

○国土交通省告示第四百五十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東京都八王子市裏高尾町

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

裏高尾地区第一沢

地一	先六四四三番	十三号及び十四号
地一	先六四四三番	五号
地一	先六四四四番	十三号
地一	道路	十二号
地一	水路	十一号
一一六六四九番		十号
一一六六四八番		十一号
一一六六四四番		十二号
一一六六五〇番二		五号から七号まで
一一六六五〇番一		四号、八号及び九号
一一六六五二番二		一号から三号まで
一一六六四三番		十三号及び十四号
一一六六四二番二		十六号から十八号まで
一一六六四一番		十九号から二十三号まで
一一六六四〇番一		二十四号及び二十五号
一一六六三六番一		十六号

○国土交通省告示第四百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山の奥川

二　砂防法第二条の土地の表示

岡山県浅口市鴨方町小坂西の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第百九十九号で指定した同号一八に掲げる土地の区域及び平成五年建設省告示第九百四十四号で指定した同号九に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34°32′15.6374″	133°32′57.3638″
2	34°32′16.0518″	133°32′56.1527″
3	34°32′16.7797″	133°32′55.8742″
4	34°32′17.1096″	133°32′55.7480″
5	34°32′18.7070″	133°32′53.8430″
6	34°32′21.6029″	133°32′52.7795″
7	34°32′20.4343″	133°32′54.8797″
8	34°32′20.2579″	133°32′55.1967″
9	34°32′18.7404″	133°32′58.4708″
10	34°32′17.1978″	133°32′58.4757″
11	34°32′16.9079″	133°32′58.4766″
12	34°32′15.8988″	133°32′57.5941″

○国土交通省告示第四百五十三号

平成十年建設省告示第千百八十八号における別表（低騒音型建設機械）に、本告示に掲げる別表（低騒音型建設機械）の建設機械を追加する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

別表（低騒音型建設機械）

指定番号	機種	型式	諸元						申請社名
7210	バックホウ	ＫＭＣ400Ｐ－７	山積容量	1.15	㎥	平積容量	1.00	㎥	日立建機日本㈱
7211	バックホウ	Ｋ－005－３	山積容量	0.011	㎥	平積容量	0.009	㎥	㈱クボタ
7212	バックホウ	Ｋ005－３Ｓ	山積容量	0.011	㎥	平積容量	0.009	㎥	㈱クボタ
7213	バックホウ	Ｕ17－５	山積容量	0.041	㎥	平積容量	0.029	㎥	㈱クボタ
7214	バックホウ	ＳＫ20ＵＲ－６Ａ	山積容量	0.066	㎥	平積容量	0.05	㎥	コベルコ建機㈱
7215	バックホウ	ＳＫ45ＳＲ－７Ｅ	山積容量	0.14	㎥	平積容量	0.11	㎥	コベルコ建機㈱
7216	バックホウ	ＳＫ45ＳＲＤ－７Ｅ	山積容量	0.14	㎥	平積容量	0.11	㎥	コベルコ建機㈱
7217	バックホウ	ＳＫ50ＵＲ－６Ｅ２	山積容量	0.16	㎥	平積容量	0.12	㎥	コベルコ建機㈱
7218	バックホウ	ＳＫ55ＳＲ－７Ｅ	山積容量	0.15	㎥	平積容量	0.12	㎥	コベルコ建機㈱
7219	バックホウ	ＳＫ55ＳＲ－７ＥＦ	山積容量	0.15	㎥	平積容量	0.12	㎥	コベルコ建機㈱
7220	バックホウ	ＳＫ55ＳＲＤ－７Ｅ	山積容量	0.15	㎥	平積容量	0.12	㎥	コベルコ建機㈱
7221	バックホウ	ＳＫ75ＳＲ－７Ｅ	山積容量	0.28	㎥	平積容量	0.21	㎥	コベルコ建機㈱
7222	バックホウ	ＳＫ75ＳＲ－７ＥＦ	山積容量	0.28	㎥	平積容量	0.21	㎥	コベルコ建機㈱

7223	バックホウ	ＳＫ75ＳＲＤ－７Ｅ	山積容量	0.28	㎥	平積容量	0.21	㎥	コベルコ建機㈱
7224	バックホウ	ＳＫ75ＳＲＤ－７ＥＲ	山積容量	0.28	㎥	平積容量	0.21	㎥	コベルコ建機㈱
7225	バックホウ	ＳＫ80ＳＲ＋－７Ｅ	山積容量	0.28	㎥	平積容量	0.21	㎥	コベルコ建機㈱
7226	バックホウ	005－Ｓ１	山積容量	0.011	㎥	平積容量	0.009	㎥	キャタピラージャパン(同)
7227	バックホウ	Ｂ20Ｕ－Ａ	山積容量	0.066	㎥	平積容量	0.05	㎥	ヤンマー建機㈱
7228	バックホウ	Ｂ60Ｕ－Ａ	山積容量	0.16	㎥	平積容量	0.12	㎥	ヤンマー建機㈱
7229	トラクターショベル	ＺＷ100－７	山積容量	1.3	㎥	平積容量	1.1	㎥	日立建機㈱
7230	トラクターショベル	ＺＷ120－７	山積容量	1.5	㎥	平積容量	1.2	㎥	日立建機㈱
7231	クローラクレーン	ＵＲＷ295Ｃ４ＭＲＡ	吊上能力	2.93	ｔ吊	×	1.4	m	古河ユニック㈱
7232	クローラクレーン	7200Ｇ－２Ｎｅ	吊上能力	200	ｔ吊	×	5.0	m	コベルコ建機㈱
7233	バイブロハンマー	ＳＲ－50	起振力	493	kN	振動数	3600	cpm	調和工業㈱
7234	油圧式杭圧入引抜機	ＳＴ400ＳＸ（油圧ユニットＭＵＢ150）	圧入力	800	kN	引抜力	1000	kN	㈱技研製作所
7235	アースオーガー	ＤＨＪ80－８	オーガ出力	121	㎾	掘削径	1000	㎜	日本車輌製造㈱
7236	アースオーガー	ＤＨＲ70－８ＬＨ	オーガ出力	119	㎾	掘削径	1500	㎜	日本車輌製造㈱
7237	アースオーガー	ＳＴＭ－370Ｈ－２	オーガ出力	66.3	㎾	掘削径	1300	㎜	三和機材㈱
7238	アスファルトフィニッシャー	ＨＡ60Ｃ－11	舗装幅	2.3～6.0	m				住友建機㈱
7239	アスファルトフィニッシャー	ＨＡ60Ｗ－11	舗装幅	2.3～6.0	m				住友建機㈱
7240	アスファルトフィニッシャー	Ｆ60Ｃ５	舗装幅	2.3～6.0	m				範多機械㈱

別表（低騒音型建設機械）

指定番号	機　　種	型　　式	諸　　元						申　請　社　名
7241	アスファルトフィニッシャー	Ｆ60Ｗ５Ｂ	舗装幅	2.3～6.0	m				範多機械㈱
7242	アスファルトフィニッシャー	ＭＩＮＩ　500	舗装幅	0.8～1.8	m				ヴィルトゲン・ジャパン㈱
7243	アスファルトフィニッシャー	ＭＩＮＩ　502	舗装幅	0.8～1.8	m				ヴィルトゲン・ジャパン㈱
7244	アスファルトフィニッシャー	ＳＵＰＥＲ　1803－５Ｘ	舗装幅	2.55～8.25	m				ヴィルトゲン・ジャパン㈱
7245	空気圧縮機	ＤＩＳ－140ＬＢＥ－Ｃ	吐出量	3.9	㎥／min	圧力	0.70	MPa	デンヨー㈱
7246	発動発電機	ＩＥＧ900Ｍ－Ｙ２	定格容量	0.9	kVA				㈱やまびこ
7247	発動発電機	ＩＥＧ1600Ｍ－Ｙ２	定格容量	1.6	kVA				㈱やまびこ
7248	発動発電機	ＤＣＡ－20ＬＳＣＫ	定格容量	20.0	kVA				デンヨー㈱
7249	発動発電機	ＤＣＡ－800ＳＰＫ３	定格容量	800	kVA				デンヨー㈱
7250	発動発電機	ＭＧＥ2700－Ａ	定格容量	2.3	kVA				㈱Willbe
7251	発動発電機	ＭＧＥ2700－Ｂ	定格容量	2.7	kVA				㈱Willbe

○国土交通省告示第四百五十四号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十一条の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械に指定する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3－944	空気圧縮機	ＤＩＳ－140ＬＢＥ－Ｃ	デンヨー㈱
3－945	空気圧縮機	Ｃ230ＴＳ－17	ガードナー・デンバー㈱

○国土交通省告示第四百五十五号

青森空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　青森県　青森県青森市長島一丁目一番一号

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　青森空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　青森空港内及びその周辺　青森県青森市

四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年四月一日

五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
旋回灯	発光ダイオード、航空白の不動光	最大二十一万カンデラ	滑走路06側末端から九百メートルまで左側滑走路灯列の外側
（略）			
誘導案内灯	発光ダイオード、航空赤、航空黄、航空白の不動光	航空赤平均輝度三十カンデラ毎平方メートル、航空黄平均輝度百五十カンデラ毎平方メートル、航空白平均輝度三百カンデラ毎平方メートル	誘導路の分岐点付近及び誘導路と滑走路との接続点付近
風向灯	発光ダイオード、不動光		飛行場灯台の南西約千四百四十メートルの位置及び東約九百メートルの位置
（略）			

変更前

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
旋回灯	ナトリウム放電灯、航空可変白の不動光	最大九十八万カンデラ	滑走路06側末端から九百メートルまで左側滑走路灯列の外側
（略）			
誘導案内灯	白熱電灯、航空赤、航空黄、航空白の不動光	航空赤平均輝度三十カンデラ毎平方メートル、航空黄平均輝度百五十カンデラ毎平方メートル、航空白平均輝度三百カンデラ毎平方メートル	誘導路の分岐点付近及び誘導路と滑走路との接続点付近
風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場灯台の南西約千四百四十メートルの位置及び東約九百メートルの位置
（略）			

○国土交通省告示第四百五十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第三項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第九百十号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

工事の区域の欄を次のように改める。

次に掲げる(1)から(34)の地点を順に結んだ線と(1)に掲げる地点と(34)に掲げる地点とを結んだ線及び(35)から(146)の地点を順に結んだ線と(35)に掲げる地点と(146)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域
(1)　下関市長府扇町一番地五の標柱（北緯三四度〇一分三五・六三六秒・東経一三一度〇〇分四五・二四五秒）の地点
(2)　(1)に掲げる地点から一一五度五九分〇四秒五九八・三三メートルの地点
(3)　(2)に掲げる地点から一五一度〇九分五三秒五二〇・九八メートルの地点
(4)　(3)に掲げる地点から二一八度〇九分一二秒一〇〇・六九メートルの地点
(5)　(4)に掲げる地点から三一〇度四三分〇三秒一三・一六メートルの地点
(6)　(5)に掲げる地点から二一八度一二分一三秒一〇七〇・四〇メートルの地点
(7)　(6)に掲げる地点から一八〇度四〇分五六秒二一・四八メートルの地点
(8)　(7)に掲げる地点から二一五度五〇分四七秒一三九・九三メートルの地点
(9)　(8)に掲げる地点から三〇一度一一分〇七秒二七三・五九メートルの地点
(10)　(9)に掲げる地点から三〇度五三分〇三秒二六・〇〇メートルの地点
(11)　(10)に掲げる地点から三〇〇度四七分二一秒五二・三六メートルの地点
(12)　(11)に掲げる地点から三一度一一分四四秒一三四・四四メートルの地点
(13)　(12)に掲げる地点から三〇一度〇八分一四秒三・〇六メートルの地点
(14)　(13)に掲げる地点から二九五度〇三分二七秒五五・三三メートルの地点
(15)　(14)に掲げる地点から三〇一度〇七分四五秒一五三・七一メートルの地点
(16)　(15)に掲げる地点から二一八度〇八分一五秒五・五七メートルの地点
(17)　(16)に掲げる地点から三〇一度〇七分四五秒二四七・四七メートルの地点
(18)　(17)に掲げる地点から三四〇度三四分一七秒一八六・七〇メートルの地点
(19)　(18)に掲げる地点から二一八度一二分〇八秒九八・八三メートルの地点
(20)　(19)に掲げる地点から二九八度〇八分三九秒八一・〇九メートルの地点
(21)　(20)に掲げる地点から三四度三六分〇八秒五一・五二メートルの地点
(22)　(21)に掲げる地点から三〇八度五五分一二秒一八七・五〇メートルの地点
(23)　(22)に掲げる地点から二一度二四分〇八秒六九・四七メートルの地点
(24)　(23)に掲げる地点から三八度四八分一二秒二五八・二九メートルの地点
(25)　(24)に掲げる地点から三五一度五六分二一秒三・六二メートルの地点
(26)　(25)に掲げる地点から三八度三一分〇五秒一七六・八六メートルの地点
(27)　(26)に掲げる地点から一二八度三二分四七秒六三・七九メートルの地点
(28)　(27)に掲げる地点から五五度〇〇分四九秒四三・九八メートルの地点
(29)　(28)に掲げる地点から三五四度二〇分一八秒三三・〇六メートルの地点
(30)　(29)に掲げる地点から三九度四〇分三五秒八九・五七メートルの地点
(31)　(30)に掲げる地点から六九度四八分四二秒八〇・〇二メートルの地点
(32)　(31)に掲げる地点から四一度四一分五八秒一〇一・八三メートルの地点
(33)　(32)に掲げる地点から三五度四五分四二秒二五一・九八メートルの地点
(34)　(33)に掲げる地点から四七度二九分二五秒二九・四四メートルの地点
(35)　(1)に掲げる地点から八度〇七分四五秒一一八・七九メートルの地点
(36)　(35)に掲げる地点から二三八度〇五分〇〇秒一八〇・六六メートルの地点
(37)　(36)に掲げる地点から二二三度一三分〇〇秒一六七・三九メートルの地点
(38)　(37)に掲げる地点から二一五度二二分〇〇秒一八九・一三メートルの地点
(39)　(38)に掲げる地点から二一七度二七分〇〇秒二三・四六メートルの地点
(40)　(39)に掲げる地点から二二一度二一分〇〇秒一〇七・七七メートルの地点
(41)　(40)に掲げる地点から二三五度五一分〇〇秒二六・七三メートルの地点
(42)　(41)に掲げる地点から二五一度五三分〇〇秒六〇・一九メートルの地点
(43)　(42)に掲げる地点から二四〇度二一分〇〇秒二二・九一メートルの地点
(44)　(43)に掲げる地点から二三〇度三〇分〇〇秒二一・五三メートルの地点
(45)　(44)に掲げる地点から二二〇度三三分〇〇秒三〇・九三メートルの地点
(46)　(45)に掲げる地点から二一六度一八分〇〇秒一七・五一メートルの地点
(47)　(46)に掲げる地点から二一八度四〇分〇〇秒一八二・九〇メートルの地点
(48)　(47)に掲げる地点から二三二度四六分〇〇秒七・〇七メートルの地点
(49)　(48)に掲げる地点から二一八度一九分〇〇秒二二四・六一メートルの地点
(50)　(49)に掲げる地点から一四三度五三分〇〇秒四・三一メートルの地点
(51)　(50)に掲げる地点から二一九度三四分〇〇秒一一三・一〇メートルの地点
(52)　(51)に掲げる地点から二〇三度五一分〇〇秒八一・一三メートルの地点
(53)　(52)に掲げる地点から一二八度二七分〇〇秒七六・六八メートルの地点
(54)　(53)に掲げる地点から二一七度二四分〇〇秒三〇・八六メートルの地点
(55)　(54)に掲げる地点から一二七度四四分〇〇秒七九・五四メートルの地点
(56)　(55)に掲げる地点から二一〇度三二分〇〇秒三五・〇四メートルの地点
(57)　(56)に掲げる地点から一五六度一六分〇〇秒一一・八八メートルの地点
(58)　(57)に掲げる地点から二一二度〇六分四一秒一三・八〇メートルの地点
(59)　(58)に掲げる地点から一二〇度〇四分二一秒二〇・〇四メートルの地点
(60)　(59)に掲げる地点から二一一度二五分〇一秒二・八二メートルの地点
(61)　(60)に掲げる地点から三〇一度二六分二六秒二九・九七メートルの地点
(62)　(61)に掲げる地点から二一一度二六分四六秒一〇八・五〇メートルの地点
(63)　(62)に掲げる地点から三〇一度二七分四八秒一三・七八メートルの地点
(64)　(63)に掲げる地点から二一一度二六分四七秒二八・二六メートルの地点
(65)　(64)に掲げる地点から一二二度〇四分〇三秒三・四三メートルの地点
(66)　(65)に掲げる地点から一七六度二五分〇一秒三六・三四メートルの地点
(67)　(66)に掲げる地点から一二一度四九分〇〇秒一四〇・八三メートルの地点
(68)　(67)に掲げる地点から三一度〇六分〇〇秒二四・七五メートルの地点

(69) に掲げる地点から一二一度一九分〇〇秒四八・九七メートルの地点
(70) に掲げる地点から一二〇度五一分〇〇秒三〇五・三〇メートルの地点
(71) に掲げる地点から一二〇度四二分〇〇秒五〇・二五メートルの地点
(72) に掲げる地点から一二一度二一分〇〇秒七二・五九メートルの地点
(73) に掲げる地点から三〇〇度五八分四〇秒一九一・七七メートルの地点
(74) に掲げる地点から二一一度〇四分〇〇秒五五・〇〇メートルの地点
(75) に掲げる地点から三〇〇度五七分五〇秒四五・四九メートルの地点
(76) に掲げる地点から二一〇度五九分〇二秒九七・四四メートルの地点
(77) に掲げる地点から三〇〇度五六分三八秒三・九五メートルの地点
(78) に掲げる地点から二一〇度三五分四五秒三九・〇五メートルの地点
(79) に掲げる地点から一二〇度三五分四二秒〇・七六メートルの地点
(80) に掲げる地点から二一〇度三五分四五秒一四・四五メートルの地点
(81) に掲げる地点から三〇〇度五一分〇〇秒二二〇・八八メートルの地点
(82) に掲げる地点から二〇九度四九分〇〇秒一〇〇・三六メートルの地点
(83) に掲げる地点から一二〇度四六分〇〇秒三四四・四九メートルの地点
(84) に掲げる地点から二一一度三〇分〇〇秒一五〇・七八メートルの地点
(85) に掲げる地点から一二〇度三〇分〇〇秒一七五・六四メートルの地点
(86) に掲げる地点から二一一度一〇分〇〇秒一三四・七六メートルの地点
(87) に掲げる地点から一八五度四八分〇〇秒一七・〇一メートルの地点
(88) に掲げる地点から一二二度二五分〇〇秒八六・九三メートルの地点
(89) に掲げる地点から一四〇度〇〇分三二秒一七・三六メートルの地点
(90) に掲げる地点から二一〇度四五分〇二秒二八・七九メートルの地点
(91) に掲げる地点から二一一度二四分一六秒九七・九六メートルの地点
(92) に掲げる地点から二一一度五二分五五秒三・四九メートルの地点
(93) に掲げる地点から一二一度五三分一五秒一四七五・二一メートルの地点
(94) に掲げる地点から二一一度〇九分四九秒四六六・七九メートルの地点
(95) に掲げる地点から三〇一度一三分一九秒六一一・二九メートルの地点
(96) に掲げる地点から二一度〇五分二〇秒一九九・四六メートルの地点
(97) に掲げる地点から二九九度五四分一七秒一〇八・三三メートルの地点
(98) に掲げる地点から二〇一度〇二分〇〇秒二九六・七四メートルの地点
(99) に掲げる地点から一二三度五四分〇〇秒一一・一二メートルの地点
(100) に掲げる地点から二〇二度二六分〇〇秒一〇・二九メートルの地点
(101) に掲げる地点から一七七度五六分〇〇秒一〇・六七メートルの地点
(102) に掲げる地点から二〇一度三〇分〇〇秒五五・〇五メートルの地点
(103) に掲げる地点から一二一度二三分〇〇秒二八三・一三メートルの地点
(104) に掲げる地点から二〇一度〇二分〇〇秒五二九・五〇メートルの地点

(105) に掲げる地点から二九一度一三分〇〇秒四三一・九一メートルの地点
(106) に掲げる地点から二八六度四九分〇〇秒一一〇・七五メートルの地点
(107) に掲げる地点から一八三度五三分〇〇秒二一・一四メートルの地点
(108) に掲げる地点から一〇六度五〇分〇〇秒一〇四・一六メートルの地点
(109) に掲げる地点から一一七度〇八分〇〇秒八六・四五メートルの地点
(110) に掲げる地点から二〇二度五八分〇〇秒九八・五二メートルの地点
(111) に掲げる地点から一三六度三九分〇〇秒九一・五九メートルの地点
(112) に掲げる地点から二〇五度三四分〇〇秒七・〇〇メートルの地点
(113) に掲げる地点から一三六度一一分〇〇秒八二・一六メートルの地点
(114) に掲げる地点から一九三度二五分〇〇秒八九・〇七メートルの地点
(115) に掲げる地点から九八度〇〇分〇〇秒二一・四五メートルの地点
(116) に掲げる地点から六六度〇九分〇〇秒二〇・八九メートルの地点
(117) に掲げる地点から九六度三四分〇〇秒五・八三メートルの地点
(118) に掲げる地点から四一度四三分〇〇秒二六・〇二メートルの地点
(119) に掲げる地点から一三一度五八分〇〇秒二九・五一メートルの地点
(120) に掲げる地点から四六度〇三分〇〇秒六五・五四メートルの地点
(121) に掲げる地点から一一七度三五分〇〇秒六〇・二〇メートルの地点
(122) に掲げる地点から二〇八度五三分五七秒一一・〇二メートルの地点
(123) に掲げる地点から一一六度一三分一〇秒一二・五三メートルの地点
(124) に掲げる地点から二〇八度五三分五〇秒四二・七七メートルの地点
(125) に掲げる地点から二四〇度二七分一〇秒一一・六六メートルの地点

(126)　(125)に掲げる地点から二〇九度〇二分二〇秒四・二三メートルの地点
(127)　(126)に掲げる地点から一六七度〇〇分三二秒三三・八八メートルの地点
(128)　(127)に掲げる地点から九八度一四分四五秒一四・二七メートルの地点
(129)　(128)に掲げる地点から七六度一七分五四秒六三・五三メートルの地点
(130)　(129)に掲げる地点から二九度一〇分〇八秒二六八・一一メートルの地点
(131)　(130)に掲げる地点から二九一度一二分五七秒六六・四四メートルの地点
(132)　(131)に掲げる地点から二〇度五五分四三秒五六四・一一メートルの地点
(133)　(132)に掲げる地点から三〇一度二四分一〇秒一三四・七六メートルの地点
(134)　(133)に掲げる地点から三一度一六分二八秒八二・五一メートルの地点
(135)　(134)に掲げる地点から一二一度二八分二七秒五六八・六二メートルの地点
(136)　(135)に掲げる地点から三一度〇九分四九秒六一〇・一二メートルの地点
(137)　(136)に掲げる地点から三〇一度五三分一五秒五一二・四一メートルの地点
(138)　(137)に掲げる地点から三〇度一八分一九秒一九三・二二メートルの地点
(139)　(138)に掲げる地点から三〇一度一五分一四秒一七三・九七メートルの地点
(140)　(139)に掲げる地点から二七度三八分四三秒八五二・六三メートルの地点
(141)　(140)に掲げる地点から一二一度〇七分四四秒三一七・五六メートルの地点
(142)　(141)に掲げる地点から三〇一度〇七分四五秒一五五・四八メートルの地点
(143)　(142)に掲げる地点から一二一度一一分〇八秒五三三・七三メートルの地点
(144)　(143)に掲げる地点から三八度一〇分〇八秒一四五〇・二一メートルの地点
(145)　(144)に掲げる地点から三三一度〇九分五三秒六二四・九六メートルの地点
(146)　(145)に掲げる地点から二九六度四五分一四秒四二八・八五メートルの地点

○国土交通省告示第四百五十七号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

名称　貴志川特定都市河川流域

区域　和歌山県和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、伊都郡九度山町、伊都郡高野町、有田郡有田川町のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、近畿地方整備局及び和歌山河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表　貴志川特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
貴志川	左岸　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城九三〇番一地先 右岸　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城一七五番一地先	紀の川への合流点
柘榴川	左岸　和歌山県紀の川市桃山町黒川三二番二地先 右岸　和歌山県紀の川市桃山町黒川四九五番地先	貴志川への合流点
愛子谷川	左岸　和歌山県紀の川市桃山町善田七四二番二地先 右岸　和歌山県紀の川市桃山町善田一一六六番二地先	柘榴川への合流点
喜谷川	左岸　和歌山県紀の川市桃山町善田四六九番地先 右岸　和歌山県紀の川市桃山町善田九三四番一地先	柘榴川への合流点
丸田川	和歌山県紀の川市貴志川町西山一三六一番地先	貴志川への合流点
町通川	左岸　和歌山県紀の川市貴志川町岸宮八〇二番地先 右岸　和歌山県紀の川市貴志川町岸宮八〇一番七地先	丸田川への合流点
野田原川	左岸　和歌山県紀の川市桃山町野田原一七〇七番二地先 右岸　和歌山県紀の川市桃山町野田原一五七七番一地先	貴志川への合流点
柴目川	左岸　和歌山県海草郡紀美野町動木三四六番三地先 右岸　和歌山県海草郡紀美野町動木三四五番四地先	貴志川への合流点
梅本川	左岸　和歌山県海草郡紀美野町奥佐々二〇番地先 右岸　和歌山県海草郡紀美野町梅本一番地先	貴志川への合流点
真国川	左岸　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀一五五一番二地先 右岸　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀一六七番一地先	貴志川への合流点

神路谷川	左岸　和歌山県紀の川市下鞆渕一一六六番二地先 右岸　和歌山県紀の川市下鞆渕一一六五番地先
本川	左岸　和歌山県紀の川市上鞆渕一一五一番二地先 右岸　和歌山県紀の川市上鞆渕一一五一番一地先
清川	左岸　和歌山県紀の川市上鞆渕六九一番七五地先 右岸　和歌山県紀の川市上鞆渕八八九番二四地先
桂川	左岸　和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯二一七番二地先 右岸　和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯二二五番一地先
	真国川への合流点
	真国川への合流点
	貴志川への合流点

○国土交通省告示第四百五十八号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月三十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

名称　佐波川特定都市河川流域

区域　山口県山口市、防府市、周南市のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、中国地方整備局及び山口河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表　佐波川特定都市河川

名称	区間		
	上流端	下流端	
佐波川	山口県山口市徳地柚木字山田三千三百二十二番地先の町道橋下流端	左岸　山口県防府市大字和字善光一万四百九十二番二地先 右岸　山口県防府市大字奈美字提ノ口一万百六十五番二地先	佐波川への合流点
奈美川	左岸　山口県防府市大字奈美字谷口百六十七番二地先 右岸　山口県防府市大字奈美字松ケ谷七百二十五番一地先		佐波川への合流点
大井谷川	山口県防府市大字奈美字権現二十五番一地先の権現橋下流端		佐波川への合流点
中山谷川	左岸　山口県防府市大字中山字桑原一万百五十三番地先 右岸　山口県防府市大字中山字台ヶ原一万百十番一地先		佐波川への合流点

久兼川	左岸　山口県防府市大字久兼字甲子岩三百六十七番一地先 右岸　山口県防府市大字久兼字甲子岩三百六十九番地先
新田川	山口県山口市徳地伊賀地字山崎千百二十一番一地先の農道橋下流端
二ノ宮川	山口県山口市徳地堀字狼岩四千二百四十九番二地先の県道橋下流端
島地川	左岸　山口県周南市大字巣山字そり千四百十二番二地先 右岸　山口県周南市大字巣山字橋詰千五百七十四番地先
矢井川	藤木川の合流点
立石川	山口県山口市徳地藤木字迫千四百九十二番二地先の県道橋下流端
十郎川	山口県周南市大字馬神字井手ヶ迫下六百九十番地先の県道橋下流端
大谷川	左岸　山口県周南市大字馬神字車木下千六百四十九番四地先 右岸　山口県周南市大字馬神字車木下千六百五十番一地先
串川	山口県山口市徳地鯖河内字むくろさこ一万七百七十番地先の砂防堰堤下流端
上角川	左岸　山口県山口市徳地鯖河内字鹿ノ地八十六番四地先 右岸　山口県山口市徳地鯖河内字鹿ノ地八十三番地先
御所野川	山口県山口市徳地深谷字高巣ヶ垣一万三百三十六番一地先の砂防堰堤下流端
三谷川	左岸　山口県山口市徳地三谷字河原千九百十番一地先 右岸　山口県山口市徳地三谷字羽高日平二千三十二番地先
奥河内川	左岸　山口県山口市徳地船路字山ノ口一万三百十三番二地先 右岸　山口県山口市徳地船路字山ノ口千六百六十七番一地先
引谷川	左岸　山口県山口市徳地引谷字下瀬戸千七百十八番二地先 右岸　山口県山口市徳地引谷字瀬戸中原千七百二十三番一地先
引廻川	山口県山口市徳地引谷字下大浴一万千二十五番一地先の町道橋下流端
野谷川	左岸　山口県山口市徳地野谷字下判ノ田二千五百十六番地先 右岸　山口県山口市徳地野谷字吉田二千六百七十三番地先
	佐波川への合流点
	佐波川への合流点
	佐波川への合流点
	佐波川への合流点
	佐波川への合流点
	佐波川への合流点
	串川への合流点
	島地川への合流点
	佐波川への合流点
	佐波川への合流点
	佐波川への合流点
	引谷川への合流点
	佐波川への合流点

白井谷川	左岸　山口県山口市徳地野谷字丸子一万四百九十四番一地先 右岸　山口県山口市徳地野谷字北谷一万四百九十六番三地先
高巣川	左岸　山口県山口市徳地柚木字上小河内九百六十番地先 右岸　山口県山口市徳地柚木字小河内千九百八番二地先
野谷川への合流点	佐波川への合流点

○防衛省告示第八十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が令和八年三月二十七日次のとおり決定された。

令和八年三月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇六二	仙台駐屯地	仙台市	国有	建物：約一、四〇〇平方メートル 令和八年三月五日
二〇六二	仙台駐屯地	仙台市	国有	建物：約四七〇平方メートル 令和八年三月五日
二〇六九	神町大高根演習場	村山市	国有	建物：約三四〇平方メートル 令和八年三月五日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇八七	池子住宅地区及び海軍補助施設	逗子市	国有	土地：約一七〇平方メートル 京浜急行電鉄株式会社が露岩除去工事を実施するため共同使用する。 使用期間：工事完了の日まで

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二〇	日出生台・十文字原演習場	大分県玖珠郡玖珠町	国有	土地：約四、五〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間： 一　年約六週間 二　仮設建物等を設置する場合は、その設置期間 陸上自衛隊玖珠駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇二九	キャンプ・コートニー	うるま市	国有	建物：約一〇〇平方メートル 工作物：庇屋根等 保安施設として追加提供する。
六〇三六	トリイ通信施設	沖縄県中頭郡読谷村	国有	工作物：門等 管理棟として追加提供する。
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	沖縄市、沖縄県中頭郡北中城村	国有	建物：約一〇平方メートル 工作物：門等 守衛所として追加提供する。

○防衛省告示第八十九号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、松島飛行場についての告示（令和四年防衛省告示第六十七号）の変更について次のように告示する。

令和八年三月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　飛行場の名称、位置及び所在地 名称　松島飛行場 標点位置　北緯三十八度二十四分十一秒　東経百四十一度十二分四十三秒　標高二メートル 所在地　宮城県東松島市	一　飛行場の名称、位置及び所在地 名称　松島飛行場 標点位置　北緯三十八度二十四分十一秒　東経百四十一度十二分四十三秒　標高二メートル 所在地　宮城県桃生郡矢本町
二・三　［略］	二・三　［同上］
四　設備の概要及び利用上の特記事項 ㈠　滑走路 ア　［略］	四　設備の概要及び利用上の特記事項 ㈠　滑走路 ア　［同上］

改正後	改正前
イ　副滑走路 長さ　千五百メートル 幅　四十五メートル 方位　百四十七度―三百二十七度（磁方位） 舗装の種類　コンクリート舗装	イ　副滑走路 長さ　千五百メートル 幅　四十五メートル 方位　百四十七度―三百二十七度（磁方位） 舗装の種類　アスファルト舗装
(二)～(五)　［略］	(二)～(五)　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○防衛省告示第九十号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、松島飛行場についての告示（昭和三十五年防衛庁告示第三百四十七号）の変更について次のように告示する。

令和八年三月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　航空灯火の名称、位置及び所在地 (一)　名称　松島飛行場灯火 (二)　位置 飛行場灯台　北緯三十八度二十五分十九秒　東経百四十一度十三分九秒その他の飛行場灯火第一図のとおり (三)　所在地　宮城県東松島市 二～六　［略］	一　航空灯火の名称、位置及び所在地 (一)　名称　松島飛行場灯火 (二)　位置 飛行場灯台　北緯三十八度二十五分十九秒　東経百四十一度十三分九秒その他の飛行場灯火第一図のとおり (三)　所在地　宮城県桃生郡矢本町 二～六　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○防衛省告示第九十一号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第二十四条の規定により、松島飛行場についての告示（令和四年防衛省告示第六十八号）の変更について次のように告示する。

令和八年三月三十一日

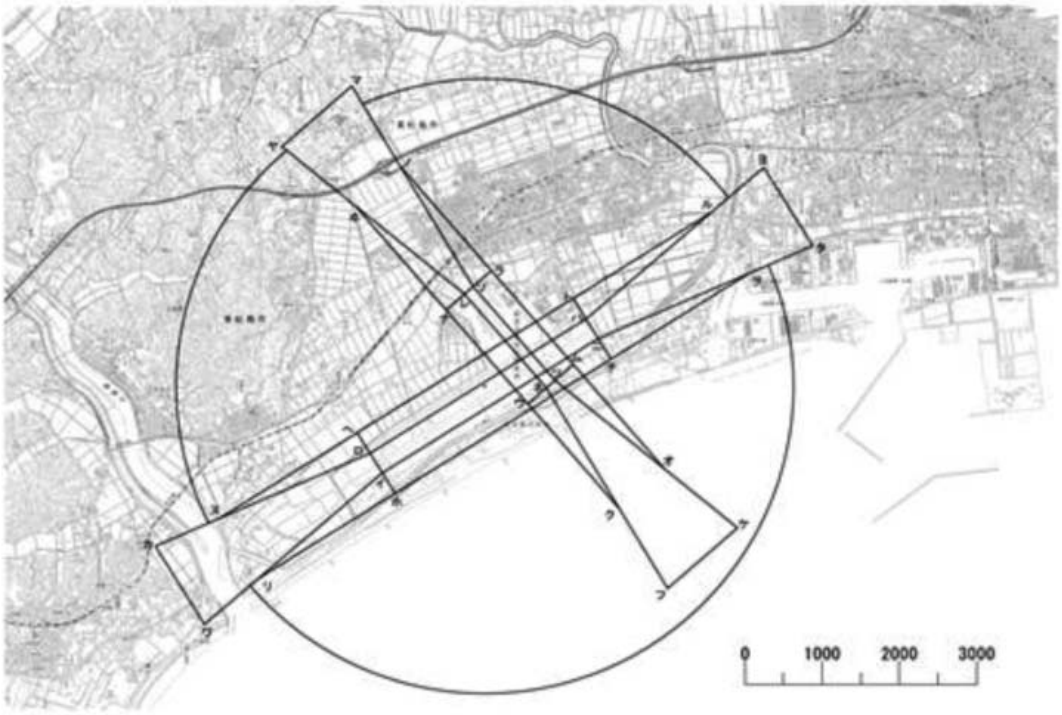
防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

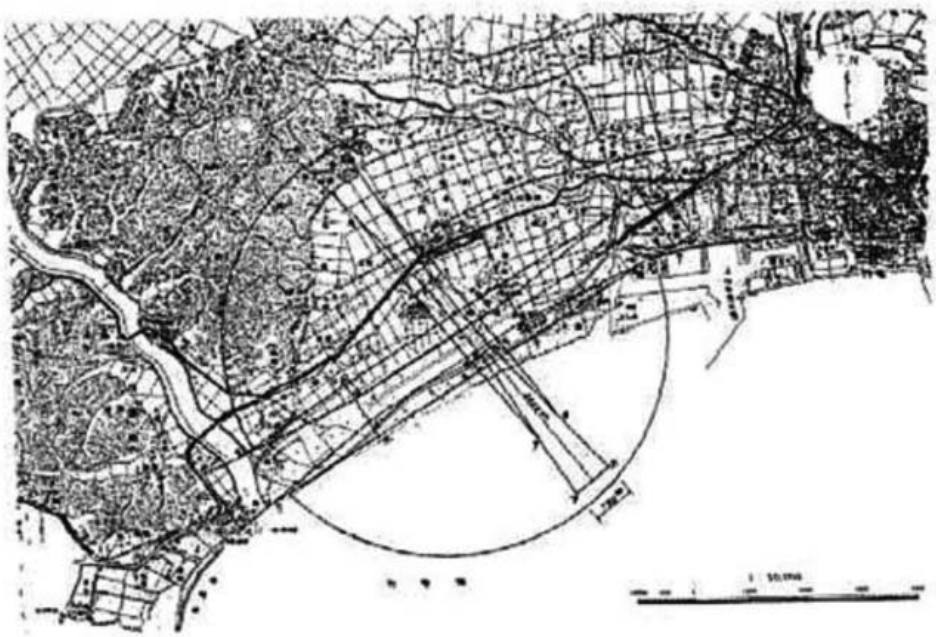
改正後	改正前
一　飛行場の名称及び所在地 名称　松島飛行場 所在地　宮城県東松島市 二　［略］ 三　着陸帯 (一)　主滑走路の着陸帯 別図―Bのうち、イロハニの四点を結ぶ直線で囲まれた区域（長さ三千三百メートル　幅三百メートル） (二)　副滑走路の着陸帯 別図―Bのうち、レソツネの四点を結ぶ直線で囲まれた区域（長さ千六百二十メートル　幅百五十メートル） 四～七　［略］ 別図―A　［略］	一　飛行場の名称及び所在地 名称　松島飛行場 所在地　宮城県桃生郡矢本町 二　［同上］ 三　着陸帯 (一)　主滑走路の着陸帯 別図―Bのうち、イロハニの四点を結ぶ直線で囲まれた区域（長さ三千三百メートル　幅四百五十メートル） (二)　副滑走路の着陸帯 別図―Bのうち、レソツネの四点を結ぶ直線で囲まれた区域（長さ千六百二十メートル　幅二百メートル） 四～七　［同上］ 別図―A　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

松島飛行場　別図－B



松島飛行場　別図－B



○防衛省告示第九十二号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、防府飛行場についての告示（令和四年防衛省告示第八十六号）の変更について次のように告示する。

令和八年三月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一～三　［略］ 四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項	一～三　［同上］ 四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

［略］

灯火	灯質	光度	配置その他
進入角指示灯（ＰＡＰＩ）	ＬＥＤ灯、上層航空白又は航空可変白、下層航空赤、不動光	［略］	［略］
滑走路灯	ＬＥＤ灯、航空可変白、航空黄、不動光	航空白　一万カンデラ 航空黄　二千五百カンデラ	［略］
滑走路末端灯	ＬＥＤ灯、航空緑、航空赤、不動光	［略］	［略］

［同上］

灯火	灯質	光度	配置その他
進入角指示灯（ＰＡＰＩ）	ハロゲン電灯、上層航空白又は航空可変白、下層航空赤、不動光	［同上］	［同上］
滑走路灯	ハロゲン灯、航空可変白、航空黄、不動光	航空白　一万カンデラ 航空黄　四千カンデラ	［同上］
滑走路末端灯	ハロゲン灯、航空緑、航空赤、不動光	［同上］	［同上］

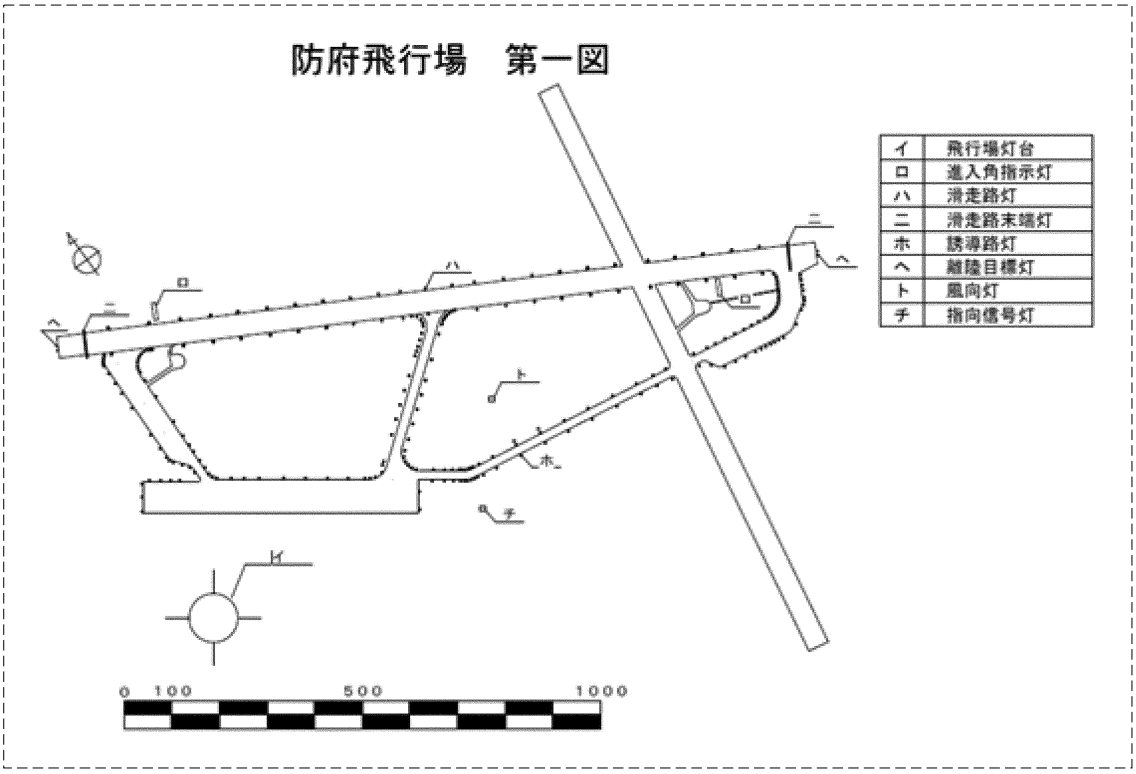
五・六　［略］

誘導路灯		
ＬＥＤ灯、航空青、不動光	［略］	［略］
航空青　二カンデラ	［略］	［略］
離陸目標灯		
白熱電灯、航空黄、不動光	航空黄　二十カンデラ	滑走路西側及び東側オーバーランの末端から外方三メートルの位置に滑走路中心線の延長線に対し左右対称に二灯ずつ配置
風向灯		
白熱電灯、不動光		飛行場中央部付近（滑走路中心線から南側に二百メートル及び西側末端から着陸方向に向かって六百四十六メートルの位置）風向指示器を白熱電球で照明する。
指向信号灯		
航空赤、航空緑又は航空白の任意の信号光を発する。		管制塔内　光柱角三度以下

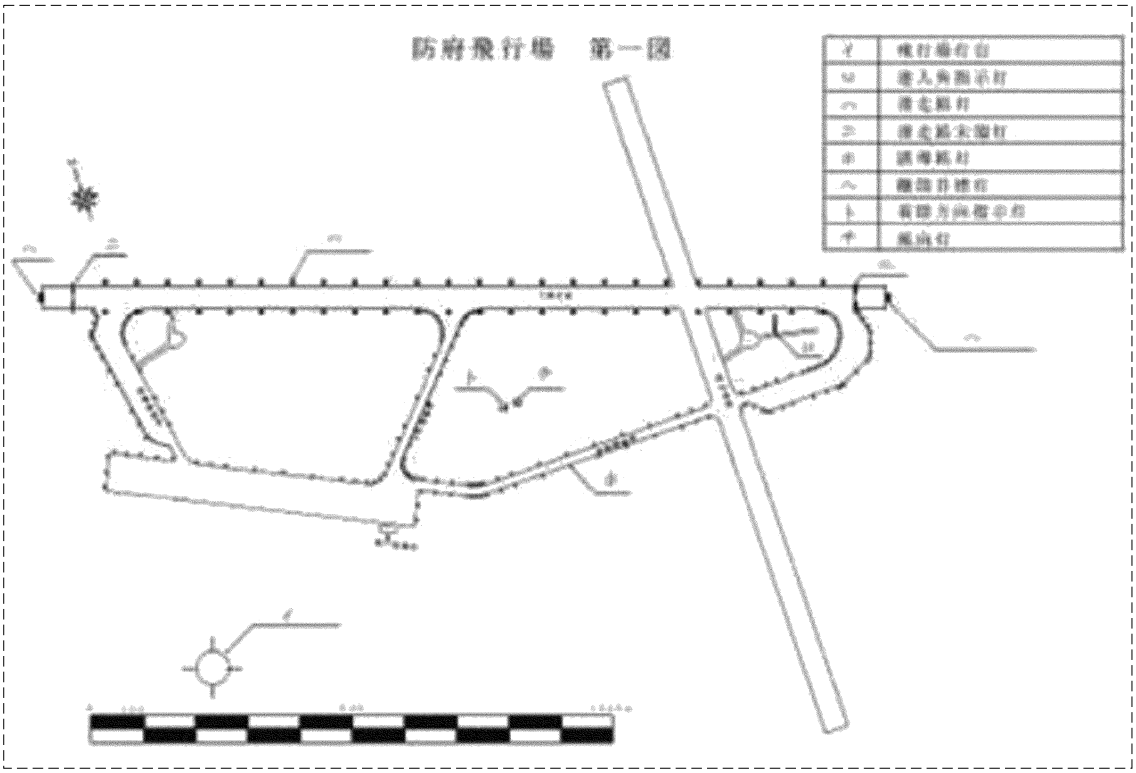
五・六　［同上］

誘導路灯		
白熱電灯、航空青、不動光	［同上］	［同上］
航空青　十二カンデラ	［同上］	［同上］
離陸目標灯		
白熱電灯、航空黄、不動光	航空黄　二十カンデラ	滑走路西側及び東側オーバーランの末端から外方三メートルの位置に滑走路中心線の延長線に対し左右対称に二灯ずつ配置
着陸方向指示灯		
白熱電灯、航空赤、航空緑		飛行場中央（滑走路南側、滑走路中心線から南側に二百五メートル及び西側末端から着陸方向に向かって六百七十六メートルの位置）Ｔ型形象物を航空赤及び航空緑の灯火で標示する。
風向灯		
白熱電灯、不動光		飛行場中央部付近（滑走路中心線から南側に二百メートル及び西側末端から着陸方向に向かって六百四十六メートルの位置）風向指示器を白熱電球で照明する。

第二図　［略］



第二図　［同上］



備考　表中の［　］の記載は注記である。

○防衛省告示第九十三号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、築城飛行場についての告示（令和五年防衛省告示第二十八号）の変更について次のように告示する。

令和八年三月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める

改正後	改正前
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　設備の概要及び利用上の特記事項	四　設備の概要及び利用上の特記事項
㈠・㈡　［略］	㈠・㈡　［同上］
㈢　エプロン	㈢　エプロン
面積　約一九万三千平方メートル	面積　約十三万平方メートル
舗装の種類　コンクリート舗装	舗装の種類　コンクリート舗装
㈣・㈤　［略］	㈣・㈤　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○防衛省告示第九十四号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、築城飛行場についての告示（令和五年防衛省告示第二十九号）の変更について次のように告示する。

令和八年三月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める

改正後	改正前
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項	四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

灯火	灯質	光度	配置その他
［略］			
誘導路灯	［略］	［略］	［略］
			誘導路の出入口
			各分散パッドの両側、下方及び出入口
［略］			

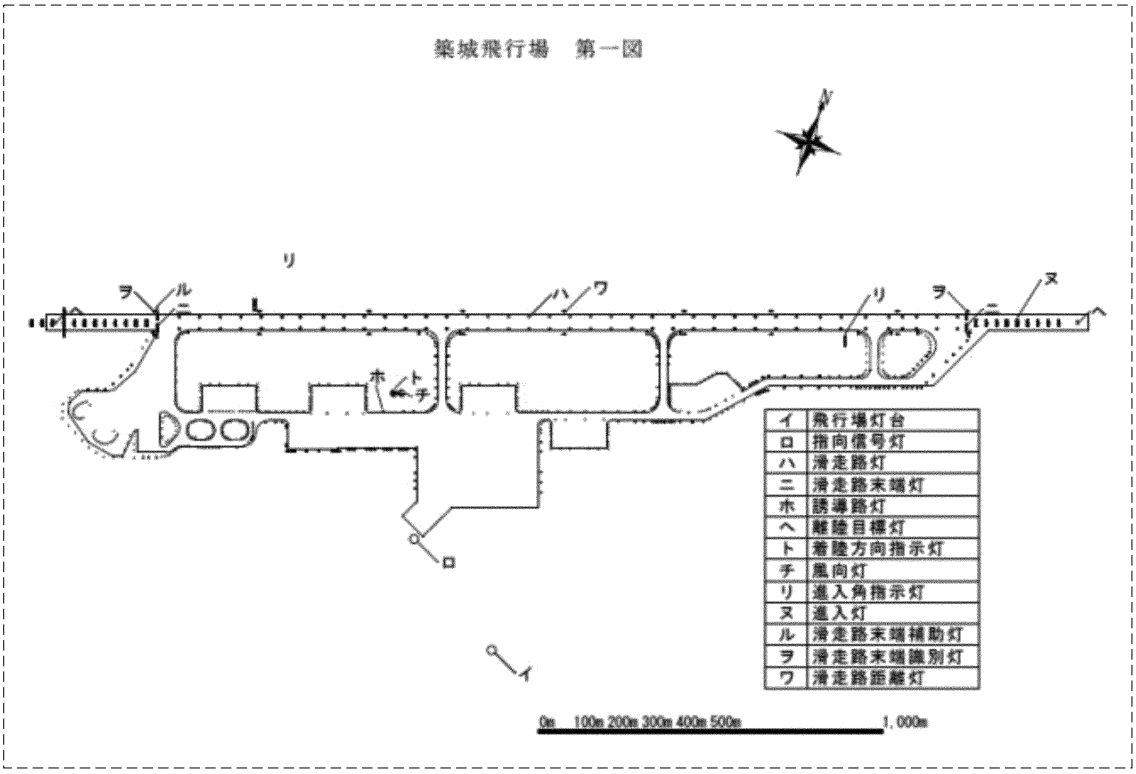
五・六　［略］

灯火	灯質	光度	配置その他
［同上］			
誘導路灯	［同上］	［同上］	［同上］
			誘導路の出入口
［同上］			

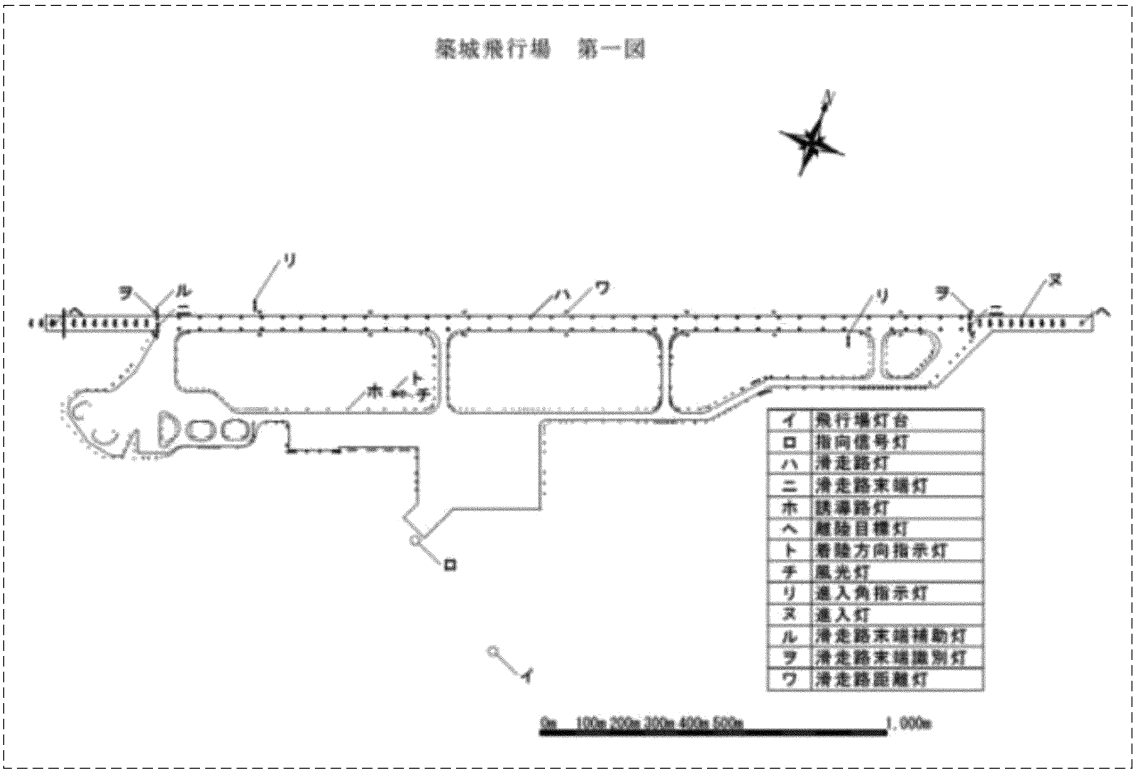
五・六　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二図　［略］



第二図　［同上］



○東北地方整備局告示第六十号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
福島市入江町四一番三から伊達市岡沼五六番一まで	七・九九メートル	六・九〇〇キロメートル	電柱

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十一号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
福島市入江町四一番三から伊達市岡沼五六番一まで（福島市入江町四一番三から伊達市岡沼五六番一まで）	一般国道四号	電柱

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十二号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
秋田市川尻新川町三四八番から同市川尻町字大川反二三三番七まで	七・七〇メートル	一・四一二キロメートル	電柱

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十三号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
秋田市川尻町字大川反二三三番七から同市金足岩瀬字小川瀬二八番一まで	九・四〇メートル	一六・八五一キロメートル	電柱

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十四号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
秋田市川尻新川町三四八番から同市川尻町字大川反二三三番七まで（秋田市川尻新川町三四八番から同市川尻町字大川反二三三番七まで）	一般国道十三号	電柱

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十五号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
秋田市川尻町字大川反二三三番七から同市金足岩瀬字小川瀬二八番一まで（秋田市川尻町字大川反二三三番七から同市金足岩瀬字小川瀬二八番一まで）	一般国道七号	電柱

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十六号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十二号

(三) 沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
山形市飯田西四丁目四四五番一から同市旅篭町二丁目一〇四六番一まで	八・六〇メートル	四・五一二キロメートル	電柱

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十七号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
山形市飯田西四丁目四四五番一から同市旅篭町二丁目一〇四六番一まで（山形市飯田西四丁目四四五番一から同市旅篭町二丁目一〇四六番一まで）	一般国道百十二号	電柱

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十八号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

	区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
㈠	道路の種類　一般国道			
㈡	路線名　四十六号			
㈢	沿道区域	七・五〇メートル	二・四三四キロメートル	電柱
	盛岡市永井一地割一五〇番一から同市津志田一五地割二七番一〇まで			
㈣	図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所			

○東北地方整備局告示第六十九号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

	区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
㈠	道路の種類　一般国道			
㈡	路線名　四号			
㈢	沿道区域	九・一〇メートル	四・六三四キロメートル	電柱
	盛岡市津志田一五地割二七番一〇から同市茶畑一丁目二〇番二まで			
㈣	図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所			

○東北地方整備局告示第七十号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
盛岡市永井一地割一五〇番一から同市津志田一五地割二七番一〇まで（盛岡市永井一地割一五〇番一から同市津志田一五地割二七番一〇まで）	一般国道四十六号	電柱

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十一号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
盛岡市津志田一五地割二七番一〇から同市茶畑一丁目二〇番二まで（盛岡市津志田一五地割二七番一〇から同市茶畑一丁目二〇番二まで）	一般国道四号	電柱

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
㈠	道路の種類　一般国道			
㈡	路線名　四十九号			
㈢	道路の区域			
	郡山市田村町大善寺字割府一八一番から同市田村町大善寺字上川原四二番一まで	前	一六・七七～七七・一八メートル	〇・四七六キロメートル
		後	一三・六二～四〇・〇三	〇・四七六
㈣	図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所			

○東北地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
㈠	道路の種類　一般国道			
㈡	路線名　四号			
㈢	道路の区域			
	岩手県二戸郡一戸町岩舘字川又無番から同町岩舘字子守七八番四一まで	前	一二・六〇～四六・七〇メートル	一・六六六キロメートル
		後	一二・六〇～四六・七〇	一・六六六
㈣	図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所			

○関東地方整備局告示第百四十号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和二年関東地方整備局告示第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、これにより算出した占用料の額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。 別表 一　占用料		
占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	二百十円
その他		二百十円
（略）		
二　（略）		

改正前		
千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、これにより算出した占用料の額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。 別表 一　占用料		
占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	二百十円
その他		二百十円
（略）		
二　（略）		

附　則

この告示は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○関東地方整備局告示第百四十一号

海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一条の五第二項の規定に基づき、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第二項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わって行う権限のうち、同政令第一条の五第一項第二十八号から第三十号までに掲げる権限を除く区域を定めたので、公示する。

令和八年三月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一．一号陸閘

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(4)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　北緯三五度四〇分五八秒八八八二　東経一三九度五八分五九秒五〇一一の地点
(2)　北緯三五度四〇分五七秒九八〇九　東経一三九度五八分五九秒〇八三一の地点
(3)　北緯三五度四〇分五七秒九三二三　東経一三九度五八分五九秒二三〇八の地点
(4)　北緯三五度四〇分五八秒八二一二　東経一三九度五八分五九秒六三八七の地点

二．三号陸閘

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(5)に掲げる地点と(8)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(5)　北緯三五度四一分〇八秒〇〇五二　東経一三九度五九分〇三秒七〇四八の地点
(6)　北緯三五度四一分〇七秒二二一四　東経一三九度五九分〇三秒三四四四の地点
(7)　北緯三五度四一分〇七秒一九五七　東経一三九度五九分〇三秒五〇三二の地点
(8)　北緯三五度四一分〇七秒九六二〇　東経一三九度五九分〇三秒八五五七の地点

三．五号陸閘

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(9)に掲げる地点と(12)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(9)　北緯三五度四一分一七秒〇五一二　東経一三九度五九分〇一秒二五一二の地点
(10)　北緯三五度四一分一六秒五四六五　東経一三九度五九分〇二秒二三九七の地点
(11)　北緯三五度四一分一六秒六五六八　東経一三九度五九分〇二秒三二三二の地点
(12)　北緯三五度四一分一七秒一六三〇　東経一三九度五九分〇一秒三三三〇の地点

四　海老川水門

次に掲げる地点を順次結んだ線及び⑬に掲げる地点と⑯に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

⑬　北緯三五度四一分二五秒二〇三七　東経一三九度五九分一二秒六一六一の地点

⑭　北緯三五度四一分二四秒二四四一　東経一三九度五九分一五秒四七九二の地点

⑮　北緯三五度四一分二四秒六四四〇　東経一三九度五九分一五秒六八二三の地点

⑯　北緯三五度四一分二五秒六〇一八　東経一三九度五九分一二秒八一四八の地点

○関東地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
調布市飛田給一丁目三四番四七から同市飛田給一丁目三四番一八まで	前	二二・七三～二二・七三メートル	
	後	二二・七三～三九・八〇メートル	
		一七・〇四二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
那須塩原市三区町六三一番六一から同市西富山字接骨木道東一四五番二まで	前　B	一四・〇〇～四六・〇〇メートル	
	A	〇・〇〇～九三・六二	
	後　B	一四・〇〇～四六・〇〇メートル	
	A	〇・〇〇～九三・六二	
〃	前　B	一四・〇〇～四六・〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	〇・〇〇～九三・八五	
〃	後　B	一四・〇〇～四六・〇〇キロメートル	
	A	〇・〇〇～九三・八五	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	那須塩原市西富山字接骨木道西八五番二から同市西富山字接骨木道東一〇八番一七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
〃	那須塩原市東三島五丁目一〇三番七から同市東三島五丁目五二六番一九地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十六号	伊勢原市善波字大神原一四〇六番一から同市善波字大神原一四一〇番二八まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
市川市田尻二丁目一七二番一から同市田尻二丁目二六番二まで	前	九四・二五～一八七・三五メートル	
	後	九四・三五～一六二・七七メートル	
		〇・二二四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○北陸地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	上越市茶屋ケ原字鳥が首九六四番三から同市茶屋ケ原字岩の原べろ一六六九番二まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
糸魚川市大字間脇字大谷二一番二から同市押上二丁目八〇八番まで	前	BA 一三・五〇～二二・〇〇	六四・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一三・五〇～二二・〇〇	六四・〇〇メートル	
糸魚川市大字藤崎字樋ノ本一一九六番一地先から同市大字藤崎字滝ノ上九九九番一地先まで	前	一六・三七～四九・一六	〇・二五九キロメートル	
	後	三二・二二～五三・〇五	〇・二五九	
糸魚川市大字能生字中山七五五〇番二九から同市大字能生字屋敷七一九六番まで	前	一五・八五～一一・六三	四八・九七メートル	
	後	四八・九七～四一・〇二	〇・四〇一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	糸魚川市押上無番地内	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所
〃	糸魚川市大字藤崎字樋ノ本一一九六番一地先から同市大字藤崎字滝ノ上九九九番一地先まで	〃
〃	糸魚川市大字能生字中山七五五〇番二九から同市大字能生字屋敷七一九六番まで	〃

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第七項の規定により、本整備局長において実施中の石川県道の災害復旧工事を次のとおり廃止するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	工事区間	工事の種類	工事廃止の期日
七尾輪島線	七尾市大津町から石川県鳳珠郡穴水町此木まで	災害復旧	令和八年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第三項の規定により、本整備局長において実施中の一般国道の災害復旧工事を次のとおり廃止するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	工事区間	工事の種類	工事廃止の期日
四百七十号	七尾市大津町から同市高田町まで	災害復旧	令和八年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高岡市本郷一丁目三七番九から同市本郷一丁目三二四番一まで	前	二五・六四～四六・一五	三六・九七メートル	
	後	四六・一五～四六・三一	〇・〇一九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	高岡市本郷一丁目三七五番九から同市本郷一丁目三二四番一まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第十九号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十一号
三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
富山市蜷川二〇六番一から同市本丸一番一まで	八・〇〇メートル	五・四六キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
富山市蜷川二〇六番一から同市本丸一番一まで（富山市蜷川二〇六番一から同市本丸一番一まで）	一般国道四十一号	電柱

図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十一号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和四年北陸地方整備局告示第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料及び土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。			新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料及び土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。		
別表			別表		
一　占用料			一　占用料		
占用区分	単位	金額	占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	九十五円	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	九十五円
漁業用施設		七十円	漁業用施設		七十円
その他		九十五円	その他		九十五円
（略）			（略）		
二　（略）			二　（略）		

附　則

この告示は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○中部地方整備局告示第三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

中部地方整備局長　森本　輝

第１　起業者の名称　静岡県

第２　事業の種類　主要地方道掛川浜岡線改築工事（小笠バイパス）

第３　起業地

１　収用の部分　静岡県菊川市高橋字上竹、字上壱町田、字佐栗谷地内

２　使用の部分　静岡県菊川市高橋字上竹、字上壱町田、字佐栗谷地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「主要地方道掛川浜岡線改築工事（小笠バイパス）」（以下「本件事業」という。）は、静岡県菊川市高橋字中山地内から同市高橋字佐栗谷地内までの延長1.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする主要地方道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である静岡県は、主要地方道掛川浜岡線（以下「本路線」という。）を道路法第７条の規定による都道府県道に認定し、同法第15条の規定により管理をしていること、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

（１）得られる公共の利益

本路線は、静岡県掛川市を起点とし、菊川市を経由して御前崎市に至る延長約27.9kmの主要地方道であり、菊川市の南北を結ぶ動脈としての役割を担い、地域住民の通勤通学、買物等の日常生活を支えるとともに、第一東海自動車道菊川インターチェンジへのアクセス道路となっており、広域的な道路ネットワークと物流・生産拠点等を結ぶ地域経済にとって大変重要な路線である。

さらに、本路線は第１次緊急輸送路として広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなすものとして計画されてお

り、被災地へのアクセスや人員・重傷患者・物資・燃料等の輸送や避難に利用されることが見込まれる。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、朝夕の通勤時間を中心として交通混雑が発生している。

令和３年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は御前崎市池新田地内においては11,096台／日、混雑度は1.10となっている。また、令和６年に起業者が行った渋滞長調査によると、現道区間の高橋交差点において、朝夕の交通ピーク時に180ｍの滞留が発生しており、自動車の円滑な通行の確保に支障をきたしている状況である。

さらに、現道は、静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年静岡県条例第26号）の規定に基づき定められた静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則（平成24年静岡県規則第32号。以下「静岡県規則」という。）に規定する車道幅員を満たさない区間が存しており、安全かつ円滑な自動車交通が阻害されているほか、歩道が未設置である区間が存しており、歩行者の通行に際して危険な状況になっている。

本件事業の完成により、現道の通過交通を本件事業区間が担うことなどから、現道における交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通が確保される。また、バイパスにより道路ネットワークが確保され、災害時における沿岸部の各拠点への迅速な救援・救護活動の支援に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和７年４月等に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれも環境基準等を満足するとされている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナギラン、準絶滅危惧として掲載されているニッケイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が４か所存在するが、すでに発掘調査が完了しており、記録保存等必要な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、静岡県規則による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は、同規則等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和40年３月６日に都市計画決定され、令和３年１月22日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、本件事業によりその機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、菊川市をはじめとする３市で構成する掛川浜岡御前崎バイパス建設促進期成同盟会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　静岡県菊川市役所

○中部地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

中部地方整備局長　森本　輝

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字道塚一六五番から同番一七六まで	後	三三六・五メートル	四四九・一メートル
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字道塚一七六番から同番一まで	後	三〇・三五メートル	四四九・一メートル
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字道塚一六五番から同番一七六まで	前	三二五・二メートル	四四九・一メートル
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字道塚一七六番一から同番一三五まで	前	三〇・六メートル	四四九・一メートル

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

○中部地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　名古屋高速道路公社

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年中部地方整備局告示第百三十五号名古屋都市計画道路事業一・四・五号高速一号線及び一・四・六号高速二号線

三　事業施行期間　自令和三年十一月十五日至令和十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十一年中部地方整備局告示第七十三号西三河都市計画道路事業三・四・六十四号美合線

三　事業施行期間　自平成三十一年四月十七日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　名古屋高速道路公社

二　都市計画事業の種類及び名称　令和二年中部地方整備局告示第百三十号名古屋都市計画道路事業一・四・五号高速一号線

三　事業施行期間　自令和二年十一月十一日至令和十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年中部地方整備局告示第二百一号西三河都市計画道路事業三・四・十号芦谷蒲郡線及び三・五・二十一号生平幸田線

三　事業施行期間　自平成二十五年十一月二十五日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
彦根市高宮町字南木瓜原一六一二番一から同市高宮町字牛追田一六七〇番一まで	前	一二・九〇～二六・一六メートル	一五・〇〇～三一・四九キロメートル
	後	一二・九〇～二六・一六メートル	一五・〇〇～三一・四九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　彦根市高宮町字南木瓜原一六一二番一から同市高宮町字樋ノ詰一七〇五番二まで　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号及び百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
敦賀市道口七号瀬戸川二八番一から同市鳩原一号方道越一五番一まで	前	一一・〇八～四九・六六メートル	一〇・四七～四九・六六キロメートル
	後	一一・〇八～四九・六六メートル	一〇・五三～四九・六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
亀岡市古世町芝原三五番二から同市下矢田町四丁目一一四番六まで	前	九・六三～一一・三五メートル	〇・〇四三キロメートル
	後	九・六六～一八・九七メートル	〇・〇四三キロメートル
亀岡市下矢田町二丁目二一六番一〇から同市下矢田町二丁目一〇一番一まで	前	一〇・二八～一八・一〇メートル	〇・〇九七キロメートル
	後	一三・〇五～一九・一三メートル	〇・〇九七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	亀岡市古世町芝原三五番二から同市下矢田町四丁目一一四番六まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所
〃	亀岡市下矢田町二丁目二一六番一〇から同市下矢田町二丁目一〇一番一まで	〃

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十一号	大津市北小松字南苔野二六一番四地先から同市北小松字川原一〇九九番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大和高田市大字神楽七二番一から同市大字神楽一九九番三まで	前	八・七四～八・九七メートル　〇・一三五キロメートル
	後	一〇・〇二～一三・八五　〇・一三五

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十五号	大和高田市大字神楽六五番一から同市大字神楽一一〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年近畿地方整備局告示第百二十三号彦根長浜都市計画道路事業三・四・十九号原松原線

三　事業施行期間　自平成二十二年四月一日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十二年近畿地方整備局告示第百二十三号、平成二十九年近畿地方整備局告示第二十二号及び平成三十年近畿地方整備局告示第十八号の事業地のうち原町字平野地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　彦根長浜都市計画道路事業三・四・二十号原長曽根線

三　事業施行期間　自令和八年三月三十一日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　滋賀県彦根市原町字平野地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十二号南部大阪都市計画道路事業七・六・二百二十五―五号高石南海西側一号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十三号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―三号高石南海東側一号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十五号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―四号高石南海東側二号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十四号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―六号高石南海西側二号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十六号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―七号高石南海西側三号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十七号南部大阪都市計画道路事業八・七・二百二十五―一号高石南海分岐一号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

その関係図面は、令和八年三月三十一日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
東広島市八本松西三丁目一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前	A　二二・〇〇～一九・〇〇メートル　二四・七二九キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　〇・〇〇一～二二五・〇〇〇　一九・四二三	
		C　一・〇〇～一二〇・〇〇〇　五・四〇二	
	後	A　二二・〇〇～一九〇・〇〇〇　二四・七二九	
		B　〇・〇〇一～二二五・〇〇〇　一九・四二三	
		C　一・〇〇～一二〇・〇〇〇　五・四〇二	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第三十八号

千代川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十三年二月二十七日建設省告示第二百三十六号で指定した河川予定地を廃止する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

○中国地方整備局告示第三十九号

江の川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年二月十七日建設省告示第百九十二号で指定した河川予定地を廃止する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

○中国地方整備局告示第四十号

芦田川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十八年四月五日建設省告示第八百四十一号で指定した河川予定地を廃止する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

○中国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岩国市玖珂町字下千束六六〇八番一〇から同市玖珂町字下千束六六〇九番一まで	前	二八・九八～三四・一六メートル　〇・〇六二キロメートル
	後	二二・六三～三三・八三　〇・〇六二

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び百八十七号	岩国市守内字天疫神一〇番一から同市守内字河口一〇一九六番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○中国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	下関市長府中土居本町一四六六番三から同市長府中土居本町一四六七番まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○中国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び百八十七号	岩国市守内字天疫神一〇番一から同市守内字河口一〇一九六番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○中国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷字下泊り三五八四番二三から同町大字麻郷字下泊り三五八四番一五まで	前	一〇・一一～一〇・六九メートル	〇・〇〇四キロメートル
	後	一〇・二六～一一・六七メートル	〇・〇〇四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
総社市宍粟字北高山一番二地内	前	二二・一四～二四・一三メートル	〇〇・〇〇八キロメートル
	後	二二・七六～二七・一六メートル	〇〇・〇〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第四十七号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　九号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
安来市安来町字外浜八七八番二から同市飯島町字川尻一六〇五番一〇まで	一五・六八メートル	〇・二〇二キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第四十八号

次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
安来市安来町字外浜八七八番二から同市飯島町字川尻一六〇五番一〇まで（安来市安来町字外浜八七八番二から同市飯島町字川尻一六〇五番一〇まで）	島根県道四十五号	電柱

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第四十九号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二十九号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
鳥取市菖蒲字鳥居畷三四番七から同市千代水三丁目一番まで	七・七四メートル	三・八三五キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十号

次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　中国地方整備局長　杉中　洋一

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
鳥取市菖蒲字鳥居畷三四番七から同市千代水三丁目一番まで（鳥取市菖蒲字鳥居畷三四番七から同市千代水三丁目一番まで）	一般国道二十九号	電柱

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十一号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
岡山市北区津島京町一丁目五七番四から同市北区富原字八八六番一まで	一〇・四〇メートル	二・〇七〇キロメートル	電柱

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十三号

三　沿道区域

○中国地方整備局告示第五十二号

次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
岡山市北区津島京町一丁目五七番四から同市北区富原字平黒三番四から同市北区富原字平黒三八八六番一まで（岡山市北区津島京町一丁目五七番一まで）	一般国道五十三号	電柱

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第五十三号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
萩市大字江向字江向六〇二番二から同市大字土原字土原一八四番二まで	八・八四メートル	〇・八六六キロメートル	電柱

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　百九十一号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
萩市大字江向字江向六〇二番二から同市大字土原字土原一八四番二まで	八・八四メートル	〇・八六六キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十四号

次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
萩市大字江向字江向六〇二番二から同市大字土原字土原一八四番二まで（萩市大字江向字江向六〇二番二から同市大字土原字土原一八四番二まで）	一般国道百九十一号	電柱

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び二百五十号	備前市香登西字判田九一番一から同市香登西字大領田七番一まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○中国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取市千代水一丁目一二一番から同市気高町八束水字鶴木谷七五番一まで	前	Ａ　八・五〇～一二・〇〇メートル	一七・三三二キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ　一〇・六五～一七・〇〇	一九・三六〇	
	後	Ａ　八・五〇～一二・〇〇	一七・三三二	
		Ｂ　一〇・六五～一七・〇〇	一九・三六〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	高知県高岡郡四万十町替坂本字柿ノ木窪一五〇番一から同町替坂本字柿ノ木窪六三番一まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所
〃	高知県高岡郡四万十町東大奈路字源太夫谷五一九番一から同町東大奈路字丸山五一三番一まで	〃

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○四国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間
三十三号及び四百三十九号	高知県吾川郡仁淀川町崎ノ山字ホリタ一〇一番三から同町崎ノ山字ホリタ一番まで
〃	高知県吾川郡仁淀川町竹屋敷字イツホンキ七四番一から同町竹屋敷字イツホンキ七五番一まで

○四国地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間
三十二号	三豊市財田町財田上字柳谷六四二二番五八から同市財田町財田上字柳谷六四二二番四まで
〃	三豊市財田町財田上字平地六七八六番一地内

○四国地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
さぬき市志度字赤馬崎一八九六番八から同市志度字赤馬崎一八九六番六まで	前	一五・五〇～一六・八二メートル	〇・〇六四キロメートル
	後	一五・五〇～二八・九三メートル	〇・〇六四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間
十一号	さぬき市志度字赤馬崎一八九六番八から同市志度字赤馬崎一八九六番六まで

供用開始の期日　令和八年三月三十一日　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び四百四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神甲八一〇番から同町東明神甲一一四四番一地先まで	前	九・四一～二一・四六メートル	〇・七〇四キロメートル
	後	九・四一～二一・四六メートル	〇・七〇四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間
三十三号及び四百四十号	愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神甲八一〇番から同町東明神甲一一四四番一地先まで

供用開始の期日　令和八年三月三十一日　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十一号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

一　道路の種類	一般国道
二　路線名	三十二号及び三十三号
三　沿道区域	

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
高知市高須新町三丁目一〇三番から同市本町五丁目一四四番地先まで	七・四六メートル	四・二九二キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第三十二号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

一　道路の種類	一般国道
二　路線名	十一号
三　沿道区域	

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
高松市中新町二番一〇から同市林町字坊城一五三三番一まで	五・四〇メートル	六・五三八キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四十三号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和二年九州地方整備局告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該促進区域内海域の占用及び土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課される消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により非課税とされるものである場合においては、別表により算出した額とする。	長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該促進区域内海域の占用及び土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課される消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により非課税とされるものである場合においては、別表により算出した額とする。

別表

一　占用料

占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（チェーン、ワイヤー等及びケーブルを除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	百円
漁業用施設		二十円
その他		五十円
（略）		

二　（略）

占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（チェーン、ワイヤー等及びケーブルを除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	百円
漁業用施設		二十円
その他		五十円
（略）		

二　（略）

附　則

この告示は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○九州地方整備局告示第四十四号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和四年九州地方整備局告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該促進区域内海域の占用及び土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課される消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により非課税とされるものである場合においては、別表により算出した額とする。

別表

一　占用料

占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（チェーン、ワイヤー等及びケーブルを除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	百円
漁業用施設		二十円
その他		五十円

（略）

二　（略）

改正前

長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該促進区域内海域の占用及び土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課される消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により非課税とされるものである場合においては、別表により算出した額とする。

別表

一　占用料

占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（チェーン、ワイヤー等及びケーブルを除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	百円
漁業用施設		二十円
その他		五十円

（略）

二　（略）

附　則

この告示は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○九州地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
柳川市大和町塩塚字深町一三〇八番から同市大和町塩塚字深町一三二五番三まで	前	一三・〇九～三一・五五メートル
	後	一三・〇六～一五・五一　〇・一二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北九州市八幡西区萩原一丁目三番一三から同市八幡西区萩原一丁目三番一二まで	前	五九・三九～八五・〇二メートル
	後	五九・三九～七七・七五　〇・〇一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
八代市岡町中字市頭八六七番三から同市岡町谷川字七湊一〇二四番一まで	前	九・五三～一五・六三メートル
	後	一五・八〇～二五・八九　〇・四一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇土市住吉町字西川二一一二番二から同市住吉町字西川二一二五番一一まで	前	八・九三～一四・五七メートル	〇・二一二キロメートル
	後	一二・八一～一五・七一	〇・二一二

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本市北区植木町富応字五反田一六三七番二から同市北区植木町富応字五反田一六三四番三まで	前	一八・〇〇～三〇・五〇メートル	〇・〇一四キロメートル
	後	一九・九〇～三二・三〇	〇・〇一四

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号及び二百五十一号	諫早市森山町杉谷字郡勢開二二五番一から同市森山町田尻字八郎一〇八番まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所
〃	諫早市森山町田尻字倉津七一五番一から同市森山町田尻字東中仕切一〇二八番二まで	〃
〃	諫早市森山町本村字元土井八七〇番一から同市森山町本村字西中仕切六八七番一まで	〃

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○九州地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
臼杵市野津町大字野津市字間戸二二一七番一から同市野津町大字野津市字岩上二三四一番一まで	前	一五・六九～二八・〇九メートル	〇・一六七キロメートル
	後	一五・六九～二五・五五	〇・一六七

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	臼杵市野津町大字野津市字岩上二三四〇番一まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○九州地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	豊後大野市犬飼町久原字白水一八五二番一〇から同市犬飼町久原字的場一〇六九番五まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○九州地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
曽於市末吉町深川字柳井谷出口三六〇六番二から同市末吉町深川字中崎入口三六〇三番一まで	前	一五・六三～二七・三七メートル	〇・二八七キロメートル
	後	一四・五二～二九・二四	〇・二八七

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	曽於市末吉町深川字寺山原三六六九番五から同市末吉町深川字中崎入口三六〇二番一まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○九州地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
霧島市福山町福山字塚田三五五八番三から同市国分敷根字東牟田一七九四番一まで	前	B 八・五五～八四・四〇	三・〇八五	上記A・Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一〇・八五～一三六・〇七 B 八・五五～八四・四〇 一〇・八五～一三六・〇七	二・四七〇 三・〇八五 二・四七〇	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鹿屋市白水町一九八六番四から垂水市新城字梶ヶ平四三四六番一まで	前	B 七・五〇～一一〇・〇〇	七・二五〇	上記A・Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一五・〇〇～一三七・〇〇 B 七・五〇～一一〇・〇〇 一五・〇〇～一三七・〇〇	七・五二〇 七・二五〇 七・五二〇	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十八号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員（メートル）	延長（キロメートル）	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
北九州市八幡西区黒崎三丁目一九番から同市八幡西区則松三丁目一六二八番二まで	一〇・一九	五・二三五	電柱

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第五十九号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

届出対象区域に接続する道路の路線名	届出対象区域（沿道区域の存する土地の所在地）	工作物
一般国道三号	北九州市八幡西区黒崎三丁目一九番から同市八幡西区則松三丁目一六二八番二まで	電柱
（北九州市八幡西区黒崎三丁目一九番から同市八幡西区則松三丁目一六二八番二まで）	図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所	

○北海道開発局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道虻田郡ニセコ町字元町九番四から同郡倶知安町南四条西一丁目三七番一まで	前	A 一三・六三～一一〇・五五	一三・〇三六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一三・六三～一一〇・五五 B 二・八六～二一六・九二	一三・〇三六 一一・九七四	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第二十七号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十八号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員（メートル）	延長（キロメートル）	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
釧路市寿四丁目二〇番二四から同市北大通一丁目一番二まで	六・〇〇	二・〇二〇	電柱

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第二十八号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十四号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員（メートル）	延長（キロメートル）	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
釧路市川上町六丁目七番から同市旭町二四番一五まで	五・〇〇	〇・三八四	電柱
釧路市入江町一八番四から同市愛国東一丁目四五番一二九まで	四・二五	〇・七〇〇	電柱

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第二十九号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
釧路市寿四丁目二〇番二四から同市北大通一丁目一番二まで（釧路市寿四丁目二〇番二四から同市北大通一丁目一番二まで）	一般国道三十八号	電柱

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第三十一号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和七年北海道開発局告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料及び土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。			
別表			
一　占用料			
占用区分		単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）		占用面積一平方メートルにつき一年	一月以上　三十円 一月未満　三十三円
その他			
ケーブル等		長さ一メートルにつき一年	
（略）			
二　（略）			

改正前			
北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。			
別表			
一　占用料			
占用区分		単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）		占用面積一平方メートルにつき一年	一月以上　三十円 一月未満　三十三円
その他			
ケーブル等		長さ一メートルにつき一年	
（略）			
二　（略）			

附　則

この告示は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○北海道開発局告示第三十号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
釧路市川上町六丁目七番から同市旭町二四番一五まで（釧路市川上町六丁目七番から同市旭町二四番一五まで）	一般国道四十四号	電柱
釧路市入江町一八番四から同市愛国東一丁目四五番一二九まで（釧路市入江町一八番四から同市愛国東一丁目四五番一二九まで）	一般国道四十四号	電柱

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○沖縄総合事務局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日　　沖縄総合事務局長　小八木大成

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年沖縄総合事務局告示第五十三号中部広域都市計画道路事業三・二・五号県道二十四号線バイパス及び三・四・三号県道二十四号線

三　事業施行期間　自平成十五年十月二十九日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第10号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和58年人事院公示第４号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一　人事院規則16―０（職員の災害補償）に規定する次に掲げる事項 ⑴～（１の４）　（略） ⑵　第７条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている権限について定めること。 （削る） ⑶～⑭　（略） 二～四　（略） ３・４　（略）	１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一　人事院規則16―０（職員の災害補償）に規定する次に掲げる事項 ⑴～（１の４）　（略） （１の５）　第７条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている権限について定めること。 ⑵　第８条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている組織区分について定めること。 ⑶～⑭　（略） 二～四　（略） ３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第11号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の２第１項及び人事院規則16―０（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成２年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

期間の区分	率（単位％）
昭和60年６月30日以前	158（補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けていた職員を除く。）に係る補償については、150）
昭和60年７月１日から昭和61年３月31日まで	150
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	146
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	144
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	140
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	136

改正前

別表

期間の区分	率（単位％）
昭和60年６月30日以前	153（補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けていた職員を除く。）に係る補償については、145）
昭和60年７月１日から昭和61年３月31日まで	145
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	141
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	139
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	135
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	131

平成２年４月１日から 平成３年３月31日まで	130
平成３年４月１日から 平成４年３月31日まで	126
平成４年４月１日から 平成５年３月31日まで	121
平成５年４月１日から 平成６年３月31日まで	118
平成６年４月１日から 平成７年３月31日まで	116
平成７年４月１日から 平成８年３月31日まで	114
平成８年４月１日から 平成９年３月31日まで	112
平成９年４月１日から 平成10年３月31日まで	110
平成10年４月１日から 平成11年３月31日まで	108
平成11年４月１日から 平成12年３月31日まで	106
平成12年４月１日から 平成13年３月31日まで	105
平成13年４月１日から 平成14年３月31日まで	105
平成14年４月１日から 平成15年３月31日まで	107
平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	108
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	108
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	109
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	109

平成２年４月１日から 平成３年３月31日まで	126
平成３年４月１日から 平成４年３月31日まで	121
平成４年４月１日から 平成５年３月31日まで	117
平成５年４月１日から 平成６年３月31日まで	114
平成６年４月１日から 平成７年３月31日まで	112
平成７年４月１日から 平成８年３月31日まで	110
平成８年４月１日から 平成９年３月31日まで	108
平成９年４月１日から 平成10年３月31日まで	106
平成10年４月１日から 平成11年３月31日まで	104
平成11年４月１日から 平成12年３月31日まで	102
平成12年４月１日から 平成13年３月31日まで	101
平成13年４月１日から 平成14年３月31日まで	101
平成14年４月１日から 平成15年３月31日まで	103
平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	104
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	105
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	105
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	105

平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	108
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	108
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	109
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	109
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	109
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	109
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	109
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	109
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	108
平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	108
平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	108
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	108
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	108
令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	108
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	108
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	108
令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	106
令和６年４月１日から 令和７年３月31日まで	104

平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	105
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	105
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	105
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	105
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	105
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	105
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	105
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	105
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	105
平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	104
平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	104
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	104
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	104
令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	104
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	104
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	104
令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	103

2　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第12号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の３第１項及び第４条の４第１項の規定に基づき、平成４年人事院公示第６号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第１

年齢階層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	5,799	14,597
20歳以上25歳未満	6,260	14,597
25歳以上30歳未満	6,874	16,191
30歳以上35歳未満	7,157	19,610
35歳以上40歳未満	7,534	22,499
40歳以上45歳未満	7,697	24,084
45歳以上50歳未満	8,007	26,238
50歳以上55歳未満	7,821	26,868
55歳以上60歳未満	7,536	27,949
60歳以上65歳未満	6,450	23,237
65歳以上70歳未満	4,400	17,755
70歳以上	4,400	14,597

改正前

別表第１

年齢階層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	5,499	13,975
20歳以上25歳未満	6,143	13,975
25歳以上30歳未満	6,703	15,237
30歳以上35歳未満	7,023	18,016
35歳以上40歳未満	7,326	20,864
40歳以上45歳未満	7,576	22,564
45歳以上50歳未満	7,766	23,666
50歳以上55歳未満	7,711	25,354
55歳以上60歳未満	7,348	26,187
60歳以上65歳未満	6,192	22,694
65歳以上70歳未満	4,200	17,484
70歳以上	4,200	13,975

2　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第13号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第17条の４第２項第２号並びに人事院規則16―０（職員の災害補償）第33条の２第１項及び第２項並びに第33条の11の規定に基づき、平成４年人事院公示第７号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第１

期間の区分	率（単位％）
平成２年10月１日から平成３年３月31日まで	136
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	130
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	126
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	121
平成６年４月１日から平成７年３月31日まで	118
平成７年４月１日から平成８年３月31日まで	116
平成８年４月１日から平成９年３月31日まで	114
平成９年４月１日から平成10年３月31日まで	112
平成10年４月１日から平成11年３月31日まで	110
平成11年４月１日から平成12年３月31日まで	108
平成12年４月１日から平成13年３月31日まで	106

改正前

別表第１

期間の区分	率（単位％）
平成２年10月１日から平成３年３月31日まで	131
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	126
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	121
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	117
平成６年４月１日から平成７年３月31日まで	114
平成７年４月１日から平成８年３月31日まで	112
平成８年４月１日から平成９年３月31日まで	110
平成９年４月１日から平成10年３月31日まで	108
平成10年４月１日から平成11年３月31日まで	106
平成11年４月１日から平成12年３月31日まで	104
平成12年４月１日から平成13年３月31日まで	102

平成13年４月１日から 平成14年３月31日まで	105
平成14年４月１日から 平成15年３月31日まで	105
平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	107
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	108
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	108
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	109
平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	109
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	108
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	108
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	109
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	109
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	109
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	109
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	109
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	109
平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	108

平成13年４月１日から 平成14年３月31日まで	101
平成14年４月１日から 平成15年３月31日まで	101
平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	103
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	104
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	105
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	105
平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	105
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	105
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	105
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	105
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	105
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	105
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	105
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	105
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	105
平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	105

平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	108
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	108
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	108
令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	108
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	108
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	108
令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	108
令和６年４月１日から 令和７年３月31日まで	106
令和７年４月１日から 令和８年３月31日まで	104

別表第２

期間の区分	率（単位％）
平成２年10月１日から 平成３年３月31日まで	130
平成３年４月１日から 平成４年３月31日まで	126
平成４年４月１日から 平成５年３月31日まで	121
平成５年４月１日から 平成６年３月31日まで	118
平成６年４月１日から 平成７年３月31日まで	116
平成７年４月１日から 平成８年３月31日まで	114

平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	104
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	104
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	104
令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	104
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	104
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	104
令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	104
令和６年４月１日から 令和７年３月31日まで	103

別表第２

期間の区分	率（単位％）
平成２年10月１日から 平成３年３月31日まで	126
平成３年４月１日から 平成４年３月31日まで	121
平成４年４月１日から 平成５年３月31日まで	117
平成５年４月１日から 平成６年３月31日まで	114
平成６年４月１日から 平成７年３月31日まで	112
平成７年４月１日から 平成８年３月31日まで	110

平成８年４月１日から 平成９年３月31日まで	112
平成９年４月１日から 平成10年３月31日まで	110
平成10年４月１日から 平成11年３月31日まで	108
平成11年４月１日から 平成12年３月31日まで	106
平成12年４月１日から 平成13年３月31日まで	105
平成13年４月１日から 平成14年３月31日まで	105
平成14年４月１日から 平成15年３月31日まで	107
平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	108
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	108
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	109
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	109
平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	108
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	108
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	109
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	109
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	109

平成８年４月１日から 平成９年３月31日まで	108
平成９年４月１日から 平成10年３月31日まで	106
平成10年４月１日から 平成11年３月31日まで	104
平成11年４月１日から 平成12年３月31日まで	102
平成12年４月１日から 平成13年３月31日まで	101
平成13年４月１日から 平成14年３月31日まで	101
平成14年４月１日から 平成15年３月31日まで	103
平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	104
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	105
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	105
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	105
平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	105
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	105
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	105
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	105
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	105

平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	109
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	109
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	109
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	108
平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	108
平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	108
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	108
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	108
令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	108
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	108
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	108
令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	106
令和６年４月１日から 令和７年３月31日まで	104
令和７年４月１日から 令和８年３月31日まで	100

平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	105
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	105
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	105
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	105
平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	104
平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	104
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	104
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	104
令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	104
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	104
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	104
令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	103
令和６年４月１日から 令和７年３月31日まで	100

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第14号

人事院は、人事院規則16―０（職員の災害補償）第18条第１項の規定に基づき、平成８年人事院公示第11号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　平均給与額の最低保障額は、4,400円とする。	１　平均給与額の最低保障額は、4,200円とする。
２・３　（略）	２・３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

令和８年度塩需給見通しの公表について

塩事業法（平成８年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき、令和８年度塩需給見通しを次のとおり策定したので、同条第５項の規定に基づき公表する。

令和８年３月31日　　財務大臣　片山さつき

令和８年度塩需給見通し

（単位：千トン）

用途別＼項目		生活用	業務用	ソーダ工業用	合計
需要見込数量（A）		105	(612) 1,674	6,281	8,059
期首在庫（B）		48	326	1,170	1,545
供給見込数量（C）		116	1,804	6,351	8,271
	うち国内産	89	748	—	837
	外国産	27	1,055	(32) 6,351	7,434
計（D）＝（B）＋（C）		164	2,130	7,522	9,816
期末在庫（D）－（A）		60	456	1,241	1,757

（注）

１．○「生活用」は、主に小売店を通じて販売され、家庭用及び飲食店等において使用されるものである。

○「業務用」は、食料品その他の物資の製造、融氷雪用等に使用されるもの（ソーダ工業用を除く。）である。

○「ソーダ工業用」は、かせいソーダ、ソーダ灰等の特定化学製品の製造に使用されるものである。

○需要見込数量の業務用欄の（　）内は、食料品製造業用の数量で内数である。

○供給見込数量のうち「外国産」は、輸入された塩及び輸入された塩をもとにして製造された塩の数量であり、ソーダ工業用欄の（　）内は副産塩の数量で内数である。

２．塩需給見通しは、塩事業法に基づく登録を受けた業者（製造・輸入・卸売）及び塩事業センターからの令和８年１月末時点の販売見込数量等の報告に基づき策定している。

３．単位未満四捨五入のため、不突合を生じる場合がある。

登録漁ろう操船講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十二条の四の規定に基づき次の漁ろう操船講習を登録したので、同法第二十三条において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

令和八年三月三十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録年月日　令和八年三月十三日

二　登録番号　第二号

三　登録漁ろう操船講習実施機関の名称　国立研究開発法人水産研究・教育機構　水産大学校

四　住所　山口県下関市永田本町二丁目七番一号
　代表者の氏名　藤井　徹生

五　登録漁ろう操船講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　国立研究開発法人水産研究・教育機構　水産大学校
　山口県下関市永田本町二丁目七番一号

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類	(二) 路線名	(三) 占用を制限する区域	備考
一般国道	八号	上越市茶屋ケ原字鳥が首九六四番三から同市茶屋ケ原字岩の原ぐろ一六六九番二まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月一日

(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類	(二) 路線名	(三) 占用を制限する区域	備考
一般国道	八号	糸魚川市押上無番地内 糸魚川市大字藤崎字樋ノ本一一九六番一地先から同市大字藤崎字滝ノ上九九九番一地先まで 糸魚川市大字能生字中山七五五〇番二九から同市大字能生字屋敷七一九六番まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月三十一日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 占用を制限する区域

区	備考
高岡市本郷一丁目三七五番九から同市本郷一丁目三二四番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を解除する。
令和８年３月31日　北陸地方整備局長　髙松　諭

1　解除する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道160号	石川県七尾市川原町18番から石川県七尾市大田町参２番まで

2　解除する期日　令和８年３月31日24時

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり解除する。
令和８年３月31日　北陸地方整備局長　髙松　諭

1　解除する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道160号	石川県七尾市川原町18番から同市大田町参２番まで

2　解除する期日　令和８年３月31日24時

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり解除する。
令和８年３月31日　北陸地方整備局長　髙松　諭

1　解除する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道160号	石川県七尾市川原町18番から同市大泊町城外27番３まで

2　解除する期日　令和８年３月31日24時

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月三十一日　中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百五十五号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
瀬戸市山口町地内	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月三十一日　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百六十五号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
大和高田市大字神楽六五番一から同市大字神楽一一〇番四まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月二十一日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

中国地方整備局公示

江の川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十五条の四第一項第三号の規定に基づく平成六年十月十一日付け中国地方建設局公示の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から施行する。

その関係図面は、中国地方整備局、同局浜田河川国道事務所及び同局三次河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

次の図面（第五号図）の緑色で着色した部分に該当する土地の区域（図面省略）を廃止する。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
安芸高田市吉田町常友字祖利田郷四七五番一から同市吉田町常友字宮之沖六三九番一まで三次市粟屋町三二四一番一五から同市粟屋町三二四一番七まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年三月三十一日

(七)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
高知県高岡郡四万十町替坂本字柿ノ木窪一五〇番一から同町替坂本字柿ノ木窪六三番一まで	
高知県高岡郡四万十町東大奈路字源太夫谷五一九番一から同町東大奈路字丸山五一三番一まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年三月三十一日

(七)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
高知県吾川郡仁淀川町崎ノ山字ホリタ一〇一番三から同町崎ノ山字ホリタ一番まで	
高知県吾川郡仁淀川町竹屋敷字イツホンキ七四番一から同町竹屋敷字イツホンキ七五番一まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年三月三十一日

(七)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十二号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
三豊市財田町財田上字柳谷六四二二番五八から同市財田町財田上字柳谷六四二二番四まで	
三豊市財田町財田上字平地六七八六番一地内	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十一号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
さぬき市志度字赤馬崎一八九六番八から同市志度字赤馬崎一八九六番六まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十三号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神甲八一〇番から同町東明神甲一一四四番一地先まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
曽於市末吉町深川字寺山原三六六九番五から同市末吉町深川字中崎入口三六〇二番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

九州地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、九州地方整備局及び同局遠賀川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和８年３月31日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

1　河川の名称
①遠賀川水系遠賀川
②遠賀川水系遠賀川
③遠賀川水系笹尾川
2　廃川敷地等が生じた年月日　令和８年３月31日
3　廃川敷地等の位置
①福岡県遠賀郡遠賀町大字老良字砧522番２及び道県同郡同町大字老良字砧523番２及び同県同郡同町大字老良1011番４及び同県同郡同町大字老良1114番２及び同県同郡同町大字老良1115番７及び同県同郡同町大字老良1200番２
②福岡県中間市大字下大隈2304番２
③福岡県中間市土手ノ内一丁目2312番５及び同県同市土手ノ内一丁目2312番６及び同県同市土手ノ内一丁目2312番７
4　廃川敷地等の種類及び数量
①土地1195.85平方メートル
②土地24.14平方メートル
③土地92.97平方メートル

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
曽於市末吉町深川字寺山原三六六九番五から同市末吉町深川字中崎入口三六〇二番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

北海道開発局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道開発局及び同局釧路開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和８年３月31日　北海道開発局長　遠藤　達哉

１　河川の名称　釧路川水系新釧路川

２　河川管理施設の名称又は種類　河川管理用光ファイバケーブルの芯線及びそれに付属するクロージャの部分

３　河川管理施設の位置

河川の名称	位置
釧路川水系新釧路川	釧路市愛国（新釧路川ＫＰ2.9）から釧路郡釧路町トリトウシ原野（新釧路川ＫＰ8.5）まで

４　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　釧路市公営企業管理者　齋藤　優治

住所　釧路市愛国西４丁目９番25号

５　管理の内容　河川管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び釧路川水系新釧路川河川管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

６　管理の期間　令和８年４月１日から本協定の存続する日まで

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和８年３月31日　近畿運輸局長　服部　真樹

記

（単位地域の名称）

和歌山県

（登録実施機関の名称）

和歌山県ハイヤー・タクシー運転者登録センター

（登録実施機関の住所）

和歌山県和歌山市松島222番地

（変更前の登録実施機関の代表者名）

小倉　伸方

（変更後の登録実施機関の代表者名）

原　　克治

（登録事務等を行う事務所の名称）

本部事務所

（登録事務等を行う事務所の所在地）

和歌山県和歌山市松島222番地

（登録番号）

和歌山県－２番

（変更年月日）

令和８年４月１日

労　　働

最低工賃の改正決定に関する公示

岩手労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、岩手県既製洋服製造業最低工賃（令和４年岩手労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月31日　岩手労働局長　白石　好春

岩手県既製洋服製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　岩手県の区域内で女子・男子既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

⑴　女子既製洋服製造業に係るまとめの業務　次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工　程	規　　格	金　　額			
		単　　位	ワンピース又はブラウス	ジャケット又はコート	スカート又はスラックス
見返し端まつり（千鳥）	針目が３㎝間隔に６針以上	１か所につき		12円	
星入れ	針目が３㎝間隔に３針以上	10㎝につき	17円	17円	
裾まつり	針目が３㎝間隔に４針以上	10㎝につき	11円	11円	10円
スナップ付け	スナップの大きさ共通	１組につき	24円	24円	24円
かぎホック付け	ウエスト用	１組につき			22円
	ウエスト用以外	１組につき	24円	24円	24円
玉縁ボタンホール	見返しまつり3.5㎝以内	１個につき	16円	16円	
かんぬき止め	スリット、箱ポケット	１か所につき	７円		
ボタン付け	根巻きなし	１個につき	９円	12円	８円
	根巻きあり	１個につき	11円	13円	10円
	力ボタン付き、根巻きあり	１個につき	13円	14円	13円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ共通	１か所につき	７円	７円	７円
ベント止め	×印しつけ止め	１か所につき	８円	８円	８円
セッパ止め	３針以上	１か所につき	４円	４円	４円

プリーツしつけ	×印しつけ止め	１か所につき	８円	８円	８円
肩パット付け		１組につき	33円	33円	
糸くず取り		１枚につき	27円	27円	18円

⑵　男子既製洋服製造業に係るまとめの業務　次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工　程	規　　格	金　　額		
		単　　位	背広上衣、ジャケット又はコート	ズボン
上襟付けまつり	針目が３㎝間隔に６針以上	１枚（30㎝）につき	45円	
下襟からげまつり	針目が３㎝間隔に６針以上	１枚（10㎝）につき	30円	
袖付け裏まつり	針目が３㎝間隔に９針以上	１枚（60㎝×２）につき	187円	
袖口裏まつり	針目が３㎝間隔に９針以上	１枚（32㎝×２）につき	80円	
前裏裾まつり	針目が３㎝間隔に５針以上	１枚（30㎝×２）につき	69円	
見返し奥星入れ	針目が３㎝間隔に４針以上	１枚（70㎝×２）につき	175円	
見返し７㎜星入れ	針目が３㎝間隔に４針以上	１枚（45㎝×２）につき	107円	
背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ１㎝	１枚につき	16円	
ベントまつり	針目が３㎝間隔に６針以上	10㎝につき	21円	
ベント止め	２本糸で×印しつけ止め	１か所につき	11円	
ボタン付け	大ボタン（４つ穴）、根巻きあり	１個につき	17円	
	中ボタン（４つ穴）、根巻きあり	１個につき	13円	
	小ボタン（４つ穴）、根巻きなし	１個につき	11円	
	小ボタン、糸足つき根巻きあり	１個につき		13円
腰裏後端まつり	針目が３㎝間隔に10針以上	１本につき		12円
前立てまつり	針目が３㎝間隔に６針以上	１本につき		15円
天ぐ裏まつり		１本につき		15円
シックまつり		１本につき		28円
小股千鳥		１本につき		17円
内股千鳥		１本につき		21円
尻縫目千鳥		１本につき		16円
糸くず取り		１枚につき	34円	30円

４　効力発生の日　令和８年６月１日

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月31日　　国土交通大臣　金子　恭之

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	令和７年	宇都宮	13―2	赤城山	調製・多色・桭判
〃	〃	〃	甲府	15―4	信濃大河原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高山	8―3	乗鞍岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高山	8―4	野麦	〃　〃　〃
〃	〃	〃	飯田	2―2	赤穂	〃　〃　〃
〃	〃	〃	飯田	2―4	空木岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	3―3	中宮温泉	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	5―2	越前朝日	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	8―1	北方	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	8―4	大垣	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	11―2	横山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	12―3	虎御前山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	13―3	織田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	16―3	海津	〃　〃　〃
〃	〃	〃	名古屋	9―4	高宮	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　令和８年４月１日

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和八年三月十二日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和八年三月三十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

測量及び調査を行った者の名称	申請を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
北陸地方整備局長岡国道事務所	北陸地方整備局長	一般国道８号柏崎バイパス事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	新潟県柏崎市大字土合の一部
兵庫県	兵庫県知事	農地整備事業（経営体育成型）岩見構下地区　確定測量図及び換地計画書	兵庫県揖保郡太子町大字岩見構、福地及び吉福の各一部
北陸地方整備局長岡国道事務所	北陸地方整備局長	一般国道８号柏崎バイパス事業（長崎地区）の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	新潟県柏崎市大字長崎の一部
舞鶴市	舞鶴市長	福来市民交流センター用地測量・登記業務に伴い作成した用地実測図及び調査簿	京都府舞鶴市字福来の一部
京都市	京都市長	京都府京都市左京区松ケ崎大谷17番ほか　実測図及び調査簿	京都府京都市左京区松ケ崎大谷17番ほか
奈良県	奈良県知事	桜井市上之庄地区　県有資産有効活用事業　上之庄３27番境界確定測量図及び調査簿	奈良県桜井市上之庄の１部
岸和田市	岸和田市長	岸和田市山直中町・神於町地区確定測量図及び調査簿	岸和田市山直中町・神於町地区
岸和田市	岸和田市長	岸和田市神須屋町地区確定測量図及び調査簿	岸和田市神須屋町地区の１部
宮城県	宮城県知事	日向地区　農地中間管理機構関連農地整備事業　確定図及び調査簿	宮城県仙台市青葉区大倉の一部
川口市	川口市長	南平地区　十二月田小学校・中学校改築工事に伴う測量図及び調査簿	埼玉県川口市朝日町一丁目の一部
宮城県	宮城県知事	南三陸地区田表工区　農山漁村地域復興基盤総合整備事業　土地所在図及び調査簿	宮城県本吉郡南三陸町歌津字田表の一部、白山の一部
宮城県	宮城県知事	奥松島地区洲崎・東名工区農山漁村地域復興基盤総合整備事業　確定図及び調査簿	宮城県東松島市大塚の１部、野蒜の一部
宮城県	宮城県知事	奥松島地区宮戸Ｂ工区農山漁村地域復興基盤総合整備事業　確定図及び調査簿	宮城県東松島市宮戸の１部
群馬県	群馬県知事	農地中間管理機構関連農地整備事業　下江黒地区　確定測量図及び調査簿	群馬県邑楽郡明和町下江黒、斗合田の各一部
宮城県	宮城県知事	岩沼地区第４分区　農山漁村地域復興基盤総合整備事業　確定図及び調査簿	宮城県岩沼市下野郷の一部、押分の一部、早股の一部、寺島の一部
舞鶴市土地開発公社	舞鶴市長	舞鶴市字倉谷地区　旧資生堂跡地用地測量業務に伴い作成した用地実測図及び調査簿	京都府舞鶴市字倉谷の一部
八幡市	八幡市長	京都府八幡市地籍図　八幡市橋本地区調査簿	京都府八幡市橋本焼野の一部、橋本中ノ町の一部、橋本堂ケ原の一部
岸和田市	岸和田市長	岸和田市土生町地区確定測量図及び調査簿	大阪府岸和田市土生町地区の一部

資　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和７年度の令和８年１月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和８年３月31日

財　務　省

１　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科　目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合 %
租税及印紙収入	80,698,000,000	7,430,391,330	26,276,520,619	33,706,911,950	△ 46,991,088,049	41.7
租税	79,668,000,000	7,356,325,362	25,671,921,180	33,028,246,543	△ 46,639,753,456	41.4
所得税	24,659,000,000	1,246,496,997	11,073,423,754	12,319,920,752	△ 12,339,079,247	49.9
法人税	19,596,000,000	3,623,289,648	2,569,718,543	6,193,008,191	△ 13,402,991,808	31.6
相続税	3,693,000,000	294,650,247	1,561,501,651	1,856,151,899	△ 1,836,848,101	50.2
消費税	25,543,000,000	1,942,817,909	7,656,753,322	9,599,571,231	△ 15,943,428,768	37.5
酒税	1,112,000,000	9,538,412	479,090,461	488,628,874	△ 623,371,125	43.9
たばこ税	953,000,000	14,805,442	474,866,323	489,671,766	△ 463,328,233	51.3
揮発油税	1,800,000,000	82,784,631	766,460,153	849,244,785	△ 950,755,214	47.1
石油ガス税	4,000,000	277,297	1,780,046	2,057,344	△ 1,942,655	51.4
航空機燃料税	40,000,000	1,165,478	20,183,840	21,349,318	△ 18,650,681	53.3
石油石炭税	601,000,000	38,358,894	224,479,051	262,837,945	△ 338,162,054	43.7
電源開発促進税	307,000,000	7,174,099	155,758,841	162,932,940	△ 144,067,059	53.0
自動車重量税	407,000,000	32,938,430	198,243,298	231,181,729	△ 175,818,270	56.8
国際観光旅客税	49,000,000	3,965,725	24,572,889	28,538,614	△ 20,461,385	58.2
関税	895,000,000	57,334,338	459,843,649	517,177,987	△ 377,822,012	57.7
とん税	9,000,000	727,808	5,244,721	5,972,529	△ 3,027,470	66.3
地価税	—	—	631	631	631	—
印紙収入	1,030,000,000	74,065,967	604,599,439	678,665,406	△ 351,334,593	65.8

官業益金及官業収入						
官業収入	51,779,865	3,692,328	43,401,560	47,093,889	△ 4,685,975	90.9
政府資産整理収入	293,761,786	4,944,135	190,245,621	195,189,757	△ 98,572,028	66.4
国有財産処分収入	33,515,978	1,680,391	24,140,938	25,821,330	△ 7,694,647	77.0
回収金等収入	260,245,808	3,263,744	166,104,682	169,368,426	△ 90,877,381	65.0
雑収入	9,401,725,134	115,404,900	6,516,500,935	6,631,905,835	△ 2,769,819,298	70.5
国有財産利用収入	124,681,532	6,825,953	105,035,314	111,861,267	△ 12,820,264	89.7
納付金	1,445,326,205	39,051,012	418,862,911	457,913,923	△ 987,412,281	31.6
諸収入	7,831,717,397	69,527,933	5,992,602,710	6,062,130,644	△ 1,769,586,752	77.4
公債金						
公債金	40,343,072,460	7,601,000,048	17,982,372,222	25,583,372,270	△ 14,759,700,189	63.4
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	2,712,880,582	—	12,956,879,858	12,956,879,858	10,243,999,276	477.6
合計	133,501,219,827	15,155,432,742	63,965,920,819	79,121,353,561	△ 54,379,866,265	59.2

(2) 歳出

単位　千円（千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額 本月分	支出済歳出額 前月までの累計	支出済歳出額 計	歳出予算残額	支出歩合
						%
皇室費	13,482,067	635,409	7,824,336	8,459,746	5,022,321	62.7
国会	147,414,817	10,477,324	94,502,406	104,979,731	42,435,085	71.2
裁判所	387,286,639	22,096,441	242,190,900	264,287,342	122,999,297	68.2
会計検査院	17,780,424	1,063,450	12,211,607	13,275,058	4,505,365	74.6
内閣	249,790,640	5,978,763	67,325,290	73,304,053	176,486,586	29.3
内閣府	7,749,477,209	197,612,086	2,684,614,253	2,882,226,339	4,867,250,869	37.1
デジタル庁	333,587,892	6,625,175	70,336,102	76,961,278	256,626,614	23.0
総務省	22,853,723,835	304,342,942	21,467,247,326	21,771,590,268	1,082,133,566	95.2
法務省	994,774,215	60,330,070	609,649,553	669,979,623	324,794,591	67.3
外務省	1,069,211,788	66,862,191	596,125,216	662,987,407	406,224,381	62.0
財務省	31,572,672,348	1,988,415,006	20,264,535,057	22,252,950,063	9,319,722,285	70.4
文部科学省	8,473,513,417	867,034,799	4,551,166,921	5,418,201,720	3,055,311,696	63.9
厚生労働省	37,377,319,267	1,163,823,807	26,758,057,284	27,921,881,092	9,455,438,175	74.7
農林水産省	4,256,850,518	285,245,502	1,350,028,942	1,635,274,445	2,621,576,073	38.4
経済産業省	3,926,310,119	811,144,796	743,432,325	1,554,577,122	2,371,732,997	39.5
国土交通省	12,942,011,635	331,768,586	2,281,087,088	2,612,855,674	10,329,155,961	20.1
環境省	860,785,458	85,533,569	164,537,230	250,070,800	610,714,658	29.0
防衛省	10,518,493,550	634,747,517	5,168,049,220	5,802,796,738	4,715,696,811	55.1
合計	143,744,485,847	6,843,737,442	87,132,921,065	93,976,658,508	49,767,827,338	65.3

2 特別会計

単位　千円（千円未満切捨）

会計名	歳入予算額又は歳出予算現額	収納済歳入額又は支出済歳出額 本月分	収納済歳入額又は支出済歳出額 前月までの累計	収納済歳入額又は支出済歳出額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）又は歳出予算残額	収入歩合又は支出歩合
交付税及び譲与税配付金						%
歳入	53,112,630,257	5,017,525,694	37,166,681,648	42,184,207,343	△ 10,928,422,913	79.4
歳出	52,917,104,598	13,272,426	49,846,719,212	49,859,991,638	3,057,112,959	94.2
地震再保険						
歳入	117,427,430	6,127,142	83,243,705	89,370,847	△ 28,056,582	76.1
歳出	117,427,430	155,747	1,899,328	2,055,076	115,372,353	1.7
国債整理基金						
歳入	220,716,411,758	9,415,530,416	182,789,333,870	192,204,864,287	△ 28,511,547,470	87.0
歳出	223,802,235,688	7,470,683,391	165,906,666,925	173,377,350,317	50,424,885,370	77.4
外国為替資金						
歳入	4,942,991,669	285,868	1,302,142,894	1,302,428,763	△ 3,640,562,905	26.3
歳出	1,545,794,724	49,270,735	472,596,861	521,867,597	1,023,927,126	33.7
財政投融資						
財政融資資金勘定						
歳入	23,436,397,274	41,256,707	20,150,398,556	20,191,655,263	△ 3,244,742,010	86.1
歳出	23,436,397,274	7,641,257	20,256,948,235	20,264,589,493	3,171,807,780	86.4
投資勘定						
歳入	982,170,202	146,695	845,091,573	845,238,269	△ 136,931,932	86.0
歳出	1,021,170,202	60,388,052	272,922,454	333,310,507	687,859,694	32.6
特定国有財産整備勘定						
歳入	40,439,908	39	29,649,792	29,649,832	△ 10,790,075	73.3
歳出	5,380,687	7,751	1,967,270	1,975,022	3,405,664	36.7
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定						
歳入	3,802,269,093	430,136,985	1,915,588,643	2,345,725,628	△ 1,456,543,464	61.6
歳出	4,555,091,579	273,637,748	2,186,134,071	2,459,771,819	2,095,319,759	54.0
電源開発促進勘定						
歳入	507,690,758	157,291,187	168,436,590	325,727,778	△ 181,962,979	64.1
歳出	560,015,075	35,755,884	118,570,628	154,326,512	405,688,562	27.5
原子力損害賠償支援勘定						
歳入	12,169,336,286	903,151,647	6,290,190,155	7,193,341,802	△ 4,975,994,483	59.1
歳出	12,169,336,286	749,899,712	6,290,077,815	7,039,977,527	5,129,358,758	57.8
先端半導体・人工知能関連技術勘定						
歳入	585,287,619	140,583,489	332,800,000	473,383,489	△ 111,904,130	80.8
歳出	585,287,619	—	301,000,000	301,000,000	284,287,619	51.4
労働保険						
労災勘定						
歳入	1,260,215,646	134,752,710	822,375,011	957,127,722	△ 303,087,923	75.9
歳出	1,107,811,516	64,256,861	792,429,017	856,685,879	251,125,637	77.3
雇用勘定						
歳入	2,394,700,619	355,709,590	1,365,257,682	1,720,967,272	△ 673,733,346	71.8
歳出	2,197,095,893	159,070,809	1,441,228,990	1,600,299,799	596,796,093	72.8
徴収勘定						
歳入	4,257,725,436	301,111,254	3,200,943,469	3,502,054,723	△ 755,670,712	82.2
歳出	4,257,787,169	625,273,052	2,384,216,798	3,009,489,851	1,248,297,318	70.6
年金						
基礎年金勘定						
歳入	28,557,395,255	1,988,623	23,722,057,452	23,724,046,076	△ 4,833,349,178	83.0
歳出	28,557,395,255	715,838,219	21,139,627,865	21,855,466,085	6,701,929,169	76.5
国民年金勘定						
歳入	4,312,450,059	78,105,876	3,372,338,573	3,450,444,449	△ 862,005,609	80.0
歳出	4,312,450,059	9,340,548	3,588,599,336	3,597,939,884	714,510,174	83.4

厚生年金勘定						
歳入	52,432,946,234	3,010,456,525	37,338,121,439	40,348,577,965	△ 12,084,368,268	76.9
歳出	52,432,946,234	277,737,375	42,534,042,239	42,811,779,614	9,621,166,619	81.6
健康勘定						
歳入	13,768,540,281	954,894,626	8,728,298,384	9,683,193,011	△ 4,085,347,269	70.3
歳出	13,768,540,281	921,871,196	10,080,026,036	11,001,897,232	2,766,643,048	79.9
業務勘定						
歳入	1,247,034,313	92,872,017	914,820,378	1,007,692,396	△ 239,341,916	80.8
歳出	1,247,034,313	85,711,606	729,964,420	815,676,027	431,358,285	65.4
子ども・子育て支援						
子ども・子育て支援勘定						
歳入	4,818,001,025	63,957,905	3,810,995,285	3,874,953,191	△ 943,047,833	80.4
歳出	4,905,721,821	76,646,783	3,214,775,114	3,291,421,897	1,614,299,924	67.0
育児休業等給付勘定						
歳入	1,068,697,363	140,426,810	641,204,688	781,631,498	△ 287,065,864	73.1
歳出	1,068,697,363	84,278,331	623,770,832	708,049,164	360,648,198	66.2
食料安定供給						
農業経営安定勘定						
歳入	247,250,231	759,456	255,847,259	256,606,715	9,356,484	103.7
歳出	247,250,231	852,484	161,881,587	162,734,072	84,516,158	65.8
食糧管理勘定						
歳入	922,420,785	87,739,809	532,457,165	620,196,974	△ 302,223,810	67.2
歳出	934,775,795	32,455,247	448,536,701	480,991,949	453,783,846	51.4
農業再保険勘定						
歳入	100,836,552	1,648,032	47,983,471	49,631,503	△ 51,205,048	49.2
歳出	96,721,563	2,812,855	39,421,821	42,234,677	54,486,885	43.6
漁船再保険勘定						
歳入	7,894,751	502,153	5,969,624	6,471,777	△ 1,422,973	81.9
歳出	6,878,861	542,349	2,685,650	3,227,999	3,650,861	46.9
漁業共済保険勘定						
歳入	27,044,253	100,000	8,654,086	8,754,086	△ 18,290,166	32.3
歳出	11,501,201	231,320	7,932,522	8,163,842	3,337,358	70.9
業務勘定						
歳入	24,005,361	1,005,695	7,126,457	8,132,152	△ 15,873,208	33.8
歳出	24,028,791	957,118	7,086,354	8,043,473	15,985,317	33.4
国営土地改良事業勘定						
歳入	8,413,420	62,758	2,494,538	2,557,296	△ 5,856,123	30.3
歳出	9,191,885	31,848	1,510,783	1,542,632	7,649,253	16.7
国有林野事業債務管理						
歳入	334,314,124	—	237,990,088	237,990,088	△ 96,324,035	71.1
歳出	334,314,124	—	237,990,088	237,990,088	96,324,035	71.1
特許						
歳入	262,683,987	12,753,241	243,518,933	256,272,175	△ 6,411,811	97.5
歳出	154,677,660	14,885,726	85,054,574	99,940,301	54,737,358	64.6
自動車安全						
自動車事故対策勘定						
歳入	656,227,851	988,505	82,331,325	83,319,830	△ 572,908,020	12.6
歳出	34,274,104	401,777	15,720,413	16,122,190	18,151,914	47.0
自動車検査登録勘定						
歳入	45,049,850	2,710,103	34,883,051	37,593,155	△ 7,456,694	83.4
歳出	44,491,031	2,785,792	17,244,603	20,030,396	24,460,634	45.0
空港整備勘定						
歳入	395,248,271	16,784,591	387,965,144	404,749,735	9,501,464	102.4
歳出	500,554,560	19,773,903	173,657,376	193,431,279	307,123,281	38.6
東日本大震災復興						
歳入	767,546,621	51,146,763	522,171,636	573,318,400	△ 194,228,220	74.6
歳出	830,140,064	12,398,725	179,473,886	191,872,611	638,267,452	23.1

（参考）　沖縄振興開発金融公庫等収入支出状況調

単位　千円（千円未満切捨）

機関名	収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額 本月分	前月までの累計	計	収入予算額と収入済額との差（△は減）又は支出予算残額	収入歩合又は支出歩合
						%
沖縄振興開発金融公庫						
収入	13,976,035	676,276	6,574,499	7,250,776	△ 6,725,258	51.8
支出	11,936,279	505,566	7,108,443	7,614,009	4,322,269	63.7
株式会社日本政策金融公庫						
国民一般向け業務						
収入	202,077,485	14,654,935	109,921,925	124,576,860	△ 77,500,624	61.6
支出	127,950,234	10,344,919	69,344,910	79,689,829	48,260,404	62.2
農林水産業者向け業務						
収入	55,428,254	1,156,702	35,294,718	36,451,421	△ 18,976,832	65.7
支出	54,394,934	1,965,509	25,433,782	27,399,292	26,995,641	50.3
中小企業者向け業務						
収入	146,213,116	7,265,604	74,793,315	82,058,919	△ 64,154,196	56.1
支出	65,160,091	2,958,551	29,422,141	32,380,692	32,779,398	49.6
信用保険等業務						
収入	289,927,847	28,644,819	184,326,174	212,970,993	△ 76,956,853	73.4
支出	878,752,235	34,707,905	336,359,201	371,067,106	507,685,128	42.2
危機対応円滑化業務						
収入	12,842,017	280,078	8,314,436	8,594,514	△ 4,247,502	66.9
支出	55,522,275	1,343,710	15,427,417	16,771,128	38,751,146	30.2
特定事業等促進円滑化業務						
収入	5,964,969	168,734	348,397	517,132	△ 5,447,836	8.6
支出	5,964,967	175,001	339,118	514,119	5,450,847	8.6
株式会社国際協力銀行						
収入	1,973,709,011	103,977,412	828,208,879	932,186,291	△ 1,041,522,719	47.2
支出	1,913,109,085	114,047,821	761,653,097	875,700,919	1,037,408,165	45.7
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門						
収入	170,455,297	15,248,759	129,517,264	144,766,024	△ 25,689,272	84.9
支出	223,578,281	6,450,344	113,719,927	120,170,272	103,408,008	53.7

(注)　本表は、各機関からの通知により記載したものである。